

令和3年第1回定例会会議録

令和3年第1回菊池市議会定例会会期日程表（会期26日間）

月 日	曜日	区 分	日 程
2月22日	月	本会議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明
2月23日	火	休 会	(市の休日)
2月24日	水	休 会	議案調査
2月25日	木	休 会	議案調査
2月26日	金	本会議 委員会	質疑・委員会付託 予算決算常任委員会
2月27日	土	休 会	(市の休日)
2月28日	日	休 会	(市の休日)
3月 1日	月	本会議	一般質問
3月 2日	火	本会議	一般質問
3月 3日	水	本会議	一般質問
3月 4日	木	休 会	議案調査
3月 5日	金	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 6日	土	休 会	(市の休日)
3月 7日	日	休 会	(市の休日)
3月 8日	月	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月 9日	火	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月10日	水	委員会	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月11日	木	休 会	議事整理
3月12日	金	休 会	議事整理
3月13日	土	休 会	(市の休日)
3月14日	日	休 会	(市の休日)
3月15日	月	休 会	議事整理
3月16日	火	委員会	予算決算常任委員会
3月17日	水	休 会	議事整理
3月18日	木	休 会	議事整理
3月19日	金	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣言

令和3年 第1回菊池市議会定例会会議録（目次）

2月22日（月曜日） 本会議		頁
1. 議事日程第1号	19	
2. 本日の会議に付した事件	21	
3. 出席議員氏名	23	
4. 欠席議員氏名	23	
5. 説明のため出席した者の職氏名	23	
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	24	
7. 事務局職員出席者	24	
8. 開 会	25	
9. 開 議	25	
10. 日程第1 会議録署名議員の指名	25	
11. 日程第2 会期の決定	25	
12. 日程第3 議事第3号から議案第34号まで一括上程・説明	26	
13. 日程第4 報告第1号から報告第4号まで一括上程・報告・質疑	39	
14. 日程第5 請願第1号 上程	42	
15. 日程通告 散会	42	
2月23日（火曜日） 休 会		
2月24日（水曜日） 休 会		
2月25日（木曜日） 休 会		
2月26日（金曜日） 本会議		頁
1. 議事日程第2号	45	
2. 本日の会議に付した事件	45	
3. 出席議員氏名	45	
4. 欠席議員氏名	46	
5. 説明のため出席した者の職氏名	46	
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	46	
7. 事務局職員出席者	46	
8. 開 議	47	
9. 日程第1 質疑	47	
10. 日程第2 委員会付託	52	

11. 日程通告 散会	55
-------------	----

2月27日(土曜日) 休 会

2月28日(日曜日) 休 会

3月 1 日(月曜日) 本会議 頁

1. 議事日程第3号	59
2. 本日の会議に付した事件	59
3. 出席議員氏名	59
4. 欠席議員氏名	59
5. 説明のため出席した者の職氏名	60
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	60
7. 事務局職員出席者	60
8. 開 議	61
9. 日程第1 一般質問	61
(1) 城 典臣君質問	61
「新型コロナウイルスワクチン接種対策について」	61
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	62
城 典臣君質問	62
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	63
城 典臣君質問	63
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	63
城 典臣君質問	64
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	64
城 典臣君質問	64
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	65
城 典臣君質問	65
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	66
城 典臣君質問	66
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	66
城 典臣君質問	66
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	67
城 典臣君質問	67
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	67

城 典臣君質問	67
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	68
城 典臣君質問	69
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	69
休 憩	69
開 議	69
城 典臣君質問	69
○市長 江頭 実君答弁	70
(2) 城 典臣君質問	70
「新型コロナウイルス感染リスクにより、教育環境はどのようになっ	
ているか」	70
○教育部長 木下徳幸君答弁	71
城 典臣君質問	72
○教育部長 木下徳幸君答弁	72
城 典臣君質問	72
○教育長 渡邊和博君答弁	72
(3) 城 典臣君質問	73
「SDGs 自動販売機について」	73
○市民環境部長 笹本義臣君答弁	73
城 典臣君質問	74
○市民環境部長 笹本義臣君答弁	75
休 憩	75
開 議	75
(1) 緒方哲郎君質問	76
「市内小学校における不祥事について」	76
○教育部長 木下徳幸君答弁	77
緒方哲郎君質問	78
○教育部長 木下徳幸君答弁	78
緒方哲郎君質問	79
○教育部長 木下徳幸君答弁	79
緒方哲郎君質問	80
○教育部長 木下徳幸君答弁	81
緒方哲郎君質問	81
○教育部長 木下徳幸君答弁	81

緒方哲郎君質問	82
○教育部長 木下徳幸君答弁	83
緒方哲郎君質問	83
○教育部長 木下徳幸君答弁	84
緒方哲郎君質問	84
○教育長 渡邊和博君答弁	84
休憩	85
開議	86
(2) 緒方哲郎君質問	86
「新型コロナウイルスワクチン接種について」	86
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	86
緒方哲郎君質問	87
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	87
緒方哲郎君質問	88
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	88
(3) 緒方哲郎君質問	88
「コロナ禍における小中学校の学校行事について」	89
○教育部長 木下徳幸君答弁	89
昼食休憩	90
開議	90
(1) 泉田栄一郎君質問	90
「新型コロナウイルス感染症対策について」	90
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	91
泉田栄一郎君質問	92
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	92
泉田栄一郎君質問	92
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	93
(2) 泉田栄一郎君質問	93
「乳幼児の視力検査について」	93
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	94
休憩	95
開議	95
(1) 坂本道博君質問	95
「新型コロナウイルスワクチン接種について」	96

○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	97
坂本道博君質問	98
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	98
坂本道博君質問	98
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	99
坂本道博君質問	99
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	99
坂本道博君質問	100
○市長 江頭 実君答弁	100
10. 日程通告 散会	101

3月2日(火曜日) 本会議	頁
1. 議事日程第4号	105
2. 本日の会議に付した事件	105
3. 出席議員氏名	105
4. 欠席議員氏名	105
5. 説明のため出席した者の職氏名	106
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	106
7. 事務局職員出席者	106
8. 開 議	107
9. 日程第1 一般質問	107
(1) 平 直樹君質問	107
「コロナ禍における市政運営について」	107
○総務部長 上田敏雄君答弁	108
平 直樹君質問	108
○総務部長 上田敏雄君答弁	109
平 直樹君質問	109
○総務部長 上田敏雄君答弁	110
平 直樹君質問	110
○市長 江頭 実君答弁	111
(2) 平 直樹君質問	111
「病児・病後児保育について」	111
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	112
平 直樹君質問	113

○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	113
平 直樹君質問	113
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	113
(3) 平 直樹君質問	114
「ごみ袋について」	114
○市民環境部長 笹本義臣君答弁	114
平 直樹君質問	114
○市民環境部長 笹本義臣君答弁	115
平 直樹君質問	115
○市民環境部長 笹本義臣君答弁	115
平 直樹君質問	116
○市民環境部長 笹本義臣君答弁	116
休 憩	117
開 議	117
(1) 田中教之君質問	117
「子どもの事故予防について」	117
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	118
田中教之君質問	119
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	119
田中教之君質問	120
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	120
田中教之君質問	121
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	121
(2) 田中教之君質問	122
「中山間地の活性化について」	122
○経済部長 清水 登君答弁	123
田中教之君質問	123
○経済部長 清水 登君答弁	125
○建設部長 中村喜範君答弁	125
田中教之君質問	126
○市長 江頭 実君答弁	127
昼食休憩	129
開 議	129
(1) 猿渡美智子さん質問	129

「子どもの貧困対策について」	129
○教育部長 木下徳幸君答弁	130
猿渡美智子さん質問	131
○教育部長 木下徳幸君答弁	131
猿渡美智子さん質問	132
○教育部長 木下徳幸君答弁	133
猿渡美智子さん質問	133
○教育部長 木下徳幸君答弁	135
休憩	135
開議	135
(2) 猿渡美智子さん質問	136
「GIGAスクール構想について」	136
○教育部長 木下徳幸君答弁	136
猿渡美智子さん質問	137
○教育部長 木下徳幸君答弁	137
猿渡美智子さん質問	138
○教育部長 木下徳幸君答弁	138
猿渡美智子さん質問	139
○教育部長 木下徳幸君答弁	140
休憩	141
開議	141
(1) 東 奈津子さん質問	141
「新型コロナウイルス感染症対策について」	141
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	142
○経済部長 清水 登君答弁	142
東 奈津子さん質問	143
○経済部長 清水 登君答弁	145
東 奈津子さん質問	145
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	146
東 奈津子さん質問	146
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	147
休憩	149
開議	149
(2) 東 奈津子さん質問	149

「「災害弱者」の避難について」	149
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	149
東 奈津子さん質問	150
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	151
10. 日程通告 散会	152

3月3日（水曜日） 本会議 **頁**

1. 議事日程第5号	155
2. 本日の会議に付した事件	155
3. 出席議員氏名	155
4. 欠席議員氏名	156
5. 説明のため出席した者の職氏名	156
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名	156
7. 事務局職員出席者	157
8. 開 議	158
9. 日程第1 一般質問	158
(1) 福島英徳君質問	158
「新型コロナウイルス感染症の関係予算について」	158
○総務部長 上田敏雄君答弁	158
福島英徳君質問	158
○総務部長 上田敏雄君答弁	159
福島英徳君質問	160
○総務部長 上田敏雄君答弁	160
福島英徳君質問	160
○総務部長 上田敏雄君答弁	160
福島英徳君質問	161
○総務部長 上田敏雄君答弁	161
福島英徳君質問	161
○総務部長 上田敏雄君答弁	161
○市長 江頭 実君答弁	162
福島英徳君質問	162
○総務部長 上田敏雄君答弁	163
(2) 福島英徳君質問	163
「斑蛇口湖ボート場の管理について」	164

○教育部長 木下徳幸君答弁	164
福島英徳君質問	165
○教育部長 木下徳幸君答弁	165
福島英徳君質問	165
○教育部長 木下徳幸君答弁	165
福島英徳君質問	166
○教育部長 木下徳幸君答弁	166
福島英徳君質問	166
○教育部長 木下徳幸君答弁	167
休憩	167
開議	167
(1) 二ノ文伸元君質問	167
「本市の教育環境について」	167
○教育部長 木下徳幸君答弁	168
二ノ文伸元君質問	168
休憩	168
開議	168
○総務部長 上田敏雄君答弁	169
○教育部長 木下徳幸君答弁	169
二ノ文伸元君質問	169
○総務部長 上田敏雄君答弁	170
二ノ文伸元君質問	170
○教育部長 木下徳幸君答弁	170
二ノ文伸元君質問	170
○教育部長 木下徳幸君答弁	170
二ノ文伸元君質問	170
○教育部長 木下徳幸君答弁	172
○教育長 渡邊和博君答弁	172
二ノ文伸元君質問	173
○教育部長 木下徳幸君答弁	174
(2) 二ノ文伸元君質問	174
「吃音について」	174
○教育部長 木下徳幸君答弁	174
二ノ文伸元君質問	175

○教育部長 木下徳幸君答弁	176
二ノ文伸元君質問	176
○教育長 渡邊和博君答弁	176
昼食休憩	177
開 議	177
○教育部長 木下徳幸君答弁	177
(1) 荒木崇之君質問	178
「防災行政無線について」	178
○総務部長 上田敏雄君答弁	179
荒木崇之君質問	179
○総務部長 上田敏雄君答弁	180
荒木崇之君質問	180
○総務部長 上田敏雄君答弁	181
荒木崇之君質問	182
○総務部長 上田敏雄君答弁	183
荒木崇之君質問	183
○市長 江頭 実君答弁	184
休 憩	185
開 議	185
(2) 荒木崇之君質問	185
「菊池市第三セクター七城温泉ドーム及び七城メロンドームの接待交際 費の不正支出について」	185
○代表監査委員 宮川貞雄君答弁	186
荒木崇之君質問	186
○経済部長 清水 登君答弁	187
荒木崇之君質問	187
○経済部長 清水 登君答弁	188
○総務部長 上田敏雄君答弁	188
荒木崇之君質問	188
○経済部長 清水 登君答弁	190
荒木崇之君質問	190
○市長 江頭 実君答弁	192
休 憩	195
開 議	195

(1) 木下雄二君質問	195
「市営住宅の現状と緊急避難住宅(政策空き家)の状況について」	195
○建設部長 中村喜範君答弁	196
(2) 木下雄二君質問	197
「地場産業育成の現状について」	197
○健康福祉部長 渡邊弘子さん答弁	197
(3) 木下雄二君質問	198
「千畳河原周辺の整備について」	198
○経済部長 清水 登君答弁	199
木下雄二君質問	200
○経済部長 清水 登君答弁	200
休憩	201
開議	201
(4) 木下雄二君質問	201
「国道387号沿いの太陽光発電事業について」	201
○市民環境部長 笹本義臣君答弁	202
木下雄二君質問	202
○市長 江頭 実君答弁	203
(5) 木下雄二君質問	203
「旧迫水小跡地への進出企業熊本県菊池エミュー観光牧場について」	204
○政策企画部長 後藤啓太郎君答弁	205
木下雄二君質問	206
○市長 江頭 実君答弁	207
(6) 木下雄二君質問	207
「地方創生臨時交付金の菊池市での使い道について」	208
○政策企画部長 後藤啓太郎君答弁	208
木下雄二君質問	209
○総務部長 上田敏雄君答弁	209
木下雄二君質問	210
○市長 江頭 実君答弁	210
休憩	211
開議	211
10. 日程第2 議案第35号から議案第38号まで一括上程・説明・質疑・	
委員会付託	211

11. 日程通告 散会…………… 215

3月4日(木曜日)	休 会
3月5日(金曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月6日(土曜日)	休 会
3月7日(日曜日)	休 会
3月8日(月曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月9日(火曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月10日(水曜日)	総務文教常任委員会・予算決算常任委員会総務文教分科会 福祉厚生常任委員会・予算決算常任委員会福祉厚生分科会 経済建設常任委員会・予算決算常任委員会経済建設分科会
3月11日(木曜日)	休 会
3月12日(金曜日)	休 会
3月13日(土曜日)	休 会
3月14日(日曜日)	休 会
3月15日(月曜日)	休 会
3月16日(火曜日)	予算決算常任委員会
3月17日(水曜日)	休 会
3月18日(木曜日)	休 会

3月19日(金曜日)	本会議	頁
1. 議事日程第6号……………		219
2. 本日の会議に付した事件……………		219
3. 出席議員氏名……………		219
4. 欠席議員氏名……………		220
5. 説明のため出席した者の職氏名……………		220
6. 新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者の職氏名……………		221
7. 事務局職員出席者……………		221

8. 開 議	222
9. 日程第1 各常任委員長報告	222
・総務文教常任委員長報告	222
・福祉厚生常任委員長報告	224
・経済建設常任委員長報告	225
・予算決算常任委員長報告	227
休 憩	232
開 議	232
委員長報告に対する質疑	233
議案第3号から議案第38号まで討論	235
(1) 東 奈津子さん討論	235
(2) 田中教之君討論	238
(3) 猿渡美智子さん討論	238
(4) 福島英徳君討論	239
議案第3号から議案第38号まで採決	240
請願第1号 討論	242
(1) 猿渡美智子さん討論	242
(2) 東 奈津子さん討論	242
請願第1号 採決	243
10. 日程第2 議会改革検討特別委員会の中間報告・質疑	243
11. 日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	245
12. 追加日程第1 議員提出議案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決	246
13. 閉 会	247

第 1 号

2 月 2 2 日

令和3年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

令和3年2月22日（月曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第3号 菊池市の未来を考える懇談会条例を廃止する条例の制定について
- 議案第4号 菊池市庁舎等整備市民検討委員会条例を廃止する条例の制定について
- 議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 菊池市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 菊池市一般廃棄物固形燃料化処理施設条例を廃止する条例の制定について
- 議案第9号 菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 菊池市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第13号 菊池市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 菊池市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 菊池市新型コロナウイルス対策農業支援資金基金条例の制定について

- 議案第16号 菊池市交流促進センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 菊池市新型コロナウイルス感染症関係融資利子補給基金条例の制定について
- 議案第18号 菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 令和2年度菊池市一般会計補正予算（第15号）
- 議案第21号 令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第22号 令和2年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第23号 令和2年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 議案第24号 令和2年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）
- 議案第25号 令和2年度菊池市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第26号 令和2年度菊池市下水道事業会計補正予算（第6号）
- 議案第27号 令和3年度菊池市一般会計予算
- 議案第28号 令和3年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第29号 令和3年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第30号 令和3年度菊池市介護保険事業特別会計予算
- 議案第31号 令和3年度菊池市水道事業会計予算
- 議案第32号 令和3年度菊池市下水道事業会計予算
- 議案第33号 財産の譲渡について
- 議案第34号 財産の譲渡について

一括上程・説明

- 第4 報告第1号 専決処分の報告について（奨学資金に関する訴えの提起）
- 報告第2号 専決処分の報告について（奨学資金に関する訴えの提起）
- 報告第3号 専決処分の報告について（市道管理瑕疵）
- 報告第4号 専決処分の報告について（庁用車車両事故）

一括上程・報告・質疑

- 第5 請願第1号 国の責任で「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める
請願

上程

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第3号 菊池市の未来を考える懇談会条例を廃止する条例の制定について

議案第4号 菊池市庁舎等整備市民検討委員会条例を廃止する条例の制定について

議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 菊池市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 菊池市一般廃棄物固形燃料化処理施設条例を廃止する条例の制定について

議案第9号 菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 菊池市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 菊池市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 菊池市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 菊池市新型コロナウイルス対策農業支援資金基金条例の制定について

議案第16号 菊池市交流促進センター条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 17 号 菊池市新型コロナウイルス感染症関係融資利子補給基金条例の制定について
- 議案第 18 号 菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 令和 2 年度菊池市一般会計補正予算（第 15 号）
- 議案第 21 号 令和 2 年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 22 号 令和 2 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 23 号 令和 2 年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 24 号 令和 2 年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 25 号 令和 2 年度菊池市水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 26 号 令和 2 年度菊池市下水道事業会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 27 号 令和 3 年度菊池市一般会計予算
- 議案第 28 号 令和 3 年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 29 号 令和 3 年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 30 号 令和 3 年度菊池市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 31 号 令和 3 年度菊池市水道事業会計予算
- 議案第 32 号 令和 3 年度菊池市下水道事業会計予算
- 議案第 33 号 財産の譲渡について
- 議案第 34 号 財産の譲渡について

一括上程・説明

- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について（奨学資金に関する訴えの提起）
- 報告第 2 号 専決処分の報告について（奨学資金に関する訴えの提起）
- 報告第 3 号 専決処分の報告について（市道管理瑕疵）
- 報告第 4 号 専決処分の報告について（庁用車車両事故）

一括上程・報告・質疑

- 日程第 5 請願第 1 号 国の責任で「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願

上程



出席議員（20名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	芳野勇一郎君
政策企画部長	後藤啓太郎君
総務部長	上田敏雄君
市民環境部長	笹本義臣君
健康福祉部長	渡邊弘子さん
経済部長	清水登君
建設部長	中村喜範君
経済部次長	本田憲仁君

教 育 長	渡 邊 和 博 君
教 育 部 長	木 下 徳 幸 君

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七 城 支 所 長	倉 原 安 浩 君
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一 君
泗 水 支 所 長	水 上 孝 道 君
財 政 課 長	山 田 哲 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩 君
市 長 公 室 長	松 原 憲 一 君
農業委員会事務局長	泉 大 助 君
水 道 局 長	安 武 邦 男 君
監査委員事務局長	山 口 浩 一 郎 君

○

事務局職員出席者

事 務 局 長	歌 岡 憲 一 君
事 務 局 課 長	中 尾 孝 浩 君
課 長 補 佐	古 田 浩 敏 君
議 会 係 長	笹 本 聖 一 君
議 会 係	吉 岡 結 加 里 さん

午前10時00分 開会

○

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ただいまの出席議員は20名です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第1回菊池市議会定例会を開会します。

○

○議長（大賀慶一君） ここで、日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

去る1月28日に、鹿児島県霧島市で計画されていた九州市議会議長会第4回理事會並びに2月8日に東京都で計画されていまして、全国広域連携市議会協議会第52回総会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、共に中止となり、書面による開催となりました。

次に、監査委員から令和2年1月分までの一般会計・特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査報告があつておりますので、ご報告いたします。

なお、詳細につきましては、それぞれ事務局に備付けの書類によって、ご承諾いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前10時01分 開議

○議長（大賀慶一君） これから本日の会議を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大賀慶一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、水上彰澄君及び二ノ文伸元君を指名します。

○

日程第2 会期の決定

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会におきまして、本日から3月19日までの26日間とすることに結論を見ておりますが、これにご異議ございませんか。

んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの26日間と決定しました。

○

日程第3 議案第3号から議案第34号まで一括上程・説明

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第3、議案第3号から議案第34号までの32案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日、令和3年第1回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の会期につきましては、先ほどご決定をいただきましたように、本日から3月19日までの26日間の日程でご審議をお願いするものでございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、ただいま上程されました議案の提案理由の説明に先立ちしまして、令和3年度の予算編成の方針につきまして述べさせていただきます。

来る4月に、市長選挙が行われることに伴いまして、令和3年度当初予算につきましては、政策的経費を極力抑え、義務的な経費を中心とした、いわゆる骨格予算として編成したところでございます。

まず、国の令和3年度予算編成の基本方針によりますと、我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが持ち直しの動きが見られ、今後の先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げる中で、各種政策の効果や、海外経済の改善など、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要があるとされております。

また、新型コロナウイルス感染症が経済に及ぼす影響を注視しながらも、ちゅうちょなく必要な対策を講ずるなど、厳しい経済事情に対して万全の対応を行うこと。

また、国・地方の債務残高がGDPの2倍を超えて膨らむ見込みではあるが、経済あつての財政との考えの下、経済財政運営と改革の基本方針2020、いわゆる骨太方針2020に基づき、経済・財政一体改革を推進し、二度とデフレに返ることがないように、デフレ脱却と、経済再生の道筋を確かなものとしつつ、歳出・歳入

の両面から改革を推進するとされております。

次に、本市の財政状況を見ますと、本市の令和元年度一般会計の決算では、財政構造のいわゆる弾力性を判断する指標であります経常収支比率は、前年度から2.9%上昇し、97.3%と高い水準にあることから、これ以上、財政の硬直化が進まないよう、経常経費の増加には十分留意する必要があります。

また、少子高齢化に伴う社会保障経費の増加や、庁舎整備等のために発行した合併特例事業債及び熊本地震関連事業の財源として発行した地方債の償還が順次始まっていることなどにより、本市の財政状況はより一層厳しさを増していくものと考えられます。

このような状況の中、令和3年度一般会計の歳入予算のうち、主なものを申しますと、市税につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減収を見込み、前年度比9.1%の減、国庫支出金につきましては、ワクチン接種に係る負担金及び補助金の増などにより、3.8%の増、繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金の減により、30.2%の減などを見込んでおります。

次に、歳出予算につきましては、新規事業や投資的事業等の政策的経費につきましては、計上しないことを原則としておりますが、国の経済対策事業や、緊急性が高いもの、継続事業、災害関連事業、特に市民生活に影響を及ぼすと思われるものにつきましては、当初予算として計上いたしております。

このような基本的な考えに沿って編成した令和3年度の予算規模は、一般会計262億4,700万円、対前年度比4.8%の減、特別会計132億9,281万8,000円、対前年度比3.2%の減、企業会計41億7,719万2,000円、対前年度比0.3%の増となっております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございますが、現在、菊池市、合志市、大津町、菊陽町で構成しております菊池郡市保健協議会と菊池郡市医師会において、スケジュールや接種体制などの協議を重ねているところでございます。

本市の取組としましては、2月1日付で健康推進課内に新型コロナウイルスワクチン接種推進室を設置いたしました。17名の職員に兼務辞令を交付し、ワクチン接種の準備を進めているところでございます。

本市におけるワクチン接種の対象者の人口は、65歳以上の人口が約1万7,000人、その他16歳未満を除く一般の方が約2万5,000人でございます。

現段階では、まず高齢者の方々へ3月下旬に接種券の送付を行い、4月からワクチン接種を開始する予定です。

次に、その他一般の方々については、4月下旬に接種券の送付後、順次接種となる予定でございます。

また、3月上旬には、コールセンターを開設し、市民の皆様からのお問合せや、ご相談に対応するとともに、接種券発送後、コールセンターにおいて予約受付を電話及びインターネットで開始できるよう、体制の整備を進めているところでございます。

接種会場につきましては、市内の医療機関で接種を行う個別接種会場と、総合体育館、各中央公民館等で接種を行う集団接種会場を予定しておりますが、個別接種会場となる医療機関の数や、集団接種会場の場所等につきましては、引き続き、医師会と協議を重ね、皆様にご報告できる段階になりましたら、広報紙やホームページ、防災・行政ナビ等の手段によりまして、随時周知を行ってまいります。

市民の皆様が安心して、かつスムーズに接種ができるよう、国・県・医師会等と連携して、体制の整備を進めてまいりますので、市民の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書その1の1ページをお願いいたします。

議案第3号は、菊池市の未来を考える懇談会の所掌事務を総合計画策定審議会等へ引き継ぐことに伴う、菊池市の未来を考える懇談会条例の廃止、議案第4号は、本庁舎、支所庁舎等の整備事業計画の策定完了に伴う、菊池市庁舎等整備市民検討委員会条例の廃止、議案第5号は、菊池市の未来を考える懇談会及び庁舎等整備市民検討委員会の廃止に伴う、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、議案第6号は、市の債権管理事務の適正化を図るための菊池市債権管理条例の一部改正、議案第7号及び議案第8号は、令和3年度から本市全域が菊池環境保全組合に加入することに伴う、菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部改正、及び、菊池市一般廃棄物固形燃料化処理施設条例の廃止でございます。

議案第9号は、厚生労働省令の一部改正に伴う、菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

議案第10号は、介護保険法施行令の一部改正に伴う、菊池市介護保険条例の一部改正、議案第11号から議案第14号までは、厚生労働省令の一部改正に伴う、介護事業に関連する各基準条例の一部改正、議案第15号は、地方自治法の規定による、菊池市新型コロナウイルス対策農業支援資金基金条例の新規制定、議案第16号は、龍龍館の改修工事に伴う、菊池市交流促進センター条例の一部改正、議案第17号は、地方自治法の規定による、菊池市新型コロナウイルス感染症関係融資利子補給基金条例の新規制定、議案第18号は、いわゆる地域未来投資促進法の一部改正に伴う、菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部改正、議案第19号は、浄

化槽法の一部改正に伴う、菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部改正でございます。

次に、議案書その2をお願いいたします。

議案書その2、1ページの議案第20号、令和2年度一般会計補正予算（第15号）につきましては、予算の総額から1億1,021万8,000円を減額するものでございまして、補正の主なものとしましては、小中学校体育館トイレ改修事業、泗水給食センター及び総合体育館空調設備更新事業及び事業費の確定見込みによる減額補正などとなっております。

議案第21号から議案第26号までの6議案につきましては、令和2年度の各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の補正予算でございます。

また、別冊となっております、議案第27号から議案第32号までの6議案につきましては、令和3年度の当初予算でございます。

議案書その1に戻っていただきまして、その63ページをお願いいたします。

議案第33号及び議案第34号の財産の譲渡については、菊池市泗水町吉富の苗畑跡地をそれぞれ有償譲渡するに当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 改めまして、皆様、おはようございます。

それでは、提案いたします議案第3号から議案第34号までにつきまして、一括して説明いたします。

議案書その1の1ページをお願いいたします。

議案第3号、菊池市の未来を考える懇談会条例を廃止する条例の制定については、条例に規定する所掌事務を総合計画策定審議会等へ引き継ぐことに伴い、条例を廃止するもので、令和3年4月1日から施行することとしております。

次に、3ページをお願いいたします。

議案第4号、菊池市庁舎等整備市民検討委員会条例を廃止する条例の制定については、本庁舎、支所庁舎等の整備事業計画の策定完了に伴い、条例を廃止するもので、令和3年4月1日から施行することとしております。

次に、5ページをお願いいたします。

議案第5号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一

部を改正する条例の制定については、菊池市の未来を考える懇談会及び庁舎等整備市民検討委員会を廃止することに伴い、条例を改正するもので、令和3年4月1日から施行することとしております。

次に、7ページをお願いいたします。

議案第6号、菊池市債権管理条例の一部を改正する条例の制定については、市の債権の管理に関する事務処理の適正化を図るに当たり、条例を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、9ページをお願いいたします。

議案第7号、菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び、13ページの議案第8号、菊池市一般廃棄物固形燃料化処理施設条例を廃止する条例の制定については、令和3年度から本市全域が菊池環境保全組合に加入し、家庭ごみの処理が開始されることに伴い、それぞれ条例を改正及び廃止するもので、令和3年4月1日から施行することとしております。

次に、15ページをお願いいたします。

議案第9号、菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、厚生労働省令であります放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、17ページをお願いいたします。

議案第10号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例を改正するもので、令和3年4月1日から施行することとしております。

次に、19ページをお願いいたします。

議案第11号から議案第14号までの介護事業に関連する各基準条例の一部を改正する条例の制定については、厚生労働省令であります指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、それぞれの条例を改正するもので、令和3年4月1日から施行することとしております。

次に、53ページをお願いいたします。

議案第15号、菊池市新型コロナウイルス対策農業支援資金基金条例の制定については、基金を設置するに当たり、地方自治法の規定により、条例を制定するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、55ページをお願いいたします。

議案第16号、菊池市交流促進センター条例の一部を改正する条例の制定につい

ては、平成27年度に実施した龍龍館の改修工事に伴い、条例を改正するもので、令和3年4月1日から施行することとしております。

次に、57ページをお願いいたします。

議案第17号、菊池市新型コロナウイルス感染症関係融資利子補給基金条例の制定については、基金を設置するに当たり、地方自治法の規定により、条例を制定するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、59ページをお願いいたします。

議案第18号、菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の制定については、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、61ページをお願いいたします。

議案第19号、菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定については、浄化槽法の一部改正に伴い、条例を改正するもので、公布の日から施行することとしております。

次に、議案書その2をお願いいたします。

議案書その2の1ページをお願いいたします。

議案第20号、令和2年度一般会計補正予算（第15号）でございます。

開けていただき、3ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から1億1,021万8,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ350億4,306万8,000円とするものでございます。

まず、歳入について、事項別明細により説明いたします。

12ページをお願いいたします。

1 枠目の項1 市民税、目2 法人4,000万円の増額及び2 枠目の目1 固定資産税6,000万円の増額は、収入見込みによる増額でございます。

17ページをお願いいたします。

目7 土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金1億47万円の増額は、国の補正予算により前倒しで実施します、鴨川公園板井線ほか2路線の改良等事業に係る国庫補助金の増額でございます。

18ページをお願いいたします。

1 枠目の目9 教育費国庫補助金、節2 小学校費補助金、2 段目の学校施設環境改善交付金1,072万3,000円及び節3 中学校費補助金、2 段目の学校施設環境改善交付金2,973万4,000円の増額は、国の補正予算により実施します、

小中学校体育館トイレ改修事業に係る国庫補助金の増額でございます。

同じく、目10災害復旧費国庫補助金1億1,722万3,000円の増額は、7月豪雨により被災した林業施設の災害復旧費について、災害査定による交付見込額が確定したことによる増額でございます。

21ページをお願いいたします。

項2県補助金、目5農林水産業費県補助金、節2畜産業費補助金のうち、最下段の畜産競争力強化対策整備事業補助金4億7,112万2,000円の増額は、市内の二つの事業主体が実施します、牛舎整備や搾乳設備の導入等に対する補助金の増額でございます。100%国費となっておりますが、県を通して受け入れ、同額を支出するものでございます。

23ページをお願いいたします。

2枠目の目1不動産売払収入、節1土地売払収入9,512万4,000円の増額は、苗畑事業所跡地売却等に伴う増額でございます。

27ページをお願いいたします。

目2総務債2億7,620万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、減収が見込まれる市税、交付金及び使用料等の補填のために発行します、減収補填債2億5,620万円及び特別減収対策債2,000万円の増額でございます。

そのほか、国の補正見込みによる事業実施のための補正予算債の増額及び事業費確定見込みによる市債の減額が主なものとなっております。

24ページに戻っていただきますようお願いいたします。

1枠目の目1財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

59ページをお願いいたします。

目3障がい者福祉費、上から4段目の節19扶助費4,119万1,000円の増額は、介護給付事業の利用者増によるものでございます。

69ページをお願いいたします。

目5児童福祉施設費、私立保育園経費のうち、2行目の子どものための教育保育給付費負担金（保育所分）3,321万2,000円及び次の行の（認定こども園等分）2,300万3,000円の増額は、国が示す施設運営費単価の上昇に伴い、増額となったものでございます。

87ページをお願いいたします。

目6畜産業費、3段目の畜産クラスター補助金4億7,112万2,000円の増額は、歳入でご説明しましたとおり、牛舎整備等に係る補助金の増額でございます。

して、100%国費となっております。

続きまして、96ページをお願いいたします。

目2商工業振興費、最下段の節18負担金補助及び交付金1億2,485万2,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策として実施しております、各種支援金、補助金の執行見込額の確定に伴う減額でございます。

97ページをお願いいたします。

2段目の節24積立金8,944万3,000円の増額は、新型コロナに係る利子補給について、次年度以降に支出する額を基金に積み立てるものでございます。

100ページをお願いいたします。

目2道路橋りょう新設改良費、一番上の段の工事請負費1億1,847万6,000円の増額は、国の補正予算により前倒しして実施します、鴨川公園板井線及び新村田島線の改良事業費の増額でございます。

同じく、目3道路橋りょう維持費、下から3段目の工事請負費5,300万円の増額は、国の補正予算により前倒しして実施します、大琳寺木庭橋線舗装工事費の増額でございます。

115ページをお願いいたします。

目1学校管理費、3段目の小学校営繕工事4,491万9,000円の増額は、国の補正予算により実施します、学校体育館のトイレ改修事業費の増額でございます。

同じく、下から2段目、学校ICT教育推進事業（小学校）7,544万7,000円の減額は、1人1台タブレット整備事業費等の執行残に伴う減額でございます。

118ページをお願いいたします。

上段の目1学校管理費、中学校営繕工事6,725万9,000円の増額は、小学校同様、国の補正予算により実施します、学校体育館のトイレ改修事業費の増額でございます。

同じく、2段目、学校ICT教育推進事業（中学校）3,356万7,000円の減額につきましても、小学校同様、1人1台タブレット整備事業費等の執行残に伴う減額でございます。

130ページをお願いいたします。

目2体育施設費、2段目、体育館管理費のうち、工事請負費2,828万9,000円の増額は、国の補正予算により前倒しして実施します、総合体育館空調設備更新事業費の増額でございます。

133ページをお願いいたします。

目1 学校給食費、給食センター等経費のうち、2 段目、工事請負費 3, 0 6 0 万 2, 0 0 0 円の増額につきましても、同じく、国の補正予算により前倒して実施します、泗水給食センター空調設備更新事業費の増額でございます。

それでは、8 ページに戻っていただきますようお願いいたします。

8 ページ、第2 表、繰越明許費補正でございます。

追加1 5 件、変更2 件となっておりますが、繰越しの理由としましては、関係機関との協議に不測の日数を要したのものや、新型コロナの影響により、資機材や作業員の確保が困難となったもの、及び国の補正予算によるものでございます。

9 ページをお願いいたします。

第3 表、地方債補正でございます。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、減収が見込まれる市税、交付金及び使用料等の補填のため発行いたします、減収補填債2 億5, 6 2 0 万円及び特別減収対策債2, 0 0 0 万円の増額、及び、国の補正予算による事業実施のための補正予算債の増額並びに事業費確定見込みによる市債の増減となっております。

次に、1 3 9 ページをお願いいたします。

議案第2 1 号、令和2 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第5 号）でございます。

開けていただき、1 4 1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から4, 7 2 4 万5, 0 0 0 円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ6 9 億2, 5 9 2 万4, 0 0 0 円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、療養給付費負担金の清算に伴う減額及び事業費確定見込みによる減額となっております。

次に、1 5 5 ページをお願いいたします。

議案第2 2 号、令和2 年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3 号）でございます。

開けて、1 5 7 ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に1, 0 6 5 万4, 0 0 0 円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ6 億4, 8 5 3 万円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、保険料改定による保険料負担金の増額となっております。

次に、1 6 3 ページをお願いいたします。

議案第2 3 号、令和2 年度介護保険事業特別会計補正予算（第5 号）でございま

す。

開けて、165ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から8,222万9,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ58億6,405万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、居宅介護、地域密着型サービス給付費の執行見込額の減額及び事業費確定見込みによる減額となっております。

次に、181ページをお願いいたします。

議案第24号、令和2年度特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）でございます。

開けて、183ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から8万2,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,720万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容としましては、民間移譲に伴う国・県支出金返還金の確定による減額となっております。

次に、189ページをお願いいたします。

議案第25号、令和2年度水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

開けて、191ページをお願いいたします。

今回の補正は、第2条におきまして、水道事業収益を1,821万円増額し、総額を6億9,107万9,000円とし、水道事業費用を1,655万9,000円増額し、総額を6億4,710万7,000円とするものでございまして、補正の内容につきましては、長期前受金戻入及び資産減耗費の増が主なものでございます。

また、第3条におきまして、資本的収入を4,410万円減額し、総額を2億4,674万7,000円とし、資本的支出を1,049万4,000円減額し、総額を5億363万7,000円とするものでございまして、補正の内容につきましては、建設改良費の確定に伴う、企業債の減が主なものでございます。

そのほか、第4条の企業債におきまして、借入額の限度額を4,410万円減額し、総額を1億3,940万円へ、第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費におきまして、237万6,000円減額し、総額を6,380万4,000円とするものでございます。

次に、201ページをお願いいたします。

議案第26号、令和2年度下水道事業会計補正予算（第6号）でございます。

開けて、202ページをお願いいたします。

今回の補正は、第2条におきまして、下水道事業収益を685万4,000円減額し、総額を18億3,421万3,000円とし、下水道事業費用を40万4,000円減額し、総額を18億4,908万6,000円とするものでございます。

また、第3条におきまして、資本的収入を1,112万3,000円減額し、総額を6億9,062万1,000円とし、資本的支出を424万5,000円減額し、総額を12億1,123万5,000円とするものでございまして、補正の内容として、収入につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によります、下水道使用料の減額、支出につきましては、維持管理費業務委託料及び企業債支払利息の減額によるものでございます。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気等のために10分間休憩をしたいと思いますので。

○

休憩 午前10時40分

開議 午前10時48分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、引き続き、提案理由の説明をさせていただきます。

次に、別冊となっております、議案第27号から議案第32号までの一般会計・各特別会計・上下水道事業会計の令和3年度当初予算の概要につきましては、一般会計予算書の前に添付してあると思っておりますけれども、予算に関する説明資料、A4の縦になっておりますけれども、それにより説明いたしますので、そちらのほうをご覧くださいと思います。

A4の縦で令和3年度予算に関する説明資料とありますので、そちらのほうの1ページをお願いいたします。

令和3年度菊池市の財政規模でございます。

一般会計につきましては、予算総額262億4,700万円で、前年度と比較しまして、13億3,500万円、4.8%の減となっております、4月に市長選挙が行われるため、骨格予算となっております。

主な事業内容としましては、泗水中学校長寿命化改良事業8億3,741万1,000円、七城支所庁舎整備事業3億2,558万8,000円、市道維持整備事業1億7,200万円、公営住宅ストック総合改善事業1億1,040万1,000円、及び新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業2億1,221万2,000円、

0円などがございます。

続きまして、特別会計について説明させていただきます。

まず、国民健康保険事業会計でございますが、予算総額66億8,423万6,000円、対前年度比1億7,624万円、2.6%の減で、主に医療給付負担金の減によるものでございます。

次に、後期高齢者医療事業会計につきましては、予算総額6億5,669万4,000円、対前年度比2,203万5,000円、3.5%の増で、主に後期高齢者医療広域連合納付金の増によるものでございます。

次に、介護保険事業会計につきましては、総額59億5,188万8,000円、対前年度比9,593万2,000円、1.6%の増で、主に居宅及び施設介護サービス給付負担金の増によるものでございます。

最後に、特別養護老人ホーム会計につきましては、民間移譲に伴う精算も完了し、令和2年度末をもって廃止となります。

以上、特別会計全体では132億9,281万8,000円で、対前年度比4億3,539万7,000円、3.2%の減となっております。

次に、水道事業会計につきましては、予算総額11億1,060万5,000円で、対前年度比3,436万4,000円、3%の減となっております。

次に、下水道事業会計につきましては、予算総額30億6,658万7,000円で、対前年度比4,479万3,000円、1.5%の増となっております。

次に、2ページをお願いいたします。

令和3年度目的別歳入予算の状況でございます。

表中、主なものを説明させていただきます。

最上段の市税につきましては、49億1,981万7,000円で、対前年度比4億9,509万4,000円、9.1%の減となっており、新型コロナウイルス感染症の影響による減収を見込んでおります。

次に、地方譲与税から地方交付税につきましては、国の地方財政計画と本市の実績等を精査した上で、見込額を計上いたしております。

そのうち、地方交付税につきましては、普通交付税、特別交付税、共に前年度同額を見込んでおります。

次に、国庫支出金は38億7,308万4,000円で、対前年度比1億4,343万7,000円、3.8%の増となっております。

主な要因は、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に係る負担金及び補助金の増によるものでございます。

次に、県支出金は24億2,325万4,000円で、対前年度比5,196万

円、2.1%の減となっております。

主な要因は、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金などの減によるものでございます。

次に、繰入金は23億2,646万5,000円で、対前年度比10億731万7,000円、30.2%の減となっております。

主な要因は、財政調整基金繰入金の減によるものでございます。

最後に、市債は23億780万円で、対前年度比630万円、0.3%の増となっております。

その中で、新型コロナウイルス感染症の影響により減収が見込まれる市税、交付金及び使用料等の補填のため発行します、減収補填債及び特別減収対策債を計上しております。

次に、3ページをお願いいたします。

令和3年度目的別歳出予算の状況でございます。

表中、主なものを説明させていただきます。

まず、議会費は2億280万4,000円で、前年度比396万円、1.9%の減で、職員人件費の減によるものでございます。

次に、総務費は32億1,871万1,000円、前年度比2,523万9,000円、0.8%の増で、七城支所庁舎整備事業費が増となった影響によるものでございます。

次に、民生費は96億9,588万9,000円、前年度比5,743万6,000円、0.6%の減で、主に介護基盤緊急整備特別対策事業補助金及び国民健康保険事業特別会計繰出金の減によるものでございます。

次に、衛生費は17億1,934万7,000円、前年度比5億5,581万3,000円、24.4%の減で、主にエコヴィレッジ旭の管理経費の減によるものでございます。

次に、農林水産業費は17億654万8,000円、前年度比3億5,985万1,000円、17.4%の減で、下水道事業が企業会計に移行したことにより、繰出経費を土木費に一本化したことによるものでございます。

次に、商工費は3億2,129万1,000円、前年度比5,452万1,000円、14.5%の減で、主に企業誘致推進補助金の減によるものでございます。

次に、土木費は18億4,370万7,000円で、前年度比5億3,022万7,000円、22.3%の減で、道路改良事業等について、6月の肉づけ予算で計上するため、減となっているものでございます。

次に、消防費は8億7,200万2,000円、前年度比2,026万9,000

0円、2.3%の減で、主に菊池広域連合負担金の減によるものでございます。

次に、教育費は30億679万円、前年度比1億4,730万2,000円、5.2%の増で、主に泗水中学校長寿命化改良事業の増によるものでございます。

次に、災害復旧費は2,994万7,000円、前年度比1,251万2,000円、29.5%の減で、熊本地震復興基金事業費の減によるものでございます。

次に、公債費は36億996万4,000円、前年度比8,704万8,000円、2.5%の増で、主に熊本地震関連地方債の元金償還開始に伴う増でございます。

なお、4ページから8ページにかけて、性質別歳入予算分析表、目的別性質別歳出予算分析表、性質別歳出予算分析グラフを記載しております。

また、別冊の一般会計・各特別会計・上下水道事業会計の主要事業につきましても、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上が、一般会計・各特別会計・上下水道事業会計の令和3年度当初予算の概要でございます。

次に、議案書その1にお戻りいただきますようお願いいたします。

議案書その1の63ページをお願いいたします。

議案第33号、財産の譲渡については、苗畑事業所跡地の譲渡につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

譲渡する財産は、所在が菊池市泗水町吉富の土地でございまして、土地の地番・地目は、記載のとおりでございます。

土地の面積が1万1,707平米、譲渡価格は6,200万円、譲渡の相手方は株式会社アイシン商事でございます。

なお、財産の譲渡に関する仮契約を1月22日に締結いたしております。

次に、65ページの議案第34号、財産の譲渡についても、同じく苗畑事業所跡地の譲渡につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

譲渡する財産は、所在が菊池市泗水町吉富の土地でございまして、土地の地番・地目は、記載のとおりでございます。

土地の面積が2,773平米、譲渡価格は3,130万円、譲渡の相手方は株式会社かずやハウジングでございます。

なお、財産の譲渡に関する仮契約を1月22日に締結いたしております。

以上、議案第3号から議案第34号までの説明とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 以上で、議案の説明を終わります。



日程第4 報告第1号から報告第4号まで一括上程・説明・質疑

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第４、報告第１号から報告第４号を議題とします。
提出者の報告を求めます。
総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、議案書その１の６７ページをお願いいたします。

報告第１号及び報告第２号の専決処分の報告については、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、これを報告するものでございます。

開けて６８ページが専決第１号、７０ページが専決第２号専決処分書で、奨学資金の返還請求に係る訴えの提起について、令和３年１月２２日に専決処分したものでございます。

それぞれ、原告は菊池市、被告は記載のとおりでございます。

いずれも、事件の概要は、奨学生であった就学期間に貸付けを行いました。被告が卒業していると思われる時期から、現在に至るまで、被告は返還手を履行しないため、滞納貸付金の支払い及び遅延損害金を求めるものでございます。

被告の住所、氏名、返還金など、及び請求の趣旨については、それぞれ専決処分書に記載のとおりでございます。

次に、７１ページをお願いいたします。

報告第３号につきましては、開けて７２ページが、専決第３号専決処分書で、市道の管理瑕疵による損害賠償に係る額の決定について、令和３年１月２８日に専決処分したものでございます。

事故発生日は令和２年１１月１７日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道深川下西寺１号線の道路側溝において、蓋と蓋の隙間を塞ぐ現場打コンクリートが破損して、穴が開いている状態であったところ、被害児童が通学中、この穴に左足を踏み込み、児童のすねを負傷させる損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は４万７、３６０円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

次に、７３ページをお願いいたします。

報告第４号につきましては、開けて７４ページが、専決第４号専決処分書で、車両事故による損害賠償に係る額の決定について、令和３年２月１日に専決処分したものでございます。

事故発生日は令和２年１２月８日、相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要は、市道天神山１号線の補修のため、本市土木作業員がダンプにより合材に転圧を行っていたところ、誤って相手方宅のブロック塀とダンプ左後方部が

接触し、ブロック塀の一部を破損させ、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は17万2,700円、その他決定事項は、記載のとおりでございます。

以上、報告第1号から報告第4号までにつきまして、報告させていただきます。

○議長（大賀慶一君） 以上で報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 報告第1号と第2号について質問をいたします。

それぞれ、平成26年、平成25年から、長期間にわたって返還が滞って、一切履行されていないという報告で、今回の専決処分に至ったというのは分かりました。しかしながら、この期間に、市として、教育委員会として、被告本人に対して返還を促す、または相談等の接触等があったのか、報告が可能な範囲で教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 改めまして、おはようございます。それでは、東議員の質疑にお答えさせていただきます。

菊池市奨学金は、貸付申請から貸付満了後に、借用証書による償還手続後、貸付金の償還を行う事業であります。今回の専決処分の2名につきましては、相手方から貸付満了における借用証書の提出がないため、訴訟を提起するものでございます。

これまでの経緯としましては、相手方へ貸付満了時から今年度まで、借用証書の提出通知を毎年送付してきたところです。また、近年におきましても、自宅訪問や電話催告等を行ったところでございます。

以上の連絡等を行いましたけども、相手方からの連絡がないため、令和2年度に一括請求予告通知、一括納付書の送付、法的手続を行う旨を記載した督促状の送付を行いました。しかしながら、奨学金の納付がないため、内容証明付債務確認書を送付しましたが、受け取りがなく、市へ返却されたところでございます。

以上のような経過によりまして、弁護士へ相談を行いながら、訴訟の提起を行うことになったものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） ほかに質疑はございませんか。

荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 私も、専決1号、2号についてお尋ねします。

今までの滞納整理といいますか、そういった感じの事務手続は分かりました。これから市の訴訟が認められ、どのような手続が予想されるのか。市側に被告に対して支払命令が出るものだと思いますけども、どういった感じで、その取れなかった部分を取るのか。例えば親御さんたちが立替えるのか、それとも、本人に全額、今の財産を差し押さえるのか、そういう手続をお答えください。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、荒木議員の質疑にお答えさせていただきます。

判決後の債権回収はどのようになるのかということですが、相手方との交渉になりますが、支払いがない場合は、確定した判決に基づきまして、強制執行、差押え等の申立てを裁判所に対して行いながら、債権回収に当たっていきいたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

日程第5 請願第1号 上程

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第5、請願第1号を議題とします。

請願第1号が、今定例会までに提出されました請願でございます。

その内容については、お手元に配付しているとおりです。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。次の会議を来る2月26日午前10時から開き、質疑及び委員会付託を行います。

議案に対する質疑を行う方は、事務局備付けの様式により、その要旨を具体的に記載し、2月24日の正午までに事務局に提出をお願いします。

本日は、これにて散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

○

散会 午前11時11分

第 2 号

2 月 2 6 日

令和3年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

令和3年2月26日（金曜日）午前10時開議

第1 質疑

第2 委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 質疑

日程第2 委員会付託

出席議員（20名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	後 藤 啓太郎 君
総 務 部 長	上 田 敏 雄 君
市民環境部長	笹 本 義 臣 君
健康福祉部長	渡 邊 弘 子 さん
経 済 部 長	清 水 登 君
建 設 部 長	中 村 喜 範 君
経 済 部 次 長	本 田 憲 仁 君
教 育 部 長	渡 邊 和 博 君
教 育 部 長	木 下 徳 幸 君

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七 城 支 所 長	倉 原 安 浩 君
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一 君
泗 水 支 所 長	水 上 孝 道 君
財 政 課 長	山 田 哲 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩 君
市 長 公 室 長	松 原 憲 一 君
農業委員会事務局長	泉 大 助 君
水 道 局 長	安 武 邦 男 君
監査委員事務局長	山 口 浩一郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	歌 岡 憲 一 君
事 務 局 課 長	中 尾 孝 浩 君
課 長 補 佐	古 田 浩 敏 君
議 会 係 長	笹 本 聖 一 君
議 会 係	吉 岡 結 加 里 さん

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（大賀慶一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 質疑

○議長（大賀慶一君） 日程第1、質疑を行います。

ここで、申合せ事項について申し上げます。

質疑は一括質疑として、3回までとなっています。

質疑は、提出議案に対して疑義をただすものであり、一般質問と違って自己の意見を述べることはできません。

発言の通告があつておりますので、質疑を許します。

最初に、平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） おはようございます。通告に従いまして、質疑をさせていただきます。

議案第11号、菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてに対して、ちょっとお尋ねするんですが、新旧対照表に載っております第185条の3、新旧対照表の55ページですが、口腔衛生の管理という部分がございます。指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないというふうに書いてあります。

これはルールですので、事業所さんのほうにこういうルールをつくられるということだと思っておりますが、この口腔衛生に関する専門家の確認について、執行部としてはどういうふうになっているのか、お知らせください。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 改めまして、おはようございます。ただいまの質問にお答えいたします。

地域密着型介護老人福祉施設においては、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならないとされており、口腔衛生の管理体制や入所者の状態に応じた口腔衛生の管理につきましては、協力歯科医療機関との連携の下、実施されることが適切であるため、協力歯科医療機関の設置状況や関与の状況につきまして、確認、指導していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 次に、荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） おはようございます。議案第7号、菊池市廃棄物処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑いたします。

この条例につきましては、菊池市全域が菊池環境保全組合に本年4月1日から加入することにより、粗大ごみ等の品目を定める条例改正であります。なぜ4月から運用するのに、ぎりぎりの3月に提案されるのかということでもあります。

粗大ごみ等の取決めについては、2市2町で協議し、早くに決まっていたはずで、前回の12月議会でも、1月臨時議会でも上程できたはずで、早めに条例改正し、市民への周知期間を設ける必要があると考えます。仮に、閉会日、3月19日に議決され、それから印刷し、全戸へ配布が3月31日までにできるでしょうか。また、通常であれば、毎年、もう今、袋詰めされていると思うんですけど、3月1日にごみカレンダーを配布しています。それもできないことになり、今回は、

そこで、お尋ねします。

なぜ今の時期に条例改正を提出されたのか、お尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 市民環境部長、笹本義臣君。

[登壇]

○市民環境部長（笹本義臣君） 改めまして、おはようございます。荒木議員のご質問にお答えしたいと思います。

荒木議員も、今、お尋ねされましたとおり、今回の条例改正につきましては、令和3年4月1日から菊池環境保全組合への本市の全域加入に伴い、菊池地区、七城地区、旭志地区及び泗水地区におきまして、地区ごとに異なっていたごみの分別等が一本化され、主に指定ごみ袋に入らない粗大ごみの排出方法の変更に伴うものでございます。

条例改正の時期につきましては、菊池環境保全組合の新しいごみ処理施設でございます菊池環境工場クリーンの森合志の建設工事に係る進捗状況や、社会情勢の動向等を注視しながら、本市の直営でございます、ごみ固形燃料化処理施設でありま

すエコヴィレッジ旭の施設閉鎖と合わせまして、一体的に手続を行う必要がございました。

令和2年12月14日の新しいごみ処理施設の試運転開始以来、順調に施設の運転が行われておりまして、令和3年3月31日をもちまして、エコヴィレッジ旭を閉鎖できる見込みが立ちましたことから、本会議への条例改正に係る議案を上程させていただいたものでございます。

ちなみに、ご心配されております、市民への通知でございますが、これにつきましては、今回については、例年と配布時期が異なりますので、まず3月1日に、令和3年4月分のごみ排出日を記載しました簡易版の家庭ごみ収集カレンダーを全戸に配布して、周知を行いたいと考えております。その後に、正式なごみカレンダーの全戸配布を行いたいと考えているところでございます。

併せまして、市ホームページやごみ分別アプリの活用により、市民の皆様へ、家庭ごみの排出日等に関する周知を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 再質問ではありませんが、ごみカレンダーの代わりに、A4サイズの仮カレンダーを配布するということでしたが、では、4月1日に、市民には旧カレンダー、それと仮カレンダー、今度、新カレンダーと、三つのごみカレンダーを市民は持っていることになりますので、非常に混乱すると今後考えます。

RDF等を同時進行であると考えるなら、今回の開会日の2月22日に委員会付託を省略して、その日に即決すれば、もう終わったことですが、3月1日の区長文書に新しいごみカレンダーを配布できたのではないのでしょうか。

今後は、二度手間や余計な印刷物がないように、より熟慮され、条例提案をされるよう指摘して、質疑を終わります。

○議長（大賀慶一君） 次に、猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） おはようございます。議案第10号、菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑いたします。

第8期の介護保険料に注目していたところですが、基準額で言うと、200円の引下げということになっています。介護保険始まってから、菊池市では引下げは初めてではないかと認識しているところですが、引下げの要因はどういうことだったのかということをお尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ただいまのご質問にお答えいたします。

第8期の介護保険料につきましては、第1号被保険者の介護保険料を基準額で7万8,000円から7万5,600円へと引下げになる議案を上程しております。

昨年12月の議会審議会報告の時点では、保険料を据え置くことが可能であると試算をしておりましたが、第7期での要介護者認定者の減少、コロナ禍に伴うサービス利用控え等により、予想を上回る介護給付費準備基金の積立てが可能となったため、第1号被保険者の負担の軽減を図るために、基金の一部取崩しを行い、介護保険料の引下げを行うものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 再質問いたします。

要因の一つが、基金の積立てができたこと、さらに、それから取り崩すという方向性が出されましたが、現時点で基金がどのくらいあって、どのくらい取り崩す予定なのかということを重ねてお尋ねしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ただいまのご質問ですが、ただいま手元に資料がございませんので、確認してお答えさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 暫時休憩します。

○

休憩 午前10時12分

開議 午前10時14分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） すみません、ただいまのご質問にお答えいたします。

現在の積立額が約1億9,000万円となっております。今年度3月末におきまして、積立額が約3億4,000万円になる予定となっております。第8期の取崩し額につきましては、7,200万円を行う予定としております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 私の通告の仕方にちょっとミスがあったことをおわびして、質疑を終わります。

○議長（大賀慶一君） 次に、東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） おはようございます。議案第27号、令和3年度菊池市一般会計予算について、質疑をいたします。

1点目は、歳出の款3民生費、項1社会福祉費、目4人権教育啓発費、節18負担金補助及び交付金の部落解放同盟各支部活動事業補助金について、お聞きします。来年度計上されている金額は、今年度の金額と比較してどうなっているのでしょうか。

2点目に、歳入の款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税について、お聞きします。

21年度は、コロナの影響で収入減が予想されると思われませんが、交付税の金額は今年度と同じ額で計上されております。減収分の対応は行っているのでしょうか。以上、2点お聞きします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 改めまして、おはようございます。それでは、東議員からありました質疑のほうにお答えしたいと思います。

まず、1点目の部落解放同盟各支部活動事業補助金についてでございますけども、令和3年度の金額も、令和2年度と同額を計上いたしているところでございます。

次に、2点目の地方税は同額だが、原資分の対応はどうかということのご質疑でございますけども、コロナの影響による税収等の減収分の対応としましては、まず固定資産税の減収分につきましては、国から新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が交付されます。また、市民税法人税割、法人事業税交付金等の減収分につきましては、減収を補填するための地方債、減収補填債を発行することにより対応する予定としております。

また、減収補填債の対象とならない税目や、使用料等の減収分におきましては、特別減収対策債を発行する予定としております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 1点目について再質問をいたします。

令和2年度と同じ金額とのことですが、決算認定でも指摘をしておりますが、今年度について、庁内で検討はされたのでしょうか。

以上、お聞きします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、再質疑にお答えいたします。

部落解放同盟各支部活動事業補助金につきましては、これまでも活動実績等を踏まえながら検討してきており、その都度、必要に応じ減額等も行っておりますが、令和3年度におきましては、庁内で検討した結果、令和2年度と同額となったところでございます。

ただ、活動実績等を踏まえて、活動が行われなかった場合などは、精算後、返納という形は取っております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 次に、2点目について再質問をいたします。

減収の措置として、一つに、減収補填債ということがお答えがありました。予算書では1億7,000万円計上されておりますが、この減収補填債は交付税措置されるものとして認識してよいのでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 今、東議員からありましたように、減収補填のための地方債のうち、減収補填債につきましては、後年度の元利償還金に対し交付税措置があるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） これで、質疑を終わります。

○

日程第2 委員会付託

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。

議案第3号から議案第34号まで並びに請願第1号については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の各常任委員会に付託します。

各常任委員会は、付託されました案件を十分に審査いただきますようお願いいたします。

令和3年第1回菊池市議会定例会議案等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務文教 常任委員会	議案第3号	菊池市の未来を考える懇談会条例を廃止する条例の制定について
	議案第4号	菊池市庁舎等整備市民検討委員会条例を廃止する条例の制定について
	議案第5号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第33号	財産の譲渡について
	議案第34号	財産の譲渡について
	請願第1号	国の責任で「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願
福祉厚生 常任委員会	議案第6号	菊池市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第7号	菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第8号	菊池市一般廃棄物固形燃料化処理施設条例を廃止する条例の制定について
	議案第9号	菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第10号	菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第11号	菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第12号	菊池市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第13号	菊池市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号	菊池市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	

付託委員会	議案番号	件名
経済建設 常任委員会	議案第15号	菊池市新型コロナウイルス対策農業支援資金基金条例の制定について
	議案第16号	菊池市交流促進センター条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第17号	菊池市新型コロナウイルス感染症関係融資利子補給基金条例の制定について
	議案第18号	菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第19号	菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定について
予算決算 常任委員会	議案第20号	令和2年度菊池市一般会計補正予算（第15号）
	議案第21号	令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
	議案第22号	令和2年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
	議案第23号	令和2年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
	議案第24号	令和2年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）
	議案第25号	令和2年度菊池市水道事業会計補正予算（第4号）
	議案第26号	令和2年度菊池市下水道事業会計補正予算（第6号）
	議案第27号	令和3年度菊池市一般会計予算
	議案第28号	令和3年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第29号	令和3年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算
	議案第30号	令和3年度菊池市介護保険事業特別会計予算
	議案第31号	令和3年度菊池市水道事業会計予算
	議案第32号	令和3年度菊池市下水道事業会計予算

○議長（大賀慶一君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、3月1日の午前10時から開きます。一般質問でございます。

本日は、これにて散会します。
全員、ご起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れさまでした。



散会 午前10時21分

第 3 号

3 月 1 日

令和3年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

令和3年3月1日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	後 藤 啓太郎 君
総 務 部 長	上 田 敏 雄 君
市民環境部長	笹 本 義 臣 君
健康福祉部長	渡 邊 弘 子 さん
経 済 部 長	清 水 登 君
建 設 部 長	中 村 喜 範 君
経 済 部 次 長	本 田 憲 仁 君
教 育 長	渡 邊 和 博 君
教 育 部 長	木 下 徳 幸 君

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七 城 支 所 長	倉 原 安 浩 君
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一 君
泗 水 支 所 長	水 上 孝 道 君
財 政 課 長	山 田 哲 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩 君
市 長 公 室 長	松 原 憲 一 君
農業委員会事務局長	泉 大 助 君
水 道 局 長	安 武 邦 男 君
監査委員事務局長	山 口 浩一郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	歌 岡 憲 一 君
事 務 局 課 長	中 尾 孝 浩 君
課 長 補 佐	古 田 浩 敏 君
議 会 係 長	笹 本 聖 一 君
議 会 係	吉 岡 結 加 里 さん

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（大賀慶一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（大賀慶一君） 日程第1、一般質問を行います。

まず初めに、城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） おはようございます。公明党の城でございます。一般質問をさせていただきます。

今回、コロナ禍の中で、大変な時期に東北、福島、三重県で震度6強の地震が発生いたしまして、お一人の方が亡くなり、多数の方がけがをされました。また、大規模な土砂崩れや家屋の被災された皆様にお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

熊本で起きました地震を思い起こさせて、私も怖くなりました。東北の地震は今月11日で10年となりました。この時期に地震で、熊本は大丈夫かと心配になりました。人ごとではありません。私たちも心しておかねばと考えさせられました。

それから、春は別れと出会いの季節です。今年も退職される方がおられます。今後、地域で今までの経験を生かして活躍されますようご期待申し上げます。

それでは、早速質問させていただきます。

コロナウイルスワクチンが日本でも承認されました。ワクチン接種が本市でも始まると思いますが、ワクチン接種に対する質問をしていきたいと思います。

26日の審議会におきまして、ワクチン接種について説明がありましたが、確認の意味と違った角度からの質問をしていきたいと思います。

今回、新型コロナウイルスに対するワクチン接種のスケジュールと接種体制の整備についてということでお聞きします。

今回、新型コロナウイルスワクチンが国内で承認されるのを受けて、全国にワクチン接種が始まりますが、今後の本市のワクチン接種のスケジュールをお聞きしたいと思います。併せて、接種される方への周知の方法をお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 改めまして、おはようございます。城議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種の優先順位としましては、医療従事者、高齢者及び高齢者施設従事者、基礎疾患を有する者、そのほかの者となっております。

現時点でのスケジュールとしましては、医療従事者の接種が3月より始まる予定となっております、県が調整をしております。

3月末に高齢者の皆様へ接種券をお送りし、4月より高齢者の接種が始まる予定でございます。

そのほかの方へは、4月下旬以降に接種券をお送りいたします。接種につきましては、高齢者の接種に続いて始まり、現時点では6月以降になるのではと考えております。

なお、現在のスケジュールにつきましては、ワクチンの入荷状況及び国の方針などにより変わる可能性がございます。

市民の皆様への周知につきましては、チラシやホームページ、防災無線、防災・行政ナビ等を利用して広く周知してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 今、部長言われましたけども、本当に毎日、テレビを見ていると、ころころころころ変わって、なかなか体制が難しいんじゃないかという思いがします。

今回、ワクチン接種体制整備費として2億1,221万円が計上されました。安全に確実に接種できるようにしなければなりません。

質問に当たりまして、ワクチン接種に対し疑問や不安に感じられることを幾人かの方にお伺いしました。私の思いと併せて質問していきたいと思っております。

それでは、日本ではファイザー製薬のワクチン接種が先月17日より始まりましたが、今後、他のメーカーのワクチンが承認された場合、菊池市はワクチンを選ぶのでしょうか。やはり国がどのメーカーを接種するか決めてくるのでしょうか、お聞きしたいと思っております。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ワクチンについてのご質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃいましたとおり、現在は国がワクチン接種に使用予定としているものが3種類ございます。

現在、国の承認を得ているのは、議員おっしゃいましたとおり、ファイザー社のワクチン1種類となっております。現時点ではファイザーのワクチンを接種することになります。

ほかのワクチンにつきましては、今後、随時国によって承認されていくと考えられます。

ワクチンについては、国が分配するため、どのワクチンがどのくらい分配されてくるのか、現時点では分かっておりません。

接種するワクチンにつきましては、接種を受ける時期に提供されているワクチンを接種することになります。

また、複数のワクチンが供給されている場合も、2回目の接種では、1回目に接種したワクチンと同じ種類のワクチンを接種することとなっております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 何か聞くほうが、すみません、一貫性がなくて、あっちこっち飛びますけども、申し訳ないけど、よろしくをお願いします。

ワクチン接種に当たって、安全性の確保のために、今、どのような取組をされておりますか。また、ワクチン接種を拒否した、拒否というか、されなかった人に対しては、接種を勧めることはあるのでしょうか、お聞きします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ワクチン接種に当たりましては、安全に接種していただけるように、取組を行ってまいります。

まず、接種に伴う副反応や接種に当たっての注意事項などの周知を図るために、接種時の注意事項などをまとめた文書を接種券に同封いたします。

2つ目は、接種前には、医師による予診票の確認及び診察を行い、接種ができるかを判断した上で接種を行います。

3つ目は、接種間隔の間違いやワクチンの種類の間違いが起こらないように、1回目の接種済証を確認した上で受け付け及び接種を行います。

4つ目は、接種後の体調変化にすぐ対応できるように、15分以上接種会場にて健康観察を行います。

最後に、ワクチンの取扱いにつきましては、メーカー指示どおりの取扱いを行います。

ワクチンを拒否された方への対応につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種を受けることについては強制ではございません。

ワクチン接種による感染予防の効果と副反応のリスクの双方について理解していただき、みずからの意思にて接種の同意がある場合に限り接種が行われます。

よりまして、ワクチン接種を拒否された方についての接種勧奨は行わないところでございます。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） それでは、ワクチン接種に当たりまして、この発症予防持続期間はどうなりますでしょうか。また、3週間の間隔を置いて2回目の接種が必要なようですが、1回しか接種しなかった場合はどうなりますでしょうか。

ここに、新聞に載っておりましたけども、2回接種の場合、発症予防効果として95%あるということで、これが1回した場合はどうなるのかなという思いがしますので、お聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ご質問にお答えいたします。

厚労省の情報により、ワクチンの有効性につきましては、新型コロナウイルス感染症の発症を予防するとされております。ワクチンを受けた人が受けていない人よりも新型コロナウイルス感染症を発症した人が少なく、議員もおっしゃいましたように、発症予防効果は95%と報告されております。

効果の持続期間につきましては、臨床試験や接種が始まってから時間があまり経過していないことより明らかにはなっておりません。

接種回数につきましては、ファイザーワクチンは、接種後十分な免疫ができるのは、2回目の接種後7日程度たった以降と言われております。そのため、1回だけの接種では十分な免疫ができないと考えられます。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 1回では効果が少ないんじゃないかということですが、ワクチンの入荷次第では1回しかできない場合もあると思うんですが、それで、2

回接種ができないような事態が起きた場合は、医療従事者や高齢者を優先して2回接種して、そっちを優先していくのか、1回で広く皆さんに接種していくのかをお聞きしたいと思います。

それとまた、副反応の心配もしっかりされております。副反応が起きた場合、普通には、国内の治験ではほとんどが軽度で、数日内には収まるということでありま
すけれども、仮にアナフィラキシーとか重篤な場合、そうなった場合の補償はどこが
するのでしょうか。

以上、2点をお聞きします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ご質問にお答えいたします。

ワクチンが入ってこなかった場合、2回接種分が入ってこなかった場合ということ
ですけれども、一応ワクチンの分配につきましては、国のほうで分配が今されて
いるところでございますが、本市としましては、2回接種できるよう調整を行って
いく予定としております。

2回目の接種のワクチンが足りない場合の対応につきましては、現時点では国と
しての方針はまだ示されておられません。

副反応につきましては、一般的にワクチン接種では、異物を体内に入れること
になるため、様々な副反応が生じる可能性がございます。

コロナウイルスワクチンの副反応につきましては、接種部位の痛みや頭痛、倦怠
感、筋肉痛、発熱等があるとされており、まれに起こる重大な副反応として
呼吸困難などの急性アレルギー反応であるアナフィラキシーが報告されていると
ころでございます。

お尋ねのワクチンの接種の副反応により健康被害が生じた場合は、予防接種法に
基づく救済制度が適用され、医療費・障害年金の給付などが受けられるようになっ
ております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） その場合は救済されるということですね。分かりました。

それでは、ワクチン接種が始まったとして、接種の方法、どのような体制を考え
ておられるかをお聞きしたいと思います。

例えば公民館とかを使った集団接種や、かかりつけ医での個別接種、また、両者
を組み合わせるものなど、多様なケースが考えられております。また、接種場所に

行けない方は在宅も考えてあるようでございますが、菊池市の体制はどの方法でやるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ご質問にお答えいたします。

本市の接種体制としましては、医療機関での個別接種を中心としまして、集団接種で補う組み合わせで医師会と調整中でございます。

接種場所に行けない在宅の寝たきりの方などへは、医療機関の往診にて対応できるように医師会と調整をしているところでございます。

また、高齢者施設などに入所されている方につきましても、施設で接種できるように調整をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） それでは、例えばかかりつけ医で個別接種をしたとします。

その場合、初診料とか、行けばかかってくるんじゃないかなと思いますけども、自己負担はやっぱり発生しないのでしょうか。また、医師会のほうから、これに対する初診料等の請求はされてくるんじゃないかと思うんですけど、そこは心配ないのでしょうか。また、これはもしもそこを、初診料等を国が負担してくれればいいんですけども、そこはどのようなふうになっておりますでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 今回のワクチン接種につきましては、個人負担金はありません。無料となっております。個別接種にかかる費用は、ワクチン及び注射器・針は国から支給されますので、医療機関に支払う個別接種の委託料は1件当たり税抜き2,070円となっております。委託料は全て国からの負担金となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） それでは、市の持ち出しも個人負担もないということでありまして、安心いたしました。

では、次へ行きます。菊池市で今度始まりますけども、人口4万6,000人の

中の何%かの方がされると思いますが、大変な作業になると思います。今回、ワクチン接種に当たりまして、うちの公明党が緊急提言を出しております。市区町村に対して、住民接種の会場スタッフとして、コロナの影響で仕事を失った人などを採用するように求めています。提言では、集団接種会場で働く事務員や交通誘導員を念頭に、緊急雇用創出観点で採用を推進するとしております。この提言を受けて、もしも集団接種する場合は、この採用をする考えがあるかをお聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ご質問にお答えいたします。

ワクチン接種に伴う事務職員につきましては、会計年度任用職員として雇用する予定でございます。

求人募集につきましては、緊急雇用創出観点での採用も含めまして、菊池職業安定所（ハローワーク）にて求人を出しているところです。

集団接種に必要なスタッフにつきましては、接種が滞りなくできる体制を整備していく必要があります。必要なスタッフにつきましては、今回短い期間で確保するため、現時点では、派遣などで対応するよう考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城典臣君） 雇用をしていくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、ワクチンを接種した後の注射器の処分はどうなりますでしょうか。県がまとめて処理するのですか。また、自治体に任せてありますか。その際の処理費は公費負担ですか。または自治体負担なんですか、お聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ワクチン接種に使用しました注射器につきましては、廃棄物処理法に基づき、市にて処分いたします。処分につきましては、専門業者に委託し処分を行います。処分費用につきましても、国の補助対象となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城典臣君） 安全に処理していただきたいと思ひます。

次に行きます。ワクチン接種の際、何らかの事情で接種できなかった場合、いつまでに接種することができるのでしょうか。また、やりたいといったとき、接種する期間は決まっているのでしょうか。

それから、妊婦さんのワクチン接種はできますでしょうか。

子どもの接種は16歳以上となっておりますが、16歳以上と65歳以上の高齢者と合わせて、何年生まれからが対象になるのでしょうか。また、その対象人数は何名ぐらいでしょうか、お聞きしたいと思います。

それから、ワクチンの接種の期待が高まっていると思いますが、自分はいつ頃ワクチンを打てるのかなど関心が高まっていると思います。ワクチン接種のことや、その他のことを相談できるコールセンターを設置しませんかと聞こうとしましたら、設置するということでもあります。設置するそうですので、この業務内容をお知らせいただきたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ご質問にお答えいたします。

ワクチン接種につきましては、令和3年2月16日付にて国が示しました「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」によりますと、予防接種の実施期間は、令和3年2月17日から令和4年2月28日となっております。

国のスケジュールは、9月末までの実施と言われており、9月末までに接種ができるように準備を進めておりますが、ワクチンの入荷状況などにより、変更になる可能性もございます。

妊娠中の方の予防接種につきましては、妊娠中の方につきましては、安全性に関するデータが限られていることから、接種勧奨の対象とはなりません。接種を受けることはできます。新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、主治医と相談していただき、メリット・デメリットをよく検討し、接種の有無について判断していただければと考えます。

ファイザー社のワクチンにつきましては、現時点での対象は16歳以上となっているため、16歳未満の方は対象とはなりません。

今回の新型コロナウイルスワクチン接種での65歳以上の高齢者の対象者は、令和4年3月31日までに65歳になる方となり、昭和32年4月1日以前に生まれの方となります。対象人数は、令和3年1月1日現在で1万7,055人となります。

コールセンターについてのお尋ねでございますが、市民の皆様からのワクチン接種の会場や接種券、予約などのお尋ねに対する相談窓口として、本庁に3月8日よ

り相談・予約受付コールセンターを設置いたします。

ワクチンの効果や副反応など、専門的な相談につきましては、県が設置します新型コロナウイルスワクチンに関する専門的相談窓口にて対応いたします。

相談窓口につきましては、市民の皆様へ、今後、周知をまいります。

対象人数につきましては、16歳から64歳までの対象人数は2万4,819人となります。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 分かりました。

次に、私が聞き取りしたときに一番多かったのが、副反応などワクチン接種に係る情報を隠さずに公開してほしいということでありました。とにかく情報開示をお願いしたいということでありました。適切な市の情報発信をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ご質問にお答えします。

ワクチンにつきましては、いろいろなご不安も多いことだと思います。ワクチンの情報につきましては、様々な媒体を使用し、随時周知をまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気等のため10分間休憩いたします。

○

休憩 午前10時28分

開議 午前10時34分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 最後に、市長にお聞きしたいと思います。

今回のワクチン接種が安全かつスムーズに終了できますように願うばかりですが、また、その中でも、さっきも言いましたけども、情報が錯綜して、行政は大変だろうと思います。

国は、補正予算で市民の皆さんに対して、コロナに関する国・県の制度が様々出されております。私たちが二、三回、勉強会をしましたけど、相当いろいろな情報

があります。こういう資料等がありますけども、これを正確に伝えることが大切と思います。聞かれた場合は、行政として答え切れるようになっておかないかンのではなかろうかと思ひます。

そこで、市長が先頭に立って指揮を執られると思ひますが、市長のコロナのこの接種に対する考えをお聞きしたいと思ひます。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルスのワクチン接種に対しての私の考えを述べよというご質問でございます。

先ほど来、お話をしておりますとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防いで、市民の生命及び健康を守るためには、ワクチン接種というのはもう本当に必要でございます。また、さらに加えて、従来の経済活動が安心してできると、そういう社会に近づけるためにも、このワクチン接種は大変重要なものというふうに考えております。

市民の皆様には、いろいろご不安もあると思ひます。安全に安心して接種していただけるように、十分な啓発に努めていきたいと思ひますし、また、スムーズに接種が実施できますように、医師会のご協力をいただき、接種体制を整備していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 私たちが、今、議員含めて、執行部の皆さんが、今、こういうことを経験しておりますけども、めったにないことであります。私も65年生きておりますけども、こういうことで経済が止まったりとか、いろんな不安に陥ったことはございません。ですから、でも、ここでみんなで力を合わせて、コロナに打ち勝ったという、そのあかしをここでつくっていかなくやいけないと思ひます。そして、将来、このとき、コロナと闘ったと胸を張って、また、打ち勝ったと言えるように、頑張っていたきたいと思ひます。エールを送りたいと思ひます。

では、次に行きます。新型コロナウイルスにより、教育環境はどのようになっていますかということで、教育関係をちょっと聞いてみたいと思ひます。

新型コロナウイルス感染を恐れて、学校を欠席した児童生徒の現状と、学校側及び学校教育課の対応と、教育委員会としての考え方はということで、今回、コロナ禍の中で、児童生徒の中には、コロナ感染を恐れて、学校を休む生徒が全国的にい

るということでした。

菊池市の現状はどのようになっておりますでしょうか。次の事柄についてお聞きします。

このようなコロナ感染リスクで学校を休む場合の基準とかが何かありますでしょうか。また、欠席した児童生徒は何人ほどで、何日程度休まれましたでしょうか。そして、その子どもたちの処遇はどうなりますか。

それから、コロナ関連の中のその他の問題とか、関連性があるかないかは分かりませんが、学校に来れなかった児童生徒もいるんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 改めまして、おはようございます。それでは、城議員の質問にお答えさせていただきます。

コロナの恐れから学校に行けない子どもがいるのかというご質問でございますが、新型コロナウイルス感染症を理由に登校を控える場合は、学校長の判断により、出席停止としております。

県から示されました基準としましては、児童生徒自身や保護者の不安感から登校できない児童生徒や、本人に感染が判明した場合、濃厚接触者に特定された場合、それから、PCR検査を受けることが決定した場合、発熱の症状が出た場合、海外から帰国し、政府から自宅待機を命じられた場合、熊本県のリスクレベルが4以上で、同居の家族に発熱等の風邪の症状がある場合がございます。

こういった理由から、1日以上出席停止となった児童生徒数は、6月の学校再開後、6月末で263名、7月末で315名、8月末で116名、9月末で279名、10月末で315名、11月末で252名、12月末で495名、1月末で409名でございます。学校再開後から現在まで、周囲の感染状況や、家庭、職場等の感染状況によりまして増減を繰り返し、現在に至っております。

一番多い12月は、いわゆる第3波の影響で、県のリスクレベルも4から5になり、菊池市内や近隣自治体でも感染者が確認された時期でございます。

そのうち、ご質問の、新型コロナウイルス感染症に対して児童生徒自身や保護者の不安感から登校できない児童生徒は、市内小中学校に確認しましたところ、昨年6月からの学校再開後、5日以上連続して登校しなかった児童生徒は15名程度でしたが、現在はこのような児童生徒はなく、学校での授業参加ができております。

また、新型コロナウイルス感染症の間接的な影響だと思われませんが、学校再開後の不登校の児童生徒が昨年度に比べ増加しております。

令和3年1月末時点での不登校児童生徒数は77名となっておりますが、昨年度の不登校児童生徒の総数が68名でしたので、既に昨年度を上回っている状況です。

増加の要因としましては、休校期間中の家庭生活の中で昼夜逆転の生活となったり、ゲームやスマホを使う時間が増え、ゲーム依存になったり、生活のリズムの乱れや長期にわたって学校に通わなかったことによる不安感など様々な要因があるのではないかと考えております。

こういった理由で学校に通えない児童生徒が本年度は多くいるということは、間接的にも新型コロナウイルス感染症によるものが大きいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） じゃあ、コロナを恐れて休んだ場合は、欠席とはならないということですかね。分かりました。

結構な数おられるということでもありますけども、周辺自治体の状況はどうか、お聞きしたいと思います。欠席した児童の状況とか、いろんな状況はあると思いますが、周辺自治体はどうなっておりますか、お聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

周辺自治体の状況はというご質問でございますが、菊池郡市管内にお尋ねしましたところ、具体的な人数を聞くことはできませんでしたが、話を伺う中で、児童生徒や保護者等の不安感から登校できない児童生徒の傾向としましては、菊池市と同様に落ち着きつつあるとの回答がほとんどでございました。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） それでは、最後に、このようなコロナ禍の中、子どもたちが休んでいることに対する学校側の対策と、休んだ子どもがいたということは、今からも出るかもしれませんので、そういう事態が起きた場合の対策と、教育委員会の見解をお聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 教育長、渡邊和博君。

[登壇]

○教育長（渡邊和博君） それでは、改めまして、おはようございます。ただいまの城議員のご質問にお答えいたします。

学校側の対応としましては、欠席した子どもたちの対応としましては、毎日の授業内容のプリントを保護者に取りに来ていただいたり、あるいは担任が届けたり、また、電話で授業内容や学習の指示をするなどのやり取りを行いながら対応しているところでもあります。

登校できるようになった児童生徒に対しましては、放課後を活用した補習や、これまでの学習の振り返りを実施するなどしまして、学力保障に努めているところでございます。

また、既に1人1台のタブレット配置も完了しておりますので、今後、有事の際あるいは出席停止、不登校の児童生徒に対しても、遠隔授業やドリル学習等にも対応できるように体制を整えているところでございます。

そのほか、登校できていない児童生徒への生活の指導や悩み相談などにつきましても、学校では担任や養護教諭が中心となり、指導や相談体制を取りますとともに、教育委員会におきましても、学校支援コーディネーターや適応指導教室指導員、スクールソーシャルワーカーにより対応しているところでございます。

教育委員会としましては、コロナ禍におきましても、これまで同様に「学びをとめない」という考えの下に、児童生徒の学びの保障に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 子どもたちに対するケアをお願いしておきます。

コロナは終わりました、次に、SDG s 自動販売機を設置しませんかということでお聞きしたいと思います。

市役所に賞味期限が近い飲料水の自動販売機の設置を考え、検討してはどうかということで、フードロス対策についてお聞きしたいと思います。

国連が提唱するSDG s、持続可能な開発目標の略称ですが、17の項目が示され、この目標を2030年までに達成する世界共通の目標としています。

持続可能な開発目標、SDG sの中で、フードロスを減らす対策を菊池市もできることから始めていけばと考えますが、フードロスを減らす取組を今まで何かされておりますでしょうか。何かあればお聞きしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 市民環境部長、笹本義臣君。

[登壇]

○市民環境部長（笹本義臣君） 改めまして、こんにちは。ただいま城議員のほうからフードロスについてお尋ねです。フードロスの取組につきましては、複数の部にま

たがっておりますが、私のほうでまとめてお答えしたいと思います。

まずは、市と商工会、観光協会、温泉観光旅館組合等で組織します菊池市地域経済活力創出実行委員会と、飲食店、社交組合、商工会で組織します菊池市飲食店振興事業実行委員会の共催で、食べ残しゼロの啓発ポスター及びコースターの配布による啓発を行っております。

また、飲食店や旅館・ホテルへ、宴会開始後30分と宴会終了10分前には着席し、提供された料理を食べてもらうよう呼びかける3010運動を展開し、食べ残しゼロ活動に取り組んでおります。

そのほか、賞味期限が迫っている食品などを地域の子ども食堂や福祉団体など、食品の支援を必要とする方々へつなぐ活動に取り組んでおられますフードバンク団体へ、本市職員の各家庭で余っている食品を集めて提供するフードドライブに取り組んでいるところでございます。

また、各小中学校におきましては、給食時に担任より食に関する指導を行い、食物の生産等に関わる人々への感謝の心を育み、ひいては偏食を減らし、食べ残しが少なくなるよう努めているところでございます。

また、市内の公立保育園では、納品された食品を当日に調理する、いわゆる当日納品当日調理を行い、食材を廃棄することがないように取り組んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 城典臣君。

[登壇]

○14番（城 典臣君） 今、商工関係のことを言われました。コースターのこととか、3010、泉田議員が提案してできたことでありまして、喜ばしいことですが、私はこのフードロス、そのドリンクのほうをちょっと願いたいなということで、今回、させていただきます。

この自動販売機について、期限切れが間近なコーヒーやスポーツドリンクを安く提供して、商品の廃棄につながらないようにした自治体の行動に賛同いたしましたので、提案したいと思います。

そこで、一例を紹介したいと思います。

富山市がこの自動販売機を市役所1階、市民ホールに設置しておられます。設置した北陸コカ・コーラボトリングによると、フードロス対策を目的とした自動販売機は、当社として初めてだそうです。正面上部にフードロス対策自動販売機と掲げ、ほとんどの飲み物が半額以下で販売され、また、コーヒー、スポーツドリンクなどは、一部商品を除き、80円で販売されているそうです。これらの商品の多くは、

賞味期限が2か月を切ったものだそうです。会社の方は、どうしても在庫の偏りが出て、商品が余ってしまうと。商品のラインアップは在庫によって変えているそうです。将来は、役所、議会にも設置したいと考えておられるようです。

フードロス、国連が2015年に採択したSDGsで、消滅すべき課題の一つに挙げております。菊池市もこの意味からフードロス対策に賛同して、この自動販売機を設置してはどうでしょうか。

市民の皆さんには、フードロス削減対策の行動が見える形でできるのではないかと思います。市としては、少しずつでも行動に移すことによって、国連が提唱するSDGsの達成に貢献できるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、この提案は、メーカーが自動販売機を設置しますので、市の予算を持ち出すことはないと考えますが、いかがですか、お聞かせください。

また、今、はめとりますので、よろしく願いしておきます。

○議長（大賀慶一君） 市民環境部長、笹本義臣君。

[登壇]

○市民環境部長（笹本義臣君） ただいまの城議員のご質問にお答えします。

まず、国におきましては、令和元年5月に食品ロス削減推進法が成立しております。食べ物を無駄にしない意識の醸成を図るとともに、まだ食べることができる食品については廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことが明記されております。

議員ご提案の自動販売機の設置につきましては、SDGsにおける17のゴール（目標）でございますが、このうち、ゴール12、これの「つくる責任 つかう責任」の目標達成に向けた取組との関連性が高く、フードロスの削減に関する大変有用性の高い取組の一つであると考えております。

しかしながら、実際に賞味期限の近い飲料水の自動販売機の設置となりますと、まずは、本市の区域を事業活動範囲とする企業としての取組の意向、これがあることが前提となります。このため、関係企業と情報及び意見交換などを行いながら、設置の可否について検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） これで、城典臣君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

○
休憩 午前10時57分

開議 午前11時04分

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） こんにちは。議席番号3番、緒方哲郎です。

まずは、本年3月をもって退職されます職員の方々へ、長い間、市民のために職に尽くされたことに対し敬意を表したいと思います。また、これからそれぞれの地域に戻られてご活躍されるものと思いますが、お体には十分留意されますよう祈念いたします。

それでは、私は、農業の振興と発展、福祉の充実、教育の充実を柱に、議員が変われば議会も変わる。議会が変われば行政も変わる。行政が変われば菊池市も変わるという言葉に常に思いながら、残り1年余りの議員活動を頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問のほうをさせていただきます。

まず、市内小学校における不祥事についてお尋ねをいたします。

1月25日の報道により不祥事が発覚したわけですが、皆さんも大変驚かれたと同時に、耳を疑われたことだと思ひます。なかなか受け入れることもできないことであります。

その報道に関し、渡邊教育長は、被害児童の心のケアを第一に、再発防止に努めるとのコメントを出されました。この不祥事に関しての内容や詳細、処分に関しましては、警察や県の教育委員会をお願いをして、本市教育委員会が行うべきものは、子どもたちへの心のケアを中心に、再発防止、また、学校内外の信頼回復に力を注ぐべきだと私も感じました。

ここで、私の経験談を少しお話をさせていただきます。

1つ目は、私は小学校女子のバレーボールチームの外部指導者として、小学生と接点がありました。そのバレーボールの練習中に、レシーブの練習でありましたけれども、肘を真っすぐに伸ばしてボールを受けたほうがいいよということから、当時6年生の児童だったと思うんですけども、腕を持ってボールを受ける形をつくっていたところであったんです。手を離れた瞬間に、その女の子が、私が触っていたところをこうやってさっさとはらったわけですね。私もびっくりすると同時に、これからどうやって対処していいのか悩んだことを覚えています。接し方の重要性というものに気づかされたということでありました。

また、2つ目は、自動車教習所で私は技能指導員として勤務をしていましたので、教習生に対して、学校側から絶対に素手で触れてはいけないと常に言われておりました。白い手袋をして教習を行っていたところなんです。ハンドル操作の補助であった

り、ギアチェンジの補助であったりしたときに、どうしても触れてしまうんで、そのようなことがありました。

どちらも今回のことに関して、一概に関係しているとは言いませんけれども、もう30年以上前のことになります。民間ではこのように早くから問題意識を持って改善されていたことも、学校という教育現場においては随分遅れているように感じましたし、早急な対策を講じるべきだと強く思った次第です。

そこで、まず、事件後の本市教育委員会の対応はどのようなことをなされたのか、お答えください。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） まずは、本市におきます県費教職員の逮捕につきまして、おわびを申し上げます。

それでは、緒方議員の質問にお答えさせていただきます。

事件発生後の学校・教育委員会の対応についてでございますが、事件が報道されました1月25日の夜に当該校の臨時PTA役員会が開催されました。

翌26日には、臨時保護者会が開催され、学校長より保護者の皆様に謝罪と事件の概要、今後の対応について説明を行ったところです。

教育委員会は、26日に市内臨時校長会議を開催し、今回の事件の経緯や不祥事根絶の徹底と学校の相談体制づくりの強化について、各学校長に指導をいたしました。

27日には、菊池市スクールサポートチームの日本学校心理士会に所属されている緒方教授を当該校に招聘しまして、今後の子どもたちへの心のケアや接し方についての校内研修を実施しました。

また、被害児童はもとより、不安を感じている児童の心のケアを第一に考えまして、熊本県のスクールカウンセラーによるカウンセリングを要請し、児童や保護者の希望に応じたカウンセリングを実施いたしました。

それ以外にも、校内の児童や保護者が誰でも、いつでも相談できるように、市独自として心の教室相談員の女性カウンセラーを常駐させて、心のケアに努めているところでございます。

さらには、外部カウンセリングを実施するなど相談体制を整備・強化しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 報道の翌日には臨時保護者会、説明会が開かれたということでありましたが、そこで開催された臨時保護者会、説明会はどれくらいの出席率で、保護者の皆さんのご意見はどのようなものがあったのか、連絡を受けておられればお答えください。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

保護者説明会の報告はあったのかとのご質問でございますが、学校から保護者説明会の内容についての報告は受けております。また、保護者会の出席率は6割でございました。

保護者会では、まず、校長から今回の事件についての謝罪と経緯の説明をし、今後の取組や願いを述べた後に、保護者から質疑やご意見をいただくという形で行われました。

今後の学校の取組についての保護者への説明では、被害に遭われた子どもへの専門家によるカウンセリング等により心のケアを行うこと、直接被害に遭っていないほかの子どもで、不安に思っている子どもたちに対する心のケアを進めていくこと、保護者に対しても学校の相談のほかにも、子育て支援課や学校教育課でも相談できること、不祥事根絶のための職員研修を実施すること、第三者の立場から指導していただくために、菊池市スクールサポートチームからスクールカウンセラーを派遣してもらうことの説明があり、被害に遭われた子どもを第一に考えるとともに、全ての子どもたちの心のケアや安心安全な学校生活を過ごすことができるように、全職員で取り組むことの約束がありました。

保護者のご意見には、なぜ未然に防ぐことができなかつたのか、日常の学校生活での相談体制を整えてほしい、先生たちもおかしいことはおかしいと言える関係を築いてほしい、報道で学校名まで出され、気遣いが無いなど、厳しい意見もいただきましたが、保護者会を進めていく中で、今日の臨時保護者会には学校をよくするために参加した、地域全体で学校を立て直していかなければならない、先生と保護者が互いに歩み寄ることが必要だなど、今後、子どもたちのケアを行うとともに、学校と保護者と地域が一体となり協力することで、子どもたちと一緒に見守りたいという前向きに進もうとする保護者会となり、ありがたく思っております。

臨時保護者会の報告を受けて、教育委員会としましては、改めて今回の事件で被害に遭われた児童やご家族に大きな苦しみや憤りを与えてしまったこと、また、子どもたちや保護者、地域の皆様に多大な動揺やご心配をおかけしことに深くおわびするとともに、二度とこのような不祥事が起こることがないように、子どもたち

が安心して楽しく過ごせる学校づくりをさらに推進してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） まず、出席率に関しましては6割と。緊急な説明会であったにもかかわらず、このように多くの参加を得たこと、よかったかなと思います。また、その内容に関しまして、学校をよくするために出席したであったり、このように前向きなご意見は、これからの教育委員会の対応に期待をかけてのものであったらと思います。その期待に応えられるように頑張っていたいただきたいのが第一です。

それから、もう一つ、報道に関して、学校名を実名報道されたところがあったというところです。

警察の発表も学校名は伏せられておられましたし、確かに容疑者名は発表されましたので、学校名を特定することはできると思いますけれども、さらに、その行為が被害者である子ども本人の特定につながるということが一番心配されるところです。

この件に関しましては、2月15日に発表された渡邊教育長のコメントの終わりにしっかりと述べておられましたので、これからも注意深く対応していただくようお願いをいたします。

次に、最初の質問からのお答えからすると、既に児童、保護者への対応は始められておるといってございまして。要請により、県からのスクールカウンセラーの派遣、心の教室相談員の女性1名の常駐によるカウンセリングなど対応されているようですが、これまでに相談や面談など、実際、カウンセリングが行われたかについての報告は受けられておられますか。また、報告があつていれば、その内容についてもお答えできる範囲で結構です。お願いいたします。また、そのようなカウンセリングの方法として、どのような形態でのカウンセリングが行われているのか、併せてお答えください。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

相談件数につきましては、現在のところ、保護者の要請に応じて個別のカウンセリングを行っている熊本県のスクールカウンセラーと菊池市スクールサポートチームの相談件数は、児童4件、保護者4件実施をいたしております。

さらに、いつでも相談できるように、校内に常駐している市の心の教室相談員と養護教諭の相談件数は、児童47件、保護者4件、教職員13件っております。

相談体制としましては、それ以外にも希望に応じ各担任も相談に応じているとこ

ろでございます。

相談内容につきましては、相談者のプライバシー保護のために、発言を控えさせていただきます。

それから、相談の方法についてですが、熊本県のスクールカウンセラーからは、1対1でのカウンセリングだけでなく、トランプや折り紙など、遊びながら複数名で行うグループセラピーも不安を和らげるのに効果的だというアドバイスもいただいておりますので、養護教諭や心の相談員によるグループカウンセリングも進めながら、それぞれの子どもや保護者に合った支援を行っております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 児童、保護者、それぞれに多くのカウンセリングが行われているということでした。それだけ多くの問題点があったと推察できることですので、これからもしっかりした対応をお願いするところです。

内容については、難しいとのことでしたので、その問題点に関して、しっかりと対応ができていければと思いますので、よろしく願いいたします。

また、私、カウンセリングというのは、1対1のカウンセリングしか思い浮かばなかったものですから、お尋ねしたんですけども、なかなか見ず知らずの人を前にして自分の心のうちを話すということは、私たち大人でも二の足を踏むようなことだと考えます。

先日の熊日新聞に、相談できる場をつくることも必要ですが、重要なのは相談できる場になることだと掲載もっております。お答えにあったような、打ち解けやすい状況や環境をつくってあげることも大切なことだと思っております。よろしく願いいたします。

ここで、アンケートという相談、聞き取りの方法はありますけれども、これは実際、中学生と高校生の女子の子どもさんを持っておられる保護者の方から伺ったことですが、学校でいじめについてのアンケート調査があったそうです。問題なのは、その回収方法が出席名簿順に回収を行うということで、誰も本当のことは書かなかったと子どもさんが話されたということでした。それは無記名でのアンケートであっても、誰がそのアンケート用紙を記入したのか、簡単に分かってしまいます。また、書いた文字、字体を見れば、おおよその見当はつくとも話されたそうです。上学年になれば、そのような判断されるのも無理はないということですが、今は小中学校にタブレットも全員に配布されていることから、このタブレットなんかを利用してすることは、このような問題の解決策となるのではとのご意見もいただきました。

た。今後のアンケートについては、このような意見も参考にさせていただきたいと。より児童目線に立った対応をお願いいたします。

次に、今回、新型コロナウイルスにより全国的な措置として、小学校、中学校、高等学校等において、長期の休業措置が取られました。その結果、本市の小中学校におきましても授業日数が短くなり、教育委員会のご努力により、授業内容もしっかりと検討されましたことは承知しておりますが、当然子どもたちにとって、1時間の授業時間の猶予もないわけになります。

そこで、事件後、逮捕された先生の授業はどのように行われているのか、お答えください。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

逮捕された教職員の授業については、ほかの教員が授業を行うことで対応しております。

また、当初は学校からの要請により、学校教育指導員を派遣して複数体制で授業をするなど教育委員会からも支援を行ったところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） ほかの教員の先生方、また学校教育指導員の方々により授業が複数体制ということで行われたということでしたが、子どもたちにとっては、授業の空き時間が出るのが一番困ることだとは思いますが、先生が替わることにより、それぞれの先生との接し方などにおいても苦勞する一因になると考えます。今後、この考えを踏まえての対応もお願いしたいと思っております。

そこで、今日から3月になりました。年度末になり、学校においては成績の評価をしなければなりません。今回、授業は複数体制ということで行われているとのことでしたが、対象となる児童の評価です。これは誰が、どのように行われるのか、それをお答えください。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 評価は誰が行うのかというご質問でございますが、これまでの学習記録に加え、複数人で授業を実施した内容を担任が取りまとめて評価を行います。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 担任がいらっしまったということで、評価の上ではそのようになるのかと思いますけれども、より身近に立った評価になるようお願いをいたします。

ここで、私がこの質問をするに当たり、東議員のほうから資料を頂きました。それを少しお話しさせていただきます。

新聞記事であります、「教員の不祥事、信頼を利用」という題目でございました。学校などでの不祥事は、しばしば教員と児童生徒という地位関係、これを背景に行われる。自身も教諭から被害を受けた都内の女性が独自のネット調査の結果について述べられておられるものです。

小学校から大学院時代に教員から被害に遭ったと回答した149人について分析されたものであります。それによると、被害に遭った年齢というのが、6歳から23歳以上まではばらつきがありましたが、9歳から17歳、ここが83%を占めておるといことで、10代での被害が目立ったということです。

被害に遭った場所というのは、教室、体育館、プールサイド、グラウンド、計8割がこの学校内であり、被害直前の状況については、授業中というのが31%で最多ということでありました。授業や生活指導などの日常生活の延長で発生していると語っておられます。

また、最初の被害時に、それが被害というか、そういう認識ができたかという問いに対して、77%の方ができなかったという回答をされたそうです。その人を対象に、いつ頃被害を認識したかと聞くと、10年以内であったり、5年以内、3年以内というのが、答えが続いたということでありました。

また、学校別に見ると、年齢が若い小学生ほど被害認識が難しい傾向があると。しかし、専門学校生や大学生などでも、3分の2が最初の被害にもそれを認識できていないという結果であったということでございます。

また、その理由は何かと。被害の認識に時間がかかったのはなぜだと思いかと、この設問に関しては、18%の方が先生を疑う発想がなかった。また、17%の人が先生が悪いことをするとは思っていなかったの回答があったそうであります。

ここで、私は、学校というのは図にするならば、三角形の頂点に学校があり、底辺の両サイドに児童、保護者会があって、底辺の真ん中辺りに地域というものが位置しており、それぞれが信頼関係という濃く強い直線で結ばれているものだと思っております。それが、今回、その三角形が逆三角形のようになって、それぞれの直線も濃く強いものから、薄くか細いものになったと感じています。

そこで、この逆三角形を元の三角形に戻し、信頼関係というそれぞれの直線を濃く強いものに戻すために、これから学校と児童、学校と保護者、学校と地域における、この三つの信頼関係において、信頼回復の手段のお考えをあれば、お答えをください。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

信頼関係の回復についてですが、日常の教育活動を充実させることはもとより、併せて、子どもたちとの教育相談等で心のケアを行うとともにカウンセリングを進めながら、信頼回復に努めたいと思います。

保護者との信頼回復については、子どもも含め性教育に関する共通認識を深めたり、お互いの身体的距離の境界線といわれるパーソナルスペースを意識したスキンシップの回り方について、保護者の皆様とともに学びを深めたり、研修会などを重ねながら信頼回復に努めたいと思います。

地域との信頼回復については、学校運営協議会を活用したいと考えております。学校運営協議会は、学校と地域がビジョンや課題、情報を共有し議論をすることで意思を形成する重要な場であります。

この学校運営協議会の中で、学校、保護者、地域の皆様とともに熟議を重ねながら課題解決を目指し、信頼回復に努めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） それぞれにお答えをいただきました。学校と児童、また、保護者との関係というのは、信頼回復に関しましては、学校生活の中でしっかりと接していただきながら、信頼関係を構築していくものでなければならないものでありますので、前向きに真摯な対応の指導をお願いいたします。

また、地域との信頼回復には、よく報道に出るのですが、地域の方々と一緒にお米を田植えから稲刈り、収穫、販売まで行いましたというものであったり、地域の方々を学校にお招きして、授業の成果を発表したりと、地域に開かれた学校にすべきと考えます。

これからお互いの信頼回復は短時間でできていくものではないと思いますが、少しずつでも前に進めるように、指導していただくようお願いいたします。

私は、今回の不祥事については、学校内の管理職の先生と教職員との問題意識においてずれがあったと考えております。児童からすると、やはり話しやすいのは担

任の先生であったり、身近におられる教職員になるとと思いますが、その教職員が問題意識を持って管理職の先生へ相談しても、取り上げてもらえないのであれば、それは大変大きな問題となると考えます。このことについて、事実確認をしてくださいというものではございません。少しでも同じようなお考えがあれば、当然改善していくべきと考えますが、その改善策のお考えがあれば、お答えください。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） ただいまの教職員の意見などが管理職のほうにつながっているのかというご質問でございますが、教職員の意見が管理職に届き、気軽に相談できる組織づくりは大変重要だと考えております。今後、各学校においては、不祥事防止委員会の設置を求める予定でございます。

不祥事の中には、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等もあることから、その中で若い先生が意見を言いやすくするために、若手教員をメンバーに加えるなどの工夫をして、様々な意見が反映される組織づくりができるようにしたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 不祥事防止委員会というものを設置されて、内容についても、若い先生に入っていただきながら工夫をしていくということでもございました。やはり風通しがよく、問題意識を共有することが大切になってくると強く感じました。そのような体制になるように、しっかりと指導していかれるようお願いいたします。

最後に、具体的な再発防止策についてお尋ねをいたします。

今回の不祥事を受けて、これから考えなければならないことは、今後、このようなことが絶対に起こらないようにすべきと思いますが、再発防止策としてどのようなものをお考えおられるのか、お答えください。

○議長（大賀慶一君） 教育長、渡邊和博君。

[登壇]

○教育長（渡邊和博君） それでは、緒方議員のご質問にお答えいたします。

まずは、本市教諭が逮捕されるという不祥事を起こしてしまいましたことに対して、児童、保護者、地域住民、市民の皆様には心から深くおわび申し上げます。信頼のないところに教育は存在しないということを私自身、折々に力を込めて訴えて、指導してきたところでありますけれども、このような事態となり、今回の不祥事に

対しまして憤りを禁じ得ません。

議員お尋ねの今後の再発防止策としましては、先ほど教育部長が述べたこととも重なるわけですが、まずは不祥事防止のためのコンプライアンス研修を実施し、教職員のモラルの向上と、各学校現場に合わせた校内の死角といいますか、教職員の指導現場の状況の把握、また、わいせつ事案等の不祥事防止マニュアルの確認修正、校内不祥事防止委員会の設置等について、市内の小中学校の教職員に対し綱紀粛正を徹底いたします。

また、小中学校各学年の発達段階に応じた性教育の充実を図りたいというふうに思います。併せて、児童生徒と教師のいわゆるパーソナルスペースにつきましても、保護者・学校が共通理解ができるよう、そんな機会を設けたいと考えます。

さらには、子どもたちが何でも相談できる環境を整備するとともに、議員もご指摘もありましたけども、アンケートや教育相談でも分からないことや、子どもが言えないことを教師が気づけるような、そういう先ほどおっしゃった1人1台タブレットの活用を含めたところで、そんな工夫や体制づくりも各学校にお願いしていますし、今後、しなければならないことというふうに思っております。

このようなことが二度と起こらないように万全を期してまいります。そして、議員もおっしゃいました本来の三角形の形を大事にしたいと。戻るように、その形に戻るようにしていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 不祥事防止委員会を中心に、いろいろな対策、対応策をお答えいただきましたが、2月11日、熊日新聞に児童が教諭を採点するというような記事が掲載されておりました。そのままです。児童が先生の評価をするというものでした。このようなことも大切になってくるのかなと思いつつ読みました。このようにも大切になってくるのかなと思いつつ読みました。

再発防止の対策というのは迅速に行っていただくべきものであり、また、かつ確実に実行されているものでなければならぬと思います。私も全面的に協力していくつもりですので、決して絵に描いた餅になることのないようお願いをして、次の質問に参ります。

○議長（大賀慶一君） 緒方議員、打合せしていませんでしたけども、30分以上に達していますので、ここで、10分間休憩したいと思います。

○

休憩 午前11時40分



○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてお尋ねをいたします。このことについては、既に城議員が質問をされておられますので、なるべく質問が重複しないようにしたいと考えているところではございます。

ようやく新型コロナウイルスの第3波と言われていた大きな波が収束の方向であります。人の往来が元のようになることにより、第4波の発生も懸念される中、収束のための切り札としてワクチンの接種が、先行接種という形で2月17日から国立医療機構の従事者に対して始まったとの報道がなされました。

熊本県においては、四つの先行接種の医療機関において先行接種が始まっておりますが、この先行接種が終われば、いよいよ各自治体へワクチンが送られ、本市においてもワクチン接種が行われてくるわけですが、今後のスケジュールに関しましては、既に城議員の質問に答えておられますので、私は、これから本市において、まず医療従事者、それから65歳以上の高齢者、基礎疾患保有者、一般住民の順番でワクチンの接種が行われていくということでしたので、今申しあげましたこの四つの区分における本市の対象者の人数と、その接種率の見込みをお答えください。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 緒方議員のご質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種対象者は、16歳以上が対象となっております。本市の対象者数は、令和3年1月1日現在の人口より、65歳以上が1万7,055人、16歳から64歳までが2万4,819人でございます。

16歳から64歳までの対象者のうち、基礎疾患を有する方の数は、国が示した割合より約3,000人程度と見込んでおります。

優先順位となっております医療従事者につきましては、県が実施主体となり、対象者の取りまとめを行っていることから、対象者数については把握はできておりません。

接種率の見込みにつきましては、令和2年度の高齢者のインフルエンザワクチンの接種率が65%でございましたので、これを参考にし、インフルエンザよりも増えると見込み、70%と予想しております。

接種率を70%としまして、対象者数は、65歳以上が約1万2,000人、1

6歳から64歳は、基礎疾患を有する方も含めまして約1万7,000人と見込んでいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 私は、今のお答えを基にして、これからまた、おおよそ本市における1日当たりの接種できる人数が分かれば、単純ではありますが、それぞれの見込み人数を1日当たりの接種できる人数で割ると、各区分けごとの接種期間が大体分かるものと思っておりました。それを基にして、市民の方々がワクチン接種に対して、いつ頃の接種になるかなというような疑心暗鬼になられることのないようにしていかなければならないと考えておりました。

しかしながら、本市における1日当たりの接種できる人数の確定というのは、接種する看護師の確保など様々な要件をクリアする必要が出てまいりましたし、そのほか、ワクチンの供給が確実になされるかも、国自体が心配している状態であること、同じワクチンを2回接種しないと効果が出ないことなど、いろいろな状況を鑑みても、期間の想定はできないものと考えました。

以上のようなことから、それぞれの接種期間のおおよその確定にしても難しいと考えたところです。しかしながら、今回、想定人数は把握できましたので、この数字を市民の方々へはお伝えできるのかなと思っております。

そこで、お考えになられている接種率70%というようなお答えでしたが、基本的には、より多くの市民の方々にワクチン接種をしていただき、この接種率というものを上げていくことが大切になってくると思います。この接種率を上げるためのお考えがあれば、お答えをお願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 接種率を上げるための対策につきましてお答えいたします。

市民の皆様にとりまして新型コロナウイルスワクチンは、これまでに接種したことのない新しいワクチンとなるため、接種に対する不安や心配な点が多いと考えます。

まずは、市民の皆様の気になることや不安な点を解消していただけるように、チラシやホームページ、防災・行政ナビなどを活用し、ワクチン接種に関する正しい情報提供を行ってまいります。

併せまして、県や市などの相談窓口の周知を図ります。ワクチンの有効性や副反

応などの専門的な相談は県の相談窓口で対応し、接種の会場や接種券などにつきましては、市が設置します相談・予約受付コールセンターにて対応いたします。

また、高齢者など支援が必要な方につきましては、民生委員さんやケアマネジャー、各事業所の方々にご協力をお願いしたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 接種しない理由として、接種体制の不確実さであったり、副反応に対する不安とか心配、お答えいただいたとおりだと思います。正しい情報を広く市民の方々へ周知することが大切と考えますので、少しでも接種率を上げるよう努力していただくようお願いをいたします。

今現在も担当部署においては休日返上で接種体制について検討されていると思いますけれども、スムーズなワクチン接種になるよう頑張ってくださいよう、重ねてお願いをいたします。

そこで、スムーズなワクチン接種が行われたとして、このワクチンはマイナス70度以下での保存が必要であり、解凍後は5日間ほどで効果がなくなると聞いております。

先月、福島県沖を震源とする地震が発生しました。被災された方々にお見舞いを申し上げます。

このような地震という自然災害に関しては、予知することは難しいものでありますが、これからのワクチン接種期間というのは、梅雨があったり、台風シーズンであったりしますので、当然自然災害はあるものと考えておかなければならないと考えますが、その対応策はどのように考えておられるのか、お答えください。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 非常時における対策につきましてお答えいたします。

台風や水害などの災害時の対応につきましては、防災交通課と情報交換しながら状況を把握しまして、早めの対応をしてみたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 自然災害については、最大のリスクを考えておくべきだと言われております。予知できる災害においては、しっかりとした対策を取られるようお願いいたします。

また、日にち変わるワクチン接種に関わる情報の下でありますけれども、再度、一日も早いワクチン接種体制の構築をお願いして、次の質問に参ります。

最後に、コロナ禍における小中学校の学校行事についてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルスの影響により、小中学校の本年度の行事も延期または中止といった状況でありました。いよいよ年度末が近づき、学校行事も少なくなってまいりました。大きな、そして大切な学校行事として卒業式を迎えることとなりますが、卒業式に対してどのように指導していかれるのか、お答えをください。

また、12月定例会で質問した中に、修学旅行が実施されていない学校があったと思いますが、その後、報告があつていれば、併せてお答えください。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、修学旅行につきましては、現在、七城小、菊池北中、旭志中、泗水中の4校を除く11校が実施済みでございます。今申し上げました学校のうち、七城小、菊池北中、旭志中の3校につきましては、3月に延期し、行き先を九州内に変更して実施を予定しております。実施に当たっては、移動の際の感染症対策として、必要に応じてバスを増便する予定でございます。

泗水中につきましては、他の3校と同様に3月に延期し、行き先を鹿児島県としておりまして、保護者に対して参加同意書を取りましたが、感染に対する不安などから参加の同意ができなかったご家庭が多かったため、やむを得ず今年度は見送る旨の報告があつております。

次に、卒業式につきましては、昨年度と同様に、アルコール消毒や小まめな換気などの感染症拡大防止のための措置を取りつつ、参加人数を抑えたり、式典全体の時間を短縮するようにしております。

このように、規模を縮小した形になりますが、昨年度の例を申し上げますと、先生方や在校生のメッセージボード、ビデオメッセージ、卒業生の写真の飾りつけなど、少しでも思い出となるよう、各学校でも工夫をされておりました。

本年度も各学校で創意工夫した上で、思い出深い卒業式になるよう取り組まれると思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 緒方哲郎君。

[登壇]

○3番（緒方哲郎君） 修学旅行については、泗水中が来年度へということでありましたが、3年生になると、なかなか授業日数とか、いろんな問題もあると思っております。

れども、なるべく実施できる方向でお願いをいたします。

卒業式に関しましては、先日、菊池女子高等学校の卒業式に参加してまいりました。恐らく県下唯一であろうということで、卒業生、先生、在校生、保護者、来賓出席での卒業式でありました。県からの指導をクリアした形で卒業式だったとのお話でした。

私は、そのような、今までのような卒業式にしてくださいというものではなくて、最上級生としての1年間は、新型コロナウイルスにより自粛、自粛での学校生活であったという児童生徒に対して、心に残る卒業式になるよう、創意工夫をしてくださることをお願いするものです。大切な節目として、思い出深い晴れの日となるよう指導していただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、緒方哲郎君の質問を終わります。

ここで、昼食等のため、暫時休憩いたします。

午後の会議は午後1時から開きます。

○

休憩 午前11時59分

開議 午後 1時00分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一朗君。

[登壇]

○18番（泉田栄一朗君） 皆さん、こんにちは。公明党の泉田栄一朗です。

今日は、午前中の一般質問で、城議員、また緒方議員が接種体制について、るる質問をしていただきましたので、私は高齢者対策について絞って質問をさせていただきます。

昨年2月頃から新型コロナウイルスが世界的に蔓延し、日本でも2回の緊急事態宣言が発令され、国民は不安と恐怖の1年を過ごしました。今や、新しい生活様式になり、マスク、手洗い、手指の消毒はもちろん、3密を避け、自粛の生活を今なお続けています。

新型コロナウイルス感染は、昨日の時点で国内感染者は43万3,360人です。また死亡者は7,910人であります。また、熊本県内では感染者が3,442人に、そしてまた、回復者が3,299人、死亡者が72人となっております。

日本でもようやく新型コロナウイルスワクチンの接種が2月17日に始まりました。医療従事者が先行接種され、既に国立病院機構、地域医療機能推進機構、また労災病院等、100を超える医療機関で約4万人を対象として行われております。

新型コロナウイルスワクチンの接種は16歳以上の人が対象で、3週間間隔で2回接種する必要があり、筋肉内の接種であります。

副反応が心配されるところであります。接種後、28日間の体温の変化、疲労感の有無などを記録した結果、接種実績の2万1,896回のうち、副反応の疑いがあったのは3件であったと。それぞれ、蕁麻疹、冷感・悪寒戦慄、脱力と発熱であります。死亡と命に関わるようなことはなかったということでありました。

今回、私は、医療従事者の次に接種される高齢者への接種について質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの国内外の分析から、高齢であれば、比較的健康であっても感染し、重症化する可能性が高いことが分かっております。

政府は24日、65歳以上の高齢者へのワクチン接種を4月12日に始めると発表されました。限定的に始め、徐々に規模を拡大していきます。市町村にワクチンを配送するのは4月26日の週になるということでありました。また、政府は、6月中には高齢者向けワクチンの配送を完了させると言っているが、具体的な接種時期は各市町村の自治体が計画するようになるということです。

本市において、高齢者65歳以上の人は何人いるのか。また、具体的にいつ頃から接種が始まり、いつ頃終わるのか。また、手元に接種券が届いてからの流れがどのようなになっているのか、質問をします。高齢者にも分かるように説明をしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 泉田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、65歳以上の対象者につきましては、1万7,055人となっております。

接種につきましては、3月末日、下旬より接種券のほうの郵送を行いまして、4月には開始する方向で考えております。ワクチンの分配状況によりまして、日程のほうは変更になるかと思っておりますが、国のほうからワクチンのほうが届けば、4月より順次進めていくという準備を今しているところでございます。

新型コロナウイルスワクチンの接種の流れとしましては、まず接種券を郵送いたします。接種券には、接種についてのお知らせ、接種時の注意事項及び副反応についての文書、初診票などを同封して送付いたします。

接種券が届きましたら、同封しております文書にて、接種できる医療機関や会場、ワクチン接種時の注意事項及び副反応について確認いただき、接種を希望される場合には、市の相談・予約コールセンターへ電話もしくはインターネットにて予防接種の予約をしていただきます。

予約した日にちになりましたら、接種券と接種券に同封されていた予診票、身分を証明する書類を持参の上、接種会場へ来ていただきます。

受付後、医師の予診を受け、問題がなければワクチンの接種を受けることとなります。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） 4月からということでしたが、いつ頃終わるかというのは、まだ予測がつかないということでしょうか。次の質問の中に一緒に言っていただければと思います。

高齢者の中には、接種会場に行かれない方、希望されても行けない方、例えばおひとり暮らしで交通手段がない方もおられると思います。また、場合によっては、訪接種の必要性もあるかと思えます。そういう中で、また、病院や施設に入所されている方で、その中には本市以外の市町村に住まれている方もおられます。そういう方々のひとり暮らしで、近くに身寄りのない高齢者、障がい者の方が漏れないようにする体制が必要であると思えます。このような方々の接種することが困難な方への対応というのはどのように考えられているか、お答えください。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの高齢者の接種終了につきましては、今、体制につきまして医師会と協議中でございます。ワクチンのほうが、報道の情報によりますと、6月中にはというふうに聞いておりますけれども、ワクチンの分配状況、あと体制によりまして、終了の時期というのは、現在のところ、確定した日にちというのはちょっとまだ分かっていない状況でございます。

あと、接種会場に行けない方につきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種会場まで行くことが困難な寝たきりの方などにつきましては、医療機関からの往診を利用して接種できるように医師会と調整を行っております。

また、施設に入所されている方につきましては、施設で接種できるようになっており、現在、高齢者施設と調整を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） なかなかそのワクチンの内容によって、終わりがなかなか

見えないという部分は分かりました。

そしてまた、おひとり暮らしの方々の対応ですけれども、やはり地域では区長さん方もおられますので、やはりその方々にもおひとり暮らしの方には注意をさせていただきながら、各区長さんたちにも連携を取りながら行っていただければと考えております。

次に、高齢者に限りませんが、認知症とか、精神疾患とか、いろいろな病気をされている方で、自分の意思でその意思表示ができない方、こういう方々をどういうふうに対応していくのか、お願いしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 高齢者の方などで、意思の表現をできない方についてということでご質問でしたが、令和3年2月16日付にて国が示しました「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」では、意思確認が困難な方につきましては、家族や、介護施設などに入所されている場合は嘱託医などの協力を得ながら本人の意思を確認し、接種についての同意を確認できた場合は接種を行うことができるというふうになっております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○18番（泉田栄一朗君） とにかくこの初めての試みでありますので、特にひとり暮らしの方、また、情報弱者の方々の対応というものがこれから必要になってくると思います。皆様の全ての人たちの力を借りて、頑張っていたきたいと思っております。

ワクチン接種については、以上で終わります。

次に、乳幼児の視力検査について質問をさせていただきます。

前回、12月の一般質問で、網膜色素変性症について質問をさせていただきました。患者用の暗所視支援眼鏡が約40万という高額なため、日常生活用具給付に追加してほしいとの要望を出し、実現したことは大変うれしく思っております。

しかしながら、日常生活用具給付対象になったものの、半額程度では、まだまだ患者さんが購入するには高額であるということでもあります。熊本市では、今、これを1割負担程度で購入する方向で動きがあります。ぜひ本市においても1割負担できるような、今後の課題として要望をさせていただきます。

それでは、質問に入りたいと思います。

赤ちゃんの網膜の血管は、妊娠36週間頃完成すると言われていますが、予定日

より早く生まれた場合、網膜の血管は途中までしか伸びていません。すると、血管が枝分かれたり、目の中心に向かって立ち上がったりと、異常な発達をすることがあります。主な原因は酸素と言われています。赤ちゃんは胎内にいるとき、ほとんど酸素のない状態で過ごしています。これが体外に出ることで、外気の21%の酸素を急激に取り込むこととなります。さらに未熟児の場合は自発呼吸ができないことが多いため、人工呼吸器をつけることとなります。この呼吸器は、おおむね30%から40%程度の高濃度の酸素を赤ちゃんの肺が吸うため、血管が収縮し、網膜の血管が閉塞してまいります。これが未熟児網膜症であります。

1950年以降、この問題が明らかになりました。保育器に入らなくても、21%の酸素だけで網膜症になる場合もあります。私の知り合いで50歳ぐらいの男性ですが、弱視の方がいます。その方は生まれた当時、早産で生まれ、未熟児だったため、しばらくの間、保育器に入れられました。そのときの高濃度酸素のため網膜症になり、現在も不便な生活をされております。その当時は原因も早期発見もできなかったとのことで、非常に残念がっておられます。

初めに、本市における乳幼児期の視力検査はどのようになっているのか、質問します。

2つ目の質問に入りますけれども、愛知県の大府市は、今年度から3歳児健診の視力検査で、斜視、遠視などの弱視を発見する屈折検査機器を導入しました。従来の検査では弱視を見逃す可能性があったのですが、この機械の導入により、見逃し防止ができると期待が高まっているようであります。

厚生労働省は、2017年、3歳児健診での視力検査が適切に実施されるよう都道府県に連絡しています。それによると、子どもの目の機能は6歳までにほぼ完成するため、3歳児健診で異常を見逃してしまうと、視力が回復できないことがあるということです。これに対し3歳児健診で弱視を発見できれば、矯正眼鏡などの方法で就学までに治癒することが期待できるということでもあります。

本市において、3歳児健診で斜視、遠視などの弱視を発見する屈折検査機器を導入する考えがあるか、質問します。

この二つを質問させていただきます。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

乳幼児の視力検査につきましては、3歳児健診において実施をしております。

視力検査は、3歳児健診前に自宅で、学校や健診での視力検査で使用されておりますランドルト環を用いまして、視力検査を実施してきていただきます。自宅で実

施できなかった幼児につきましては、健診の会場で看護師により検査をしております。

健診の会場でも検査ができなかった幼児及び視力検査で異常が疑われる幼児につきましては、精密券を発行し、眼科受診を勧めております。

議員がおっしゃいました屈折検査機器につきましては、健診会場での使用も可能で、近視、遠視、乱視、斜視などの屈折異常を早期に短時間の検査で見つけることができるかと聞いております。

まず、既に導入している自治体や販売メーカーに、機器についての詳細や、実際健診で使用してのメリット・デメリットなどの情報を収集してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○18番（泉田栄一郎君） 特にこの乳幼児の検査というのが、いかに重要であるかということが分かりました。

この屈折検査器具というのも、費用が150万円ぐらいということは調べて分かりました。金額的には高いのですけれども、やはりこれで乳幼児の子どもたちが助かる、見つかるということであれば、非常に効果的ではないだろうかと思っております。

今、ここで2回3回と質問しても変わらないと思いますので、以上、今後検討していただきたいということで要望をして、この屈折器の導入をお願いし、早期発見につなげていただきたいと考えておりますので、どうか検討をしていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、泉田栄一郎君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

○
休憩 午後1時19分

開議 午後1時25分
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、坂本道博君。

[登壇]

○7番（坂本道博君） 皆さん、こんにちは。議席番号7番、坂本道博です。

まず初めに、コロナウイルス感染症によってお亡くなりになった方々にご冥福をお祈りするとともに、感染された皆様にお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従い、一般質問させていただきます。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種について質問させていただきます。

本日は、城議員、緒方議員、泉田議員と、3名の方がされております。質問も市民が一番今知りたい情報だと思いますので、重複するところが多々あると思いますが、よろしく願いいたします。

菊池市でも多くの事業者の皆さんが、経営上ぎりぎりの困難に直面しておられる方がたくさんおられると思います。社会経済活動を厳しく制限するこれまでのやり方では、私たちの仕事や暮らしそのものが立ち行かなくなります。今、求められるのは新型コロナワクチン接種を行うことで、日常の社会経済活動を一日も早く取り戻していくことであると私は思います。

新型コロナウイルスワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症の発病を予防し、死者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を図ることによって、経済を回復させていくための、今、考えられる最も効果のある方法であると思われまます。

接種開始は、国内治験を追加して時間を要したことから、欧米に比べ2か月遅れとなった上、ワクチンの確保やスケジュールは今も見通せない状況です。接種を進める現場も副反応を考慮して工夫しなければなりません。日本でも国立病院など、100医療機関に勤務する医療従事者への新型コロナウイルスワクチンの先行接種が17日より始まりました。国内でもいよいよ接種が本格化すると思われまますが、世界的なワクチンの争奪戦に発展しているワクチンの供給確保や、自治体の接種体制など課題は多いと思われまます。ワクチンの供給量や時期に関する国からの情報が不足し、具体的な計画づくりは遅れぎみで、人手不足をどうやりくりするかも課題になっていると聞いております。

それでは、菊池市でもワクチン接種が始まると思いますが、接種会場の確保、医師、看護師の確保などの準備はできているのか、お聞きしたいと思ひまます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種相談コールセンターの業務内容について質問したいと思ひまます。

現在、国内外で新型コロナウイルスワクチンの開発が進められ、新型コロナウイルスワクチンの効果や安全性等については確認されているところまです。また、ファイザー社、モデルナ社、アストラゼネカ社は、開発中のワクチンを投与した人のほうが、投与していない人よりも新型コロナウイルス感染症を発病した人が少ないとの結果、また、中間結果が得られたと発表してまます。臨床試験や接種が始まって

から時間があまり経過していないことから、効果の持続期間については明らかになっていません。今後の情報で明らかになるのを待つ必要があります。

また、海外で既に実施されているワクチン接種においては、まれな頻度でアナフィラキシー（急性アレルギー反応）が発生したことが報告されています。もしアナフィラキシーが起きたときには、接種会場や利用機関ですぐに治療を行うことになります。

このような報告がある中で、ワクチンの接種が始まろうとしています。市民はワクチンによっての情報が少ない中、いろいろな質問や問合せをされると思います。自分はいつ、どこで接種が受けられるのかなど、多くの疑問があると思いますので、現時点で分かっていることを市民に伝えてほしいと思います。3月8日に設置するワクチン接種相談コールセンターの業務内容はどのようなものか、教えてください。よろしくお願いします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 坂本議員のご質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種の実施体制につきましては、菊池郡市医師会と協議を行い、現在市内の医療機関と調整中でございます。

実施に当たりましては、医療機関での個別接種を軸に行いたいと考えており、公共施設を利用した集団接種については、個別接種を補う形で実施したいと考えております。

集団接種の会場につきましては、総合体育館、旭志公民館、七城公民館、泗水公民館を予定しております。

接種に当たっての医師や看護師の確保につきましては、市内医療機関に協力をお願いしており、協力いただける医療機関の先生方と調整を行っているところでございます。

コールセンターにつきましては、市に設置いたします新型コロナウイルスワクチン接種相談・予約受付コールセンターの業務としましては、接種できる医療機関や会場のお尋ね、接種券や予約方法に関するお尋ねなどに対応いたします。

また、ワクチンの有効性や副反応など専門的な相談につきましては、県が設置しております新型コロナウイルスワクチンに関する専門的相談窓口が対応いたします。

コールセンターの周知につきましては、本日、3月1日の区長文書配布にて、チラシを全戸配布しております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 坂本道博君。

[登壇]

○7番（坂本道博君） 医師、看護師、接種場所などについては、医療機関の先生たちと協議中ということで、大変だと思いますけども、ワクチン接種がスムーズに行えるように、よろしくお願いいたします。

また、新型コロナワクチンに関する専門的な相談窓口は、県のコールセンターで対応されるとのことです。その他の質問や疑問については、菊池市のコールセンターで対応されるということですので、よろしくお願いいたしますと思います。

また、個人通知の接種券、予約票、説明書への質問も、コールセンターで受けただけだと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、接種会場の確保、医師、看護師の確保などの準備はできているかの質問での再質問をします。

個別接種市内医療機関と集団接種を並行で行うと聞いていましたが、2月26日のワクチン接種方法と接種会場についての説明では、今のところ、個別接種を先行させ、補完的に集団接種を行うとのことでした。初めに言ったように、国からのワクチン供給量や供給時間に関する情報が不足し、菊池市においても大変苦労されていると思います。

それでは、個別接種を先に進めて、ワクチンの量が十分確保できるようになったときの医師、看護師、協力スタッフは確保できるのか、再度、質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

集団接種の医師及び看護師につきましては、現在、医師会の先生方へ協力をお願いしており、現在調整中でございます。

看護師の確保につきましては、医療機関の協力のほか、現在勤めておられない方や、看護協会のナースバンクなどを利用して確保を進めております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 坂本道博君。

[登壇]

○7番（坂本道博君） 医師や看護師さんの確保については、今、準備を進めているということです。ワクチンが来て、市民の方に、1日に多くのワクチン接種ができるよう準備をよろしくお願いいたしますと思います。

次に、再々質問いたします。

ワクチン接種において、国から支払われる委託料は1人幾らぐらいでしょうか。

2回接種で幾らぐらいになりますか、教えてください。

また、個別接種の場合は、かかりつけ医の医療機関でワクチン接種を行われるため、いろいろな対応ができると思われませんが、集団接種の場合、集団接種会場において、子ども連れのお母さんたちが来られた場合、一時的に子どもを預かる託児所の設置や、接種後15分程度の状態観察のための場所は確保されるのか、お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 個別接種料金の金額についてのお尋ねですが、1回の接種の委託料は税抜きで2,070円となっております。2回接種すると税抜きで4,140円となっております。

次に、子育て中の保護者の方の接種する場合についてでございますが、接種会場に子育て中の保護者の方がワクチン接種を受けるために、託児所なども必要ではというところでのご質問でしたが、現時点では、託児所の設置は考えておりません。

ご家族などの協力が得られず、子どもを預ける場所が必要な方につきましては、子育てサポートセンター事業や保育所・認定こども園の一時預かりなどの利用をしていただくように考えております。

ワクチン接種後の待機場所につきましては、医療機関での個別接種及び集団接種の会場においても、接種後の健康観察が必要であるため、接種後の待機場所を確保するよう努めております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 坂本道博君。

[登壇]

○7番（坂本道博君） 市民の方がワクチン接種を容易に行えるよう、いろんな配慮をよろしくお願いいたします。

次に、コールセンターの業務内容について再質問を行います。

一般的にワクチン接種では、副反応による健康被害が極めてまれではあるものの、避けることができないことから、救済制度が設けられていると聞いておりますが、どのような救済制度なのか、お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ご質問にお答えいたします。

ワクチン接種後の副反応により健康被害が生じた場合は、予防接種法に基づく救済制度で対応いたします。

救済制度の内容につきましては、接種後の副反応により健康被害が生じた場合で、医療機関での治療が必要になったときや、障がいが残る場合には、医療費や障害年金、また、死亡一時金などの給付が受けられます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 坂本道博君。

[登壇]

○7番（坂本道博君） 新型コロナウイルスワクチン接種についても、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができると、2月19日、田村厚生労働大臣がコロナワクチン接種での副反応により死亡した場合、死亡一時金4,420万円、障害年金年506万円が支払われることを明らかにされました。予防接種法に基づく救済が受けられることにより、市民の方々も少しは安心してワクチンの接種が受けられることと思います。

ワクチン接種も、あと数か月間は続くと思いますので、次のお知らせのときにも構いませんが、救済制度についても市民に知らせていただければと思います。

それでは、最後に、市長に質問いたします。

今回の新型コロナウイルスワクチン接種を率先して受けられると思いますが、どうでしょうか。また、新型コロナウイルスワクチン接種について、市長はどのように考えられているのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ワクチン接種に関する私の考えということで申し上げます。

まず、率先してワクチン接種をやる用意はあるかということでございますが、もちろん率先してワクチン接種を受けたいというふうに考えております。特にワクチンに対する市民の皆さんの不安を和らげることになるならば、スケジュールが許す限り、極力最初に受けていきたいと、そういう心積もりでおります。

また、ワクチン接種そのものにつきましては、先ほど城議員のご質問にも答弁したところでありますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防いで、市民の生命及び健康を守るためには、ワクチン接種はもう本当に必要であり、加えまして、従来の経済活動ができる社会に近づけるためにも、このワクチン接種は大変重要なものというふうに考えております。市民の皆様が安心して接種していただきますように、啓発に努めるとともに、医師会のご協力をいただきながら、接種体制を万全な形で整備をしていきたいと、こういうふうに考えております。

以上、申し上げます。

○議長（大賀慶一君） 坂本道博君。

[登壇]

○7番（坂本道博君） ありがとうございます。

市長が率先して接種を受けられるならば、私たち議員も、市民の安心を少しでも和らげるために受けなければならないと考えているところです。

国からの情報が来るたびに、接種計画を見直しをしなければならない状況の中、担当される課及び職員の方々は大変ご苦勞されていると思います。福祉厚生委員会でも国への緊急提言など検討していければと思っているところです。

これで、一般質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、坂本道博君の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日、3月2日に行います。引き続き、一般質問となっております。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○

散会 午後1時45分

第 4 号

3 月 2 日

令和3年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

令和3年3月2日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君
12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	江 頭 実 君
副 市 長	芳 野 勇一郎 君
政策企画部長	後 藤 啓太郎 君
総 務 部 長	上 田 敏 雄 君
市民環境部長	笹 本 義 臣 君
健康福祉部長	渡 邊 弘 子 さん
経 済 部 長	清 水 登 君
建 設 部 長	中 村 喜 範 君
経 済 部 次 長	本 田 憲 仁 君
教 育 長	渡 邊 和 博 君
教 育 部 長	木 下 徳 幸 君

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七 城 支 所 長	倉 原 安 浩 君
旭 志 支 所 長	竹 村 秀 一 君
泗 水 支 所 長	水 上 孝 道 君
財 政 課 長	山 田 哲 二 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開 田 智 浩 君
市 長 公 室 長	松 原 憲 一 君
農業委員会事務局長	泉 大 助 君
水 道 局 長	安 武 邦 男 君
監査委員事務局長	山 口 浩一郎 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	歌 岡 憲 一 君
事 務 局 課 長	中 尾 孝 浩 君
課 長 補 佐	古 田 浩 敏 君
議 会 係 長	笹 本 聖 一 君
議 会 係	吉 岡 結 加 里 さん

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

ご着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（大賀慶一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（大賀慶一君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） おはようございます。菊池市の最高決定機関である菊池市議会定例会は、国旗を掲げ、国歌斉唱をして始めるべきだと考えている、議席番号5番の平直樹です。私は日々の政治活動において、目標を政治をもっと近くに、判断基準を子どもたちが大きくなったときにどうかという二本柱として行っております。

今回の一般質問も時短を念頭に、3点、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目です。コロナ禍における市政運営についてお尋ねします。

この質問の目的は、コロナ禍で1年過ぎて、PDCAをもって、どのように市政運営に反映させたのかを明確にしたいと考えているからです。

この1年間、全人類はとても窮屈な生活を強いられることとなり、新しい生活様式を取り入れて、まさに新しい価値観で過ごしてきました。この新しい価値観とともに、これからも我々は過ごしていくことになると思います。苦しいこと、厳しいことなど、もうマイナスの面は数え上げたら切りがありませんし、そこは既に共有できている部分が多いかと思えます。物事には人間万事塞翁が馬とも言いますし、禍福はあざなえる縄のごとしとも言います。何が起こるか分からないし、必ず悪い面もあれば、よい面もあるという意味だそうです。

私は、平成30年9月の議会の一般質問において、第2次菊池市総合計画後期総合計画についてという質問の中で、PDCAについてお尋ねをしています。そのときの答弁で、4年サイクル、1年サイクルでPDCAを行っているとの部長答弁での確認を行っております。

我々、菊池市議会でも県外研修を見合わせたり、先日、リモート研修会を行ったりと、これまでの経験から考えたら、物すごいスピードで変化した部分もあると感

じています。

前回、前の12月議会までは、私もともと喉とか鼻が弱いほうなので、寒くなればインフルエンザにかかりたくない、風邪を引きたくないという理由で、よくマスクをしておりました。その当時はマスクをしているのはほとんど私一人で、この議場でもマスクをしてくると、風邪を引いたんですかとよくよく言われていた時代でした。ところが、あれから1年、もうマスクをしていないなんてというぐらい、もうすごいスピードで世の中が変わったなというふうに感じております。そのコロナ禍があって、その経験をしたからこそ、このマスクをするという文化というのもよかったかなと私は考えております。

また、本議会の補正予算にも、コロナ禍であったがゆえの減額補正も多々見受けられます。1年をかけて様々な経験やデータを重ねてきた上で、本議会に提出されている新年度予算にPDCAサイクルの結果がどのように反映されているのかをお尋ねしていきたいと思っております。

まずは、本年度、コロナ禍であったためにできなかった事業数とその総額をお知らせください。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 改めまして、皆様、おはようございます。それでは、平議員のご質問にお答えしたいと思います。

コロナの影響により実施できなかった事業数と削減額につきましては、まつりやイベントの中止といった大規模なものから、会議の中止、出張の取りやめといったものまで含めてお答えしますと、一般会計、特別会計合わせまして、延べ216の事務事業、削減額としまして1億5,955万1,000円となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） 216事業で1億5,955万1,000円というお答えでした。この事業がやらなかったから、この分、お金を使わなかったからよかったということをお願いわけではありません。ただ、この事業、やめちゃった事業、取りやめた事業というのを今年度の事業にどのように反映していくのか、その立ち止まった事業をどう考えているのかということをお聞きしていきたいと思っておりますが、今回、このコロナ禍で、一旦立ち止まって事業を見直すいい機会になったのではないかなと考えております。

私、この一般質問をするに当たって、いろんな企業の社長様だとか、事業の責任

者の方なんかいろいろなお話を聞いて回りました。コロナ禍を過ぎて、悪かったことは分かりますけど、よかった点はありますかなんていうふうにもいろいろ聞いてまいりましたが、ある事業所の責任者の方がすごく特徴的なことを言われました。それが、今まで行ってきた各種事業の本来の目的を見直すいいきっかけをもらったと私は考えていますというお答えでした。この最大のチャンスとそれを捉えて、もう徹底的に見直しをして、リモート会議やリモート研修会を取り入れたということはとてもよい結果だと思っております。何ですかというと、例えばそこで勤めていらっしゃる方が現地まで行って研修を受けるという、その時間を奪わなくて済むし、例えば自宅でそれを受けていただくことだって可能だというのは、とても有益なことだというふうに考えているというお答えでございました。

私もそうだなというふうに思いますが、そこで、お尋ねいたしますが、コロナ禍、この1年を過ぎたところで見直してみても、よかったんではなかろうかと思うような点はありますか。また、本市において、新年度事業で新しい生活様式に合わせたときに、取りやめを決めた事業もしくは見直しを決めた事業などがありますか、お知らせください。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、再質問にお答えします。

コロナ禍により見直した点としましては、密を避けるため、先ほどご紹介のありましたように、リモートによる会議の開催や、オンラインによる職員研修の実施等に取り組んだことにより、時間と費用の削減につながったと考えます。

また、職員の出張につきましても、必要性や重要性を考慮し、継続すべきかどうかも含めた検討を行っております。

また、その課題としましては、多くの事業を中止や延期せざるを得なかったことにより、市民の皆様には大変ご迷惑をおかけしたところではございますけれども、実施できなかったことにより見えてきたおのおの課題等を整理し、検証し、今後の事務事業の見直しに生かすことができる点であると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） 部長の今の答弁をいただきますと、同じような感じなのかなというふうな結果ですが、基本的に私が聞きたいところは、そのPDCAをもってどのように反映させたのかというところが、ちょっと具体的に聞きたかったんですけども、1年間やってみて、今後、見直して、コロナがたとえいなくなったとしても、

このようなふうに変えていくよとかというような事業というのが、多分次年度予算に反映されているのではなかろうかと思うんですけど、そこら辺がどういったところかというのをちょっと教えていただいてもいいですか。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 失礼しました。新年度予算におきましては、引き続きオンライン等を活用することにより、職員研修経費や出張費の一部を見直して計上しているところでございます。

今後も新しい生活様式を継続して実践するためには、新たな費用も発生しますことから、従来どおり実施すべきものと見直しが必要なものと見極めながら、事務事業の見直しを進めるとともに、可能な限り費用の削減に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） オンライン研修と出張費の削減、これは本当によかったことなのかなというふうに私も思っておりますし、そういう反面、やっぱり現場に行かないと分からないこともたくさんありますので、それをうまく使って、今後の運営にしていっていただきたいと思いますが、コロナになって、コロナがあしたあさってになくなるということでもありませんし、ずっと多分つき合っていくことになるんであろうというふうに思うんですね。

今後、本当は今回の予算、骨格予算でありますから、政策的なところにそれがどう反映されていくのかというのもすごく見ていきたくったところですけども、とはいえ、政策的なお金のつけ方、予算と骨格の予算というのは、前市長とか、前々市長というのが政策的に始めたことでも、継続していく上でも、固定的な費用となっていくしますので、なかなか線引きが難しいところというのはありますが、もう本当にいいチャンスと捉えて、もう変えるべきところは変えていただけていただければなというふうに思います。

あと、お金だけではなくて、やはり職員さんの研修の時間をオンラインで、自宅で、例えば職場でやっていただければ、その方々のプライベートな時間とか、家族の時間の確保とかにもつながりますので、その両面で見直していただきたいと思いますが、最後に、ちょっと市長にお尋ねしたいんですけども、その骨格予算、先ほど言いました政策的なところも長くなれば骨格のほうに入っていきます。その骨格の予算の部分ではありますが、このコロナ禍、1年間コロナ禍を経験した上で、

このようにやっていくというようなことがあれば、ちょっとお知らせいただければと思います。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

コロナの1年を経て、予算に対する新しい考え方はという趣旨のご質問でございました。

コロナ禍を経験して新年度予算に対する考え、大分変わった部分もございますけれども、今回は骨格予算でありますので、私の立場からは、今後、どのようなものが重要かという現在の認識で申し上げたいというふうに思います。

コロナ禍による影響というのが今後どのように推移するかまだ分からない状況でありますので、コロナ対策というのは新年度の市政の中でも最優先事項というふうに認識しているところであります。

まずは、現在進めておりますワクチン接種や防疫対策の整備を引き続き行ってまいります。

また、今まで行ってきました各種支援策と経済対策を踏まえながら、厳しい状況下にある皆様の手助けとなるような適切な施策を適切な時期に全力でやっていくということが重要であるというふうに考えております。

その上で、新しい生活様式に対応できるように、例えばテレワークニーズなどへの対応ですとか、デジタル行政に向けた整備、こうしたことも重要な課題と捉えているところでございます。

今、お話のありましたテレワーク会議等は、長所・短所それぞれあるわけでありましても、例えば研修にそれを活用していくなど、よい点は取り入れて考えていくべきであるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 今後、何があるか分からないし、物すごいスピードで世の中が変わっていくことはもう間違いないですので、そこら辺は柔軟に対応はしていただければというふうに思います。

次の質問に行きます。

2点目は、病児・病後児保育についてお尋ねをいたします。

この質問の目的は、安定的な病児・病後児保育の確立をしていただきたいという思いからさせていただきます。

病児・病後児保育については、私は事業スタートのときから一般質問を何度かさせていただいております。この事業、もう今や、子育て世代にとってはなくてはならない大切な事業になったなというふうに感じております。現在、みゆきこども園さんにその事業を委託して行っていていただいておりますが、これがまたコロナの影響がありまして、昨年1年間、皆さんがマスクをして、手洗い、うがいに慣行していただいたおかげで、利用者の数がとても少なかったというふうに聞いております。

そもそもこの事業費確定に当たっては、その前年度の実績での予算になるというお話も伺っております。しかし、それでは基礎となる部分を少なかったから減らしますというふうにされたんでは、運営していこうという基礎的なところの金額なり、配慮となりの部分にちょっと不安なところがあるのではないかというふうに思います。

以前から私は申し上げていますが、この病児・病後児保育というものは、利用者が多かったからよかった、少なかったからだめだった、そういうものではないというふうに思っております。子どもが病気になったら、その保護者が面倒を見る、これは大前提です。ですが、現代社会においては、なかなかそうも言ってもらえないのが現状です。だからこそ、この病児・病後児保育というものが大切な事業になったというふうに考えておるんですが、子育てしやすいまちの基本計画に載っておりますが、を履行するためにも、本事業が欠かせないと思います。

そこで、お尋ねいたします。

病児・病後児保育の位置づけはどういうふうになっておりますか。また、この病児・病後児保育、この3年間の利用者数の推移をお知らせください。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 改めまして、皆様、おはようございます。ただいまの平議員のご質問にお答えいたします。

病児・病後児保育は、病期中や病気の回復期の子どもを家庭で見ることができない場合に、専用の施設で預かることによって、保護者の方の子育てと仕事の両立を支援するものでございますが、本市では、平成24年7月から菊池みゆき保育園へ委託事業として実施しているところでございます。

事業の位置づけとしましては、第2次菊池市総合計画後期基本計画や第2期子ども・子育て支援事業計画におきまして、子育てと仕事の両立を支援し、働きやすい環境づくりを推進するための取組として計画をしており、また、近年の多種多様な働き方やコロナ禍での柔軟な働き方に対しても、重要な子育て支援施策の一つと考えております。

過去の推移といたしましては、年間の利用者数を月平均にしますと、平成30年度が月平均60件、令和元年度が月平均50件、令和2年度が1月末日までの月平均で21件と、以前から比較すると、今年度はかなり減少している状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） ちょっと確認なのですが、昨年までの事業費決定はどのようになされていきましたか、お知らせください。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 事業費の委託費につきましては、前年度の利用人数の実績を基に、国が示している補助金の基準額により決定をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） ありがとうございます。平成30年が月60人、令和元年が月50人、昨年が月21人と。手洗い、うがいなどを対策をしていただいたがゆえに、利用者数が減っていったということで、前年まで実績で決めていたということです。

部長の答弁にもありましたように、私と同じ考えで、やっぱりよかったです。基本計画の施策の13、子育て支援の充実のところに該当するから、この事業をやっているんだ、大切な事業なんだという認識だということでした。

冒頭申しましたとおり、もう安定的な運営をしていくためには、前年度の実績数だから、これですよというようなところは、分かるっちゃ分かるんですけど、基礎的な多分事業費というのは要と思うので、それだけではちょっと不安な場面がありますが、本年度はどのようになっておりますでしょうか、お知らせください。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 本年度につきましては、前年度の実績を基に、利用決定のほうをしております。令和2年度につきましては、国のコロナ禍における状況におきまして、昨年と同様の補助額で、基準額で実施するよというふうな国のほうから通知が来ておりますので、それに基づいて実施を行います。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 答弁ありがとうございました。

では、とりあえずは、その少なかったから減るということではないということだと思いますので、安心しました。今後もこの状況を見て、しっかり運営をなされるようなところは、お話を重ねた上で決定していただければなというふうに思います。そして、子育て世代に対して優しいまちづくり、菊池市だというのをしっかりアピールしていただければというふうに思います。

次の質問に行きたいと思います。3点目は、ごみ袋についてお尋ねをいたします。

この質問の目的は、現在の家族構成に合わせたごみ袋のサイズを作って、市民の福祉向上を図りたいというものでございます。

現在、ごみ袋は、赤、緑、黄色の3種類あります。その中でも、大と小と極小というふうにあります。このサイズの違いの意味は何でしょうか、お知らせください。

○議長（大賀慶一君） 市民環境部長、笹本義臣君。

[登壇]

○市民環境部長（笹本義臣君） 改めまして、おはようございます。平議員から、ごみ袋のサイズの違いということでお尋ねですので、お答えしたいと思います。

まず、本市におきましては、家庭から発生するごみを排出する場合には、ごみの種類に応じて市が指定した3種類のごみ袋により排出することになっております。料理くずや食べ残し、革製品などの燃やすごみが赤色、空き缶や空き瓶、新聞紙、段ボールなどの資源物が緑色、金属くず、陶磁器、ガラス類などの不燃物が黄色となっております。

議員ご質問のごみ袋のサイズの違いにつきましては、各家庭ごとの生活様式に伴ったごみ排出量に応じて選択できるようにすることや、適正かつ効率性及び経済性に配慮した分別に資すること、及びごみ収集を行う作業員の作業効率を高めることなどを考慮しながら総合的に判断しており、大サイズが45リットル、小サイズが30リットル、極小サイズが15リットルとなっております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） それでは、その市民の要望をどのように把握されているのか。いろんな最初の質問にも少し重複するところはありますけども、どんどん世の中変わって行って、価値観等も変わって行っているこの世の中で、市民の要望について

は、どのように調査をされていますか、お知らせください。

○議長（大賀慶一君） 市民環境部長、笹本義臣君。

[登壇]

○市民環境部長（笹本義臣君） 各種指定ごみ袋におけますサイズ別の導入に関する要望につきましては、昨年、令和2年4月からの菊池地区、七城地区及び旭志地区におけます新しい分別方法の試行開始に伴う住民説明会、それに生涯学習まちづくり出前講座などの機会を通じまして、参加された市民の皆様よりご意見を伺っております。

その中で、資源物用の緑色の極小サイズのごみ袋につきましては、牛乳パックなどの数量がたまりにくい品目、こういうものの排出等もあるため、導入に関しましては、特に多くの意見をいただき、本市といたしましても効率性及び経済性に配慮した分別及び排出の観点から、新たに導入を行った経緯がございます。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平直樹君） 今、私がちょっとお聞きしたいというか、私が個人的にすごく市民からの要望で聞くのは、その黄色ですね、燃えないごみのこの極小サイズだけがちょっとないのでというようなことをよくよく聞くようになりました。

これは、一つは、今、部長の答弁にありましたように、資源ごみが細分化されて、もともと燃えないごみだったものをリサイクルに回すようになったからこそ、そういったところもあると思うんですよ。私はすごくそういうお声を聞くんですが、今のお話によりますと、住民説明会や出前講座というようなお答えをいただいたんですが、それだけじゃちょっと足りない部分、拾えていない部分があるのではなかろうかというふうに思います。

いろんな方法があるとは思いますが、私、もうちょっと聞いていただきたいんですけど、まずとりあえず、そういったものが要るかどうかというのを市民にいきなり聞くというよりも、まず市役所の職員さん、働いていらっしゃる方が400名以上いらっしゃるの、まずその皆さんに、ちょっとどうですかというような感じで調査をされる考えはありませんか。

○議長（大賀慶一君） 市民環境部長、笹本義臣君。

[登壇]

○市民環境部長（笹本義臣君） ただいま平議員のほうからですがけれども、本市庁内におきましてはネットワークシステムというものがございます。このシステムを活用した職員からの意見聴取、これはすぐにでも可能でございますので、指定ごみ袋に

関する意向調査としまして、職員へのアンケート調査の実施に向けては、検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） その黄色の極小を必要ではなかろうかという理由の中に、先ほども言いましたように、ちょっと生活様式の変化というのがありますが、平成23年1月、10年前の段階で菊池市の人口は5万1,613人、世帯数は1万7,962、5年前の平成28年、人口は5万18人、世帯数は1万8,677、今年1月、人口は4万7,888人、世帯数は1万9,570と。10年前から比較しますと、人口は3,725人減って、世帯数は1,608増えております。これが核家族になっていっているというような数字だというふうに思いますし、先ほども言いましたように、分別が進めば進むだけ、やっぱり黄色の袋がたまらない。例えばアパートに住んでいらっしゃる方とか、いろんな大きな家に住んでいらっしゃる方もいれば、いろんな生活の様式があると思うんですね。人情として、袋がたまらなければ、なかなかゴミ袋って出せないの、衛生的なものも考えても、やはり早くゴミとして出していただくことのほうがいいのかというふうに思いますので、この黄色の極小が欲しいという意見もさんざん私は聞いておりますので、この黄色の袋のその極小を作る考えはありませんか、お尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 市民環境部長、笹本義臣君。

[登壇]

○市民環境部長（笹本義臣君） 平議員のご質問にお答えします。

先ほど、ゴミ袋のサイズについては市民の声を聞いたというところで、今の状況になっております。そのときの時点では、黄色の極小サイズについては、要望がほとんどなかったような状況でございました。ただ、今、平議員のお話にもあるように、社会情勢が変わっておりますので、黄色のゴミ袋における極小サイズの導入につきましては、本市が運用しています安心安全メール、それに先ほど申し上げました市職員を対象とした庁内ネットワークシステムの活用によりまして、アンケート調査を実施しまして、意向を把握した上で、それに近隣市町の状況や、ごみの排出状況などを踏まえ、導入に関する検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 平直樹君。

[登壇]

○5番（平 直樹君） 緑の袋もだんだん慣れてきたという、材料の分別に少しずつ慣

れてきたという部分があるからこそ、そういった課題が見えてきたとか、新しい要望として上がってきた部分があるのかなというふうには思いますので、ぜひしっかり、ただ、高齢者の方々に関しては、メールでというふうに言われても、ちょっとなかなか声が拾いにくい部分もあるかと思しますので、いろんな手だてをまたさらに考えていただいて、努力していただければなというふうに思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、平直樹君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時32分

開議 午前10時38分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） 皆さん、おはようございます。田中教之です。

本日は、子どもの事故予防と中山間地の活性化について、質問と提案させていただきます。

早速ですが、1番目の子どもの事故予防について質問させていただきます。

子どもの事故というのは昔から課題でして、事故予防というのは昔からの課題でして、けがのレベルから死亡事故まで、様々な要因に基づいて起こっております。技術が発展して防ぐことができるもの、例えば車のチャイルドシートとか、ああいうことは、実は大分減ったという場合もありますし、最近では、このコロナ禍において保育園等でアルコール消毒による、し過ぎによる手荒れの問題というような新しい問題も出てきております。子どもの数が日本全体で減っている中で、事故の数自体の全体的な数は減少傾向にありますが、昔からまだ全体の中の割合を占める要因として大きいものが食品による窒息や誤飲によるものです。

今回は、子どもの事故予防と広うございますので、食品による窒息や誤飲に絞ってちょっと考えてみたいと思います。

昨年9月、東京都の保育園において、給食で提供されたブドウを食べた4歳児が窒息し、亡くなってしまったという事故が起きました。これまで国も自治体も、保育、教育施設等において、乾燥豆類やブドウ、トマトなどの窒息や誤飲するような食品についての提供についてガイドラインを示し、保育園や幼稚園では予防措置を講じてまいりました。ミニトマトやブドウは4等分するとか、乾燥豆類は5歳まで

は提供しないとか、ガイドラインがあったのですが、なかなか事故を防ぐことができないことがあります。

その事故が昨年あったからかは分かりませんが、今年に入って、節分の時期の前に、内閣府などから都道府県担当部署へ、「節分の豆等の食品による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について」という題目で事務連絡がなされております。また、消費者庁も節分を前に、今年の1月末にホームページ上に注意喚起の情報が掲載されました。

以下、一部を読み上げます。

厚生労働省の人口動態調査によると、平成26年から令和元年度まで6年間、食品を誤嚥して窒息したことにより、14歳以下の子どもが80名死亡してしまいました。そのうち5歳以下が73名で9割を占めていました。

以下のことに注意しましょう。

1、豆やナッツ類など、硬くてかみ砕く必要のある食品は5歳以下の子どもには食べさせないでください。

咽喉や気管に詰まると窒息しやすく、大変危険です。小さく砕いた場合でも、気管に入り込んでしまうと肺炎や気管支炎になるリスクがあります。

2、ミニトマトやブドウ等の球状の食品を丸ごと食べさせると、窒息するリスクがあります。乳幼児には、4等分する、調理してから軟らかくするなどして、よくかんで食べさせましょう。

3、食べているときは、姿勢をよくし、食べることに集中させましょう。

物を口に入れたままで、走ったり、笑ったり、泣いたり、声を出したりすると、誤って吸引し、窒息・誤嚥するリスクがあります。

4、節分の豆まきは包装されたものを使用するなど工夫して行い、子どもが拾って口に入れないよう、後片づけを徹底しましょう。

以上が、消費者庁のホームページに掲載された注意喚起の内容です。

そこで、質問ですが、本市における子どもの食品の窒息・誤嚥の事故予防の現状と今後の取組についてお聞かせください。

特に、内閣府の注意喚起を受けて、今年の2月2日の節分の際に、市内の保育園等で豆まきがあったのか、5歳以下の園児が豆を食しないような取組があったのかどうか、お聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 田中議員のご質問にお答えいたします。

市内の保育所等では、平成28年3月に国が策定しています「教育・保育施設等

における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」や、保育所などで独自に策定している事故発生時対応マニュアルなどにに基づき、毎月の給食会議や職員会議などで食材の確認や調理などについて検討しながら、事故防止に取り組んでいるところでございます。

また、保育所等においては、万が一の場合に備え、迅速に対応できるよう救急に関する職員研修を行っており、消防署より講師を招いて救急法の研修を実施している園も多数ございました。

次に、2月2日の節分における市の対応といたしましては、国からの「節分の豆等の食品による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起に関する資料」を市内全ての園に周知し、注意喚起を行ったところでございます。

また、市内の保育所等の節分について聞き取りを行った結果、豆まきをする際は、市内全ての園で誤嚥防止の対策が取られており、新聞紙を丸めた球を大豆に見立てて実施したり、卵ボーロなどで代用するなど、豆を食べさせていない園が多くございました。

なお、中には、年長児に自分たちで煎った豆を年の数だけ食べさせていた園もございましたが、その際は、保育士が窒息や誤嚥のないように見守りながら、安全に十分配慮して行われておりました。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） ありがとうございます。ちょっと確認ですが、市内のどの辺、調査された園の数、全体の数をお聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 節分時の対応につきまして、調査のほうは30園行っております。豆を食べさせなかった園が28園、食べさせた園が2園となっております。

保育園の調査の件なんですけれども、すみません、今の件数は重複、年齢によつての重複がございますので、調査そのものは25園、市内の全園の回答をいただいております。

食べさせなかった園28園につきましては、年長のみを豆を食べさせた園も重複の件数となっております。申し訳ありません。

○議長（大賀慶一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） ありがとうございます。まさに、ちょっと周知が徹底されたような気がします。非常によかったと思います。

あまり何でもするなするなというのも、子どもにとってはよくないと思いますし、豆まき自体は、風習を学ぶという、いいことで、素晴らしいことですので、行事自体を取りやめるとする必要はないと思います。

先ほど部長が答弁されたとおり、新聞紙で大豆に見立てたり、最近はスーパーでも節分用ボーロというか、そういうようなものを売ってありますので、そういうふうに代用されるというのは非常にいいと思います。

5歳児の園児には豆を食べさせないというところだけを守っていただければ、こういった行事はどんどん続けていってもらいたいと思っております。

保育園等は本当に対策が大変で、一生懸命やられていると思います。加えて、最近食品メーカーや農産物の生産者も、子どもの窒息事故を受けて意識が変わり、パッケージにそういうふうな、5歳以下は食べさせないでくださいとか、このミニトマトは5歳児以下の場合は4等分してくださいとか、そういった説明するシール等貼ってある場合もまだ少ないですがございます。このように、食品による窒息・誤嚥の問題は、だんだんと予防が講じられてきております。しかし、冒頭にも申しましたとおり、今後、様々な事故要因が出てくると思いますので、時代に合わせて予防策を講じていかなければならないかなと考えております。

今回、保育園の調査をお聞きしたのは、もちろん事故予防の観点からですが、加えて、保育園行政のリスク管理を市がしっかり行っていただきたいという願いからでもあります。民間保育園での子どもの事故が起きた場合でも、場合によっては、市町村の訴訟リスクがあります。児童福祉法や子ども・子育て支援3法及び関連法等から読み取って、やはり保育の実施主体は市町村にあるというふうに考えられるからです。リスクはゼロにできませんが、市内の保育園で過去の事例とか、先ほど事故予防のための給食会議だったり、救急に関する研修とかを行っていると思いますが、加えて、過去の事例や先進事例の情報を共有しながら、対策する必要があるかなと思っています。

ここで、質問ですが、現在やっておられるのに加えて、今後、民間保育園等にも市が主体になって勉強会等を開いて、事故防止を講じる考えはございませんか、お聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ご質問のありました今後の市の対応につきましては、他県で発生した事例を見ますと、市が保育所等に対し文書で注意喚起を行っていた

のにもかかわらず、事故が発生しております。この点を踏まえまして、本市としましては、危険性を確実に周知できるよう、文書通知に加え、園長会などの開催時や、定期的に勉強会を開催している市保育協議会の給食部会の中において、事故防止に係る情報提供や注意喚起を再度行い、指導監査の中においても、各園の事故予防の取組を確認してまいりたいと考えております。また、万が一に備え、消防署より講師を招いた救急法の研修などについても、原則、実施していただくよう、保育所等をお願いをしてまいりたいと考えております。

また、保育所等を利用する保護者に対しましても、保育所等を通して注意喚起を呼びかけるとともに、市のホームページも活用し、広く周知をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） ありがとうございます。

先ほど答弁された中で、園だけじゃなくて、保護者にも注意するという、周知するという、非常にこれ、いいことと思います。やはり先ほどの食品メーカーとか、生産者の例を言いましたけど、保育園だけで対応できるというか、保護者の方、周りの関係者、全体がやっぱりこの問題、それぞれの分野で対応していかないと、やはりなかなか限りなくゼロに近づけていくことは難しいのかなと。事故の発生がゼロに近づくのが難しいかなと思います。

また、特にやっぱり国の所管もばらばらでして、先ほど冒頭に申しました注意喚起の事務連絡も、調べてみますと五つありまして、内閣府子ども・子育て本部参事官付、消費者庁消費者安全課、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課と、この五つを束ねないと、なかなかこういう事務連絡もできないのかなというふうに、ちょっと邪推をしてしまいます。やはりこうなると、市町村とか園が一生懸命情報を共有しようと思っても、なかなか伝わるまでがやはり遅くなってしまうのかなと思います。どうしても、部長、なかなかそこら辺の縦割り行政に関して不備に感じることはございますか。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 議員のご質問にお答えいたします。

行政につきまして、いろいろな所属がございましてけれども、子どもの支援につきましては、教育委員会、健康推進課、子育て支援課、そのほか、関係各課と連携会

議等を行いながら、情報共有をしながら実施をしております。連携が途切れないように連携をしながら、子どもの支援に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） ありがとうございます。国の関係なので、なかなか難しい、所管ではないと思いますが、先ほど菊池市の行政においては、そういうふうに連携を図っていくと。これからも図っていくと力強くおっしゃいましたので、ぜひご期待したいと思っております。

すみません、次の質問に参ります。

次は、中山間地の活性化について質問します。

今回の質問は、ちょうど2年前の平成31年第1回定例会において、「菊池川上流流域の再整備」という題目で一般質問していた内容に関連します。本来では1年前の第1回定例会とする予定だったんですけど、一般質問が中止になりましたので、ここで改めて中山間地のこの資源を活用するために質問させていただきます。

皆さんご存じのとおり、菊池市の中山間地は、菊池溪谷をはじめ千畳河原、水源交流館のイデベンチャーや、旭志四季の里からの登山とか、竜門ダム、龍龍館、キャンプ場など、多くの観光資源があります。また、原井手や、穴川神楽、岩本神楽、智者ヶ峰、鞍岳山、善光寺など、中山間地の多くの歴史資源も多く存在します。

現在、菊池ファンクラブの取組で党首選挙が行われておりますが、菊池一族の繁栄は、その中山間地の材木を輸出することによるというものになったということも聞いております。千年も前から、まさに資源だったと考えております。

コロナ禍におきまして、アウトドア人口が増え、より市民や観光客がこれらの菊池の資源に触れられるよう、それぞれが連携していくべきだと考えます。

2年前の一般質問では、市長は、この地域で菊池溪谷だけではなくて、ほかの地域へも滞在するというので、より回遊性を高めていくと答弁されました。コロナ禍で中山間地を訪れる方に、どのように長く滞在していただくためにいろいろ回遊性を高めていくのか、政策について質問していきたいというのは、この質問の趣旨です。

まさに、龍門地区から旭志の地区までには、本当に数え切れないほどの数多くのそういった名所だったり、観光スポット、ワーケーションスポットがございます。

そこで、質問ですが、菊池市の中山間地には、先ほど申したとおり、多くの資源があり、コロナ禍であります。実際、このコロナ禍で訪問した方の利用した方の人数はどのくらいでしょうか。今回は菊池溪谷、千畳河原、旭志四季の里、竜門ダ

ム・龍龍館の4か所に絞って、もう数が多いですので、絞って、本年度の利用者の数をお示してください。

また、1か所のみ滞りせず、近隣のスポットを訪れるような、人々が回遊する動きがあったのか。もしあれば、具体例をお示してください。よろしくお願いします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 改めまして、おはようございます。ただいまの田中議員のご質問にお答えいたします。

まず、菊池溪谷、千畳河原、四季の里旭志、竜門ダムの龍龍館、ドラゴンキャンプ場と申しますが、この4か所の本年の利用者数を申し上げます。

令和2年の観光入込客数といたしましては、菊池溪谷が約10万2,000人、四季の里旭志が3万3,000人、千畳河原については、正確な数字は把握しておりませんが、地元集落からの情報では、昨シーズンよりも増加したと聞いております。また、ドラゴンキャンプ場につきましては、竜門ダム・龍龍館のドラゴンキャンプ場につきましては、昨年9月の開業で約4か月で約800人の利用となっております。

また、次に、1か所のみ滞りせず、近隣のスポットにも訪れるような、人々の回遊があるかというご質問でございますが、市内の各観光スポットを点から線につなげ回遊性を高めることは、本市の魅力向上につながるものと認識しているところでございます。

菊池溪谷では、菊池温泉観光旅館協同組合のご協力をいただいて、菊池溪谷維持管理協力金の領収書を提示すると、組合加盟の温泉を200円引きにするというサービスを導入されておまして、一定の利用があると聞いております。

また、ドラゴンキャンプ場におきましては、テレビやラジオでのキャンプ場の取材の中で、キャンプ場の紹介のみならず、スタッフによって市内の温泉や釣り堀等の紹介も併せて行われているところでございます。

今後も、観光協会や各観光スポットの運業者の皆様方などと一緒に情報共有・連携を強化し、本市を訪問した観光客の回遊性が高まる取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） ありがとうございました。

やはり、昨年、一昨年度の数字を見ますと、屋内の施設に比べたら、やはり絶対

数は室内よりは多いと思うんですが、やはり減ってきている部分もあるのかなと考えております。特に2年前に質問したときの数字に比べて、やはり特に溪谷もいろいろ工事とかあった影響で、取り戻して、人が戻ってくるのが遅くなったというところもあったりして、やはり減っている現状かなと考えております。

千畳河原については、アシの除去の工事が終わり、きれいになりましたので、認知度がさらに広まって増えていったのかなと。今年はバーベキューは禁止ということでしたけど、増えたということであれば、またそれは一つの魅力が高まったのかなと考えております。

旭志のほうは、登山の方が結構増えてきているとお伺いしていますが、なかなか数字が、確かに極端に上がるということのはなかなか難しいのかなと考えております。

ドラゴンキャンプ場のほうも、まだ始まったばかりですので、この辺なのかなと考えておりました。

水源交流館については、ちょっと私のほうで調べてみましたところ、2,000人ぐらい減ったということでした、利用者数が。ただ、このコロナ禍の中で、ソロキャンプという活動を始められまして、ソロなんで一人キャンプですね。一人でキャンプするということなんですが、その方等をやる事業を行った上で、そういった方が新たな利用者層の掘り起こしがなされております。ソロキャンプの利用者の方は、一部の方は旭志四季の里や、龍龍館、ドラゴンキャンプ場でも利用されており、少しではありますが、回遊性は高まっていると考えております。

また、水源交流館の方は、今後はやっぱり法人店主など、また、そういったところも新たに試みとして取り組んでいきたいという計画ということでした。やはりコロナ禍でアウトドアが人気とはいえ、やっぱりなかなか数は増えない、減っているという状況で、利用者数を増やしていくには、この観光客だけに頼るんじゃなくて、やはり菊池市民にも地元のスポットに行ってもらいたいということが大変重要だと考えております。

私は家族で地元のホテルや旅館に泊まりました。初めて泊まる旅館もありまして、非常に新鮮で新しい発見ができました。そこで考えたのが、人々が回遊すれば、その資源が持つ魅力も最重要なんですが、やはりその施設だったり、整備や、そこに行くまでの道路、インフラがある程度整備されていないと難しいのかなと。基盤整備が必要かなと考えております。特に龍龍館横のドラゴンキャンプ場は、もともとキャンプ場として造られているわけではないので、そういった面では、そういったハード面がまだ不十分な面かなとっております。

そこで、質問ですが、先ほど答弁でお答えいただいた千畳河原ですが、県の予算

でアシの除去を行っていただいておりますが、今の状況と今後はどうされるのか、お聞きしたいと思います。

観光資源を守る基盤整備としては、アシの除去は、今後、どのように対応されるでしょうか。

また、ドラゴンキャンプ場のキャンプ場としての課題は何でしょうか。

加えて、日田市から利用のために通じる鯛生菊池線が今年の7月豪雨で通行止めとなっております。現状はどうでしょうか。この道は津江の方が日々、例えば隈府に病院に來たりとか、生活道路の一つとなっております。もちろん津江に來た方が穴川や竜門ダムに寄っていただくという回遊性を高める道路でありますので、これは所管外かと思いますが、現状はどうなのか、お教えてください。よろしく願います。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、最初に私のほうから、千畳河原の状況と今後の対応について、まずお答えいたします。

千畳河原のアシの撤去につきましては、県において令和元年度に土砂撤去を含む整備を2回に工期を分けて実施されております。さらに今年度も土砂撤去を含む整備を実施され、約1万2,000平方メートルが整備されたところでございます。

今後は、県で整備されました範囲も含めて、地元集落への除草作業の委託を継続し、加えてボランティアの方々へのバックアップを行うなど、一帯の観光資源としての長期的な管理活用を行っていきたいと考えております。

次に、竜門ダムドラゴンキャンプ場の課題ということでございますが、議員もおっしゃいましたとおり、竜門ダムエントランス広場は、ダムや周辺の山々を望むすばらしいロケーションの中にあるものの、もともとはキャンプ場を想定して建設された施設ではございません。このため、キャンプをされる方のニーズに即した水道施設やトイレが不十分であることなどインフラ面のところが課題でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） 改めまして、皆さん、こんにちは。田中議員の県道の災害の状況ということでお答えしたいと思います。

県道鯛生菊池線の穴川地区道路災害につきましては、令和2年7月豪雨で発生した路肩決壊により全面通行止めとなっておりますところでございます。

県のほうに確認をしたところでございますが、現在、もう既に復旧工事のほうか

施工に入っております。令和3年の6月末につきまして工事を完了させる予定ということでお聞きしております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） 千畳河原については、ちょうど2年前に質問したときに、こういう県からの予算がつくというふうに答弁がございました。そのおとし1年限りかと思いましたが、去年頃、また県の担当の方から私のほうに、本年の予算、アシの除去の予算がつくかもしれませんという話がありましたので、無事に予算化されて執行されているということで安心しました。執行部の働きかけの成果かなと考えております。また、やっぱりこの県の前川県議のご尽力も非常にありがたいことで、ただ、やはり県がそれほどやっていただいたので、今後は市のほうで管理をしっかりやっていただきたいと思っております。

あと、龍龍館ドラゴンキャンプ場の件ですが、経営者の方にもお伺いしましたが、そういったハード面、本当に重要だと思っております。特にその加えての要望の中で、ドラゴンキャンプ場も、できれば法人の方の取り込みをやっていきたいというふうに考えているというところでした。回遊性を高めるためにも、水源交流館さんもそうですけど、やっぱり法人向けのプログラムは必要なのかなと思っております。

このコロナ禍で、ワーケーションという言葉が広がっているだけあって、実際にやっていらっしゃる方が非常に多く増えております。ワークとバケーションという造語ですが、観光地で仕事をする方が全国的に増えております。私のほうにも、やっぱり友人だったり知人が菊池の旅館で仕事をするというケースも、2名程度ですが、それぐらいになってきております。

また、大企業が都心の自社ビル売却して、地方の観光地の保養所みたいなどころ、研修所を複数の企業で借りるというふうな動きがございます。そういったニーズにつなげるために、いわゆる施設に対してハード面プラスネット環境、プリンターとか、ミーティングスペースとか、ちょっとした作業ができる設備があると、これまた利用者の増につながるのかなと考えております。法人研修誘致や、この保養所としての年間契約など、大企業がやっている動きを注視していただきたいと思っております。

市長が進めておられる施策でグルメ街道と菊池一族の歴史街道というのがございますが、歴史街道構想自体は、実際に街道をつくるわけではないのは承知しているんですが、先ほどの鯛生菊池線は、歴史的意義を考えると、やっぱり八女から日田を通過して、穴川、菊池というふうにルートが、人の流れができれば非常にいいかな

と考えております。八女の黒木の五條家から八女、津江、穴川というルートは、菊池一族の歴史的なゆかりの多い土地でもございますし、現在、もともと生活道路としてやっぱり人の往来が多いですので、そういった考えと、市長には、県とか、大分県にもちょっとお願いして、ぜひこの道の拡充を訴えてもらいたいと。これは完全な要望でございます。

最後に、市長に質問です。

グルメ街道と観光スポットの連携を先ほどに試みることは承知しております。これにぜひこの歴史資源も連携させてほしいと考えております。特に観光ついでに仕事もできるというワーケーションの利用客を巻き込んで、人々が回遊する流れができないかと考えております。今後の中山間地の活性化について、市長はどのような構想をお持ちなのか、お聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） ただいま田中議員からは、主に中山間地の活性化ということでの文脈で、グルメ街道と歴史街道の活用について、それから、ワーケーションの活用についてと、こうした趣旨のご質問だったと思います。

グルメ街道、それから菊池一族歴史街道も、実は最初から総合的な観光戦略の柱の一つとして位置づけているものでありまして、根底にありますのは、ご案内のとおり、JRも高速もない菊池が観光競争の中で勝ち残るには、まずは来ていただけるお客さんを持たないといかんわけでありまして、菊池ファンを増やすということが大変不可欠で、最も重要だというのがまず1点。もう1点は、そういう旅行者の方々が、今日、特に求める心身の癒しの素材というのが菊池にはもうほかに負けないものがあると。この二つが根底にありまして、そうした眠った宝を磨き上げて商品にして、それを固定客にしてつかんでいこうという考えであります。

それを表現したのが「癒しの里きくち」であるわけですが、その具体的な切り口としては、食の里、花と緑の里、スポーツの里、歴史文化の里と。言うならば、四つの入り口設けて具体化してきたわけですね。時間がかかりますので、少しずつ作り上げてきたんですが、大分それぞれのフィールドの商品が、部品ができてきましたので、これからそれらをつなぎ合わせる段階に入ってきたというのが現在であります。ですから、グルメ街道と菊池一族の歴史街道をこれから連携させていくことになりまして、その菊池に眠っている様々な歴史資源をそこに乗っけて、また活用していくということになってまいります。

ついでに言いますと、これからはさらにスポーツの里からアウトドアもこれに掛け合わせていきますし、また全体に対しては、一つの集客ソースとして、菊池ファ

ンクラブでお客様を集めた人を今言ったような仕掛けの中に流していくと、こういう考えでございます。

やっところまで来たという思いですけども、これからが実は大変であります。メニューの一つ一つを磨き上げていくということはこれからも重要ですけども、こうしたメニューをお客様のニーズに応じて組み合わせ、統合的に提供していく仕組みですとか、運営力、組織力がこれから重要になりますので、民間の各団体同士の連携であるとか、官民連携であるとか、あるいは自治体連携といったものがますます重要になってくるというふうに思います。やりがいのある事業だと思います。これが必ずや菊池の持っている中山間地の魅力を生かした活性化につながるのではないかとこのように思っております。

また、ワーケーションのほうでありますけども、ワーケーションは、言葉どおり、観光のついでに仕事ということでもありますけども、菊池の場合、残念ながら、もうこのベースとなる観光客がなかなか今はまだ取り込めていないわけですね。また、ワーケーションはバカンスをしながらということなので、家族がご一緒の場合もあるわけですから、まだまだ企業の中ではそう一般的ではない。

ただ、ワーケーションに似た概念でテレワークがありますけども、テレワークはコロナでも急速に増えてきてて、このニーズはもうこれからも確実にあると思います。ですから、私どもはこれを推進していきたいというふうに思っています、ただ、各自治体は同じことを考えていますので、競争は簡単ではありません。差別化が必要になります。

せんだって、定住テレワーク促進の専門家から、菊池は、実は自然と、それから都市部分の距離の近さとバランスが絶妙であるというコメントをいただいております、特に温泉と食がすばらしくて、すぐ近くに溪谷や森、川があるということを生かして、また昨今の健康志向もございますので、既に本市におきましては、健康テレワークタウン菊池というコンセプトで、具体的な検討にもう既に着手をしております、先日も温泉旅館業界との意見交換も始めているところでございます。

仕事を日中やっていただいて、図書館等も活用していただいて結構なわけなんですけど、早朝ですとか、夕方になりますと、温浴プログラムや、あるいは散策、ボートなどの健康増進メニューを提供すると。そうしますと、個人だけではなく、企業にとっても従業員が健康になる。それから従業員を大事にしているというイメージにもなりますので、個人を狙うのももちろんですけども、できれば企業会員みたいなものにつながるというふうなように考えているところでございます。

また、さらには、お話のあった千畳河原や竜門ダムとの連携でキャンプ型であるとか、あるいはアウトドア型のテレワークも視野に入れて、引き続き具体的に検討

を進めていきたいと、このように考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） ぜひその構想をより内外にアピールしていただくようお願いいたします。

終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、田中教之君の質問を終わります。

ここで、昼食等のため、暫時休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から開始します。

○

休憩 午前11時21分

開議 午後 1時00分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 改めまして、こんにちは。猿渡美智子です。通告に従って、質問をいたします。

コロナ禍で、格差と貧困が広がっています。そこで、まず子どもの貧困対策、とりわけ子どもたちの学びを支えていくための就学援助について質問します。

令和元年度に改正された子どもの貧困対策法では、市町村において子どもの貧困対策計画の策定が努力義務となっています。菊池市では、これを第2期子ども・子育て支援計画と一体的に策定するとして、同計画の第6章に、子どもの貧困に関する取組が掲げられました。教育の支援は基本方針に位置づけられ、就学援助制度等の周知の拡充は具体的施策の一つになっています。

現在の就学援助制度について、まず4点質問します。

1点目、就学援助費を受給している児童生徒数の過去3年間の推移はどうなっているか、お示してください。

2点目に、私が教員をしていた頃は、ひとり親世帯の制度利用が多かったと認識していますが、現在の受給世帯に何か特徴的なことがあれば、お答えください。

3点目、令和3年度当初予算において、就学援助経費はオンライン学習通信費を費目に加えたことと、認定者の増加を見込んで、令和2年度より、およそ35%増の4,577万5,000円となっております。具体的にどの程度の認定者数の増

加を見込んでおられるのかをお尋ねします。

4点目、就学援助制度について、予算説明には、子どもの貧困対策を推進する中で、子どもに対する教育の支援として、数少ない対策の一つであり、重要な役割を持っていると述べてありますが、重要な役割という認識の内容について、もう少し詳しい説明を求めます。

以上、4点についてお願いします。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 改めまして、皆様、こんにちは。それでは、猿渡議員の質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、平成30年度から令和2年度までの3年間の就学援助認定者の推移についてお答えいたします。

平成30年度の認定者は659人、令和元年度の認定者は701人で前年比42人の増、令和2年度の認定者は770人で前年比69人の増となっております。

次に、ひとり親家庭の割合と傾向についてでございますが、過去3年の認定者のうち、ひとり親家庭として認定されている割合について申し上げますと、平成30年度で全体の44.6%、令和元年度で全体の43.7%、令和2年度で全体の45.1%となっており、認定者のうち、ひとり親の割合は約4割を占めておりますが、全体としても増加の傾向にある中ですので、ひとり親家庭の方で就学援助を受けている方は増えてきているというふうに思っております。

次に、3点目の新型コロナウイルス感染症の影響による人数の増につきましては、少なからずとも影響はあるというふうに考えております。新型コロナウイルス感染症の影響による収入減で認定する人数は分かりませんが、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、認定者数の増については、令和2年度と比較しまして100名程度の増を見込んでおります。

4点目の重要な役割とはどういうものかというご質問でございますが、就学援助の目的として、「経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒又は入学予定者の保護者に対し、必要な費用を援助することにより、菊池市立の小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に資するため」とあります。

この目的からも、就学援助を受けることによって、子どもたちが学校で安心して教育を受けられることや給食を食べることができるなど、子どもの教育を受ける権利を保障するためにも重要な役割だと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 認定者の増加傾向については、正直驚いているところです。659人、701人、770人、うなぎ登りという言葉がふさわしいのではないかと思います。

かつて、2015年12月定例会で質問した当時、556人でしたので、5年余りの間に200人以上増えています。令和2年度は770人ということですので、菊池市の児童生徒のおよそ2割が就学援助制度の対象になっています。それだけ経済的に厳しい家庭が増えたのか、あるいはこの間の制度の周知が行き届いた結果、申請や認定が増えたかは今後の検討課題にしたいと思いますが、これだけ多くの子どもたちが生活保護に規定する基準額の1.3倍以下の収入の世帯にいるという現実をしっかりと受け止めなければならないと思いました。

また、ひとり親世帯がおよそ4割ということで、ひとり親家庭の多くが経済的に厳しいということがここからも読み取れると思います。さらにコロナ禍において、解雇や廃業、収入減少が広がっています。100人という増加見込みは、状況の厳しさを踏まえ、子どもたちの就学を支えなければならないという姿勢の表れであると評価いたします。しかし、もしこれでも足りないという事態になった場合は、速やかな補正をお願いいたします。

数少ない教育上の施策という認識は私も全く同感で、答弁の中に「援助を受けることで、学校で安心して教育が受けられる」というお言葉がありました。まさに子どもたちが安心して勉強ができる、そのための就学援助制度だと思います。だからこそ、子ども・子育て支援計画に明記されているとおり、制度の周知が大切であり、必要とする子どもの全てに支援が届くように努めなければなりません。

改めて、現在はどのような方法で周知を図っておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、再質問のほうにお答えさせていただきます。

就学援助に関する保護者への周知方法としましては、小中学校在籍の保護者へは、毎年1月頃、学校を通じて全ての児童生徒のご家庭へお知らせのプリントを配布しております。

翌年度小学校に入学予定のお子さんの保護者へは、毎年10月から11月にかけて行います、就学時健康診断の保護者説明会の中で周知を行いまして、入学式の後にもプリントを配布するなど、周知に努めているところでございます。

加えまして、小学校入学前の周知としましては、認定こども園等の園長先生方が集まれる会議におきまして、就学援助の説明と先生方への周知をお願いしたとこ

ろでございます。

そのほかにも、広報きくちやホームページに制度の紹介を掲載しております。

学校に対しましても、家庭の状況に応じて適宜保護者に周知することや、転校生があった場合には、個別に説明するようお願いをしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 様々な方法で周知を図られているということは理解いたしました。

先ほど触れましたように、認定者の増加は周知が行き届いてきていることが一因かもしれません。しかし、繰り返しになりますが、重要な施策だからこそ、さらなるきめ細やかさが必要だと考えています。

今回、就学援助について質問したのは、学校の先生から、外国出身の保護者に就学援助費の説明をするのにとっても苦勞をした。配布文書を多言語化してもらいたいという話を聞いたからです。学校を通して配布される就学援助制度の説明プリントを見せてもらったのですが、文字数が多い。漢字が多い。行政用語が多い。外国出身の保護者でなくても、日本人にとっても分かりにくいと感じました。日本人にとって難解な文書をそのままストレートに多言語化しても、外国出身の保護者にとって分かりやすいものにはならないと思います。

そこで、提案したいのは、やさしい日本語による情報発信です。やさしい日本語についても、以前、提案したことがあります。外国人の方にも情報が伝わりやすい言葉として、やさしい日本語を取り入れてほしいというような中身でした。

その後、私の一般質問とは全く関係なく、図書館の多文化サービスという取組の中から、中央図書館のやさしい日本語研修が始まっています。私も先日、2回目の講座に参加してきました。去年からはフェイスブックで、キクロスやさしいにほんごニュースの発信も始まったということです。菊池市でもやさしい日本語が広がり始めています。

そこで、今回は、前回よりも具体的に就学援助制度の保護者向け説明プリントに関して、やさしい日本語を導入することを提案いたします。相談窓口につながることを第一の目的に、情報量を絞って、やさしい日本語を使って発信することは、全ての保護者に対しての分かりやすさにつながります。さらに、各学校でどこの国からの保護者がおられるかは把握してあると思いますので、必要に応じてやさしい日本語から多言語化につなげていただきたいと思います。相談窓口につながりさえすれば、市役所にある翻訳機などを活用して、詳しい説明も可能になると思います。就

学援助制度のお知らせにやさしい日本語の導入と多言語化について、教育委員会の考えをお尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

就学援助の周知につきましては、先ほど答弁しましたとおりでございますが、実際の手続につきましては、学校を通じて行うものでございます。

議員がおっしゃられますとおり、チラシには多くの情報が掲載をされております。内容としましては、制度だけでなく、手続の方法も掲載しており、いずれもお知らせとして必要なものであり、中身を簡略化することはなかなか難しいものでありますし、簡略化することで、説明が不足し、誤解を招くおそれもございます。

しかしながら、情報量が多いことも確かでございますので、制度に絞った別のチラシを作成するなど工夫をしてまいりたいというふうに考えております。

また、多言語への対応につきましても、今後の課題として捉え、保護者への説明につきましては、自動翻訳機など様々なツールを活用したり、やさしい日本語を意識しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 簡略化することで誤解を招く、情報はいずれも大事なものであるというご意見も、納得できる面もあるのですが、そのことによって、もう見ただけで、それをしっかり読むことを敬遠される保護者もおられるのではないかと。まずはこういう制度がありますよということを全ての保護者に知っていただくのが第一歩ではないかと私は感じております。

文化庁から出ている「やさしい日本語 書き換え例」というパンフレットがあって、そのパンフレットには、就学援助のことをこう書き換えてあります。学校で使う物や給食などにかかるお金をもらうこと。収入が少ない小学生や中学生の親がもらうことができます。どうでしょうか。とても明快だと思います。

現在の説明プリントの内容を誤解を招くということで省くということが難しいのであれば、さっきの書き換えの文章に「必要な方は学校に相談してください」という一文を添えて、まずプリントの冒頭に書いておく。それだけならすぐにでもできることではないでしょうか。実際のプリントも見せてもらいましたが、そのくらいの余白はあるのではないかと感じております。ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

次に、多言語化については、今後の課題としていくというふうにご答弁がありました。先日、中央図書館に行きましたら、フロアの一角に多言語化したごみ出しルールを、このくらいのチラシが4か国語ぐらいあったのではないかと思います、並べて置いてありました。どういうやり方で多言語化が可能になったのかはまだ詳しく聞いておりませんが、ルールを守ってもらうことに関しては、そういうふうが多言語化が既にできている部分もあるということです。そのハウツーを今度は支援する側の情報にもぜひ取り入れていただきたいなというふうに思うところがあります。

次に、現行の就学援助からは離れてしましますが、広い意味で子どもの就学を援助するという観点で質問いたします。

現在の就学援助制度では、小学校の入学時と中学校の入学時には入学準備金は援助の対象になっています。一方、高校入学に当たっては、義務教育ではないため、多額の費用がかかるにもかかわらず、支援が抜け落ちている現状があります。この抜け落ちた部分の支援が必要ではないかという趣旨で、2017年9月定例会で一般質問いたしました。なかなか実現には至っておりません。

兵庫県明石市は、困窮世帯の中学3年生に入学準備金30万円と高校3年間にわたり毎月1万円の給付型奨学金を新型コロナウイルス感染拡大の影響を考えて、予定より前倒して実施するということです。30万円という入学準備金の額の設定は、高校入学にかかる経費の大きさを物語っています。私は財政規模の違う明石市と同等の支援を求めているわけではありません。ただ、高校入学には大変なお金がかかること、コロナ禍で経済的な厳しさを増している子どもたちがいることは、明石市も菊池市も同じです。

先月、国の第3次補正の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額が決定しています。菊池市は3億3,700万円余りではなかったかと承知しております。

今回はこの臨時交付金を財源として、高校入学準備金1人10万円を支援の抜け落ちている準要保護世帯へ給付することを提案いたします。新型コロナウイルス感染症の影響が多度であった今年度に限った支援策です。現在、中学3年の準要保護の生徒は72名であると聞いています。720万の予算です。急げば4月中の給付が可能になりませんか。中3の子どもたち、今年はとりわけ不安の大きい1年を過ごしてきていると思います。先ほど、安心して勉強ができるというお言葉をいただきましたが、高校進学を少しでも安心して迎えてもらいたいと思います。教育委員会の考えをお尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、ただいまの入学準備金に関するご質問にお答えをさせていただきます。

制度の性格上、就学援助の対象経費の範囲につきましては、中学生までの義務教育期間に必要な費用を対象として扶助することとなっております。

議員ご案内の明石市の例によりますと、入学準備金や在学支援金を高校教育期間の中で必要な費用として支給することとなりますので、就学援助の対象とすることは難しいと考えるところでございます。

また、明石市の制度は給付型奨学金でございまして、本市におきましても、高校生以上を対象とした給付型奨学金の「菊池市教育振興小川奨学金」がございまして、ほかにも奨学資金の貸付制度もございまして、こちらの活用をお願いしたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 入学準備金を込みにした小川奨学金があるのは承知しておりますが、何せ人数が10人です。実際、準要保護のお子さんだけでも72名という数があります。

今、子どもたちの現状を考えると、高校に行かないという選択肢は極めて少ないのが現状であると思います。ひとり親家庭でとても苦しい生活をしていても、何とか高校までは出したいというのが親としての切実な願いだと私は受け止めております。

現行の就学援助の制度の範囲ではないことというのはもう百も承知ですが、とりわけ状況の厳しかった今年度の子どもたちに対して、何らかの支援を特例としてすることはできるのではないかと思います。今回は提案の中身には入れませんでした。将来的には菊池市の奨学金の中にも入学準備金というのを考えていってほしいということを改めて要求していきたいとも考えているところです。

就学援助についての質問はこれで終わります。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気等のため10分間休憩します。

○

休憩 午後1時27分

開議 午後1時33分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 次の質問に移ります。

G I G Aスクール構想について質問します。

2019年12月に、降って湧いたように文部科学省からG I G Aスクール構想が打ち出されました。当初は5年計画で1人1台の端末と、校内のネット環境の整備が進められる予定だったものが、新型コロナウイルス感染症の影響で前倒して今年度内に整備することとなり、対応された学校教育課にも大変なご苦労があったことと思います。

国の補助が大きかったとはいえ、議会でも多大な関連予算を次々に議決してきました。年度末を迎えた今、現状について2点質問いたします。

1点目、ある時期までは、うちの学校ではまだ使えていないというような声も聞こえていたのですが、現在は全ての学校で全ての子どもたちが1人1台のタブレット端末を使えるようになっているのか、お尋ねいたします。

2点目、昨年の9月定例会で、アンケート調査の結果を基に、インターネットが未整備の500世帯に対して光回線の工事費と中継機器の購入を補助する予算1,000万円を議決していますが、現在、全ての子どもたちが家庭でタブレット端末を使うことができるような通信環境になっているのでしょうか。

以上、2点お尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

1点目のタブレット端末を使える環境になっているのかというご質問でございますが、議員紹介のとおり、G I G Aスクール構想に伴う学校ネット環境整備は、令和元年度の補正予算で計上し、1人1台端末整備を前提としたネットワーク工事として、これまで計画どおり進めてまいりました。

工事の内容は、小中学校の校内LANとアクセスポイントを整備する工事と、1人1台端末を保管し充電する電源キャビネットを整備するものでございます。

令和3年1月末の工期までに無事に工事を終え、令和3年2月から運用を開始しておりますので、現在は全ての学校で全ての子どもたちが1人1台端末を利用できるネットワーク環境となっております。

2点目の家庭のインターネット環境については、これまで学校を通じて令和2年4月と7月、それから令和3年1月の3回アンケート調査を行っております。

令和2年4月の調査段階では、520世帯が家庭のインターネット環境を利用し

て1人1台端末を使える環境にはないことが分かりました。そのようなことから、議員のほうからもご紹介ありました未整備世帯に対して、本市独自の取組として、菊池市小中学校世帯インターネット接続環境整備費補助金の制度を創設し、令和2年度に限り運用をしているところでございます。

なお、令和3年1月の調査段階としては、既に申請分と合わせて506件の申請を見込んでおり、おおむね全世帯で1人1台端末を使える環境になると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 学校においては、全ての学校で全ての子どもたちが1人1台のタブレット端末を使えるように整備が終了しているとのことでした。ご苦労の成果だと思います。

家庭でのインターネットの環境の整備はおおむね終了しているということでした。おおむねということは、まだそうでない家庭があると理解していますが、それでよろしいですね。

そこで、取り残される子どもたちがいるのではないかと、少数であってもですね、それを心配しています。打合せの段階では、もう少し大きい数の世帯で未整備だというふうなことも伺っていましたが、そのときよりも数が減っているのかなと思います。

そもそもGIGAスクール構想の目的は、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びの実現とされています。目的に反して、GIGAスクール構想が教育の格差を広げることになってはならないと思います。

何度も通知を出されたということは分かりましたが、今後、未整備の家庭にはどのように対応されるのかを質問いたします。

部長のほうもちょっと触れられましたが、次年度以降の入学時への対応も課題として残りますが、今回の質問は、補助の対象であった現在の在校生についてということをお願いいたします。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、再質問のほうにお答えをさせていただきます。

インターネット接続環境整備費補助金は、コロナ禍における家庭学習を行うための通信環境を整備することを目的に、国の地方創生臨時交付金を活用し、今年度限りに行っているものでございます。

未整備世帯に対しては、本補助金制度を活用し、今年度末までに整備を行っていただくようお願いをしております。

そのため、本年度中に整備が整わず、次年度以降の整備となった世帯に関しては、現在のところ、各個人の負担となるところです。

しかし、4月以降の状況については、再度家庭におけるインターネット環境に関するアンケート調査を実施しながら状況を把握し、対応について検討をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 教育委員会がこれまで取り組んでこられたにもかかわらず、いまだ未整備のご家庭には、何らかのご事情や解決すべき課題があるのではないかと推察いたします。もしかしたら、個別の支援が必要な家庭があるのかもしれない。

今のところ、タブレットの持ち帰りは5年生以上を想定されているということをお聞きしております。とりあえずは、その持ち帰る子どもたちに限っても、家庭でのタブレットを使った学習に格差のない環境整備ができるよう、それぞれ、誰も取り残さない伴走型の支援を強く要望いたします。

アンケート調査を再び実施して、実態の調査に努めるという答弁でありましたが、少数であっても、その少数を大事にさせていただくことを切に望むところです。

次に進みます。

さて、1人1台のタブレット端末が使えるようになり、家庭に持ち帰ってもインターネットにつながるということになると、悪く言えば、やりたい放題ということになりかねません。子どもたちが自由に使うということはとても大事なことでと思いますが、危険なサイトにつながってしまうような可能性もあるわけで、フィルタリングが必要だと思いますが、フィルタリングについてはどのように考えておられるか、質問いたします。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、フィルタリングについてのご質問にお答えさせていただきます。

現在、1人1台端末を学校内で活用し、調べ学習等のためにインターネットを通じて外部へ接続する際は、子どもたちが誤って有害サイトへ接続しないよう、フィルタリングソフトを全学年分整備し、運用をしているところでございます。

令和3年度から本格的な稼働となり、1人1台端末を家庭に持ち帰り、同様の調べ学習をする際は、家庭のインターネット環境から外部へ接続することが考えられます。

現在、家庭用のフィルタリングソフト整備については、令和3年度の当初予算に計上をしているところでございます。

まずは、小学5・6年生及び中学1年生から3年生を対象に、令和3年度のできるだけ早い時期に家庭用のフィルタリングソフトを整備できるよう準備中でございます。

また、1人1台端末の利用に関する約束を子どもや家庭にもしていただき、併せてモラル教育の充実も行ってまいります。

なお、小学1年生から4年生の家庭用のフィルタリングソフトの整備については、今後の活用状況を見ながら整備の検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 家庭でのフィルタリングについても準備中であるということで、安心をいたしました。

次に進みます。

1人1台のタブレット端末が使えて、学校でも家庭でも通信環境が整うということは、もはや標準とされる時代になってきているのだなと思っています。しかし、一方で、成長期の子どもたちが長時間電磁波にさらされることに対する懸念の声が上がりはじめています。教育委員会にもその趣旨の声が上がってきていると聞きました。

電磁波が健康に及ぼす被害については、WHO（世界保健機関）が2001年に人体への発がんの可能性があると認めています。免疫に関わる細胞やホルモンへの悪影響、生殖機能の低下などを指摘する科学者もいます。何らかのリスクが指摘される場合、そのリスクを避けて被害が生じないように対策をする。いわゆる予防原則に基づいて、海外では電磁波の規制を厳しくする国や自治体が出てきています。

例えばロシアは子どもや妊婦に対して、できるだけ携帯の使用を控えるように求めていますし、スイスの幾つかの州では、2019年に5Gの一時停止案を既に採択しているということです。フランスでは2015年に電磁波の被曝に関する合理性・透明性、情報・協議に関する法律が可決され、3歳以下の子どもが過ごす空間

でW i - F iを使うことを禁止し、小学校でW i - F iを使う場合は、授業で使うときに限定し、使わないときは電源を切ることを法律で定めています。

5 Gの時代が迫っています。予防的措置を取りながら、I C T機器の利用とのバランスを取ることが求められるようになっていくのではないかと思います。

既に日本でも学校のW i - F iルーターに手元スイッチをつけることを求める動きが出てきています。菊池市でも予防的措置を取ることはベターだと考えますが、学校のW i - F iルーターに手元スイッチをつける考えがないか、お尋ねをいたします。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

今回の学校ネットワーク環境整備では、1人1台端末と通信するために各教室等に設置したアクセスポイントについて、個別に手元でオン・オフできる機能は有しておりません。

これからの学校での1人1台端末や電子黒板等の活用状況を見ながら、機能の必要性は判断していきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 実は、私もこの課題についてももう少し早く気がついていれば、工事の前にお話できたのになと、自分でも残念に思うところではあります。けれども、これから様子を見ていくというお言葉がありましたので、ぜひそのようをお願いしたいと思います。花粉に敏感な花粉症の方がおられるように、電磁波過敏症の人がいることを最近知りました。日本ではまだ病気とは認められていませんが、電磁波を浴びることで頭痛などの症状が出る人が増えてきているようです。

しんぶん赤旗に掲載された記事によりますと、静岡県下田市、札幌市などでは、電磁波過敏症の子どものために、既に学校での対応を始めているとのこと。

そういう子どもがいるかもしれないということを念頭に置いていただきたいと思います。菊池市でも症状を持つ子どもさんが出た場合には、対策を講じることが必要です。教育委員会としても、電磁波に対する計画を持っておいていただきたいと思います。ということを述べて、一般質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、猿渡美智子さんの質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。



休憩 午後1時51分

開議 午後1時59分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 皆さん、こんにちは。議席番号6番、日本共産党、東奈津子です。通告に従って質問を行っていきます。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

新型コロナウイルス感染症対策について、最初に3点お聞きします。

1点目は、医療機関や高齢者施設等でのPCR検査の社会的検査についてです。

この間、高齢者施設や医療機関でのクラスターが多発し、医療崩壊の危機と直面をしてきました。昨年9月の一般質問でも高齢者施設や医療機関への社会的検査の実施を求めました。国も社会的検査の重要性を一定認めざるを得なくなりました。厚生労働省の昨年9月15日付の事務連絡で、一斉・定期的な検査の実施を各自治体に促しております。また、11月19日付の事務連絡では、高齢者施設等で感染者が出た場合、入所者と職員の全員を検査するよう求めています。そして、政府の分科会も今年2月2日に、高齢者施設の職員への定期的な検査の支援を提起し、それを受けて、厚労省も2月4日の事務連絡で、緊急事態下の自治体をはじめ、全国でも高齢者施設等での積極的な検査を各自治体に要請しています。

ご承知のように、県内でも熊本市、上天草市、山鹿市が、高齢者施設や医療機関の職員等へのPCR検査の実施を開始しています。

ここで、お尋ねします。

医療機関や高齢者施設への社会的検査の重要性を市としてどのように認識しているでしょうか。また、国に財政負担を求めつつ、市としても、医療機関や高齢者施設への社会的検査の実施を検討すべきと思いますが、どうでしょうか。

次に、2点目の質問です。コロナ禍において、雇用維持や事業継続ができるための支援についてお聞きします。

コロナの収束が見通せない中で、雇用や事業継続の面で菊池市においても大変厳しい状況が続いています。

国の制度である持続化給付金と家賃支援金は、どちらも基本的に昨年の12月までの収入減を想定した対策で、給付は1事業者1回きりでした。コロナ禍で年を越し、さらに第3波で事態が悪化する中で、再度の支給をとの要求が広がりましたが、国はこれらの給付金を打ち切りました。市として、国に制度の継続、再支給を求め

るべきと思いますが、どうでしょうか。

また、事業継続支援金や飲食応援金など、市独自の事業者への支援策を再度行うべきと考えますが、どうでしょうか。

次に、3点目の質問です。コロナ禍で仕事を失うなど生活に困窮する人たちへの支援についてお聞きします。

具体的には、生活保護についてお聞きします。

昨年度と今年度の生活保護の相談件数、申請件数、開始決定件数はどうなっているでしょうか。

以上、3点お聞きします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ただいまの質問に、まず1点目と3点目についてお答えさせていただきます。

まず、医療機関、高齢者施設等の従事者へのPCR検査につきましては、新型コロナウイルス感染症につきましては、医療機関や高齢者施設は、一たび感染が起これば重症化しやすく、またクラスターの発生も起こりやすく、医療提供体制の負荷の増大を防ぐ観点からも、感染防止や、早期対応が一層重要であるとされております。

このようなことから、医療機関や高齢者施設における無症状者に対する検査は、感染防止及び感染拡大防止の有効手段の一つであると認識しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症予防接種の先行接種が始まっており、医療機関従事者の次に高齢者と高齢者施設従事者の予防接種を優先して実施するという県の方針に基づきまして、予防接種の実施準備を進めている状況でございますので、PCR検査の実施よりも、予防接種による感染防止とともに、これまでの感染防止対策を徹底することにより、感染防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の生活保護の相談件数、申請数、開始決定件数についてお答えいたします。

本市における生活保護の令和元年度の相談件数は123件、申請件数が77件、却下や取下げを除く生活保護開始決定件数が74件で、令和2年度1月までの相談件数が153件、申請件数が83件、生活保護開始件数は76件となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、2点目の質問に対してお答えしたいと思います。

まず、国の新型コロナウイルス感染症対策の支援策につきまして、持続化給付金と家賃支援給付金が令和3年2月25日までで受け付けが締め切られております。

また、雇用調整助成金につきましては、緊急事態宣言が解除されました月の翌月末までで特例措置が終了します。

また、休業手当が受けられなかった労働者に対する休業支援金・給付金につきましては、10月から12月分は令和3年3月31日まで、令和3年1月から2月分は令和3年5月31日までで受け付けが終了いたします。

国に対して二度目の実施を求める気はないかという質問でございますけれども、今後も全国の状況などを見据えた上で、有効な支援策や特例措置を適切に実施していただけるよう、機会を捉えて国や県へ、地方の実態をできるだけ伝えてまいりたいと考えております。

次に、これまで市で行いました事業継続支援金やプレミアム付商品券、それから飲食応援チケット等の再度実施することはないかというご質問だったと思いますが、これにつきましては、これまで市といたしましても様々な経済対策を実施してまいったところでございます。議員ご指摘のプレミアム付商品券、飲食応援チケットにつきましては、消費活動活性化のきっかけとして効果があったと考えております。

低迷した市内の経済活性化のため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の国の第3次補正分を活用して、状況に応じた支援策を検討したいと思っております。

先ほどの答弁で、国の新型コロナウイルス感染症支援策につきまして、持続化給付金と家賃給付金が令和3年2月25日までと申しましたけれども、2月15日までで受け付けが締め切られるということでございます。おわびして、訂正させていただきます。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） まず、1点目の医療機関や高齢者施設でのPCR検査の社会的検査についてですが、答弁では、有効手段の一つであるとの答弁がありました。この点では、9月の一般質問でも同様の答弁をいただいております。改めて、コロナ感染防止の対策において、このPCR検査の高齢者施設などでの定期的な検査が重要であるという点では、共通の認識であると確認をしました。ただし、実際、市で行うことに関しては、ワクチン接種が進んでいるので、そちらのほうでという答弁でしたが、私はワクチン接種と感染対策の基本的な取組は同時並行で行う必要があると思っております。

ワクチンは感染終息への有効な手段ではありますが、未知の問題を多く抱えてい

ます。厚生労働省も発症予防効果は臨床実験で確認はされているが、感染予防効果については明らかになっていないとしています。効果が長く続くかも分かっていません。ワクチン接種が始まって、社会全体での効果が確認されるにはかなりの時間がかかるというのが専門家の一致した指摘です。ですから、ワクチン頼みになって、感染対策の基本的取組がおろそかになったら、再度の感染拡大となる危険があります。

新型コロナの最大の特徴の一つであり、厄介なところは、発生する前に、あるいは無症状で感染するという点であります。それで知らないうちに広がってしまう。そして、高齢者ほど死亡しやすく、肺炎になると非常に進行が早いという点であります。

現在、新規感染者が減少しています。検査のキャパシティー、能力に余裕が出てきた今こそ、検査によって感染を抑え込むことが重要になっていると思います。国にきちんと財政負担を求めるのと同時に、新型コロナの関係交付金も活用して、市独自で医療機関や高齢者施設等での定期的な社会的検査の実施に踏み出していくことを改めて要望しておきます。

次に、2点目の質問、コロナ禍での雇用維持や事業継続についての支援についてですが、機会を捉えて国に実情を伝えていくという答弁がありました。国に実情を伝えていくという点は非常に重要だと思います。

今、国は事業者への支援の方向を中小企業を淘汰する方向で進めようとしています。ご存じかとは思いますが、国の成長戦略会議では、首相のブレーンであるデービッド・ワトキンソン氏が、日本の中小企業は半分でいいと主張し、コロナに便乗して中小企業の統合・再編に踏み出そうとしています。

1回きりの給付金や資金繰りも支援も不十分な中、事業者はコロナ感染拡大対策に協力しながら、事業存続に向けて歯を食いしばって頑張っています。私のもとにも、コロナで店を畳むという菊池市内の飲食店の経営者の方からお電話がありました。もうやっつけられない。こんな形でやめるのはとても悔しいけど、仕方がない。こんな訴えがありました。ぜひ地方の現状を様々な機会を捉えて国に伝えていただきたい。同時に、崖っ縁にある中小企業に対して市独自の支援をさらに行っていただきたいと思います。

ここで、2点目の質問について、再質問をいたします。

この間、商工会の皆さんや事業主さんとのお話しする中で、支援制度の周知が届いていないという問題があると感じました。この間、市が行っているコロナ対策を行った店舗への補助金の制度が、申請が締切りになった後で、商工会等に問合せが来ている事例もあると聞いています。支援制度の周知徹底を商工会等とも連携して

強化をしていくべきと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、ただいまの東議員のご質問にお答えいたします。

これまで実施してまいりました支援策の周知につきましては、広報きくち、各戸配布チラシ、回覧板、防災無線、きくち防災・行政ナビ、市ホームページへの掲載など、市で行える限りの周知方法を行っております。

また、商工会の定期連絡時には、郵送物にチラシを同封させていただいております。

支援対象者が特定される場合には、郵送で資料の送付も行ってきたところがございます。

今後も、できる限りの周知手段を活用して、商工会をはじめ関係各所と協力して、分かりやすく市民に伝わる周知に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 様々な努力を市としても行っているのは十分承知しております。その上で、できる限りたくさんの方が漏れなく支援に行き届くように、今後も努力を重ねていただきたいと思います。

また、支援については、経済部だけの支援ではなく、事業者さんに関して言えば、国民健康保険税の減免や傷病手当等の支援もあります。それらの周知も併せて行っていただくことを改めて要望しておきます。

次に、3点目の質問についてです。

今、生活保護の相談件数、申請件数、開始決定件数、それぞれ報告がありました。昨年度と今年度の比較であります。もちろん今年度はコロナの影響で相談件数が30人増えてはいますが、申請に至っては6人の増であり、それほど増えてはいないと思います。なぜか、私は生活保護を受けることへのためらいがあるのではと考えています。コロナ禍の影響で失業者、生活困窮者が増え続ける中で、最後のセーフティーネットである生活保護の役割が、今、問われています。

全国的にも生活保護が必要な世帯の2割しか利用できていないという状況があります。このような中、厚生労働省が作成したリーフレットの生活保護のページに、「生活保護は国民の権利です」という一文が加わり、積極的に生活保護を利用することが呼びかけられています。

ここに、厚労省のホームページに掲載されている生活保護のリーフレットを印刷

したものを持ってきました。このリーフレットのタイトルは「生活を支えるための支援のご案内」とあり、その案内の中では、「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずに自治体までご相談ください。」と一番最初に書かれてあります。これはとっても画期的なことだと思います。

ここで、お尋ねします。

菊池市においても、市民の方に向けて「生活保護の申請は国民の権利です」というメッセージの発信を行うべきと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） コロナ禍における生活に困窮されている方への周知といたしまして、3月の広報に生活困窮と生活保護の相談窓口などについて掲載をしたところでございます。

今後におきましても、広報やホームページ、防災ナビなどを活用し、制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 周知を図っていききたいという答弁でした。そして、市の広報でも相談窓口の案内が再度掲載されているとのことですが、ちょうど昨日、3月の広報が私の手元にも届きましたので、見てみました。確かに生活保護制度というところで載っておりますが、その中身は、「資産や能力など全てを活用しても、なお生活に困窮する人に対し必要な保護を行い、その自立を助長する制度です。詳しくはお問い合わせください。」という文章でした。やはりこれを掲載したことは重要ですが、このメッセージだけでは、必要な人には届かない。まだまだためらいを払拭できないのではと思います。

生活保護に関しては、バッシングとも言える生活保護への敵意、侮辱を一部の政治家があおってきた経緯もあり、新型コロナの影響で生活困窮に陥っても、保護申請をためらわせる重い足かせがあることは否めません。

この間、荒尾市のホームページでは内容が変更され、「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護受給が必要な生活状況になる可能性は誰にでもあるものです。ためらわずにご相談ください。」というメッセージがきちんと最初に掲載されております。

菊池市においても、広報やホームページ等で積極的なメッセージの発信を行って

いただきたいと思います。

生活保護に関して、もう1点質問します。

先ほど述べましたが、日本では生活保護利用の資格がありながら、利用していない世帯が8割にも上ると言われています。背景の一つに、申請者の親や配偶者だけでなく、ひ孫やおじ、おばなど、3親等まで金銭的な援助が可能であるかの扶養義務の対象としていることがあります。いわゆる扶養照会と言われるものであります。

扶養照会とは、自治体の福祉事務所が生活保護申請者の親や配偶者だけでなく、兄弟、孫など親族に対し生活の援助が可能かどうか問い合わせるもので、これが申請を阻む大きな壁になっていると言われてしています。

熊日新聞の今年1月26日付では、「生活保護、家族照会が壁」という見出しで書かれてあり、生活相談会や食料配布に訪れた困窮者に、支援団体が調査した結果を報じてありました。生活保護を利用していない人の3人に1人が、家族に知られたいくないとの理由で申請していないことが分かったと書かれてあり、新型コロナウイルス感染拡大で困窮が広がる中、生活保護の利用を阻む障壁にこの扶養照会になっていると報じられています。

ここで、お尋ねします。

昨年度、何件の生活保護開始世帯に対して、何件の扶養照会を行ったのでしょうか。そのうち、何件の方が金銭的な援助が可能と回答があったのでしょうか。

また、このような申請を阻害する扶養照会はやめるべきであると思いますが、どうでしょうか。

以上、2点お聞きします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ただいまのご質問にお答えいたします。

1回目にお答えしました令和元年度の開始決定74件のうち、被照会者が高齢や未成年、20歳以上音信不通であるなど扶養照会が適当でないと判断した30人を除き、延べ257人の扶養義務関係にある方に対し、扶養照会を実施しております。

扶養照会を行いました257人のうち、金銭の援助が可能と回答があったのは4人となっております。

生活保護は、資産、能力などあらゆるものを活用することを前提として必要な保護を行うこととされており、扶養義務者からの扶養は保護に優先して行われるものとされており、

扶養照会につきましては、扶養が期待できる扶養義務者に対して文書で行うこととなっておりますが、申請者からの聞き取りの中で、過去に暴力や虐待を受けてお

り、申請者に危険が及ぶ可能性がある場合は扶養照会を行わないなど、扶養義務者との関係性にも十分配慮しつつ行っているところでございます。

今後におきましても、生活保護法に基づき適切な対応に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

申し訳ありません。先ほど被照会者を申し上げましたときに、被照会者が高齢や未成年、20年以上音信不通であるなど扶養照会が適当でない方、先ほどは20歳ということで申し上げてしまいました。おわびして、訂正いたします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 74人の保護決定世帯に対し、延べ257人もの扶養照会が行われています。そして、実際に、そのうち援助が可能だったのはたった4人です。わずか1.5%です。この扶養照会を行う手続に関して言えば、職員の事務作業、郵送代などの経費、私はマイナスの要素ばかりではないかと思います。

私のもとにも、実際に扶養照会が郵送されてきたという方から相談がありました。申請者のお孫さんに当たる方です。送られてきた書類に記入すべき内容は、お孫さんに当たる本人はもちろん、その妻の方の収入、借入金の状況なども細かく書く内容となっており、ここまで自分が市に対し情報を提供しなければいけないのかと、とても困惑されていらっしやいました。

全国でも、この扶養照会が大きな問題となる中で、今年1月28日の参議院予算委員会で、田村厚生労働大臣は、生活保護をためらわせる扶養照会は義務ではない、こう明言しました。これは大変重要な答弁です。

厚労省の調査によれば、コロナ禍の影響で、解雇、雇止め、人数や見込みも含めて累計8万人を超えるとされています。全日本民医連が昨年10月に発表したコロナ禍を起因とした困窮事例調査では、患者の受診控えが数多く報告されています。答弁では、制度にのっとして適切に対応に努めたいとありましたが、私はこのような扶養照会はやめるべきであると思います。

この質問を準備する中で、厚労省がこの扶養照会の弾力的な運用を行う旨の通知を先週、2月26日付で自治体に通知したとの報道がありました。これまでは、先ほど述べられたように、目安として20年間とされていた音信不通の期間を10年程度と改めるなど、申請者の心理的な障壁を減らすと考えられています。しかし、緩和ではなく、申請の壁となっている扶養照会そのものを廃止することが求められています。コロナ禍の今こそ、生活保護制度の抜本的な改善、拡充が必要であることを改めて述べまして、次の質問に移ります。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気等のため10分間休憩します。

○
休憩 午後2時28分

開議 午後2時35分
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 次に、災害弱者の避難について質問します。

大規模な災害が毎年、全国各地で起きており、自力での避難が困難な高齢者で65歳以上の一人暮らし、高齢者のみの世帯、障がいのある方など、災害弱者と言われる方々が死亡するケースが後を絶ちません。この問題は2019年の9月議会の一般質問でも取り上げましたが、昨年の豪雨災害を受けて、市民の方から相談、要望等も寄せられている内容ですので、再度取り上げていきたいと思えます。

政府は、東日本大震災で65歳以上の死者が6割を占めたことを踏まえて、2013年に災害対策基本法を改正しました。翌年から支援を必要とする要支援者名簿の作成を自治体に義務づけました。さらに、名簿を民生委員や町内会などに提供し、要支援者一人一人に応じた避難経路や避難場所、支援者を決めておく個別計画の作成も求めていました。政府は、この個別計画について、今の通常国会で災害対策法を改正し、この個別計画の策定を法定計画に格上げし、自治体の努力義務としています。

そこで、最初に、2点お聞きします。

現在、菊池市の個別計画の作成状況はどうなっているのでしょうか。

また、今後、個別計画の作成について、どのように進めようとしているのでしょうか。

以上、2点お聞きします。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ただいまのご質問にお答えいたします。

避難行動要支援対象者は、令和3年2月末現在、約9,700人おられ、そのうち、名簿等情報の掲載を同意されている人は約3,800人で、同意率約39%の状況でございます。

昨年7月の豪雨災害に伴い、熊本県より復旧・復興プランが打ち出され、その支援策関連の一つとして、県内全域を対象に避難行動要支援者名簿の同意が得られた方について個別計画策定を示されております。

本市におきましても、避難行動要支援者名簿等掲載の同意が得られた方へ、避難行動要支援者名簿情報提供同意確認書兼個別計画を送付し、令和3年3月末までに市へ返送いただくところでございます。

まずは、区長、民生委員・児童委員などの避難支援等関係者と連携を図りながら、避難行動要支援者の名簿等掲載の同意が得られた方、3,800人の個別計画策定率の向上を考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 現在、情報提供に同意が得られている方が3,800人と梅雨前には、この3,800人の個別計画の向上を図っていきたいとの答弁でした。

私自身も質問するに当たって、市の今後のスケジュール、そして個別計画の様式、内容の項目等を確認させていただきました。まず、同意率で言うと、避難行動要支援者名簿登録者が約9,700人でありますので、先ほど述べられたように、同意率は約39%、まだまだであると思います。この同意率を上げるとともに、もう一つ大きな問題となってくるのが、個別計画を立てた内容が災害時に要支援者の命を守る内容となっているのか、つまり、実効性のある内容であるか、ここが問題になってくると思います。

熊日新聞の昨年12月21日の個別計画に触れた記事の中で、国の中央防災会議・防災対策実行会議メンバーを務める村野淳子大分県別府市防災対策専門員は次のように述べています。「ただ作成率を上げればいいのではなく、一人一人が確実に助かる方法を明記しなければ完成とは言えない」、こう述べられています。

ここで、大分県別府市の取組を紹介させていただきます。

別府市は、2016年熊本地震以降、障がい者の個別計画に力を入れ、内閣府が参考にするほどで、「別府モデル」と言われ、全国から研修も相次いでいる状況と聞いています。

同志社大学で福祉防災学を専門とする立木茂雄教授は、東日本大震災の死亡者を県別に分析した結果、次のように述べられています。「年齢の高い人たちが避難できなかったのは、近隣との関係の希薄さだけではなく、福祉のまちづくりは進む一方で、防災対策とは切り離されていたためでした。平時の福祉と緊急時の防災に断絶があったのです」、こう述べられ、防災と福祉の連結を提唱されています。それを実践したのが別府モデルです。ケアマネジャーや相談支援員が有償で平時のケアプランと同時に災害時のケアプランを作成し、地域の防災訓練で検証・改善していく方法です。

ここで、議長の許可をいただいたので、パネルで制度の流れを紹介します。

[パネルを示す]

○6番（東 奈津子さん） 1番目に、ケアマネが当事者と話し合う。2番目が、地域の町内会など協力者を探す。3番目が、ケアマネ、当事者、地域の会議を行う。そして、4番目に、災害時のケアプランの作成を行う。その次、5番目に、当事者とケアプランの確認と同意書の作成、そして、防災訓練での検証・改善、こういう流れです。これによって、地域の人たちがどこに要支援者が住んでいて、何をすれば命を救うことができるのかを知ることができるようになったと言われています。

ここで、再質問します。

菊池市においても、別府市の取組を参考に、誰もが取り残されないための避難体制、避難計画をつくっていく取組を進めていくべきと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） ただいまご提案いただきました「別府モデル」のように、先駆的に取り組んでいるほかの自治体の状況を参考にするなど、実効性のある個別計画の作成が必要と考えております。

今後、より実効性のある個別計画となるよう、まずは情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 実効性のあるものに、そして情報収集に努めていきたいとの答弁でした。

別府市では、障がい者インクルーシブ防災事業をスタートしています。この事業の担当者であるのが、先ほど紹介した村野淳子さんです。福祉課、防災担当課と地域をつなぎ、こうすれば個別支援計画がつけられるという先進事例を生み、別府市の取組は全国から視察が訪れ、兵庫県は2018年に36の自治体で別府モデルを試験的に拡大するなど、各地にこの取組が広がっています。

別府市では、各部局と地域をつなぐ役割をインクルージョン・マネジャーと呼ばれる担当者を配置し、障がいを持つ人たちを包括できる地域をつくる仕事を行っています。防災担当課がケアマネに各地域の災害リスクを伝えることで、ケアマネは当事者に地域のリスクを伝え、何が必要かを一緒に考えることができるようになります。ケアマネは、個々の支援者にどんなサポートが必要かを見立てるノウハウを持っています。災害避難計画で困難なのは、個人情報近隣の人たちに開示するこ

とと言われてしています。しかし、ケアマネはそのノウハウも持っています。

先ほど紹介した村野さんは、「当事者が会議に参加したり、防災訓練に参加することで、自分たちのことを考えてくれる人たちがいたんだと気づき、地域とのつながりが深くなっています」、こう述べられています。また、村野さんは、「防災の在り方を変えるのは地域を元気にすること、一番大事なのは、誰一人取り残さないこと、つまり、SDGs（持続可能な開発目標）の課題そのものである」、こうも述べられています。

今後とも大規模な災害が起きることは十分予想されます。この災害弱者の避難の問題は、命に関わる問題です。

今回、紹介しました別府モデルについて、具体的に調査なども行って、菊池市においても誰一人取り残さない避難体制づくりを進めていくことを改めて要望しまして、一般質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、東奈津子さんの質問を終わります。

以上で、本日の一般質問は終わりたいと思います。

次の会議は、明日、3月3日に行います。引き続き、一般質問となっております。

本日は、これで散会いたします。

全員、ご起立ください。

（全員起立）

お疲れさまでした。

散会 午後2時46分

第 5 号

3 月 3 日

令和3年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

令和3年3月3日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第35号 菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 令和2年度菊池市一般会計補正予算（第16号）

議案第37号 令和3年度菊池市一般会計補正予算（第1号）

議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について

一括上程・説明・質疑・委員会付託



本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第35号 菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 令和2年度菊池市一般会計補正予算（第16号）

議案第37号 令和3年度菊池市一般会計補正予算（第1号）

議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について

一括上程・説明・質疑・委員会付託



出席議員（20名）

1番	田中教之君
2番	福島英徳君
3番	緒方哲郎君
4番	後藤英夫君
5番	平直樹君
6番	東奈津子さん
7番	坂本道博君
8番	水上隆光君
9番	猿渡美智子さん
10番	松岡讓君
11番	荒木崇之君

12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一朗君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	芳野勇一郎君
政策企画部長	後藤啓太郎君
総務部長	上田敏雄君
市民環境部長	笹本義臣君
健康福祉部長	渡邊弘子さん
経済部長	清水登君
建設部長	中村喜範君
経済部次長	本田憲仁君
教育長	渡邊和博君
教育部長	木下徳幸君
代表監査委員	宮川貞雄君
監査委員事務局長	山口浩一郎君

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

七城支所長	倉原安浩君
旭志支所長	竹村秀一君
泗水支所長	水上孝道君
財政課長	山田哲二君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田智浩君
市長公室長	松原憲一君

農業委員会事務局長
水道局長

泉 大 助 君
安 武 邦 男 君

○

事務局職員出席者

事務局 長
事務局 課長
課長 補佐
議会 係長
議 会 係

歌 岡 憲 一 君
中 尾 孝 浩 君
古 田 浩 敏 君
笹 本 聖 一 君
吉 岡 結 加 里 さん

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（大賀慶一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 一般質問

○議長（大賀慶一君） 日程第1、一般質問を行います。

初めに、福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 皆さん、おはようございます。それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、膨らんでいる令和2年度の一般会計予算についてお尋ねいたします。

令和2年度の一般会計予算は、当初予算の276億円から350億円に膨らんでおります。膨らんだ中には新型コロナ関連予算も多く含まれていると思いますので、新型コロナに関連する予算と通常予算がそれぞれ幾らなのかをお示してください。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 改めまして、おはようございます。それでは、福島議員のご質問にお答えします。

コロナ関連予算と通常予算、それぞれの額につきまして、1月の臨時議会において議決いただきました、一般会計補正予算第14号における歳入歳出予算総額351億5,328万6,000円を基にお答えいたします。

まず、コロナ関連予算が総額で66億1,143万円となっております。

次に、通常予算につきましては、14号の歳入歳出予算総額からコロナ関連予算総額を差し引いた285億4,185万6,000円となります。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 新型コロナ関連の予算が66億円で、通常予算が285億円ということですね。

令和元年度の一般会計経費300億円と比べて、令和2年度の通常予算は285億円ですので、17億円、約5%の減少ですが、これは新型コロナによるイベント等、そういったものの中止の要因も含まれているのだと思います。

それでは、新型コロナ関連経費66億円のうち、主立った事業内容をお聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、再質問にお答えします。

主立った予算ということで、補正予算第14号までの予算額で金額の大きいものから10事業でよろしいでしょうか。

それでは、お答えします。

まず、市民1人当たり10万円を給付しました特別定額給付金事業、こちらのほうが48億8,102万5,000円となっております。

次に、市内小中学校の児童生徒1人1台タブレット整備事業、3億884万8,000円となっております。

次に、1世帯当たり5,000円で1万円分の商品券を購入できるプレミアム付き商品券事業及び小規模事業者持続化補助金増額分の合わせて2億3,000万円となっております。

次に、避難所運営に必要な資機材の保管場所である防災倉庫の移設事業、1億1,775万9,000円となっております。

次に、飲食店や小売業者等が感染防止対策を強化するための補助金及びアドバイザー派遣事業、1億1,463万2,000円となっております。

次に、小中学校の電子黒板やパソコンなどの機器導入事業、1億619万8,000円。

次に、3,000円で5,000円分の飲食が可能となる飲食プレミアムチケット及び宿泊施設支援のための宿泊費助成事業の増額分を合わせて8,179万7,000円。

次に、コロナの影響を受けた宿泊施設や飲食業などに対する事業継続のための支援金、7,495万5,000円。

国が実施しました子育て世帯への臨時特別交付金事業、6,941万円。

最後に、市の独自施策として実施しました子育て世帯応援給付金事業、6,644万8,000円となります。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） ほとんどが特別定額給付金48億8,000万円ということですね。

今、示された事業内容で気になる事業は、防災倉庫の実施設計や、避難所用ベッドに1,000万円、また、防災倉庫整備の1億1,800万円です。それは令和2年の12月議会でも申しましたが、地方創生臨時交付金での防災倉庫です。この事業は令和3年度に繰り越されるとお聞きしていますが、その繰り越される金額をお示してください。そして、その金額は全て国費でしょうか。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 12月補正予算で繰越明許費補正のほうを上げておりますけども、その予算としては1億2,700万6,000円としております。

全て国費かということですが、こちらのほうは国費も充当してありますけども、一部、一般財源のほうも使用しております。

加えて申しますと、12月時点では充当率というか、100%のところへ計上しておりましたけども、その辺を修正して上げておりますので、全部が国費というわけではございません。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 今、補足説明ありましたけども、私が持っている資料の中では、12月議会並びに1月臨時会におきましても、この事業に一般財源は使われておりません。充当されておられません。その3月で補正されるようですけども、12月議会で一般財源を充当しなかった理由というのは何かあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 新型コロナウイルス関連予算に申しますと、まず国のほうから歳入額の総額が示されまして、それに合わせた事業を組み立てるような形で予算編成をしたところがございます。まず組んだときが、歳入は全部入れといて、充当の施策はその都度、合わせてという形で行いましたので、充当額等に分かりにくい点があったと思います。その点につきましては、予算決算常任委員会の松岡委員長のほうからも指摘を受けておまして、分かりにくかった部分は反省しているところでございます。

今後におきましては、そういったことがないよう、歳出に見合った予算編成を考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） これ、採決にもなっておりますので、ぜひとも分かりやすい資料にしていきたいと思えます。

ところで、地方創生臨時交付金事業として、令和2年6月と9月の補正で、1次、2次を合わせて、約8億9,000万円が交付限度額として計上されております。

そこで、現時点での充当されていない金額、未充当額は幾らでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） ご質問にお答えいたします。

今現在、充当されていない金額としては、3,400万円程度ということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） そうですか。一応余っているということですよ。この交付限度額を余した上、さらに防災倉庫に1億2,000万円を投入、やはりこういった大きなものに投入しないと、もっと余るからじゃないかというふうに邪推してしまいます。ただ、こういった防災倉庫、箱物に1億2,000万円も投入するぐらいでしたら、市民の方々の生活に直接効果のある使い方をすべきだったと私は思います。これに関して、どのような考えがあるのかをお聞かせください。これは市長にお聞きしたいと思えます。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 臨時交付金の使途は妥当かというご質問だったと思えますけども、これまで、コロナ対策費として11回の補正予算を編成し、それぞれの局面に応じた対策を実施してきたところでございます。その中で、交付金の対象となる事業の財源として有効に活用してきております。

ご指摘の防災倉庫につきましては、現在の防災倉庫が特定最大規模浸水想定区域（L2）内に位置しているため、令和2年7月豪雨の教訓からも、移設に対して差し迫ったニーズがあったと認識しております。

また、これからの防災は防疫を含めて考えていかなければならないということで、コロナ対策として、県との事前協議を経て、県での審査、内閣府での審査及び交付決定がなされたものです。

それを受け、議会でも関連予算について議決いただいたところでございます。

このように、必要性とともに十分なプロセスと検討の結果であると考えております。

また、令和3年2月に国のほうから県のほうへ来ました通知で、災害発生時における新型コロナウイルス感染症への対応についての中で、新型コロナ交付金を活用することが可能であることの例示として備蓄倉庫の設置等も示されておりますので、適切であると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルスに係る臨時交付金の使途として、防災倉庫は適切ではないのではないかと。こういうご質問でございましたが、今も部長が申し上げたことに尽きておるわけでございますが、今の防災倉庫というのは浸水地域に位置しているということが判明したわけでありまして、いずれここは移りませんと大変な問題になるわけでありまして、大変多額の費用もかかるわけでありまして、

そういう際に、100%全部だとは言わないまでも、かなりの国の補助を頂いて、これを移設することができる、この上もないチャンスであると。これを生かさないわけにはいかんと思っておりますし、それから、これからの防災というものは、まさしくwithコロナ、防疫も念頭に置いてやらなきゃいけませんので、当然準備すべき資機材も大変増えてまいります。そういう意味では、本当に渡りに船といたしましうか、絶好のタイミングであったというふうに思っております。

また、今、最後に部長からも申し上げたとおり、国のほうからも、コロナ対策としての交付金の活用事例ということで取り上げてまでいただいているようなことでございますので、特段私としては問題もないと思っておりますし、むしろいいタイミングにいい事業ができたなというふうに、市民のためには安堵しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） それでは、先ほどコロナ関連の予算66億円に関して答弁がご

ございました中の一つに対してお尋ねいたします。

1月の臨時会で上程されました令和2年度一般会計補正予算において、お尋ねします。

このときの歳入は9,765万4,000円でした。その中で、国庫支出金は1,955万7,000円であり、この金額は全て新型コロナウイルスワクチン接種委託料に充てられています。残りの7,809万7,000円は一般財源である繰入金で、そのうち1,164万9,000円は、先ほど申したワクチン接種委託料としての歳入です。

そこで、気になるのが子育て世帯応援給付金に関してです。なぜかといえば、歳入では一般財源、繰入金で計上されているにもかかわらず、歳出では地方創生臨時交付金、国費から6,644万8,000円を支出されています。歳入と歳出の財源が違っているように私は思いますが、子育て世帯応援給付金の歳入と歳出について、分かりやすく説明をお願いします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） ご質問の1月の臨時議会の件につきましては、先ほども申しましたとおり、予算決算常任委員長からも指摘を受けておりまして、今まで充当していなかった部分を充当して計上していたところでございまして、歳入の中にはその交付金というのは出てこず、財源内訳のところに交付金というか、国の予算が出てくるというのはおかしいんじゃないかとかありまして、そういったところで、予算書自体が分かりにくいところがあったと思います。もうそういうやり方について、先ほども申しましたように、分かりにくい点は、今後、改善していきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 分かりにくいといいますが、これ、その臨時会のやつなんですよ。分かりにくいじゃなくて、分かりません。その繰入れの仕方がですね。ただ、その交付金の財源が余って、それをマイナスにして、その分をこっちに使うというようなことがここに書かれていれば、まだ分かると思うんですけども、これぐらいにはしときますが、これは分かりにくいじゃなくて、これ見ただけじゃ分かりません。歳入は一般財源、歳出は国費、どこを見たらそうなるのか、こういうふうなことしか考えられないだろうなという憶測しかできないと思うんです。ぜひとも今後はそういった点を留意した上で、誰でも分かるような資料にしていきたいと

思います。

それでは、続きまして、斑蛇口湖ボート場の管理体制について質問いたします。

菊池市斑蛇口湖ボート場は、開設以来、平成10年の全日本社会人選手権大会、平成11年のくまもと未来国体、平成13年のインターハイ、全日本ジュニア選手権大会の開催、平成19年には2回目のインターハイ開催、その他、九州地区の大会、大学生の大会、さらには全国各地から合宿に訪れるなど、日本を代表するコースとして位置づけられてきたとのことであり、地元開催の菊池市民ふれあいレガッタの定着、ココファームレガッタ等が開催されており、今後もさらに菊池市での開催が継続するものと考えられます。私自身、菊池市民として大変うれしく思うところであり、また、ボート場建設から整備、普及に当たってこられた方々に対して感謝いたしたいと思っております。

2020年はコロナ禍の影響で各大会が延期や中止になる中、新しいトレーニングルーム等施設も充実したとも聞いております。新型コロナが終息した後、これまで同様、各種の大会が行われることを願っております。

そのような状況におきまして、現在の管理体制について質問いたします。

現在、熊本県ボート協会に委託されているとのことですが、菊池市の施設なのに、なぜ県のボート協会が管理しているのかとの声を聞きます。そこで、現在の管理体制になった経緯をお示してください。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 改めまして、おはようございます。それでは、福島議員のご質問にお答えさせていただきます。

なぜ熊本県ボート協会へ委託したのかというご質問でございますが、まずは管理者の経緯から申しますと、同施設においては、平成10年の建設当初から平成21年度までは、市内在住者の方や熊本県ボート協会の会員の方、個人を管理人として雇用しておりましたが、平成22年度から熊本県ボート協会と管理委託契約を締結し、現在に至っております。

理由といたしましては、ボート競技は水上で行われるとても専門性の高いスポーツであること。施設の利便性の確保及び利用者の安全性を考慮すること。中央競技団体との連携が強固なこと。九州・全国レベルの大会誘致が有利になること。以上を踏まえまして、平成22年度から熊本県ボート協会へ委託をお願いしているところでございます。

その結果、先ほど議員からもご紹介がありましており、九州・全国規模の大会を数多く開催することができておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） それでは、平成22年度から県に委託ということですが、年間の委託料は幾らでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

委託料の金額についてですが、令和2年度実績としましては、年間委託契約額209万1,830円でございます。

業務内容といたしましては、艇庫施設の管理や合宿等を含めた利用者との調整、また、水上施設の安全管理やボートコースの軽微な調整等でございます。

また、管理契約以外にも同施設で開催されます大規模な大会等も積極的なサポートをいただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 先ほど、県に委託している経緯ということで、専門性、安全性、中央との連携等々述べられましたけども、本市においても、現在、菊池市ボート協会が設立されているんですが、なぜこの菊池市ボート協会に管理委託をされないのでしょうか。検討されたのであれば、その理由もお聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、ただいまの質問でございますが、同施設の管理におきましては、先ほども申し上げましたように、安全性の確保を最優先に捉え、利用者の利便性向上、施設及びダム湖周辺の発展を考慮する必要があります。

また、ボート競技は水上で行われる専門性の高いスポーツであることから、練習及び合宿等で利用する方の安全確保に必要な、船の操縦や、水上での事故対応等、一般の体育施設とは違っており、管理者が在住しているだけでは、安全な施設管理ができないと考えているところでございます。

福島議員ご質問の、菊池市ボート協会への委託は考えていないのかということでございますが、市のボート協会は平成26年に発足しておりますが、これまでの活動実績や現在の組織体制、会員数等を踏まえた結果、現在のところは委託先を変更する予定はございません。

しかしながら、斑蛇口湖ボート場発展のためには、菊池市ボート協会の協力が必要不可欠でございます。

市といたしましても、熊本県ボート協会及び菊池市ボート協会と協力・連携を図りながら、斑蛇口湖ボート場及びダム湖周辺のさらなる活性化に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 連携はするけども、委託先を変えることはないという認識でよろしいでしょうか。

先ほど協会のメンバー構成ですとか、実績がないというお話や答弁をいただいたんですけども、この実績というのは、何か判断基準というものがあるのでしょうか。もしも、ただ発足して、そういった環境がない。実績というのはすごくつくりづらと思うんですね。それを実績がないから、ここには委託できないということであれば、何らかの判断基準があるのかなと思うんですけども、あればお示してください。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） ただいまのご質問でございますが、実績の判断基準はということでございますが、基準ということで、これというふうに決めているわけではございませんが、市のボート協会も市の体育協会のほうに加盟をされております。その中で活動実績等の報告は毎年いただいておるところでございます、その内容を見て判断いたしましたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） いずれにしても、菊池市のボート協会、また地元の方々をお願いしていくというのも一つの啓発かと思えますし、また地元にもコースに詳しい方々がいらっしゃるとも聞いています。

そこで、菊池市ボート協会に全ての管理を委託するのが不安であれば、県との合同管理から始めて、次第に移行する方法もあるのではないかと思います。菊池市ボート協会が管理に加入することにより、シナジー効果が見込まれると思われませんが、これについて菊池市ボート協会とは話し合いを行われているのでしょうか。やはり地元にある協会を活用することで、地元の活性化及び意識は向上すると思われれます。今後の方針があればお聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申しあげましたように、現時点での委託は考えておりませんが、今後、熊本県ボート協会及び菊池市ボート協会と協力・連携の下、ダム湖周辺の活性化を図りながら、菊池市ボート協会の組織体制がより強化され、独自の活動等、実績が整えば、施設の管理だけでなく、市で開催されているイベントや大会等を任せることなども考えていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） 市にボート協会等がなければいざ知らず、実際に存在もしております。また、そういった協会というのを育てていくというのも必要ではないかと思っておりますので、ぜひとも協会との話し合いを進めていかれながら、よりよい運営管理のほうをやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、福島英徳君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午前10時32分

開議 午前10時38分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 皆さん、こんにちは。是は是、非は非がモットーの二ノ文伸元です。よろしくお願ひいたします。

今回、本市における教育環境についてと吃音について、質問させていただきます。それでは、通告に従い、質問させていただきます。

まず、教育環境について質問をいたします。

本市における補助教員の配置数と役割について、お示してください。

また、ここ5年間の補助教員数、予算額、募集人員に対しての応募者数の推移をお示してください。

また併せて、来年、令和3年度の募集人員に対しての応募者数もお示してください。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、二ノ文議員の質問にお答えさせていただきます。

補助教員等の配置の過去5年間の推移はということでございますが、平成29年度が補助教員と支援員を合わせまして56名でございます。平成30年度が同じく56名、令和元年度が56名、令和2年度が55名、令和3年度が42名を予定いたしております。

それから、応募者数の推移はということでございましたけども、ただいま手元に資料がございませんので、後ほどお答えをさせていただきます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 打合せにはなかったですかね。一応募要項をこうして頂いたわけですから、大体の質問内容は分かると思いますので、よろしく願います。

再質問いたします。

それでは、嘱託職員と会計年度任用職員の違いをお示してください。

また、報酬額について、平成31年度は月額、教職員免許有資格者が16万3,000円、無資格者が13万7,600円、令和2年度は日額9,135円と7,770円、そして、来年度ですけども、令和3年度が時給1,259円から1,283円となっています。この給与設定の違いについてお示してください。

また、募集要項の中で、米印で書いてあって、現在、予算成立前であり、人員や報酬の額等、変更になる可能性があります。また、応募期限より早く締め切ることがありますとありますが、実際、変更になったことや、早く締め切ったことはありましたか。また、それはどのような理由であったのか。また、なかったとしたなら、どのようなことを想定してあったのか、お示してください。分かる範囲で結構です。

○議長（大賀慶一君） 暫時休憩します。

○

休憩 午前10時43分

開議 午前10時54分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） まず、私のほうから、嘱託職員と会計年度任用職員の違いということに対してお答えしたいと思います。

会計年度任用職員は、平成29年5月に一部改正された地方公務員法及び地方自治法の規定により新たに設けられるもので、一会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤職員でございます。施行は昨年、令和2年4月1日でございます。これは主な改正内容につきましては、1つ目に、特別職の範囲を専門的な知識経験等に基づき、助言・調査、診断等を行う者に限定したこと。2つ目に、臨時的任用の対象を常勤職員に欠員が生じた場合に限定したこと。3つ目に、一般職の非常勤職員を新たに会計年度職員と規定し、その採用方法や任用等を明確化したことでございます。これまで臨時非常勤職員、嘱託職員につきましては、全て会計年度職員となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

聞き取り等も含めまして、通告にありませんでしたので、分かる範囲内でお答えをさせていただきます。

人員や報酬等に変更になる可能性があるのかということでございますが、これにつきましては、予算承認が通りますと、そういったところの採用面に変更になるということはありません。

それから、応募期間等の締切りが早くなったことがあったのかということでございますが、これにつきましては、今のところはあっておりません。

それから、R3年度の時給につきましては、どうして時給なのかということでございますが、会計年度職員になったために、時給計算になったということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） ありがとうございます。今、会計年度職員になったから時給ということですけども、昨年度は日給というんですか、そのような気がしたんですけど。（「R3年だからです」と呼ぶ者あり）R3年だから。

それと、嘱託職員の場合は、たしか5年まで連続でよかったふうに聞いておりま

したけども、現在はもう1年で終わりということになりますでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 単年度契約ではございますが、その勤務状況によりまして、都度更新は可能となっております。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） もしかすると、今、先生方、勘違いされていらっしゃる方もいらっしゃるかもしれないと思います。それで、今回、補助教員についての対応について、学校現場からの要望、声は吸い上げられたのか。また、今回の変更については、いつ説明をされたのか、お聞かせください。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。学校の声は聞いたのかということですが、一応これにつきましては、学校のほうも、学校長ヒアリング等も行いながら、人数の決定等はしているところがございます。

それから、説明会はいつしたのかということですが、2月に説明会は行ったところがございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 説明会は行ったということですが、どういった形で行われたのでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 令和3年度につきましては、令和2年度まで雇用しておりました支援員のほうの体制を変えております。一本化にしておりますので、その内容説明と、時間数等も変更しておりますので、そういったところも含めましてご説明をいたしましたところがございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 私がちょっと調べたところによりますと、任用に当たって

は、競争試験または選考によるとし、任用期間は4月1日から翌年3月31日までとなり、なお、再度の任用もあり得るとしてはいますが、その際にも手続なく更新されたり、長期にわたって継続して勤務できるといった誤解を招かないように留意するというふうにあります。恐らく誤解されている方がいると思います。説明のやり方で随分と違いますので、こちら辺はやっぱり来年度もあることですから、しっかりと説明をさせていただくことをお願いをしておきます。

平成29年度から令和2年度までは毎年56名の採用があったと。来年度は42名の採用にとどまるということですがけれども、なぜその13名も減らされるのか。予算は限られています。しかし、必要なところを吟味し、予算措置をすることこそ、行政の役割かと思えます。

今、世の中は緊急事態宣言が緩和の方向になったとはいえ、まだ未知の部分の多い感染症への予防対策として、制限、制約を必要としている状況であり、心身の不安定さを感じているのは大人だけではなく、児童生徒も同じであり、これは見逃すことのできない状況であります。また、経済的変動や困窮する家庭の増加と合わせて、配慮すべき児童生徒の増加の予想はされます。

菊池市も不登校数が昨年より増加している現状があります。学校現場では教育の充実に向け、全職員で日々頑張っておられ、その一員として補助教員の先生方もおられると認識をしております。現在の様々な制約のある中での学習や感染対策、対応、それはそれは大変なものではないでしょうか。

また、大変残念なことに、一昨日、緒方議員の質問にもありました不祥事案件についても、当該校は当然ですが、本市全校でも児童生徒の変化の発見など、早期かつ継続した対応が必要なき時ではないでしょうか。補助教員の先生方もその一翼を担っておられると考えます。

ハード面とソフト面の予算措置が行政では大切です。学校現場もこのコロナ禍において、国の方針により、情報機器なども充実されているところであり、児童生徒の学習環境の整備が進んでいるところです。

しかしながら、人的配置や措置がカットされていることはいかなるものでしょうか。例えば1億2,000万円の予算をかけた防災備蓄の倉庫、一般財源も使っているということでした。びっくりです。そのような新設計画について、防災対策は必要ですが、既存の建物を利用するなど、この状況下での検討、対応が必要ではないでしょうか。

文化、学問の拠点であった文教菊池の名の下に、なぜ今、補助教員を減らさなければならぬのか。この本市にとって一大事のときに、教育長おっしゃったではありませんか、信頼回復に向け全力で取り組むと。渡邊教育長のご見解をお願いしま

す。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） すみません、先ほど答弁をいたしました補助教員への説明会を、私、2月と申し上げましたが、1月の22日に説明会をしております。訂正して、おわびいたします。

○議長（大賀慶一君） 教育長、渡邊和博君。

[登壇]

○教育長（渡邊和博君） 改めまして、おはようございます。ただいまの二ノ文議員からのご質問についてお答えします。

来年度から、補助教員と特別教育支援員を学校支援員として統一した新たな職、業種とすることとしております。現在の補助教員は7時間勤務、それから、特別支援教育支援員は5時間勤務ということで、学校に配しておりますが、各学校におき勤務状況や児童生徒の支援ニーズ等、業種を統一した勤務体制の確立をすべきというふうなことが、そういうご意見が校長ヒアリングでもあったことから、学校支援員という業種に統一して、勤務時間を6時間に統一しました。

また、35人学級が導入されていきますが、また、近年、話題になっておりますGIGAスクール構想に伴う教育改革によりまして、少人数、一クラスの人数が少なくなると、少人数化によって、よりきめ細やかな指導体制を整備して、新たな学びを実現するというふうなことが目的でございます。

そういう中で、GIGAスクール構想に伴うICTを活用した教育環境への変化に対応するために、市ではICT支援員は増加、増員させるというふうなところも考えております。

また、コロナ禍における対策としましては、県が雇用しているスクール・サポート・スタッフ、それから県の補助金で行われます補習等のための支援員配置事業補助金などを活用して、校内の感染防止あるいは学習環境整備や、あるいはまた、きめ細やかな学習指導に必要な学習支援員の追加配置を行っているところであります。

このような状況の中ではありますが、補助教員の数の減に対する教育長の見解をということだったと思いますので、それについて述べますが、近年、特別支援学級や、通級による指導対象者が増加傾向にあり、通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒への教育的対応が求められている中、児童生徒の障がいの状況も多様化している状況にありまして、毎年実施している学校長ヒアリングからも、支援を要する児童生徒は年々増加傾向にあると。そのような傾向にあるので、補助教員のような学力向上のための補助的な役割というよりも、むしろ特別支援教育支援員のよう

な、その子に合わせた支援ができる支援員のニーズが高まっているというふうな背景があるために、そういう措置をしたところです。

そして、現在、教育全体が様々な観点で大きく変わろうとしております。このような変化に対しまして、ほかの自治体の配置状況も参考にしながら、実効性のある現在のニーズに応じた体制になるように見直したところでございます。

教育全体が大きくさま変わりするというふうに申しましたけど、一つは、国の動きとしましては、次年度から中学校において新学習指導要領が完全実施となり、新しい教科書での授業が始まります。また、中学校でのプログラミング教育や、コミュニケーション能力を高める英語の授業の充実、さらには、QRコードを活用した教科書による授業展開が進められていきます。

また、今回のGIGAスクール構想における児童生徒1人1台端末整備に対しまして、文部科学大臣が述べていますが、教育の技術革新は、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びにも寄与するものであると。特別な支援が必要な子どもたちの可能性を広げるものであるというふうに、個別化、いわゆる一人一人に応じた指導、その新たな学習支援の方向性が述べられているところであります。

また、同じ時期に教育の情報化に関する手引きということで、ICTの活用が示されて、特別支援教育における様々な学習上の困難さに応じたタブレット活用法が示されているところです。

このように、学習指導要領の完全実施に伴う学習内容の変化、それから、ICT活用に伴う学習支援の在り方の変化、そして、35人学級拡大で1学級の人数が減り、担任の数が増えることによる個別対応の充実等が見込まれるという観点から、教育支援員制度をいま一度見直した次第です。

この新たな学校支援員につきましては、今後も学校長との意見交換を十分に行いながら、必要性に応じた配置数の検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） ありがとうございます。支援員とか、ICTのほうの人数を増やすということに受け止めましたけども、そういった方々の総数的には増えるということですかね。

それと、今年は42人が採用ということですけども、13人が採用が見込めないという形になると思いますけども、そういった採用されなかった方々をICTの支

援とか、ほかの業種の支援員に採用をできるのか、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） ただいまのご質問でございますが、ICT支援員につきましては、こちらのほうは専門の業種になりますので、一般の方をこちらのほうに充てるということはしません。ただ、今まで採用されておりました教職員の方でご相談しながら、ほかに配置ができるようなところがあれば、ご相談に応じていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 今の答弁で安心しました。よろしく申し上げます。

ただ、まだこのことについては、私、まだちょっと疑問に思っていることがありますので、あとは来年度予算ということで、総務文教のほうにもしっかりもんでいただきたいというふうにお願いをしまして、次の質問に移ります。

それでは、次に、吃音について質問させていただきます。

吃音の症状等については個別の差がありますが、皆さんご存じのことと思います。吃音は、発達性吃音と獲得性吃音に分類され、吃音の9割は発達性吃音と言われます。吃音は個人差があり、軽く繰り返す程度のものであれば、自分の症状に気づかない場合もあります。しかし、繰り返しや言葉が出ないことが多くなるにつれ、驚きや言葉が出ないことへの不安や不満を感じるが増えます。幼少期はその思いが一時的なもので済まされたことが、成長とともにこうした経緯が増えることで吃音が固定化され、言葉の出づらさを意識し、自信もなくし、吃音が出ることの恥ずかしさや、話すことへの恐怖を感じるにつなげてくると言われております。

そこで、質問ですが、前回12月議会に提出され、全会一致で可決された吃音のある児童生徒に対する支援体制の確立への請願を受け、執行部としてはどのような対応を考えておられるのか、伺いたします。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

請願を受けて、今後、どのように対応していくのかということですが、今回の請願を受けまして、1月の市内校長会議の中で、教育長から吃音に対してさらなる理解を深めるために、再度の実態把握と教職員への研修及び児童生徒への丁寧な指導を呼びかけたところでございます。

昨年12月には、吃音の自主グループであります熊本言友会より吃音を有する作者が実体験をつづった図書であります「きつおんガール」を寄贈していただきました。それらの本は、小中学校及び市内各図書館に置いており、児童生徒や市民の皆様が閲覧できるようにしております。また、寄贈していただきました本を教材として活用した指導も各学校をお願いをしたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 再質問いたします。

幼保、小中学校での吃音当事者への合理的配慮が提供されることを求めます。そのためには、まず教育現場に関わる全ての職員が吃音に対して正しく理解することで、適切な対応ができるものと考えます。誤った理解、対応は、吃音当事者の社交不安、不信、からかいやいじめ、それらが原因となる不登校などの発生を来すことにつながり、正しい理解と対応でこうしたことを未然に防ぐことが重要になります。

2016年、障害者差別解消法が施行されたことはご存じのとおりです。この法律は、障害者手帳を持つ人だけでなく、障害者手帳は持っていないものの、何らかの機能障がいがある人も対象に含んでおり、吃音も含まれております。

障がいのある人が日常生活や社会生活で直面する制限が、心身の機能の障がいだけでなく、社会的障壁によっても生じるという考えにあり、この社会的障壁や制限は、障がいのある人に対する十分な配慮なくつくられた社会の構造にあるとされています。

社会的障壁とは、日常生活や社会生活を営む上で、障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切のもので、この社会的障壁がなければ、心身の機能の障がいがある人も日常生活や社会生活を制限なく送ることができるとされます。つまり、この法の施行により、社会的障壁となり得る配慮なくつくられた社会構造を除去し、障がいのある人の、障がいのない人の平等な機会を確保し、個別の対応や支援をする合理的配慮が提供されなければならないのです。

そこで、お尋ねいたします。

1、吃音及びその症状。2、吃音における対応。3、吃音当事者の思い。4、園児、児童生徒への吃音に対する説明及び授業、人権教育、道徳教育などでございます。以上、4点全てにおいて、専門員、言語聴覚士による吃音に対する研修が年度当初に受けていただくことが可能か、お尋ねします。ないときは、それに代わるものは何かありますか。

○議長（大賀慶一君） 教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 吃音の研修をとということでございますが、全体で研修を行うのか、この時期でございますので、オンラインで行うのかなど、方法は決まっておりませんが、そういった言語聴覚士を招いた専門家による研修は行っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） よろしくお願ひします。

全ての園児、児童生徒が笑顔で登園、登校が望まれます。当然吃音があろうとも笑顔の登園、登校ができ、楽しく過ごすことが当たり前になる必要があります。そのためには、まず吃音当事者の理解を担任だけでは対応に不十分な場合が起こり得るということから、吃音当事者を取り巻く全ての者が吃音を正しく理解し対応することから、社会的障壁の除去となり得るものと考えます。

これまで当事者の保護者は、吃音を理解してもらうためにあらゆる場面を通して多大な努力をされております。園、小学校入学に際して、さらに入園、入学後と、諸行事を確認し、配慮すべき点をお願いし、同学年の先生、児童へも、吃音への理解を深めるために学ぶ時間などを実現しましたが、配慮が至らない場合もありました。教育の現場から当事者や家族の思いが受け止められ、社会的障壁となり得るものの除去が実現されることが必要ではないでしょうか。

このような状況を鑑みたときに、教育長におかれましては、どのような見解をお持ちなのか、お伺いをいたします。

○議長（大賀慶一君） 教育長、渡邊和博君。

[登壇]

○教育長（渡邊和博君） ただいまの二ノ文議員からのご質問にお答えいたします。

これまでも各学校では、吃音を有する児童生徒を含めて、全ての児童生徒への特性に応じた支援を行ってきたところであります。

しかしながら、吃音を有している児童生徒がいない学校においては、吃音に対する共通理解や共通実践は十分とは言えなく、研修が不足していた面があります。

12月の議会において請願が可決されましたことや、先ほど紹介ありました本の寄贈をしていただいた言友会会長が「いまだに理解が得られず、苦しんでいる当事者がいる」と訴えられました。そういう思いを受けながら、あるいは請願の思いを受けながら、それをきっかけに、市内全校で取り組む必要があるというふうに感じた次第です。そのために、まずは請願書にもありましたように、吃音に関する正し

い理解を得るための研修、それから寄贈いただいた本の活用、それから小学校から中学校に進学する際の情報共有などの小中連携の強化を校長会議で指導したところ
であります。

先ほどありました障害者差別解消法の目的に沿って、障がいのある人もない人も、
お互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指して
いきたいというふうに思っております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○17番（二ノ文伸元君） 教育長、よろしく申し上げます。

終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、二ノ文伸元君の質問を終わります。

ここで、昼食等のため、暫時休憩します。

午後の会議は午後1時から開きます。

—————○—————

休憩 午前11時27分

開議 午後 1時00分

—————○—————

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、教育部長からの発言の申出がっておりますので、発言を許します。

教育部長、木下徳幸君。

[登壇]

○教育部長（木下徳幸君） 先ほど、二ノ文議員の1回目の質問でありました、補助教
員及び特別教育支援員の過去3年間の応募者数についてお答えをさせていただきます
です。

平成30年度は、補助教員が募集9名に対して応募者数9名、特別支援教育支援
員が募集5名に対して応募者数6名、令和元年度は、補助教員が募集8名に対して
応募者数11名、特別支援教育支援員が募集11名に対して応募者数13名、令和
2年度は、補助教員が募集3名に対して応募者数15名、特別支援教育支援員が募
集9名に対して応募者数9名となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 一般質問を続けます。

次に、荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 議席番号11番、荒木崇之です。

3月は別れの季節です。私が市役所時代に、地方自治とは何ぞや、公務員とはどうあるべきか、教えていただいた方が退職します。誰にもこびず、市民のことを常に思うその姿勢に憧れてました。このような人が今から多く育つことを切に願います。

また、早期に退職される方、転職される方がいらっしゃいますが、私も市役所リタイア組です。その選択は間違っていない、そう思えるように、これからの人生、共に頑張りましょう。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

防災行政無線について質問いたします。

以下、防災無線と略させていただきます。

私は、防災無線については、平成26年、27年、28年、30年と、過去に4回質問をしております。これまでの戸別受信機の全戸設置を望む過去の一般質問に対して、執行部は、RKKテレビのデータ放送データポンとエリアメールを導入しているの、防災無線の戸別受信機の設置は行わないと、過去3回の答弁で強くデータポン押しをされています。

ところが、平成30年3月頃からRKKのデータボタンを押してデータポンを表示しても、菊池市のデータポンは休止中と表示されます。あれだけ一押しだったデータポンはどこに行ったのでしょうかと質問したところ、有効性というものがきちんと確認できないこと、テレビ局による利用率等の情報が未開示のため、中止したとのことでした。平成24年から年間100万円の委託料を500万円も払って、あれだけ一押しだったデータポンはあっけなく終了しました。

次に登場したのがICTが大好きな市長の肝煎りで、防災タブレットときくち防災アプリですが、防災アプリはお手持ちのスマートフォンにアプリを登録して、市側から情報が送られてくるものです。

一方の防災タブレットは、現在、758台を区長さんとか民生委員宅に設置してあるとのことですが、1台当たり年間5,940円の通信料が発生しております。これはSIMカードの通信料なのですが、今現在、毎年毎年450万円の通信料を市が負担しているわけであります。防災タブレットの台数を増やせば増やすだけ通信料が増える。市の倉庫にはたくさんの在庫もあると聞いています。ランニングコストを考えて導入されたのかは置いておいて、使用しなくても通信料が発生していることになります。

さて、菊池市が災害時に情報伝達をする手段として、屋外防災無線、デジタル戸別受信機、これは難聴地域ですとか、土砂災害警戒区域に設置してあります。それ

とアナログ戸別受信機、これは泗水地区に3,000台設置しています。防災アプリ、安心安全メールと、五つの手段がありますが、菊池市が災害時に最も重要だと考える情報伝達手段は何なのか、お尋ねをいたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、荒木議員のご質問にお答えいたします。

本市が活用しております防災・行政情報の伝達手段としましては、先ほど議員からのご紹介にもありましたように、防災行政無線による放送、防災・行政ナビ、安心メール、本市ホームページなどでの配信が主なものでございます。

いずれの手段におきましてもメリット、デメリットはありますが、本市におきまして複数の情報伝達手段を活用することで、迅速でより確実な情報発信を行っており、いずれの手段におきましても重要な手段であると考えております。中でも、とりわけきくち防災・行政ナビは、今後の中心的な手段と考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 私が防災無線を一番に押していますので、なかなか防災アプリが一番だと、防災・行政ナビが一番だということで、お認めにならないんですが、私はずっと防災無線が災害時の最も重要な情報手段、伝達手段だと考えは変わっていません。なぜなら、停電しても使えますし、インターネット回線や電話回線とは違った回線を独自に持っていますので、仮に本庁が被災しても、支所から情報発信できますし、その逆もしかりです。

人吉もインターネット回線が断線したことで、情報が出せなくなったということでもありますから、私は一番いいのは防災無線だという考えは変わりませんが、その考えを同じくしていただいていたのが、前総務大臣の高市早苗議員は関西テレビのインタビューで、こだわりの政策の背景と題した対談の中で、防災無線の戸別受信機の導入をこだわりの政策の第一に掲げ、総務大臣主導で防災無線規格の規制緩和や、補助事業の創設を行ったと声高らかに言われております。

それでは、パネルを示します。

[パネルを示す]

○11番（荒木崇之君） ここに県内12市の防災無線の設置状況を示した表があります。説明しますと、12市全て、屋外のスピーカーはデジタル化されています。全部丸としてあるやつですね。黒丸としてあります。

さらに、難聴区域や土砂災害警戒区域と関係なく、全戸に戸別受信機を設置して

いるところは、真ん中の枠の丸としてあるところ、黒丸としてあるところ、その自治体は水俣、上天草、阿蘇、そして天草、この4市で、昨年7月に水害があった八代市も導入予定で、人吉は防災ラジオを全戸に設置予定です。残る7市は、菊池市と同じ赤三角で、一部設置という状況であります。

また、防災アプリ、これを導入しているところは12市中5市という状況です。では、お尋ねします。

本市は安心安全なまちづくりを掲げられております。県内の各自治体の状況くらいは把握されていると思いますが、県内の各自治体の防災無線の設置状況を把握されておりますか、お尋ねします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 私自身では把握しておりませんが、防災交通課等では把握していると認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 打合せをしたときに同じ質問をしたんですけど、防災交通課、把握していないということだったので、安心安全を掲げておられるなら、各市の状況くらいは把握しておくべきじゃないかなと思います。

私は、県内のこの12市、熊本市を除く12市に、全部かけても1時間程度でお電話するだけで、私はこの表を作成しました。今後、防災行政を行う上でも、ほかのところはどういうことをやっているのか、どこの機種を採用しているのか、これは連携が大事ですから、災害は場所を選びませんから、こういう把握は行政としてしておくべきだと私は考えます。

戸別受信機を一部導入している各市の担当職員の方に、導入の是非を尋ねたところ、戸別受信機の有効性は認識していますと。設置したい、担当としては。また、市民からの要望は多い。ですが、予算要求を毎年しても、なかなか認めてもらえないというのが一部導入の職員の方の返事でした。

逆に、全戸に戸別受信機を設置している市の職員の方に、市に設置の経緯を聞きますと、全ての担当職員さんが一様に、これはみんな言われるのが、首長の防災行政への意向ですとはっきり言われました。私は、水俣、天草、上天草、阿蘇の市長が、市民の生命を守り抜くという自治体の使命を第一に考えた政治姿勢に大変感銘を受けました。

では、本題に入ります。

菊池市は全行政区に屋外の防災無線、これは屋外スピーカーが設置されていますが、雨の日や台風の日には聞こえづらいのが難点です。皆さんご存じですね。実際、平成24年の九州北部豪雨、平成26年の広島市北部大規模土砂災害、平成27年和歌山県豪雨、平成29年福岡・大分豪雨、そして、昨年八代・人吉豪雨と、その全ての災害において、激しい雨音で防災無線の屋外スピーカーは聞こえないとの報道が後日談としてされています。

令和2年12月15日の熊日新聞では、「被災された住民の要望により、人吉市が防災ラジオ全戸配布へ、八代市も全世帯に戸別受信機か電話で避難情報が配信できるシステムを来年度、令和3年に導入」との記事が掲載されています。

毎年、各地で災害が起こるたびに、皮肉にも防災無線の戸別受信機の設置の必要性が証明される形になっています。

現在、防災無線のアナログ戸別受信機が泗水地区ほとんどの世帯約3,000軒に設置してあります。これは平成7年に設置されたものです。前回の質問では、導入から26年たった経年劣化により、故障が多くなっていることをお話ししました。その数は平成30年度が109件、令和元年度が174件、令和2年度はまだ途中ですが269件、今年度に至っては約1割が修理に出されたこととなります。しかも、このアナログ戸別受信機は、前回の質問の平成30年度当時はまだNECが製造していましたが、現在は製造中止となり、メーカーに在庫がある分だけのことです。

そこで、お尋ねしますが、来年度以降、故障したときに修理可能な台数はどれくらいありますか。また、アナログの戸別受信機が使えないようになることは、近い将来、ご理解されていました。しかし、私が質問してからの約2年間の間に、どのような計画や検討をされたのか、お尋ねをいたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、荒木議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、アナログ機の部品交換修理対応の可能台数としては、50台分と伺っております。

それから、戸別受信機の生産が中止される可能性があることが分かっている後に、どのような取組を行ってきたかということでございますけれども、電波法に基づく規格の改正に伴い旧規格の無線設備については、その使用期限が令和4年11月30日までとなっておりますが、本市におきましては、既に設備の改修を行っており、現在、泗水地域で利用されているアナログ戸別受信機については、引き続き利用可能となっておりますので、修理等行いながら可能な限り継続して利用したいと考え

ております。

ただ、今後は、全戸配布にはありませんけども、高齢者や障がいのある方などの戸別受信機の配備など、必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

併せて、きくち防災・行政ナビや安心メールについても、出前講座や広報をはじめ、様々な機会を通じて利用促進を図っているところでございます。

そのほか、各区へ配備しております防災タブレットにつきましては、今年度より各区2台ずつを配備することとし、タブレットの利用促進と情報共有の強化を図っているものでございます。

今後につきましても、戸別受信機の活用も含め、様々な情報手段を用い、適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 今、総務部長、ちょっと確認ですが、修理できる台数は150台で間違いないですか。（「50台」と呼ぶ者あり）50台。私がメーカーあたりに尋ねて聞いたところ、150台とおっしゃったんですね。だから、ちょっとその数の相違があるのであれなんですけど、仮に50台でも、150台でも、残りそれだけでもう泗水のアナログ受信機は使えなくなると。戸別受信機使えなくなるということなんですね。

私は、それに対してどう対応をしていくかという質問をして、スプリアス問題を言われているなと思いますけど、令和4年に来る、これはもう規格はクリアしているというのは分かりますけど、肝心の戸別受信機が使えないなら、ただの箱なんですよね。だから、この戸別受信機に代わる何かを考えましたかということで質問して、それが防災アプリだとか、そういったのでいくというんですが、またそれは別回線じゃないですか。インターネット回線だとか、また別ルートなんで、私はこの戸別受信機をいかに有効に使うかということを質問したかったわけですね。

ということは、150台だとしても、50台だとしても、毎年200台を修理してますので、令和3年度末、もう来年度末には修理ができなくなるということになります。統計上はですね。

では、国が70%を負担する緊急防災・減災事業債があることをご存じですか。それはもちろんご存じだと思いますけど、その内容を本当に理解されているなら、この制度は令和2年度で終了予定ですが、河野大臣の強い意向により、5年間延長になることは承知されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） まず、先ほどの修理対応可能台数とその辺につきましては、私のほうではアナログ機については50台、それから、それ以外にデジタル戸別受信機の在庫数として、委託業者保管の分が152台、市保管の分が25台ということとは伺っております。

それから、緊防債につきましては、延長されるということは存じ上げております。以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 理解されているということでしたが、実は、このほかにも、コロナ禍において、これは高市大臣が総務大臣時代に導入したんですが、消防庁が防災無線のメーカーから戸別受信機を直接買い上げて、それを自治体が要望する台数の3分の1を無償で貸し出す事業は、防災行政無線の戸別受信機導入促進事業という事業があることはご存じないというふうに思います。これは高市大臣もインタビューの中で言われています。

私は、何かせつかくだから倉庫を建てたみたいなきで言われてましたが、私は、福島議員も二ノ文議員も言われましたが、国からのコロナ対策予算だからと一部の業者がもうけるような1億2,000万円の防災倉庫の建設ではなくて、ほかに箱はたくさんあります。RDF、今、職員さんにとつてるでしよ、アンケート。何にしたがいいですか、防災無線って一番書きますよ、職員さん、恐らく。防災倉庫って書きますよ。あそこがいいのがあるじゃないですか。そういうのがありますから、私はそういうのではなくて、防災倉庫ではなくて、コロナ禍においても、災害時においても、役に立つ戸別受信機の設置が市民の安心安全、ひいては市民の命を守ることにつなると私は考えます。

執行部の方も、防災無線がコロナ禍に関して、地域の感染状況にに応じた注意喚起に活用されていることは認識されていると思います。その一つの例がごみ袋です。思い出してください。ごみ袋がなくなると大騒動しました。合志市から情報が発令されて、合志市がどうしてもごみ袋の印刷が間に合わない。そういうのが報道されましたから、菊池市でも泗水を中心に、ごみ袋が買えなくなるんじゃないかということで、買い占めが始まりました。そのときに、防災無線で大丈夫です、ありますと。在庫はしっかりありますからということ流したら、ホームページでは見れない。お年寄りの方は見れない。しかし、その情報を聞いたときに、皆さんがやっぱりきちんと冷静な行動をとつて、その騒動が収まったことはご存じだと思います。

では、最後に、江頭市長にお尋ねします。

市長は、泗水地区に設置してあります防災無線のアナログの戸別受信機3,005台、これをデジタル戸別受信機に交換する考えはありますか。あるか、ないかでお答えください。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 荒木議員からのご質問です。泗水地区にある3,010台ですか、の戸別受信機、アナログでありますけども、それを切り替える予定があるか、ないかということでございますが、まず、戸別受信機そのものについての考え方をご説明したいというふうに思います。

今、災害が激甚化しております、いつ何どき、未曾有の災害が発生するか分からない状態であります。したがって、一番大事なことは、いち早く市民の皆様にご正確で確実な情報の伝達を行うということであり、その点、戸別受信機におきましては、家にいらっしゃれば情報が直接伝わりやすいという利点がある反面、外出不在時には全く伝わらないという決定的な短所もあるわけであり、

加えて、今、泗水の3,010台の戸別受信機を切り替える予定はないかというご質問ではありますけども、これは一地域だけの問題ではございませんので、全地域という観点でそれを考えざるを得ません。全地域にデジタルの戸別受信機を配置した場合を考えますと、大変巨額の経費が必要となり、私は現実的ではないのではないかと考えております。しかし、デジタル戸別受信機機の予算はあるわけであり、それも含めて、全体的にほかの手段も使いながら、最も効果的な全体としての情報伝達手段を考えていく必要があると、こういうふうに考えております。

こうした中で、特にスマートフォンが普及した現在、スマートフォンだけではどこにいても皆さんお持ちなわけであり、したがって、どこにいても情報が伝わるきくち防災・行政ナビというのは効果の高いツールであるというふうに思いますので、今後の中心的な手段と考えております。

一方では、スマートフォンになじみのない高齢者の方々や、あるいは中山間地や難聴地域におきましては、むしろ戸別受信機というのは大変効果があるかというふうに思います。また、こうしたものに加えて、広域に情報が届く防災行政無線あるいはスマホをお持ちじゃない方に対しては安心メール、こうしたものを組み合わせることで、居住地域であるとか、あるいは年代・ライフスタイルに応じて、どれか一つということではなくて、複数の手段による情報が受け取れる方法が最も効果的であると、そういうふうに考えているところでございますので、その中で全体的な観点から、今後、検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 市長の答弁については想定していましたので、怒りもありませんけど、全市的観点とおっしゃるなら、下水道を全部に整備するとか、水道を全部整備するとか、そこも公平性じゃないですか。私はそこも一緒だと思いますよ。

私は、旧泗水町時代に歴代の首長さん、そして、議員たちが体育館を建ててのを我慢して、造りたい道路を我慢して、全ての町民の生命、財産を第一に考え、防災無線の戸別受信機を導入し、今日、住民の生活の中になくてはならないものになっております。それは一度、市長、泗水の方から話を聞いてください。もう古くなったのを役所に持ってきて、これをば直してはいよ、本当に言うておられるんですよ。その声を直接聞いてください。たまには支所に行って、そういう声を聞いてください。1か月で200台も持ってこられるんですから、あそこに一日おったら、必ずそういう方に巡り会えますので、それは一度体感なさっていただきたいと思います。今、泗水の市民から、今現在ある戸別受信機という命綱を取り上げないでいただきたい。私は市長が導入するまで、戸別受信機の設置については何度も質問いたします。

では、次の質問に移ります前に、換気のため休憩を求めます。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気のため10分間休憩します。

○

休憩 午後1時26分

開議 午後1時32分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） では、次の質問に移ります。

次に、七城町特産品センター、通称メロンドームと七城振興公社、通称温泉ドームの多額の接待交際費の不適切な支出について質問をいたします。

この問題につきましては、熊日新聞においても何度も報じられていますので、皆さんご存じかと思いますが、おさらいをします。

七城メロンドームと七城温泉ドームが平成27年から令和元年の5年間で、社長や役員らが計上した高額の飲食費と合わせて2,000万円が接待交際費から支出され、社長をはじめ役員らが打合せと称し、居酒屋や外国人スナックでの飲み代、

酒席でのコンパニオン代、領収書のない謝礼代、ドラッグストアで購入したお菓子や胃薬等を接待交際費で支出したというものであります。

市も事態を重く見たのか、遅ればせながら内部調査を実施、メロンドームで1,378万円の支出に対して44.5%に当たる613万円が、温泉ドームでは590万円の支出に対して、何と99.1%に当たる585万円、合計約1,200万円が社会通念上、妥当とは言い難い支出であると。令和2年10月21日の議会月例会において、執行部より報告されました。

さらに、前回の私の一般質問において、議会で毎年報告されている接待交際費の決算額と領収書の総額が100万円合わず、さらには、その100万円分の領収書が存在しないことが明らかとなりました。

本年1月の月例会において、江頭市長は、両法人の接待交際費を市監査委員に監査することを求めることを報告されました。

お尋ねしますが、市の監査委員が監査をして、横領や不正な支出と判断した場合には、刑事告発や返還請求ができるのか、監査委員の権限をお尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 代表監査委員、宮川貞雄君。

[登壇]

○代表監査委員（宮川貞雄君） 失礼します。ご質問の件でお答え申し上げます。

監査委員は、地方自治法第199条第7項によりまして、財政援助団体等の出納、その他の事務の執行で当該財政援助に係るものを監査することはできますが、その監査結果により刑事告発を行ったり、費用を返還させるなどの権限については、地方自治法上ございません。

なお、地方自治法第199条第9項によりまして、監査結果につきましては、議会、市長及び関係行政委員会等に提出させていただいております。

以上です。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 宮川監査委員、ありがとうございました。お忙しい中にご出席いただき、ありがとうございました。

市の求めに応じて、諮問されたやつに対して答申を出すということが答えかと思いますが、では、再質問します。

江頭市長が両法人の接待交際費を市監査委員に監査を求めることを報じた本年1月22日付の熊日新聞によると、平成27年度から令和元年及び令和2年度の交際費を含む2会計、2法人の会計全般について調べると記載があります。会計全般、つまりは販売促進費や広告宣伝費も含まれると解釈します。過去10年間の決算書

を全て私は取り寄せ、私なりに調査しましたが、販売促進費におかしな金額の上昇とされる点がありましたので、全ての会計を監査されるとの熊日記事に安堵しておりました。ところが、江頭市長から監査委員に出された監査申請書には、2法人の接待交際費のみの調査依頼が記載されていました。これは監査事務局にも確認済みです。

では、お尋ねします。

会計全般を監査依頼するという点で間違いはないのですか。それとも、接待交際費のみの監査でしょうか。もし接待交際費のみの監査ということであるなら、いつ変節したのか、お尋ねをいたします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） 改めまして、こんにちは。ただいま荒木議員のご質問ですが、接待交際費のみの監査というところで求めたところでございます、当初から。以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） もう監査委員事務局に出されているやつにはそう書いてあるわけですから、そういうほうだと思いますけども、この件については、私も熊日新聞にもお電話して内容を確認しました。そういったところ、市の幹部に取材し、確かな情報をもって記事にしています。今でも会計全般を監査対象とする認識でおります。市から記事に対しての修正や訂正の申立ては一切あっておりませんとのことでした。なので、報道にきちつと言わないと、会計全般と接待交際費のみで大分違いますよ。私も会計全般とずっと思っていましたから、この質問をするまでですね。そこはやっぱりきちつと答えないといけないと思います。

では、前回の一般質問に引き続き、不正な支出をお尋ねするところでしたが、市側の答弁は、今後は監査委員の方で調べられますのでという答弁が予想されますから、私と福島議員で領収書を調べた内容を監査委員さんにも認識していただく一部を報告します。その中には、明らかに市が関与している不適切な支出もありますので、今後の監査の参考にしてください。

まず、メロンドームの平成29年11月2日の領収書で、国際パエリア大会協賛金との名目で2万5,000円が支出され、三セク全体で10万円支出と記載されています。

では、お尋ねします。

市は独自に全ての領収書を調査されていますので、お答えできると思いますが、

この三セクから国際パエリア大会協賛金との名目で支出された10万円、これは何に使われたのか、お尋ねをします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） ただいま荒木議員のご質問にありました10万円の使途につきましては、新米のPRのほうに使っております。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 今の荒木議員のパエリアイベントに関しましては、当時、私のほうが担当しておりましたので、その詳細を申し上げたいと思います。

その当時、第57回国際パエリアコンクール国際部門で優勝された、東京に店舗を置く日本のチームの方から、近くまで来るので、菊池でもぜひイベントを行いたい旨の提案を受けたところでございます。その提案された事業としては、市の事業としてはそぐわないものの、何とか協力できないかとの思いから、新米のPRや物産品の紹介とともに開催できればと、第三セクター連絡協議会に協力を行ったものでございます。その中で、協議会の中で話されて、それぞれ協賛という形でご負担されたものと認識しております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 私も自分なりに調べまして、これからの質問に重複するところがあるかと思えますけれども、一見これは何の問題もない、協賛金10万円の支出のように見えます。しかし、平成29年の国際パエリア大会は9月にスエカ市で開催されて終わっております。これはご存じですね。その後、菊池市で何らパエリア大会の国際大会の動きがないのは、木下議員の一般質問でご存じかと思えます。

では、この10万円が何に使われたのでしょうか。先ほどお答えがありました、調べてみました。情報公開請求しました。平成29年11月7日に、パエリア日本一のお店が菊池へやって来る。この事業のことだと思いますけど、これが市の主催でやっております。なぜ市の主催かと説明しますと、菊池市のホームページに企画部の市長公室がお問合せ先として掲載されておりました。

そこで、このパエリア日本一のお店が菊池へやって来る事業に要した経費はどこから支出されたのかを情報公開請求したところ、答えは当該事業に要した経費は存在しませんとの回答でした。摩訶不思議。本来、市の事業であれば、市が予算を組

んで、議会承認を得て、開催されるのが通常ですが、市の予算はゼロ、驚くことに三セクに10万円を負担させている。

時折市長は、三セク各法人は経営方針の下で自主自立した運営がなされておりますと常々発言をされております。そうなると、市長も政策的事業に対して、一般会計からの支出が認められないからと、三セクにその支出をさせることがまかり通るなら、三セクが市長の影響を受けていない、自主自立した会社と言われることと矛盾されていませんか。皆さん、これ何か思い浮かびませんか。まだ記憶に新しいと思います。これは以前問題になった、印刷費を国際交流協会からの予算から支出したデジタル掛け軸事業と同じ構図です。

市の事業を三セクから支出させる。これは目的外支出ではないでしょうかと私は考えるわけです。今、総務部長のほうから丁寧なご説明ありましたので、誰がそれを指示したのかという答えについては、お答えいただかなくて結構ですが、こういうものが、監査委員、たくさんあるんですよ。

メロンドームは、温泉ドームに比べて書類はそろっていますが、先ほどお尋ねしたように、ほかにも不可解な支出が多数あります。例えば平成30年10月に、菊朋会という菊池高校同窓会の東京支部総会にメロンを11万3,250円分も接待交際費から送っています。普通、逆なら分かるんですよ。同窓生が菊高のために頑張ってくれとってお金を送ってくれるなら分かるんですけど、こちらからメロンを11万円分も送っている。なぜ菊池高校同窓会だけでしょうか。菊池市には菊池農業高校、そして、菊池女子高校もあります。社長が菊池高校の同窓生だからといって、特定の高校に、いわば85%も市が出資している公営企業的な三セクの接待交際費から支出するのは公私混同ではないかと私は思います。この点も調べていただきたい。

その他、目的が明確ではない飲み会や、社員の結婚式に出席した際のタクシー代、こんなまで出てるんですよ。行き先が記載されていない運転代行代、どこで乗って、どこで降りたかも記載されていない。ただ載っているのは金額だけなど、多数ありますので、しっかり調べていただきたいと思います。メロンドームだけでもこれだけあります。

なお、メロンドームは、会計検査時にメロンを送ることが慣例となっているようですので、今回、もし宮川監査委員と泉田監査委員のところにメロンが届いても、受け取らないことをお勧めします。

では、次に、領収書もずさんで、5年間で約100万円の使途不明金と報道されても仕方がない温泉ドームについてですが、平成30年7月8日から10日にかけて、役員研修で台湾に研修に行かれています。その旅費精算書を紹介します。

まあざっとした精算書で、これですね、ちょっと小さくて見えないんですけど、要点は1点だけですので、このパネルには旅費精算書なんですけど、台湾研修は6名と記載されているんです。ところが、私が情報公開請求した株式会社日本旅行の請求書には9名となっています。3名は社長と社員分なんですけど、さらに調べますと、領収書を全部提出していただきましたので調べますと、1人当たり13万円の旅費は研修費から、飲食代や空港で買った雑誌代、ビール代、つまみ代、これは全て接待交際費から支出されています。これ自体は問題はないでしょう、役員研修ですので。しかし、役員の方々6人は研修の参加費を払っている。2万円払っているんですよ。ここにもちゃんと2万円掛けるの6名とあります。下には、何か知らんけど、6万5,000円掛けるの6名と思いますので、6万5,000円払っているんじゃないかなと思うんですが、払っているのに、社長と社員の2名は参加費すら払っていないどころか、出張の日当として、社長が1日1万5,000円の掛ける3日分、4万5,000円、社員が1人1日9,000円掛ける3日の2万7,000円分ずつ受け取った領収書が添付されていました。なぜか、社長と社員の3名だけが日当を受け取っているのです。これは旅費の二重取りであります。なぜ二重取りなのか。税務上、日当というのは旅費や宿泊費に含まれていない出張中の少額の雑費の支払いの補填や、精神的、肉体的疲労の慰労の意味合いで支給されるものであります。これを雑費とは、じゃあ、何かということなんですけど、雑費とは、食事代、コーヒー代、そして新聞代などを指します。ですから、食事代も酒代もつまみ代も雑誌代も全て会社から支出されているのに、日当を受け取ることは二重取りとなります。

では、お尋ねします。

温泉ドームには出張旅費規程、これは役所にありますね。会社も絶対に定めなきゃいけないんで、あると思いますが、出張旅費規程というものがありますか、お尋ねをいたします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） ただいまの荒木議員のご質問にお答えいたします。

確認をいたしましたところ、出張旅費の規程はございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） もちろん出張旅費規程というのはありますが、たとえば出張旅費規程があるからと、社長の日当が1日で1万5,000円、社員の日当が1日9,

000円というのをもらってよいというわけではありません。これ、宮川監査委員さんは税理士さんですので、釈迦に説法かと思いますが、日当については、受け取る側、この社長とか社員は非課税所得なんです。なぜか、所得税、住民税、社会保険料の対象とならないので、税法ではその旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられる範囲内と定めています。

ちなみに、税務関係の資料で日本実業出版社発行の資料がありますけども、それによりますと、税務上、妥当とされる出張時の日当の平均額は、民間の大企業でも社長で5,000円程度、取締役で4,000円、一般社員が2,500円となっています。そうすると、温泉ドームの社長の旅費日当1万5,000円は民間企業の3倍、市議会議員の旅費日当、皆さん、幾らか知っていますよね、もちろん。3,000円ですので、市議会議員の5倍、これ、市長の5倍でもあります。温泉ドーム社員の旅費日当も、市役所職員が2,200円ですので、約4倍ということになります。

例えば服部社長が年に10回、東京などに2泊3日出張した場合、これは国内は1万円ということですので、1回3万円なんですよね。ということは、年間で30万円、旅費日当を受け取った計算となります。そうすると、適正金額を超えていますので、税法上、非課税所得とは認められず、経費として認められないので、会社、要は温泉ドームは法人税が増加します。また、役員の場合は、役員賞与という扱いになって、所得税、住民税が増加することになります。この解釈については、相談した税理士さんも同じ見解ですし、それよりも何よりも、所得税法基本通達9-3、非課税とされる旅費の範囲、また、9-4、非課税とされる旅費の範囲を超えるものの所得処分として明記されていますが、執行部の皆さんご存じだったでしょうか。

早急に出張旅費規程の見直しを行い、市に準じた額に改正する必要があります。それはそうですよね。85%も出資してもらって、税金も固定資産税も免除されて、公の施設の管理委託料ももらって、それでこんなに市の職員より4倍も高い、市議会議員より5倍も高い出張旅費を頂いている。こういう出張日当を頂いていると。こういうのはやっぱり許せませんので、早急に改正をしていただきたいと思います。

今回は、温泉ドームの役員研修費を問題としましたが、同じ年の7月の株主研修の精算書にも理解し難い支出はあります。これらは氷山の一角で、ほぼ毎年研修に行かれておりますので、ずさんな研修報告書を作っています。旅費精算書がついています。ですので、氷山の一角ですので、調べれば不正な支出は多々あります。役員研修には三セクから研修費や厚生費からも支出されていることを考えれば、もちろん接待交際費も入っています。全ての会計がつながっていて、接待交際費だけの

監査では真相が解明できないと私は思います。その場しのぎで接待交際費の監査をしても、他の費目から不都合な真実が出てくれば、市の対応は後手後手に回るだけだと思います。

私は、ここで全会計を調べることが、不信感を増大させている市民に対しての正しい回答だと思います。2名の監査委員におかれましては、今回のメロンドームと温泉ドームの監査についてどんな報告がなされるのか、市民が注目しています。マスコミも注目しています。もちろん私も注目しています。誰に忖度することなく、高潔で公正で透明性のある監査をされることを切にお願いして、一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 三セクに関わるお話をいただきました。特に答弁を求められたわけではないですが、大変お話の中に、事実関係が少し混同している部分がありますので、この機会に私のほうからも少しご説明をして、ご理解を得たいと思います。

先ほどから、市は80数%も出しているのにとのお話ですとか、市から全部を監査をしないのかといったふうなお話がありまして、これは、実は行政としての市と、出資者としての市というものが混在した議論になっておりますので、一回、まず整理をさせていただきます。

まず、三セクに対する行政の立場というのは、地方公共団体としての市の立場ですけれども、市としても三セクに対する指導監督権限がございます。それは昨年10月の月例会でお答えしたとおりで、地方自治法の221条に規定されております。しかし、これは法的拘束力のある指導権限ではありません。このことは総務省にも確認したところでございます。総務省からは、この規定以外の部分は会社法の規定を参照することになるということでもございました。

また、同じ総務省からは、平成26年8月に三セク等の経営健全化等に関する指針の策定についてという通知がなされまして、地方公共団体としての三セクへの関与の在り方が示されております。これは地方自治法245条に基づく技術的援助という位置づけの内容であります。要するに、これはアドバイスにすぎないということでありまして、このことも総務省に確認のところ、この通知は助言という意味合いで発出されたもので、法的な指導の根拠とすることは困難という回答でもございました。

私どもとしましては、行政の立場で最大限できることということで、三セクの経営健全化を図るために、今回の交際費問題において、事務管理の基本的枠組や各種規程、ルールがどうも不十分であるという認識に至りましたので、行政の立場から、

まずは当社取締役会に新ルールを整備させて、そして、併せて、自治法199条に基づきまして、市の監査委員に過去5年間プラスワンの交際費に関する執行状況と、それから、当社が整備してくれました新ルールがちゃんときちんと運用されているか、その状況を監査してもらうことになったわけでありまして。

そしてまた、交際費以外の各種経費の取扱いについても、同じようにどうもルールが未整備だといったふうな体制面の問題がありましたので、これについては、まず当社が各種ルール、規則等を洗い出して、実体的な体制整備を進めなさいという指導をしているところでありまして、これらは、今、当社にて整備中でありまして。

しかしながら、今般、今ご指摘のありました旅費に関する一つの事例からは、旅費等においても、どうも運営ルール並びに実際の運用ともかなり不十分な面が見てとれるわけでありまして。ただ、これが一事例でありますので、例外的なことなのか、あるいは全般、当社全体に共通することなのか、この一事例をもって断定することは大変危険でありますので、経営管理面全体について総点検する必要性は感じられているところでございます。

かといひまして、市の立場は、今申し上げたとおり、自治法の枠を超えるわけにいかないわけですね。（「議長」と呼ぶ者あり）もうすぐ終わります。

○議長（大賀慶一君） 市長、簡潔に答弁をお願いします。

○市長（江頭 実君） また、強制的な調査指導権を有しておりません。それから、全体を監査するということになれば、これは地方公共団体の事務を完全に超えておりまして、これは別の言葉で言えば、当社の自身がやる経営監査そのものにほかなりません。それを一義的には出資者の総意の下で、出資者が当社の経営陣に対して外部の監査を求めるべき事項であるというふうに思います。

私どもも大口出資者としての市の立場からは、出資金を毀損するようなことがあっては困るわけでありまして、この機会に外部監査による総点検を要請したいというふうに考えております。ただし、これは幾ら市が大口出資者とはいっても、ほかの株主の方もいらっしゃるわけでありまして、市が単独で、今、決定できることではありませぬので、総会において提案をして、機関決定をして進める必要がある事柄でございます。

少なくとも、今までお話がするありましたけども、個社の個別業務をこの議場において細かく議論するのは適切ではないと思っておりますし、ましてや、税務上の疑惑があるようなお話をこの場でなさるのは、私としては適切ではないというふうに考えているところであります。

一番大事なのは、市はどうしてもこの三セク、イコールではないかというふうな誤認がありますので（「議長」と呼ぶ者あり）すみません、終わりますので。

○議長（大賀慶一君） 市長、簡潔にお願いします。

○市長（江頭 実君） あと1分ぐらいで終わります。

○11番（荒木崇之君） 替えてもらっていいですか。私の時間なので。

○市長（江頭 実君） 議長、よろしいですか。

○議長（大賀慶一君） どうぞ。

○市長（江頭 実君） それでは、議長のお許しをいただきまして、続けさせていただきます。もうすぐ終わります。

一つには、市のイメージ自体が大変悪くなる。それから、今までおっしゃっている中の事柄で、当社の信用自体も大変これは傷がつく可能性もあります。それから、市民にとっても、今まで20年来、地域経済に大変貢献してきた三セクでありますけども、こうしたところはマイナスイメージしか目立たない。こういう、要すれば、三方一両得どころか、三方一両損になりかねない事態が今ございますので、私どもとしては、この際、全般的に、全面的な監査を当社として実施していただき、それを市にも、市議会にも報告をするように、これから提案をしたいというふうに思います。

以上、私の見解を申します。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 終わりますと言ったけど、私、質問していいですか。質問というか、いいですか。

私がいかにもこの質問でおかしいみたいなことを言われますけど、きちっとルールにのってやっとりませう。それはなぜかといいますと（「議長、もう終わったけん」と呼ぶ者あり）終わっとらんでせう。（発言する者あり）じゃあ何でそっちにしゃべらすとですか。あんたもともと議長しよんなはったでせう。黙って座っててください。

監督権の行使の状況については質問できると。監督権の行使の範囲内で私はやっているわけですよ。市長は関わってないとおっしゃいましたけど、覚えてます、社長を決めたときに、大株主の私がこっちと言ったからこっちと言ってるじゃないですか、はっきり。議事録もありますよ。取締役のときに言っているわけでしょう。でも、どうして取締役になれたかと。それは市の市長だからでしょう。そこはイコールですよ、これは。三セクは自主自立したと言いながらも、市がないとできないじゃないですか。出資をしているだけじゃないんです。公の施設管理を任されている。施設管理料が毎年税金から出てるんです。ですから、三セクを潰すとなったときも、不知火を見てくださいよ。宇城市が出てくるでしょう。阿蘇市が出てくる

でしょう、アゼリアを止めるときには。だから、市は関係あるんですよ。市が関係ないということはない。

しかも、これからのことは分かりました。これからについて努力される、訂正されるというのは分かりました。しかし、これまで不法に使われた、不当に使われたお金、これをどうするか、これをどう責任をとるかというのが市民が関心があるところなんです。

私は、誰を責めるとか、誰がどうかじゃなくて、これまでおかしい使い方をしてきたのなら、それを一回解消しましょう。その上で新しいルールをつくってやりましょうと言っていますので、そこをご理解していただきたいというふうに思います。

本当にこれで一般質問を終わります。

○議長（大賀慶一君） これで、荒木崇之君の質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後2時03分

開議 午後2時11分
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 皆さん、こんにちは。質問の前に、今月末をもって市役所を退職されます職員の方々に対しまして、長い間、また、合併前の市町村の時代から、それぞれの地域の発展にご尽力をいただいたことに敬意と感謝を申し上げます。今後はこれまでの行政経験を生かして、菊池市発展のためにご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、市営住宅の現状と今後の計画について、今回は特に緊急避難住宅（政策空き家）の状況についてお尋ねをいたします。

菊池市の発展には、そこで暮らす市民の生活基盤を整えることが重要であり、特に公営住宅は、住民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に建設、整備が行われております。

合併後、平成18年第3回定例会において、市営住宅の現状と今後の計画を質問しておりますが、そのときに台風等による風水害や火災等により住宅が消滅したり、居住が困難となった場合の緊急避難住宅（政策空き家）の必要性を提案させていただきました。執行部としても、災害時により住宅に居住できなくなった被災者の対

応の必要性を認識していただき、低額の家賃の公営住宅2戸を政策空き家として確保したいと考えているとの答弁をいただき、その後、緊急避難住宅（政策空き家）の確保ができております。

そこで、お尋ねをいたしますが、市営住宅の現状と今後の計画、特に緊急避難住宅（政策空き家）の状況についてお示しをいただきたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 建設部長、中村喜範君。

[登壇]

○建設部長（中村喜範君） 皆さん、こんにちは。それでは、木下議員のご質問にお答えいたします。

まず、市営住宅の現状と計画ということでございますが、戸数等についてお答えさせていただきますと思います。

現在、本市は29団地1,170戸の市営住宅を有しております。今後の計画につきましては、平成29年度に策定いたしました菊池市住宅マスタープランにおきまして、令和9年度末までに管理戸数を986戸まで削減することを目標としており、その目標に向けて業務を進めているところでございます。

また、施設の維持管理等につきましては、平成29年度に菊池市公営住宅等長寿命化計画を策定しており、長期的な観点から計画的かつ効率的な維持補修を行うことで、コストの削減並びに適正な維持管理に努めているところでございます。

ここで、緊急避難住宅についてでございます。本市では、火災や災害により自宅を損壊された方などに対し、その状況が改善されるまでの一定期間、目的外使用による市営住宅の提供を行っております。

この取組は、議員おっしゃられたとおり、平成18年度から行っておりますが、利用の実績につきましては、過去5年分ということで報告させていただきたいと思います。

平成28年度に熊本地震関連で48件、建物火災で1件。平成29年度に熊本地震関連で5件。平成30年度に熊本地震関連で3件。令和元年度に建物火災で3件。令和2年度に豪雨災害で2件、台風災害で1件。以上の利用実績となっております。

なお、提供する住宅の選定等につきましては、被害に遭われました方の生活基盤などを考慮しまして、できるだけ被災者のニーズに応えられるよう、柔軟に対応しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。いずれにしましても、やっぱり市民の安心安全を守るためには、こういう政策は必要性が十分あると思います。

昨年の7月の豪雨で全壊になったところの方にも、この政策空き家で対応していただきました。そのときに、ちょっとお願いがあったんですが、あのときは暑い時期でしたから、最低限の空調関係とか、そういうのも、何もなくなってやっぱり入りますものですから、最低限のそういう設備の拡充もお願いしたいと、そういう要望もあっておりました。

それと、今後については、公営住宅の管理については、私、平成21年第3回定例会で、今後は管理を民間に委託するような考えもあっていいんじゃないかということで、指定管理者制度の導入について質問をしております。今後はそういうことも含めて、やはり検討していく時代になっていると思いますので、これは提案といえますか、要望にしておきたいと思います。よろしく願いしておきます。

それでは、次に、地場産業育成の現状についてお尋ねをいたします。

本市においては、現在、中小企業振興基本条例に基づいて、地場産業育成に取り組んでいただいておりますが、今回は特に福祉関係の利用状況についてお尋ねをさせていただきます。

この件につきましては、平成25年第3回定例会において指摘、要望をしております。福祉関係、特に居宅介護サービス費、福祉用具対応においては、874件のうち、菊池市内は145件、16.6%、菊池市外が729件、83.4%であり、熊本市391件、44.7%、山鹿市が163件、18.6%であります。

次に、住宅改修においては、125件のうち、菊池市内が30件、24%、菊池市外が95件であり、76%であり、熊本市が53件で42.4%であり、数字から見ても地場産業育成になっていない状況でありました。

その後は、指摘、要望に基づいて、改善は進んでいると思われませんが、現状をお示しいただきたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 健康福祉部長、渡邊弘子さん。

[登壇]

○健康福祉部長（渡邊弘子さん） 改めまして、皆様、こんにちは。ただいまの木下議員のご質問にお答えいたします。

介護サービスにおきます事業所の利用状況でございますが、令和元年度の年間利用総数は7,386件、そのうち市内事業所の利用は4,995件、利用率は67.6%となっております。

また、福祉用具貸与につきましては、年間利用総数1,361件のうち、市内事業所は590件で43.4%、住宅改修につきましては、年間利用総数184件の

うち、市内事業所は55件の29.9%となっております。

前回のご質問でお答えいたしました平成23年度の市内事業所の利用率と比較しますと、介護サービスで2.6ポイント、福祉用具貸与は26.8ポイント、住宅改修は5.9ポイント、上昇している状況でございます。

介護サービスの利用につきましては、利用者が希望する介護サービス事業所を自由に選択するものではございますが、今後も必要に応じて市内の事業所の紹介などを行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。少しは地場産業育成になっているようでございます。

部長が申されましたように、基本的には、ケアマネジャーさんとか、そういう方々に相談の上、決めていくというところがやっぱり多いと思うんですね。私の母のときにも、私たちもどういう形で地元でそういうのがあるかというのはなかなか理解をできていませんでしたので、そういうことも含めて、やはりその担当の方が地元の意識を持っていただくと。そういうことにまた改善が進んでいくと思われまので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に、千畳河原周辺の整備の現状と今後の計画についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、これまで、合併前から千畳河原はもちろん、周辺の道路整備も含め、何回も質問を続けてまいりました。千畳河原は、皆さんもご存じのように、菊池川上流の滝区集落に位置し、自然石が石畳状に存在しており、夏は多くの家族連れや若者が涼を求めて、県内はもとより、県外からもたくさんの方々が訪れており、菊池市のすばらしい自然を生かした観光地として注目を集めております。

特に近年は、古川伊倉線の整備によって駐車スペースが取れるようになり、また、産さん滝、産さん神社までの農道も整備が進み、見学者も増加しております。これまでにトイレの改修とアシの除草について、何度も要望を続けておりましたので、地元県議のご尽力により、単県事業、護岸雑草処理事業で千畳河原の本格的なアシの除草が行われました。おかげさまで昔の面影を取り戻して、すばらしい姿によみがえっております。

しかしながら、昨年第2回定例会で指摘をいたしました、まだ一部の除草でありましたので、地元滝区の皆様からも、ぜひ継続して整備をお願いしてほしいとの要望もありましたので、昨年の5月26日に滝区の区長の田中様と県議に陳情に

伺っていることを一般質問で報告しております。

そのときの答弁で市長は、千畳河原の整備についてでありますけど、時間の経過とともに、アシが繁茂しているわけでありますので、定期的な整備が必要となりますけど、実は、今回、県に大規模整備していただくに際しては、大変難しい問題がございました。県の管理河川の範囲とはいいながら、防災上の問題があるということではなく、また、観光の公園というわけでもないことでしたので、いろいろとご苦労いただきまして、何とか実現していただくに当たっては、これは交渉の経緯は木下議員はご存じないかもしれませんが、その前提としての約束事がありまして、今回はもうとにかく県がやるけれども、今後は市が管理主体となるということを前提に、それを約束していただきたいということで、今回の整備をお願いしたわけでありますので、今後について、また県に整備をお願いするわけにはなかなかいきませんので、市が中心となって、民間の協力をいただきながら、整備を進めていきたいというふうに思っていますと答えられました。

私は、地元区長と県議の要望のときに、市としての熱意、計画的なものがあれば、協力は惜しまないと県議が言われておりましたので、その後も私なりの要望と、地元と続けておりましたので、今回、県のほうで継続して整備の決定をしていただき、現在、整備が完了しており、すばらしい景観が戻っております。改めて地元県議のご尽力に感謝を申し上げたいと思います。

今後は、市として千畳河原周辺の整備については、菊池市のすばらしい観光地としても大切に管理していく必要がありますが、今後の整備計画をお示しいただきたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、ただいまの木下議員のご質問にお答えいたします。

千畳河原の整備状況につきましては、令和2年第2回定例会での木下議員のご質問及び先日の田中議員のご質問に対する答弁と一部重複するところがございますけれども、あらかじめご了承くださいと思います。

河川内に堆積いたしました土砂や繁茂したアシにつきましては、関係各位にも大変ご尽力をいただきまして、大規模な整備を令和元年度と令和2年、今年度に熊本県において広範囲に実施していただいたところでございます。

また、公園内の施設につきましては、設置から年数も経過しておりましたので、必要な維持補修など計画的に実施しながら、施設の適正な維持管理に努めてまいってきたところでございます。

また、千畳河原の管理につきましては、地元集落に清掃などの管理業務委託契約をお願いしておりますが、地元集落の方のほかにもボランティアの方々も除草作業に従事していただくなど、大変ありがたく思っているところでございます。

今後も引き続き、地元集落の方々やボランティアの方々へのバックアップや関係機関との連携をもって、千畳河原一帯の景観の維持と活用を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

昨年、継続しての整備が決定した折に、12月24日でしたか、滝区の田中区長と一緒に県議の事務所にお礼に行っていました。その節、おっしゃったのが、木下さん、あとは菊池ほうでいろんな整備はきちんとやってくださいよと、そういうお願いがございました。私もそのことを執行部に伝えて、具体的にどういう、整備のお願いをしておりますけれども、その件はどうなったんでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） ただいま木下議員のご質問ですけれども、その後、整備のほうを庁内のほうで検討を進めておりまして、小まめなメンテナンス、土砂が長年堆積すると大変でございますので、小まめなメンテナンス、清掃等を考えているところでございます。

また、現在、県のほうでしていただきました工事の方法等、担当課のほうでも見て、そのやり方、その辺を勉強して、今後に生かしたいというふうに進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 私は具体的な、やっぱり改善的な整備の要望をしたつもりだったんですよ。ちょっと申し上げますと、あずまやの改修とか、それと駐車場の白線が消えかかっておりますので、それをきちんと引いてくださいと。それとトイレも傷んでおりますので、もうある程度きちんと改修をしないと、お客さんが物すごく増えております。もう夏場、何回も行っておりますけれども、交通渋滞で大変です。ある面で地元の方々、区民の方々にも大変な迷惑をかけているわけですね。だから、そういうことに対する配慮が必要だと思います。そのためには、やっぱりそ

の地域の整備は菊池市がきちんとやっていかなければいけないと思うんですね。何かちょっと打合せというか、確認しましたら、白線の予算を今度はつかなかったと。そういう状況でございますので、県は一生懸命やっていただいて、市のほうは何か先送りするような整備のやり方では大変申し訳ないと。補正でも組んで、やっぱり夏に間に合うように、駐車場の白線というのは、やっぱりお客様にとってはトラブルのもとですから、そういうことについて、きちんとやっぱりやっていただきたいと思えます。強く要望しておきます。

○議長（大賀慶一君） ここで、換気等のため10分間休憩します。

○
休憩 午後2時33分

開議 午後2時39分
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） それでは、次に、国道387号沿いの太陽光発電施設についての陳情採択後の対応についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、これまで何度も質問いたしました、市の環境基本条例があるにもかかわらず、当初は関係住民等に説明会が行われずに開発行為が進んでおりましたので、地域住民、特に隣接住民の方々より、安全面、景観等の不安、不満の相談がありましたので、市の立会いの下、菊池市環境基本条例に基づいて、これまで何度も地元説明会が開催されましたが、地域住民の不安の解消には至っていない状況であります。

市も条例に違反したケースであると認識され、事業所に対して事前協議終了までの間、開発中断の要請を行い、開発の休止を求めています。その後、土木や景観の学識経験者からの意見を聞き、各地区からの要望も取り入れ、事業者所への環境、安全性に配慮した対策を指導されたとのことであります。

その後、開発業者が学識経験者の熊大教授からの指導・改善に対して、対応ができないとの回答に対して、また、市の避難所に指定してある迫間支館に隣接する場所にも設置予定であることも判明しておりましたので、地域としては太陽光発電事業に対して反対の陳情書が昨年第4回定例会に提出されました。福祉厚生常任委員会に付託され、地域住民が安心して暮らせる環境を強く望まれているので、市が間に立って、地域住民と業者で検討された代替案が履行されるよう、きちんと指導していくべきと賛成多数により採択され、その後、最終日には、私も賛成討論をさせ

ていただきましたが、迫間地区の太陽光施設の撤去協力を求める陳情は全会一致で採択されました。市としても、議会の採択を強く受け止め、開発業者に対して対応されていると思いますが、現在の状況をお示しいただきたいと思ひます。

○議長（大賀慶一君） 市民環境部長、笹本義臣君。

[登壇]

○市民環境部長（笹本義臣君） 改めまして、こんにちは。それでは、私のほうから、木下議員のこれまでの動きについてということでご説明させていただきます。

迫間地区及び大柿区、平野区並びに3名の方からの連名による要望書が出されてからの市の動きについて説明をいたします。

市には、地域住民の皆様から開発事業者へ要望書が提出された、それと同日にその要望書の写しとともに協力を依頼する文書が届いております。

このことから、市は、開発事業者に対し、専門的・科学的見地からより詳細な説明を地域住民の皆様へ行うように指導通知を令和2年11月9日付で発出しております。

その後、市へ、地域住民の方から計画予定地に隣接する農道等の問題に対する相談や、建設現場の状況、地域住民同士でこの開発計画の経緯を話し合われたことの報告、開発事業者の行動について確認の連絡等もあっております。

市も、このような地域住民の皆様からの相談、連絡に対し、開発事業者の行動に変化があった都度、地域住民の皆様へ情報を伝えておりました。

さらに、今年1月には要望書を提出されました住民の方から、開発事業者が個別に話しに来たという情報がございましたので、市はその話について、詳細な内容を確認するため、再度、住民の方に聞き取りを行いました。

それと併せまして、市は、指導通知に対する対応状況について、開発事業者へ聞き取りをするとともに、地域住民の皆様への説明と市への報告書の提出について繰り返し求めてきたところでございます。

その後、開発事業者より、令和3年2月12日に市の指導通知に対しまして報告書が提出されました。しかし、その内容は不十分であると判断いたしましたので、改めて市は、事業者に対し要望書を提出されました6名の方をはじめとする地域住民の皆様へ説明を行い、その結果について、説明資料や議事録等を含む報告書を再提出するよう求めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

個別に訪問しているとか、そういうのは私も十分把握しておりますけれども、令和3年2月の12日に、ある面では報告書が不十分だったと。基本的にもう業者は改善するような意識はないんですよ。ただ時間稼ぎをして、何か個別に、要望が議会で全会一致で採択されているのに、また個別に訪問しているわけですよ。そういうのは厳しく指導していただいて、やはり菊池市の執行部として、市として取り組むことは物すごく必要性があると思うんですよ。

ちょうど高野瀬と戸豊水の境は、あそこは外柵も何もしてないのに稼働しているんですよ。ああいうのだから、私は法律違反にもなっていると思いますよ。そういうところは全然やっぱり指導もしなくて、ただ時間稼ぎをしているようにしか私は理解できんのですよ。だから、このことについては、先般の一般質問の中で、市長も、本市におきましては、必要要件に該当する大規模な太陽光発電設備であるとかいうものについては、住民の安全性の確保ですとか、それから、自然環境の維持保全を目的とした許認可型の条例ができないだろうかということに向けて、今、研究を既に進めているところでありますということで答弁をいただいております。それから大分期間もたっておりますので、私がこれまでの一般質問で申し上げたように、環境基本条例を早く見直しをして、やっぱり改善をしていかないと、どんどんどんどんこういう施設が乱立する可能性があるという心配もありますので、このことについては、今の状況を市長のほうから答弁をいただきたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 環境条例の見直しの状況についてというご質問でございます。

今おっしゃいました許認可型の条例の制定につきましては、他の自治体を参考にしながら、情報を収集しまして、条例づくりに向けた研究を積み重ねてきているところでございます。

現在の状況は、条例の骨格自体はおおむね出来上がってきているものの、これから許認可制の導入という重大な判断をしなければなりませんので、様々な角度から慎重に内容を検証しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございました。

今日は、地元の区長さん方も控室のほうでモニターでご視聴されておりますけれども、本当に地域の方々にとってはもう大変な心配なことなんです。やはり時間的なものが関わってくると、やっぱり既成事実をつくっているみたいで、全然その

動きが見えないと。そういうことにある面では悩まれて、もう反対の看板の準備をしましたと。それと今後は署名活動も進めていくと。それと裁判も辞さないと。そういう構えでおられます。いずれにしても、市の動きがあまりにも見えないと。そういうことも含めて、そういう地元の方が覚悟をしているということも含めて、今後はしっかりと大至急取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次に、旧迫水小跡地への進出企業、熊本県菊池エミュー観光牧場株式会社の現状についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、私も地元でございますので、城議員とともに、これまで市が主催する関係地区への説明会に参加し、進出企業、株式会社山口油屋福太郎を校区の区長さんたちと訪問させていただいたり、また、平成30年第3回定例会での議案第93号、財産の譲渡について、総務文教常任委員長報告に対しての質疑で申し上げましたが、地元に対して災害時の避難所の問題、学校跡地での屠殺、飼育に伴う排水処理等、また、譲渡の相手方の熊本県エミュー観光牧場株式会社の事業計画、エミューというまだなじみのない動物を飼育することに地域住民には不安がありますので、頭数等の確認、地域とのトラブルがあった場合、買戻しの特約、譲渡等の禁止について確認をさせていただきました。

その後は、平成30年6月12日に行われました進出協定式での事業計画概要では、着工時期は平成31年4月と示され、熊日新聞にも写真と記事が掲載され、地元はもちろん、菊池市としても大きく期待をしておりましたが、企業側の着工の遅れ、具体的な事業計画の地元への説明がありませんでしたので、一般質問等で迫水小跡地の現状の説明を求めてまいりました。

その後、やっと昨年の8月17日に進出企業の地元での説明会が初めて開催されました。コロナ禍ですので、迫龍ふれあいセンターで5回に分けて行われ、各区長からの質問、要望等の意見が出ましたが、ほとんどの区長が進出協定時から交代をされており、企業訪問もされたこともなく、エミューも見たこともない方ばかりであり、なかなか説明を受けても理解できなかつたのではないかと思います。私は5回全部に参加させていただき、事業計画の遅れに対する確認、地元雇用、避難所、レストラン等の今後の計画についてお尋ねをいたしました。

その後、9月9日に企業側に対して迫間・水迫地区より要望書が提出されて、10月28日に要望書に対する報告会が開催されましたが、企業側からの参加はなく、市長からの報告会でした。コロナ禍ですので、仕方ない点もあると思われませんが、地元としては納得できないとの意見も出ておりました。

昨年末に地元地区長より、熊本県菊池エミュー観光牧場株式会社よりエミュー導

入安全祈願祭の案内がありました。木下議員も出席されるのでしょうかという問合せがありました。私には案内は来ていないと伝えたら、区長はびっくりしておられました。私もこれまで、迫水小跡地問題については地元の代弁者として取り組んできましたので、今後の事業計画には特に心配をしております。当初の計画の遅れ、レストラン、地元雇用、避難所としての開放、飼育に伴う排水等の問題も確認する必要がありますので、改めて、エミュー導入後の計画を詳しくお示してください。また、安全祈願祭の案内の件についてもお答えをいただきたいと思えます。

○議長（大賀慶一君） 政策企画部長、後藤啓太郎君。

[登壇]

○政策企画部長（後藤啓太郎君） 改めまして、こんにちは。

エミュー観光牧場のまず現状という、前回の第4回定例会以降の現状ということでもよろしいでしょうか。まず、現状についてお答えさせていただきます。

令和2年第4回定例会以降の熊本県菊池エミュー観光牧場株式会社の状況についてお答えします。

令和2年12月21日に、先ほど議員ご案内のとおり、会社主催により、地元区長や工事関係者等を招き安全祈願祭が執り行われております。

続きまして、12月23日には、生後約8か月のエミューのひな55頭が北海道網走市より陸送されて到着し、飼育が開始されました。

今年に入り2月10日には、市役所にて、市長、私と企画振興課担当職員が株式会社山口油屋福太郎、日本食品株式会社の役員の方々と飼育状況などについて意見交換を行いました。

なお、2月12日にはRKK熊本放送の番組において、エミューの飼育状況と飼育の様子が紹介されたところです。

続きまして、安全祈願祭の内容につきましてでございますけれども、令和2年12月21日に事業所内のエミューの飼育場所前にて、菊池神社の神職による神事が執り行われました。

会社側としては、新型コロナウイルス感染症対策に配慮し、招待される人数や祭典の内容を制限され、出席者につきましては、地元区長、金融機関、警備会社、工事関係者、市長、株式会社山口油屋福太郎及び日本食品株式会社の役員の方々の12名でございました。

なお、私と企画振興課担当者も同行いたしております。

祭典の中では、市長が来賓として挨拶を行い、玉串拝礼につきましては、金融機関、工事関係者、日本食品株式会社、市長の4名が行っております。

すみません。先ほど2月12日のRKK熊本放送の番組において、エミューの試

食と申し上げるべきところを飼育状況と、飼育と私申し上げてしまいました。おわびして、訂正させていただきます。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） 祈願祭については、私のほうに、出席した後、地元地区長から、私も地元の代表で行っておりましたので、多分玉串拝礼はしなければいけないんじゃないかということでおっしゃっていましたが、ご紹介もなかったと。そういうことも含めて、ちょっと気分が害されたようでした。その旨も執行部のほうにも、私、その後、伝えて、今後、やっぱり地元と基本的には地域貢献も視野に、また、共存共栄という形の中で、やっぱりお互いがよくなるようにやっぺいこうという中で、わざわざ地域の地区長を呼んどいて、玉串拝礼もなかったというのには、私はちょっとびっくりしました。大企業でありますので、通常の常識から考えたら、やはり工事関係者とか、やっぱり金融関係の方はされたということでしたけど、やはり地区長としての思いというのがございましたので、その旨はしっかりお伝えをしておきたいと思えます。

それと、今後、どういう形で、そのエミューは50何頭か入っているみたいですけど、その祈願祭自体が熊日とか、そういうのに取材依頼もしてありませんので、記事にもならない。広報には小さく載ってました。ですから、地元の方は全然分かれなないんですよ。そういうことも含めて、今後、例えばレストランの問題とか、今、飼育員の方が来られている状況だそうですけども、その飼育員の方はどちらの方なのか、地元雇用なのか、それとか、幾つかございますが、伊倉区は水源池の環境保全的な覚書を交わしていらっしゃるよ。そこの区長さんところに、私、挨拶に行ったら、もうエミューが来ているんですか、全然情報も入らないし、挨拶も来られてませんから、知りませんでしたということでした。だから、もう飼育が始まった時点で、やっぱり関係の区長とか、そういうところにご挨拶に行くぐらいの配慮はあってもいいかなと私はそう思います。私は、民間企業というのはそういうところのきちんとした配慮があつてこそ、やっぱり一流企業だと思います。

それと、金峰の区長は、もうあそこの学校跡地の目の前ですよ。そこにも何もご挨拶がないと。飼育が始まったのにですね。祈願祭のときはまだエミューは来てませんので、だから、事細かくいろんなことを申し上げると、非常にもう私も心苦しいんですが、やはりそういった形で、学校跡地に来ていただいた。もう本当に感謝しております。しかしながら、今後は地域とのやっぱり密接な関係をきちんとつくっていただくためには、やっぱりそういうのに小さなことでありますけれども、配

慮が必要だと思います。

それともう1点、古川兵戸井手の委員長も、説明会のときに排水の問題にはとても心配されておりました。その古川兵戸井手の委員長にも何の連絡もないと。もうそういうことも含めて、もう申し上げたら切りがないぐらいたくさんあります。ですから、今後はやっぱり間に入って市がやるべきことというのはたくさんあると思います。私たちも正直言って、祈願祭にご案内もありませんので、何もお会いできていませんので、どこに何を伝えていいのかわかりません。だから、私たちは地域の代弁者として、市のほうにお願いするしかございませんので、そのことについては、今後、きちんとした配慮をしていただきたいと思います。お答えがあれば、何かよろしくお願ひします。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） エミュー観光牧場との関係性についてという趣旨でのご質問だったと思います。

お話にありました安全祈願祭につきましては、開催準備の際に大変お悩みでありまして、特に新型コロナ禍の中で、食品を扱う会社さんでもありますし、万々が一、地元で迷惑がかかるようなことがあってはいかんとということで、熟慮に熟慮を重ねた結果、コロナ対策に最大限配慮して、できるだけ少人数で短時間で執り行う方針ということでお決めになったようございまして、恐らく4人の玉串ということは、私が市を代表してという趣旨であったろうというふうに理解しているところでございます。ある意味、時節柄を反映したもったもな考えでもあろうとも思いますし、何よりも先方主催の事業でありますので、尊重していきたいというふうに思います。

もちろん今後の前向きな点で考えれば、2月の10日に会社の役員の方々と意見交換を行ってございまして、会社さんの姿勢としては、これまで同様、地域や本市と連携して事業を進めていきたいという強い思いをお持ちでございましたので、そのことをご報告をさせていただきます。

また、市としても、今後につきましても、地元と会社側との間に立ちながら、調和のとれた地域の発展につながる連携を促進していきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。いずれにしましても、企業と地元がやっぱり共存共栄になると。お互いによかったねという形でいていただきたいと思いますので、細かい点でございませうけども、もっとやっぱり気遣いが必要だと

思うんですね。ちょっともう目の前で、飼育員の方でも、今度新しく来た飼育員でございます。どうぞよろしくって、簡単なことじゃないですか。

それと、わざわざ環境、水質の問題で協定を結んでいると。来られたときに、ちょっとその地区長でも、市長さんでも挨拶に行けばいいことだと思いますよ。そういうことを皆さんが配慮して、やっぱりご案内するとか、そういうのがやっぱり市の役割だと思いますので、今後は、やはり地元からこういった形で苦情じゃないと思いますけど、思いがやっぱりあるようじゃ困ると思います。

それと、やはりレストランの問題とか雇用の問題というのも皆さん期待されていることですから、今、コロナ禍だから仕方ない面もございますが、やはり随時計画的にそういうのを示していただきたいと思います。よろしくお願ひしときます。

それでは、次に、国の新型コロナウイルス対策として交付された地方創生臨時交付金の菊池市での使い道についてお尋ねをいたします。

この件につきましては、午前中、福島議員より質問がありましたので、重なる点があると思われませんが、よろしくお願ひいたします。

私はこれまで、新型コロナウイルス感染拡大による影響に対して、市独自の支援事業をスピード感を持ってやってほしい、緊急性のないものはコロナ対応に回してほしいと申し上げてきました。当初は他の自治体に比べて対応が遅い、対策が足りないと市民からも不満の声が届いておりました。

今回は、国の新型コロナウイルス対策の財源として自治体に交付される地方創生臨時交付金の菊池市での使い道について、市民からの問合せもありますので、確認も含めお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 政策企画部長、後藤啓太郎君。

[登壇]

○政策企画部長（後藤啓太郎君） 地方創生臨時交付金の菊池市での使い道についてということで、菊池市に交付されている臨時交付金の総額と、交付金をどのような事業に使っているかということについてお答えさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として交付される交付限度額においては、国の第1次補正分が令和2年5月1日付で通知され、本市の地方単独事業分の交付限度額は2億1,639万9,000円とされました。

また、第2次補正分については、令和2年6月24日付で通知があり、本市の交付限度額は、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分として1億8,481万4,000円、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等への対応分4億8,954万8,000円、合計6億7,436万2,000円であり、第1次補正、第2次補正を合わせまして、地方単独事業分の交付限度額は8億9,076万

1, 000円となっています。

この交付金の対象事業は、新型コロナ感染症への対応として、感染拡大の影響を受けた地域経済や住民の生活を支援するための事業などとされており、本市においても新型コロナウイルス感染症の対策として、早急な対応が必要な事業に活用しているところです。

今回上程している補正予算までの地方単独事業で、事業費が2, 000万円以上のものについて、金額が多い順に、「遠隔・オンライン学習の環境整備事業～GIGAスクール構想への支援～」としまして2億2, 371万6, 000円、「プレミアム付き商品券事業」が2億949万9, 000円、「防災倉庫整備事業」が1億2, 598万7, 000円、「新型コロナウイルス対策融資資金利子補給及び基金事業」が1億1, 835万4, 000円、「子育て世帯支援活用事業」が6, 644万8, 000円、「飲食店支援事業」が6, 480万1, 000円、「小規模事業者持続化補助事業」が3, 155万9, 000円、「飲食事業継続支援事業」が3, 140万円、「小規模事業者等共同事業持続化補助事業」が2, 500万円、「新型コロナウイルス感染症安全対策強化補助事業」が2, 402万円、「宿泊助成事業」が2, 259万4, 000円、「行政事務デジタル化事業」が2, 075万8, 000円となっています。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

私としては、福島議員もおっしゃったように、防災備蓄倉庫が、とにかく市民から言わせてもらおうと、不満の声が上がっております。改めて、この防災倉庫についてお聞きしたいと思いますけど、学校跡地の活用とか、民間企業のコロナ関係なんかはほとんど山鹿に行ってしまいましたので、空き店舗もございます。先ほど荒木議員がRDFの場所もあるじゃないかと。代替案も含めて提案もありましたけれども、なぜ1億2, 000万円もかけて防災倉庫に至ったのかということを含めて、これまでの経緯をちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 防災倉庫に至った経緯ということで、当初から言いますと、今現在ある防災倉庫でございますけども、旧人工シメジ茸施設として、昭和60年に建設された建物でありまして、そこに使用した経緯としましては、熊本地震の後、支援物資等の保管に必要ということで、そこに、今現在、保管しているところでご

ざいます。

この防災倉庫が特定最大規模浸水想定区域内に位置しているため、令和2年の7月豪雨の教訓からも、移設に対して差し迫ったニーズがあったというところでしております。

防災備蓄倉庫を菊池総合体育館南側駐車場に移設するといったことで、有事の際には、大型トラックによる物資の受入れが容易に行われる立地条件であることや、道路を寸断された場合などには、ヘリコプターなどの空輸による輸送も可能となるものであり、安全で効率的な物資の受入れと供給が行われるものと考えております。

それから、先ほど福島議員のほうにも申しましたように、今後の備蓄倉庫におきましては、衛生面を大切にするとところもありまして、防疫の面も含めて、今回、建設に至ったところでございます。

以上、お答えします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。

やはり限られた予算というのは優先順位があると思うんですよ。菊池市の温泉街も含めて、いろんな企業も、中小企業も含めて非常にやはりこのコロナの影響が出ております。私も先般のコロナ対策については、ゴルフ場とか、そういうのがちょうど売上げが下がった、ある面ではぎりぎりなものですから、何の補填もないと。そういうことも含めて、やっぱり少なくなったその影響でも、長くなればそれは大変な影響が出ているわけですね。そういうことを加味して、ある面では、特にゴルフ場というのは、ゴルフ利用税でこれまでたくさん市のほうに貢献をいただいておりますので、そういうことも含めて、やっぱりそういうのをやっていただきたいということはございます。

先日、2月の26日の新聞には、阿蘇は第2弾で、こういう宿泊費の半額補助なんかも打っておられます。

市長にちょっとお尋ねしますが、今後、こういうことをやる、こういう第2弾というか、そういうのをやる計画はあるのであれば、お答えをいただきたいと思ます。

○議長（大賀慶一君） 市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 国のほうから第3次補正予算として、本市の地方単独事業分の交付限度額3億3,773万8,000円を通知頂いているところであります。

今後の使い道はというご質問でありますけども、今回は骨格予算でありますので、

私の今の認識ということで申し上げますと、今後については、この交付金の趣旨にのっとりまして、また、各種団体等からの要望等も踏まえて、感染拡大の防止であるとか、あるいは地域経済の回復と活性化に役立つこと、あるいは市民生活の支援、あるいは新しい生活様式への対応などにつきまして、時期を逸することのないよう適切な対策を取ることが重要であるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大賀慶一君） 木下雄二君。

[登壇]

○19番（木下雄二君） ありがとうございます。いずれにしましても、市民の声をしっかり聞いていただいて、対応していただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（大賀慶一君） これで、木下雄二君の質問を終わります。

以上で、一般質問は終わります。

ここで、10分間休憩します。

○

休憩 午後3時15分

開議 午後3時21分

○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

日程第2 議案第35号から議案第38号まで一括上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第2、議案第35号から議案第38号までの4案件を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、江頭実君。

[登壇]

○市長（江頭 実君） 先ほどまでの一般質問、大変お疲れさまでございました。

それでは、ただいま上程されました追加議案につきましてご説明申し上げます。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

議案第35号は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う、菊池市国民健康保険条例の一部改正、議案第36号、令和2年度一般会計補正予算（第16号）及び議案第37号、令和3年度一般会計補正予算（第1号）につきましては、四季の里旭志の指定管理者の指定に伴う、債務負担行為の設定、及び令和3年度の指定管理委託料の増額、議案第38号、公の施設指定管理者の指定につきましては、

地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、内容の詳細につきましては、この後、総務部長が説明をいたしますので、慎重ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） それでは、追加提案いたします議案第35号から議案第38号につきまして、説明いたします。

追加議案書の1ページをお願いいたします。

議案第35号、菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、条例を改正するもので、公布の日から施行し、令和3年2月13日から適用することとしております。

本議案につきましては、法の施行が令和3年2月13日付で施行されたことに伴い、当初議案に間に合わせることはできなかつたものでございます。

続きまして、議案第36号、37号、38号の3議案につきましては、いずれも四季の里旭志の指定管理者の指定に伴う関連議案でございますので、説明の都合上、最初に議案第38号の説明をさせていただき、その後、議案第36号及び議案第37号の説明をさせていただきたく思いますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、追加議案書の17ページをお願いいたします。

議案第38号、公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法の規定により、四季の里旭志の指定管理者の指定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

本議案のこれまでの経緯としましては、第1回目の公募を令和2年9月25日から10月14日までの20日間行いましたが、現指定管理者を含め、事業者からの申請がありませんでした。

次に、指定管理委託料の基準価格を、年間およそ190万円引き上げた年間1,989万円で、令和3年1月15日から2月15日までの1か月間、第2回目の公募を行いましたが、要件を満たす申請がございませんでした。

そこで、現指定管理者である祐和会、及び第2回目の公募の際に、応募申請の意思は示されたものの、応募の要件を満たしていなかった株式会社シェルパ、こちらは登山・アウトドアショップを熊本市を中心に経営されております企業でございます。この2社に対して聞き取りを行いましたところ、いずれの事業者からも、大浴場の運営業務において、利益を上げることが非常に困難であることが見込まれ、大

浴場の運営を休止する条件であるならば、指定管理者としての申請が検討可能である旨の回答をいただいたところでございます。

市としましては、過去2回の公募の結果や、これら事業者の意見聴取を踏まえて、検討に検討を重ねた結果、4月からの指定管理運営に向けては、大浴場の運営を一時休止せざるを得ないという結論に至りました。

次に、大浴場の運営を一時休止する条件で、公募を行う場合、令和3年4月からの指定管理業務開始に間に合うかどうかについての検討を行いました。各種必要な手続に係る日程などを総合的に考量しますと、公募を行うことにより、4月1日からの業務開始が非常に困難となり、4月から数か月間、四季の里を閉館せざるを得なくなることが懸念されました。

そこで、これまで2回の公募に対する申請がなかった状況を踏まえ、本市指定管理者の指定の手続に関する条例第6条第3項の「選定を行おうとする団体等と協議し、申請書類の提出を求め、条例の選定基準に照らし、総合的に判断する」という規定に基づき、現指定管理者であります祐和会、及び申請に前向きな姿勢を示されておりました株式会社シェルパの2社に対し、新条件での仕様書を提示し、協議を行いました。

その後、株式会社シェルパから申請があり、庁内において、事業計画書に基づき、施設利用者の利便性・提供されるサービスの内容・費用対効果などを総合的に評価・採点しました結果、株式会社シェルパを指定管理候補者として選定したものでございます。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

議案第36号、令和2年度一般会計補正予算（第16号）でございます。

今回の補正は、公の施設の指定管理者の指定に係る債務負担行為を設定するものであり、予算の総額に増減はございません。

6ページをお願いいたします。

第1表、債務負担行為補正でございます。

指定管理の期間でございます、令和3年度から令和5年度までの3年間の指定管理委託料について、債務負担行為を設定するものでございまして、限度額は3,450万円となっております。

なお、年次別内訳は、記載のとおりでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

議案第37号、令和3年度一般会計補正予算（第1号）でございます。

開けていただき、11ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額に1,150万円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ262億5,850万円とするものでございます。

まず、歳入について、事項別明細によりご説明いたします。

15ページをお願いいたします。

1枠目の目6商工使用料183万8,000円の増額は、四季の里旭志に係る行政財産使用料の増額でございます。

2枠目の目1財政調整基金繰入金につきましては、補正予算の財源調整でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

同じく、15ページ、3枠目の目4観光費1,150万円の増額は、四季の里旭志の指定管理委託料の増額でございます。

以上、議案第35号から議案第38号までの説明とさせていただきます。

○議長（大賀慶一君） 以上で議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

水上隆光議員。

[登壇]

○8番（水上隆光君） 皆さん、こんにちは。それでは、議案第37号、令和3年度菊池市一般会計補正予算（第1号）、四季の里旭志関連のことに質疑をさせていただきます。

追加議案15ページ、上段の行政財産使用料、四季の里旭志使用料183万8,000円とありますけれども、それでは、令和2年度の指定管理委託料は幾らぐらいでございますか、お尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 経済部長、清水登君。

[登壇]

○経済部長（清水 登君） それでは、ただいまの水上議員のご質問にお答えいたします。

これまで、令和2年度の指定管理料は1,818万円でございます。

以上、お答えいたします。

失礼いたしました。ただいま金額のほうを1,818万円と申したところでございますが、正しくは1,801万8,000円でございます。おわびして、訂正いたします。

○議長（大賀慶一君） ほかにありませんか。

荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 議案第37号、一般会計の補正予算について、ちょっとお尋ねしたいんですが、確認ですけど、一般会計補正予算というのは、まだ議決していませんよね。今、上程中です。我々議会のほうにさじは投げられている。それを勝手に追加することってというのは、自治法上、大丈夫ということですか。本来、予算が確定しているのに、それに補正を上げてくるというなら分かります。ただ、まだこちらが確定していない。通るか通らんかは分からない。その状態でまた新しいのを上げてくるというのは問題ないのか、その確認です。

○議長（大賀慶一君） 総務部長、上田敏雄君。

[登壇]

○総務部長（上田敏雄君） 荒木議員のご質疑にお答えいたします。

行政事務実例によりますと、補正されるべき当初予算が成立していない段階においても、これを補正する補正予算の提出は可能であるということでありますので、お答えしておきます。

○議長（大賀慶一君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、委員会付託を行います。

議案第35号は、福祉厚生常任委員会に付託します。

議案第36号及び議案第37号は、予算決算常任委員会に付託します。

議案第38号は、経済建設常任委員会に付託します。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の会議は、3月19日の午前10時から開きます。議案等の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。

○
散会 午後3時35分

第 6 号

3 月 1 9 日

令和3年第1回菊池市議会定例会

議事日程 第6号

令和3年3月19日（金曜日）午前10時開議

- 第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 第2 議会改革検討特別委員会の中間報告・質疑
- 第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○

追加議事日程（第6号の追加1）

- 第1 議員提出議案第1号 菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
上程・説明・質疑・討論・採決

○

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決
- 日程第2 議会改革検討特別委員会の中間報告・質疑
- 日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 追加日程第1 議員提出議案第1号 菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定
について
上程・説明・質疑・討論・採決

○

出席議員（20名）

- 1番 田中教之君
- 2番 福島英徳君
- 3番 緒方哲郎君
- 4番 後藤英夫君
- 5番 平直樹君
- 6番 東奈津子さん
- 7番 坂本道博君
- 8番 水上隆光君
- 9番 猿渡美智子さん
- 10番 松岡讓君
- 11番 荒木崇之君

12番	柁原賢一君
13番	工藤圭一郎君
14番	城典臣君
15番	大賀慶一君
16番	水上彰澄君
17番	二ノ文伸元君
18番	泉田栄一郎君
19番	木下雄二君
20番	山瀬義也君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	江頭実君
副市長	芳野勇一郎君
政策企画部長	後藤啓太郎君
総務部長	上田敏雄君
市民環境部長	笹本義臣君
健康福祉部長	渡邊弘子さん
経済部長	清水登君
建設部長	中村喜範君
経済部次長	本田憲仁君
七城支所長	倉原安浩君
旭志支所長	竹村秀一君
泗水支所長	水上孝道君
財政課長	山田哲二君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	開田智浩君
教育長	渡邊和博君
教育部長	木下徳幸君
農業委員会事務局長	泉大助君
水道局長	安武邦男君
監査委員事務局長	山口浩一郎君

新型コロナウイルス感染症対策のため別室で待機していた者

市長公室長 松原憲一君

○

事務局職員出席者

事務局長 歌岡憲一君

事務局課長 中尾孝浩君

課長補佐 古田浩敏君

議会係長 笹本聖一君

議会係 吉岡結加里さん

○議長（大賀慶一君） 全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

○

午前10時00分 開議

○議長（大賀慶一君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 各常任委員長報告（報告書は、巻末251～269頁参照）・質疑・討論・採決

○議長（大賀慶一君） 日程第1、去る2月26日及び3月3日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第3号から議案第38号まで、及び請願第1号の37案件について、各常任委員長から審査結果の報告がっておりますので、これを一括して議題といたします。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず初めに、総務文教常任委員長、平直樹君。

[登壇]

○総務文教常任委員長（平 直樹君） 皆様、おはようございます。

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案3件、議決案2件、請願1件の6案件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告いたします。

まず、議案第3号については、執行部より、本案は、懇談会の目的である市民参画と共同のまちづくりについて、総合計画策定審議会に引き継ぐことに伴い、本条例を廃止するものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第4号については、執行部より、本案は、本庁舎支所庁舎等の整備に関する事業計画策定の完了に伴い、本条例を廃止するものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第5号については、執行部より、本案は、菊池市の未来を考える懇談会条例及び菊池市庁舎等整備市民検討委員会条例の廃止に伴い、条例の一部改正を行うものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第33号及び議案第34号については、執行部より、本案は、財産の譲渡に当たっては、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を

経る必要があり、上程を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員からの議案第33号と議案第34号の土地については、面積で約4倍の差があるが、金額は約2倍の差である。これはどういう設定になっているのかとの質疑に対し、執行部からは、土地が広いことにより、道路の延長が長くなることなどの開発費用が高額となり、その金額を差し引いた金額となるため、土地の面積の狭いほうが単価は高くなっているとの答弁がありました。

また、委員からの戸建て住宅とのことだが、何棟くらいになるのかとの質疑に対し、執行部からは、議案第33号が49区画、議案第34号が7区画を予定してあると業者から伺っているとの答弁がありました。

次に、請願第1号について、紹介議員の説明を求め質疑を行いました。

紹介議員より、本請願は、国において35人学級が小学校において実現するとなり、このことは評価するとした上で、一刻も早く中学校を含めて35人学級とすること。さらに、20人程度の少人数学級へと進んでいくことを大きな方向として要望するものであり、すぐに20人学級を求めているものではないとの説明があり、質疑を行いました。

委員からの20人学級というのは、1クラスの人数を20人程度にするという趣旨であれば、そのとおりであると思う。そういう趣旨であれば表現を変えるほうが誤解を招かないのではないかと。望んでいるのが1クラス20人規模なのかとの質疑に対し、紹介議員からは、請願の趣旨としては、まずは35人から30人を目指しながら、最終的には20人程度の規模を目指すものであると答弁がありました。

また、委員からは、この請願については、国に対して意見書を含んでいるので、慎重に扱う必要があるとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第33号及び議案第34号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました請願第1号については、委員より、新型コロナ感染から子どもたちを守るために、また誰もが安心して過ごせる学校にするためにも、学級規模の縮小は喫緊の課題である。早急に全小中学校の少人数学級を進めるべきという願意に対しては、全く同感で賛成したい気持ちは大いにある。しかしながら、20人学級を展望したいということは、20人学級という行政用語と、紹介議員から伺った願意と大分ずれがあるように感じた。願意と意見書案が一致するような内容に修正していただき、次の議会で再提出をお願いしたいという気持ちで反対するといった反対討論がありました。

採決の結果、請願第1号については、反対多数により不採択すべきものと決定し

ました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、総務文教常任委員長報告とします。

○議長（大賀慶一君） 次に、福祉厚生常任委員長、坂本道博君。

[登壇]

○福祉厚生常任委員長（坂本道博君） おはようございます。

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案10件です。

2日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

まず、議案第6号については、執行部より、市の債権の管理に関する事務処理の適正化を図るに当たり、条例を改正するものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第7号及び議案第8号については、執行部より、令和3年度から本市全域が菊池環境保全組合に加入し、家庭ごみの処理が開始されることに伴い、それぞれ条例を改正及び廃止するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員からの新環境工場への紙おむつ搬入についてはどうなるのかとの質疑に対し、執行部からは、新しい施設の処理能力等を組合及び構成市町で協議し搬入することとなったとの答弁がありました。

次に、議案第9号については、執行部より、厚生労働省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員からの自治体によって研修内容が異なるのかとの質疑に対し、執行部より、国の実施要綱で研修内容が定めているので違いはないとの答弁がありました。

次に、議案第10号については、執行部より、介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例を改正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、保険料が下がったのは、余剰金が多かったということかとの質疑に対し、執行部より、今回の保険料が下がったのは、基金の取崩しと認定者数、認定率が下がったこと、グループホームの整備ができなかったこと、コロナによる介護サービスの利用控えなどにより給付費の減につながったとの答弁がありました。

次に、議案第11号から議案第14号までについては、執行部より、厚生労働省令である指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、それぞれの条例を改正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、個別の改正は、人員の基準等で介護職員不足への対策となっているが、配置基準が緩和されれば、今いる職員の負担が増えるのではないかとの質疑に対し、

執行部より、人員基準については、「支障がなければ」という文言が入っているとの答弁がありました。

さらに委員より、今後事業所からも問合せがあると思うが、共通認識のマニュアルはあるのかとの質疑に対し、執行部より、事業所に迷惑がかからないようにしたいとの答弁がありました。

次に、議案第35号については、執行部より、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、条例を改正するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員より、これは変異株には対応しないのかとの質疑に対し、執行部より、国からの通知で、変異株によるものは従来より含まれているとあるので対応するとの答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第6号から議案第10号と議案第14号及び議案第35号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案第11号及び議案第12号については、委員より、職員配置基準や運営基準の緩和により、介護現場での人手不足を一層深刻にするものであるため反対であるといった反対討論がありました。また、委員より、コロナ禍で介護の利用控えも発生している中で、大事な条例改正であるといった賛成討論がありました。

採決の結果、議案第11号及び議案第12号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第13号については、委員より、軽度の高齢者に必要なサービスを受けられなくなり、重症化につながるおそれがあるため反対であるとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第13号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。福祉厚生常任委員長報告とします。

○議長（大賀慶一君） 次に、経済建設常任委員長、後藤英夫君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（後藤英夫君） 改めまして、おはようございます。

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案5件、議決案1件の6案件です。

現地視察を踏まえ3日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果につ

いて報告します。

初めに、議案第15号については、執行部より、本案は、菊池市新型コロナウイルス対策農業支援資金基金を設置するに当たり、地方自治法の規定により、条例を制定する必要があるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第16号については、まず、執行部より、菊池市交流促進センター・通称龍龍館の改修工事が完了した平成27年度末に、速やかに条例改正を行うべきであったが、長期間対応できていなかったことに関して、適切ではなく、心から反省している。今後はこのようなことがないよう、職員一同が身を引き締め、日頃から適切な対応を心がけながら取り組んでいく所存であり、大変申し訳なかったとおわびがありました。続けて、本案は、平成27年度に実施した菊池市交流促進センター改修工事に伴い、菊池市交流促進センター条例の一部を改正する必要がある、条例改正を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、議案では、シャワー室を150円としているが、今まで徴収していたのかとの質疑に対し、執行部から、これまで利用料金は発生していないとの答弁がありました。

さらに、委員から、無料で貸出しをしていたということかとの質疑に対し、執行部からは、料金設定をしていなかったため、そのまま貸し出していたとの答弁がありました。

また、委員から、議案では、和室1室につき1時間500円の利用料金としているが、宿泊もできるのかとの質疑に対し、執行部からは、今回の条例改正で開館時間を午後6時までとしているため、宿泊については考えていないとの答弁がありました。

次に、議案第17号については、執行部より、本案は、菊池市新型コロナウイルス感染症関係融資利子補給基金を設置するに当たり、地方自治法の規定により、条例を制定する必要があるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第18号については、執行部より、本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する必要がある、条例改正を行うものであるとの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第19号については、執行部より、本案は、浄化槽法の一部改正に伴い、菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する必要がある、条例改正を行うものであると説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第38号については、執行部より、本案は、公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法の規定により、議会の承認を得る必要があるとの説明が

あり、質疑を行いました。

委員から、四季の里は、設立当初、旭志村の福利厚生施設との意味合いもあったと思うが、途中、いろいろあって温泉ではなくなった。今回、大浴場の運営はしないとのことだが、貸切風呂はどうするのかとの質疑に対し、執行部からは、キャンプの方などへのシャワー室として利用していくとの答弁がありました。

さらに、委員から、施設と貸切風呂は、シェルパさんが受けるとのことだが、大浴場は受ける者がいないことも事実であり、きちんと旭志地区の住民に対して説明を行っていく必要があるのではないかと質疑に対し、執行部からは、地域の方々には丁寧な説明を行っていきたいとの答弁がありました。

議員間討議では、議案第16号について、郷土料理提供コーナーと特産品展示販売所については、本来、2年もらえるところが、条例改正がなされていなかったがために滞っている。こうしたことが委員会で説明もないままに今に至っているとの意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第15号、議案第17号から議案第19号及び議案第38号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案第16号については、委員より、今、頑張っているモフさんがきちんと頑張っていけるように、またこの条例に沿って安心して頑張っていけるようにしてほしいといった賛成討論がありました。

採決の結果、議案第16号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（大賀慶一君） 次に、予算決算常任委員長、松岡讓君。

[登壇]

○予算決算常任委員長（松岡 讓君） おはようございます。

本定例会で予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第20号から議案第32号、議案第36号及び議案第37号の15議案です。

2月26日、3月3日及び16日に予算決算常任委員会を、3月5日、8日から10日に予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

なお、報告書はお手元に配付しておりますが、本日の報告については、網かけ部分を抜粋して報告いたします。

委員会の会議録につきましては、全文記載された報告書を掲載いたします。

初めに、議案第20号については、そのほとんどが事業実績または見込額の確定による減額補正であり、そのうち主なものを申し上げます。

まず、執行部より、学校管理費の小学校営繕工事4,491万9,000円の増額補正及び中学校営繕工事6,725万9,000円の増額補正については、国の令和2年度第3次補正予算の対象事業であり、コロナ禍における有事の際に使用する、避難所指定を受けている各小中学校体育館の和式トイレの洋式化及びドライ化を行うものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員からの現在の小中学校体育館のトイレの状況と、今後の改修内容はどうかとの質疑に対し、執行部からは、今回改修については、国から学校施設における防災機能強化への協力について通知があり、避難所指定を受けている体育館のトイレを洋式化やドライ化するものであるとの答弁がありました。

次に、委員からの障がい児通所給付費等支援事業は増額補正だが、その理由はどの質疑に対し、執行部からは、利用人員は横ばいだが、身近な場所にある事業所が増え、今まで利用したくてもできなかった状況から、1人当たりの利用日数が増えている状況に変わったためであるとの答弁がありました。

次に、議案第27号中、その主なものを申し上げます。

合併特例事業債について、委員からの合併特例事業債の額はどれぐらい残っているのか。また、あと何年残っているのかとの質疑に対し、執行部からは、令和2年8月現在で、合併特例事業債の発行限度額が213億円、発行可能な残額は12億円である。事業実施は令和6年度までとなっているとの答弁がありました。

さらに、委員からの合併特例事業債は、残りの全額を使う計画になっているのかとの質疑に対し、執行部からは、合併特例事業債については、新市建設計画に基づいて行っており、庁舎整備事業をもって全事業が終了する計画で行ってきた。令和2年8月以降についても、発行可能残額12億円のうち3億円程度を七城支所の庁舎整備費用に充てることにしており、残りの9億円についても、新市建設計画に基づく道路整備事業などに有利な財源として振り替えて、限度額まで活用することになっているとの答弁がありました。

次に、生きがづくり促進事業について、委員からの金婚式の予算は昨年度分も計上されているのか。式典について、今年度実施できなかった方は令和3年度対象の方と一緒にを行うのかとの質疑に対し、執行部からは、令和2年度対象の方にはお祝いを贈ったので、令和3年度予算については令和3年度の対象者の分のみを計上している。昨年度対象者向けの式典については、コロナの状況を考えながら、検討していきたいとの答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業について、委員から、コールセンター委託料が計上してあるが、委託先はどこか。地元から雇用するのかとの質疑に対し、執行部からは、委託先は、福岡県のヒト・コミュニケーションズという会社であり、対応スタッフは地元から雇用されているとの答弁がありました。

さらに、委員からのいつまでの契約かとの質疑に対し、執行部からは、予算は1年分を計上しているとの答弁がありました。

次に、執行部より、畜産業費の家畜導入事業1，200万円については、市単独の事業で、優良な肉用牛及び乳用牛の導入により、畜産経営基盤の安定を図るもので、家畜導入事業補助金として1頭当たり5万円を上限として市が補助するものであるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、家畜導入事業の予算は、この数年変わっていないが、本市の基幹産業は農業であり、そのメインは畜産である。伸びている分野であるので、増額等は考えていないのかとの質疑に対し、執行部からは、畜産は、菊池市の農業における重要な産業であるが、財政等の問題もあり、ご理解いただきたいとの答弁がありました。

次に、執行部より、商工総務費の市まつり事業2，075万5，000円については、市まつり実行委員会等への委託料と補助金等であり、まつりの開催については新型コロナウイルスの状況により不確定な面もあるが、実施を前提とした予算を計上しているとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、コロナ禍においては、感染拡大防止もしなければならない一方で、市を元気にしていかなければならないといった中で、どういった点に留意しながら、まつりができるよう進めているのかとの質疑に対し、執行部からは、県のイベント開催基準等があるので、それを守った範囲で行うよう、各実行委員会と話を進めているとの答弁がありました。

次に、執行部より、公園費の公園管理経費6，061万8，000円については、主なものとして、公園の樹木管理、除草作業等であるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、公園管理は経費もかかるので、業者委託ではなく、地域に任せるなどできないのかとの質疑に対し、執行部からは、将来的には地域で管理していただくことが理想と思うが、現状では受け手がなく難しい状況にある。パークPFIという公園を企業や組合が管理するといった取組もあるため、民間活用も含めて検討を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第30号については、執行部より、介護保険事業について、当初予算は前年度に比べて給付費を多く見積もったため、約9，000万円以上の増額であ

るなどの説明があり、質疑を行いました。

委員から、任意事業費のケアプランチェック員報酬について、どのような内容か。また人数を教えてくださいとの質疑に対し、執行部からは、会計年度任用職員1人である。また、内容は介護給付の適正化で、ケアプランをチェックして、適正なプランかどうか、また、プランの間違いなどもチェックを行うものであるとの答弁がありました。

次に、議案第36号については、執行部より、四季の里旭志の指定管理委託にかかる債務負担の追加であり、期間は令和3年度から令和5年度までの3年間、債務負担の限度額は3,450万円であるとの説明があり、質疑を行いました。

委員から、年間の指定管理料が下がっている理由は何かとの質疑があり、執行部からは、大浴場の運営にかかる経費、及び旭志地区を巡回し利用者を輸送していたバスの経費を減額したものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、指定管理に動物広場の管理は含まれているのかとの質疑があり、執行部からは、そのとおりであるとの答弁がありました。

また、委員から、プール機械管理委託料が積算されているが、プールは使用されるのかとの質疑があり、執行部からは、指定管理者に指定しようとする団体が夏場については活用したいとのことであったとの答弁がありました。

議員間討議では、令和2年度までは補助教員で、令和3年度が学校支援員ということだが、従来の補助教員の方々に理解を得られているのか。唐突に決められて55人が42人となり、13人の方が職を失ったと感じている。理解を得られて納得されているのかどうか気になる。補助教員配置事業は、菊池市はほかの自治体に先駆けて実施されている。毎年多額の費用を費やしてきた事業である。学校の先生からは、とてもありがたいという話を聞いている。特別な支援が必要な子どもたちが増えている現状では、減らしていいのだろうかというのは疑問である。今回人数が減らされたことは残念であるが、現場の要望があれば予算等を含めて見直していくという話があったので、この1年間現場がどう受け取っているのか、しっかりと声を聞いていただきたい。

児童福祉費の予算が同じである。今年はこれに力を入れるというように、子育てについての予算を戦略的にまとめ、メリ張りのある予算を組むべき。

ワクチン接種については、安全に実施してほしい。市は国に情報公開をしっかりとやってほしい。分科会として、意見を集約したほうがいいのではないかと。

健康推進課のアプリや市民課のコンビニ交付の費用対効果をしっかりと検証すべき。どのように人件費を削減する効果があったのか、市民の健康状態がどのように改善したかを引き続き検証してほしい。

環境課の地下水の調査について、簡易水道を求める区長の申出を重くみてほしい。他の地域と同じ条件にしてほしい。加入希望者が少ない現状を引き続き委員会で調査すべき。特に数値が高い地域があるので、抜本的に水道行政を変えるべきとの意見もありました。

また、新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種事業について、福祉厚生分科会より次の3点の提言がありました。

①執行部は、国からのワクチン接種の進捗状況を随時確認し、正確な情報を適宜市民へ提供すること。

②執行部は、ワクチン接種を円滑に進めるために、交通手段のない高齢者や障がい者などで接種会場へ訪れるのが困難な方へのきめ細やかな配慮と支援を行うこと。

③執行部は、関係機関と十分に協議の上、接種体制を整えて、接種時の感染症対策をきちんと行い、ワクチン接種を安全に実施すること。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。

なお、執行部に対する総括提言はありませんでした。

次に、各分科会長に対する質疑を行いました。

委員より、令和3年度の一般会計本予算が可決しないままに、補正案が出されているが、イレギュラーなやり方と思う。そのやり方についてどのような審査が分科会でなされたのか。例えば本予算が否決になるなら、本予算を否決して補正だけを可決することはあり得ない。そのあたりの説明もあったと思うがとの質疑があり、経済建設分科会長より、分科会の中ではそのような質疑はあっていないとの答弁がありました。

また、委員より、公園管理経費について、花房公園の進捗状況や今後の管理について確認しているのか。将来的には地域で管理していただくことが理想であるとのことだが、そのように管理されている公園がどれだけあるか確認はされたのか。堂山展望所について、住民に対する安心安全の確認について検討はされたのかとの質疑があり、経済建設分科会長より、今現在ある公園の管理について、民間委託ができればそれにこしたことはないが、今はなかなか受け手がないという意見があった。堂山展望所の件については、分科会での質疑はあっていないとの答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第20号から議案第26号、議案第31号及び議案第32号、議案第36号及び議案第37号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案第27号については、委員より、来年度の予算に求められるのは、コロナの感染防止による市民の命と暮らしを守ること、コロナ禍で

影響を受けた様々な苦難の軽減に全力を尽くすことである。医療機関や高齢者施設へのPCR検査の実施、中小事業者への再度の直接的な支援など、市民の命と暮らしを守る予算編成が必要である。

また、委員より、学校現場における補助教員の減員は、コロナ禍の状況で心身ともに不安定な状況の児童生徒の配慮に影響を及ぼすと考えられる。家庭においても児童生徒を取り巻く保護者の経済状態も厳しい状態にあり、児童生徒の見守りが学校全体で必要なときである。そのようなことから、配置人員の減員及び予算の減額には反対するといった反対討論がありました。

次に、議案第28号については、委員より、ここ数年保険料が据え置かれていることは評価するが、市民の国保税の負担感は大変重い状況である。基金の活用や法定外の繰入れも行って、コロナ禍の今こそ引下げを行うべきであるといった反対討論がありました。

次に、議案第29号については、委員より、本制度は高齢者を年齢で差別し、給付の抑制や本人負担を増やす問題の制度である。保険料が払えずに滞納となっている件数が177件にも上っており、その影響はさらに深刻にならざるを得ないといった反対討論がありました。

次に、議案第30号については、委員より、第8期において保険料が引下げとなることは評価する。しかし、引下げが行われたものの、まだまだ高過ぎる。今回さらに増額になった基金も活用し、さらなる引下げを求めるといった反対討論がありました。

採決の結果、議案第27号から議案第30号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます、予算決算常任委員長の報告とします。

○議長（大賀慶一君） 次に、議案第27号については、二ノ文伸元君から、会議規則第108条第2項の規定によって、少数意見の報告書が提出されています。

お手元に配付いたしましたので、その報告を省略することにいたします。

以上で、各常任委員長報告及び少数意見の報告を終わります。

ここで、換気等のため10分間休憩いたします。

○
休憩 午前10時39分
開議 午前10時46分
○

○議長（大賀慶一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの各常任委員長報告及び少数意見の報告に対して質疑を行います。なお、質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 経済建設常任委員長にお尋ねします。

議案第19号、菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定について、質疑します。

この条例については、委員会では特段質疑もなく可決されていますが、新旧対照表を見比べてみますと、題名が改正されています。もちろん中身も改正されています。そのような場合、通常であれば、条例を改廃し、新たに新条例を上程されると思いますが、何をもって、特段質疑もなく可決されたのか、お尋ねいたします。

○議長（大賀慶一君） 経済建設常任委員長、後藤英夫君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（後藤英夫君） 執行部から国の浄化槽法の一部改正に伴う、名称及び用語自体の改正であるという説明を受けて、質疑はなく、終わりました。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 再質疑いたします。

慎重審議をして可決されていますので、もちろんのことだと思いますが、では、経済建設常任委員会としては、条例の題名が変更されていたことに気づいた上での可決ということでしょうか。

○議長（大賀慶一君） 経済建設常任委員長、後藤英夫君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（後藤英夫君） 執行部から説明があり、当委員会によって審査しましたが、質疑はありませんでした。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） すみません。再質疑のちょっと質問の私の内容は、この条例改正の題名が変更されていることに、委員会としては気づいていたのかということなので、執行部の説明とかじゃなくて、委員会として気づいていたのか、いなかったのかというのを聞いているので、そのところをお答えいただければと思います。これはまだ2回目の質問です。

○議長（大賀慶一君） 経済建設常任委員長、後藤英夫君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（後藤英夫君） 新旧対照表を見ながらの説明ですので、題名が変わっていることは、一応皆さんお気づきだったとは思いますが。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 最後の質問です。

この題名と中身が改正されているという条例は、前回の12月議会にて可決した議案第109号、菊池市公共下水道事業分担金徴収条例も、元は菊池市特定環境保全公共下水道事業分担金徴収条例という題名でした。もちろん中身も変わっております。前回の12月議会においても特に質疑もなく可決と報告されています。ではお尋ねします。題名に気づいた上で可決ということであれば、その関係法令は何に基づいているのか、お尋ねをします。

○議長（大賀慶一君） 経済建設常任委員長、後藤英夫君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（後藤英夫君） 執行部からの説明を受けて、当委員会では質疑はなかったもので、問題なかったということで判断しております。

○議長（大賀慶一君） 荒木崇之君。

[登壇]

○11番（荒木崇之君） 私が聞いているのは、題名に気づいて、ちゃんと条例を改正するのは、廃止、制定じゃなくて、全部改正のほうをとられたということなんです。それが何の法令に基づいているのか。前回も、2回目なんですよ。これ、題名が変わっているのに、中身も変わっているのに、改廃しないで上げてきたというのは2回目なんですけど、2回同じことをやっているから、何の法令に基づいてやっているんですかと。可決したんですかということをお聞きしたかったんですけど、意味は分かりますかね。お願いします。

○議長（大賀慶一君） 経済建設常任委員長、後藤英夫君。

[登壇]

○経済建設常任委員長（後藤英夫君） 執行部からの説明があり、当委員会において審査しましたが、質疑はなく、説明を国の浄化槽法の一部改正等の名称及び用語自体の変更ということで伺っております。一応そのことについて審議したところでございます。

○議長（大賀慶一君） ほかに質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから委員長報告が不採択であります、請願第1号、国の責任で「20人学級」を展開した少人数学級の前進を求める請願を除き討論を行います。

議案第3号から議案第38号までの36議案について、討論はありませんか。

まず、議案に対する反対者の発言を許します。

東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 皆さん、おはようございます。議席番号6番、日本共産党、東奈津子です。

議案第11号から議案第13号、議案第27号から議案第30号について、反対の立場から討論を行います。

議案第11号、菊池市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、今回の条例改正が新型コロナ危機を踏まえ、感染症や災害への対応強化が増える一方で、職員配置基準や運営基準の緩和が盛り込まれており、介護現場の人手不足を一層深刻にするものであると言わざるを得ません。

この改正をめぐっては、日本看護協会の理事からは、事実上、減らされるということ、深夜帯の人員は薄くなると指摘が上がっています。また、認知症の人と家族の会の代表理事からも、国の議論があまりにも性急過ぎる。取り消していただきたい。このような訴えもあっています。

このように、職員の負担を増やし、介護人材の確保が一層困難となる改正には反対であります。

次に、議案第12号、菊池市地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、議案第11号と同じであります。

次に、議案第13号、菊池市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、本条例の改正が軽度の高齢者に必要なサービスを利用できなくなるおそれがあり、早期に適切な支援が受けられなくなり、重症化を招く事態を広げる危険があるからであります。

条例が改正されれば、介護職員らが在宅を訪問する中で、掃除や調理など、直接

身体に触れない生活援助の利用が制限されます。現在、生活援助の多数回の利用の例として、ひとり暮らしで認知の症状がある方が、薬の服用の管理が必要な場合が挙げられますが、このような生活援助に回数制限で給付を取り上げれば、在宅での生活が立ち行かなくなり、重症化を招きかねません。

このように、軽度者を切り捨ての改正には反対であります。

次に、議案第27号、令和3年度菊池市一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

来年度の予算に求められるのは、コロナの感染防止による市民の命と暮らしを守ること、コロナ禍で影響を受けた様々な苦難の軽減に全力を尽くすことです。その点に照らせば、ワクチン接種や感染予防対策施策は計上されていますが、また今年度に引き続き、保育園の副食費の第3子以降の市独自の継続など、評価できる点はありますが、全体としては、骨格予算ではあるものの、コロナ禍で市民の暮らしとなりわいを支えるものにはなっていません。

コロナ対策で言えば、感染予防の決め手と言われる、医療機関や高齢者施設へのPCR検査の実施、ぎりぎりの状態で営業を続けている中小業者への再度の直接的な支援、また、高過ぎる国民健康保険税への一般会計からの繰入れを行っての引下げなど、市民の命と暮らしを守る予算の編成が必要であります。

また、具体的な指摘として、1点目に、マイナンバー関連予算の計上についてです。

分科会での質疑でも明らかとなりましたが、菊池市においても、2月21日現在でカードの普及率は18.3%にとどまっています。多くの国民はほとんど使う機会はなく、システムのトラブルも相次ぐなど、制度の在り方そのものに対する懸念の声が絶えません。

今後、国はマイナンバーと口座との連結義務づけを狙っています。国民が求めている制度を多くの税金を投入して無理に推進するのではなく、立ち止まって見直す時期であります。

指摘の2つ目は、同和関連予算であります。

部落解放同盟への補助金は、来年度は見直しを行われておらず、今年度と同額が計上されています。決算認定でも毎回指摘していますが、部落解放同盟の財源の9割が市の補助金であり、適正な在り方とは言えません。適正な補助金に改めるべきであります。

以上のことを指摘しまして、議案第27号の反対討論とします。

次に、議案第28号、令和3年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

今年度も保険料の値上げは行われず、ここ数年、保険料が据え置かれていることは評価をします。しかし、分科会の質疑での担当課の答弁でもあったように、市民の国保税の負担感は大変重い状況であり、限界といっても言い過ぎではありません。

平成31年度の資料でも明らかなように、国保世帯の所得は、所得30万円以上100万円未満が国保世帯全体の31%であり、200万円未満になると80%を占める状況です。菊池市全体の約36%を占めるのは国保世帯です。基金の活用や法定外の繰入れも行って、コロナ禍の今こそ、引下げを行うべきであります。

以上の理由から、本議案には反対であります。

次に、議案第29号、令和3年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、本制度が高齢者を年齢で差別し、給付の抑制や本人負担を増やす問題のある制度だからであります。昨年度の決算認定でも指摘をしましたが、保険料が払えずに、滞納となっている件数が177件にも上っており、今年度から保険料の値上げも行われており、その影響はさらに深刻にならざるを得ません。

来年度の予算に直接関係しませんが、現在の通常国会には後期高齢者に窓口2割負担を導入する法案が提出されています。これまで1割だった人にとっては、負担が倍に増える計算になります。今後、75歳以上の高齢者は一定以上の収入があれば、90歳だろうが、100歳になろうが、一斉に負担が引き上げられることとなります。高齢者になるほど病気にかかりやすく、窓口負担も重くなります。新型コロナウイルス感染症で受診控えが起こっているさなかに、追い打ちをかけるような制度の改悪であります。

以上の理由から、本議案には反対であります。

次に、議案第30号、令和3年度菊池市介護保険事業特別会計について、反対の立場から討論を行います。

今定例会に上程されていますように、第8期における保険料が引下げになることは評価をいたします。しかし、分科会の議論の中でも、介護が必要な方に必要なサービスが提供されていないのではないかと意見も出されたように、今、制度の矛盾が深刻となっています。大本には国が社会保障削減路線を長年続けている中での矛盾であります。

コロナ禍でも経営が苦しくなっている事業者への救済策として、利用者の負担が引き上げられたり、今年の秋からは施設の食費負担などの利用料の引下げも狙われており、今回の予算もその国の流れをくむものであり、認められません。国の制度改悪に対しては、意見を上げると同時に、市民の負担増とならないように、市独自の措置を講じるべきであります。

また、保険料についても、引下げは行われたものの、まだまだ高過ぎます。今回、さらに増額となった基金も活用して、さらなる引下げを求めるものであります。

以上の理由から、本議案には反対であります。

○議長（大賀慶一君） ただいま、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号に対する反対討論がありました。

次に、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号についての賛成者の発言を許します。

田中教之君。

[登壇]

○1番（田中教之君） 私は、先ほどの東議員の反対討論に反論することで、賛成討論したいと思います。

まず、全体通して、国の制度及び国の国会問題、これを直接のその反対討論の根拠にする、ここは菊池市議会の場です。菊池市議会として議論を行うべきだと考えております。

そして、まず、議案第27号、一般会計当初予算ですが、マイナンバーカードについて触れられておりました。今、このコロナの中で、給付行政を的確に素早く行うには、マイナンバーカードに口座をひもづけて、もしもあったときにすぐに持つていくという、この国の方針を反対する必要はありましようか。菊池市も思い切つて進めるべきだと考えております。

そして、議案第30号、介護保険についても、職員の知恵を絞って、料金が下がったこと、そこを評価すべきじゃないでしょうか。

以上のことから、私は賛成討論といたします。

○議長（大賀慶一君） 議案第11号から議案第13号及び議案第27号から議案第30号について、ほかに討論はありませんか。

猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） おはようございます。

議案第11号、菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

今、田中議員から、国の法改正、国の方針に関わることについてというご意見もありましたが、私は介護現場を経験した者として、この件については、ぜひ言いたいと思います。

反対の理由は、特別養護老人ホーム等におけるユニットの定数について、現在の

おおむね10人以下としなければならないという基準を、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとするというように緩和したことです。

職員の配置については、昼間は1ユニットに常時1人以上、夜間は2ユニットごとに1人以上という基準があるので、ユニットの定数が増えることは、職員にとってはますますの過重負担であり、利用者にとってはサービスの低下につながります。入居者1人1人に尊厳ある個別ケアを行うというユニットケアの目的にも反しますし、職員への負荷の増大は離職にもつながりかねません。

よって、議案第11号には反対いたします。

○議長（大賀慶一君） 議案第11号から議案第13号及び議案第27号から議案第30号について、ほかに討論はありませんか。

福島英徳君。

[登壇]

○2番（福島英徳君） おはようございます。

議案第27号、令和3年度一般会計予算における補助教員配置事業の人数削減及び予算削減について、反対の立場で討論させていただきます。

菊池市では、補助教員等による学校全体の支援体制を整え、学校全体で児童生徒のサポート体制ができており、児童生徒はもちろん、学校にとっても有益であり、文教菊池の名にふさわしい取組であると言えます。

ただ、昨年からのコロナ禍において、生活環境の変化は児童生徒の心身面への影響も大きく、家庭及び学校の支援や配慮は大変だったことと容易に想像できます。コロナ感染症による緊急事態宣言、そして、その後の学校対応は、学習面だけではなく、衛生管理をはじめ生活面にまで配慮が必要であり、感染者が減少しているとはいえ、変異種も国内で発生し始めており、いまだに決して落ち着いた状況じゃないことは皆様ご存じのとおりです。

この状況が続いている中で、しかも次年度より学習指導要領が変わり、ICT機器を活用した学習など、学校教育の在り方が変わる時期に、ましてや、あってはならない懲戒免職事案で児童生徒への精神的フォロー等も支援が必要な時期に、補助教員の人員及び予算削減が実施されることは、学校はもとより、何よりも児童生徒にとって不利益になるものと考えます。

一旦削減した後に、現場からの声があれば、次の年度に見直すとの答弁もありましたが、それでは対応が後手になり、不十分ではないでしょうか。

コロナ禍で大変な状況であるからこそ、今、必要なんです。削減どころか、増員でもいいぐらいです。本当に現場の声が吸い上げられているのか疑問です。

次に、採用に関してですが、補助教員等の人数削減に関する方針決定は令和2年

4月だと聞いております。随分前に決まっていると聞いていますが、なぜ速やかに周知されなかったのか疑問です。

令和3年度からは会計年度任用職員として、補助教員から学校支援員となり、募集人員が55名から42名に13名も減らされることは、これまで補助教員として勤められた方々にとっては重大なことだと考えます。それにもかかわらず、令和3年1月にリモートで募集要項を説明されたとのことですが、減らさなければならぬ理由も曖昧で、一方的な感が拭えず、十分理解や納得は得られていないと思われる。失職される方々の気持ちを考慮すれば、早めの説明が必要であり、かつもう少し段階的に変えていくのが妥当だと考えます。

コロナ禍でもある今だからこそ、補助教員配置事業の人数削減及び予算削減に反対いたします。

○議長（大賀慶一君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） これで、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号に対する討論は終わります。

ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） これで討論を終わります。

これより議案第3号から議案第38号について採決します。

ただいま反対討論がありました議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、委員長報告が不採択でありました請願第1号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第3号から議案第10号、議案第14号から議案第26号、議案第31号から議案第38号、以上の29案件について、各常任委員長の報告は原案のとおり可決であります。

各常任委員長の報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、以上の29案件については、各常任委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号については、起立により採決します。

最初にお諮りします。議案第11号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第12号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第12号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第13号について、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第13号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、お諮りします。議案第27号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第27号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、お諮りします。議案第28号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第28号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第29号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第29号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、お諮りします。議案第30号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大賀慶一君) 起立多数です。よって、議案第30号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、委員長報告が不採択であります、請願第1号について、討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案について反対の討論をお願いします。

猿渡美智子さん。

[登壇]

○9番（猿渡美智子さん） 請願第1号、国の責任で「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願について、反対の立場から討論します。

20人学級とは、行政的には1クラスの人数が21人になったら、10人と11人の2クラスに分けるということを意味します。これを実現することは、教室の確保、教職員の確保、財政の確保、どれをとっても現状からははるか遠くにあります。また、教育的にも、それが適正な規模と言えるかどうかは議論の余地があると考えます。

しかし、委員会での質疑を通して、願意は、行政的にいうところの20人学級ではなく、1クラスの人数を20人規模にするということが分かりましたので、国への意見書案を願意に沿った表現に直して、再提出していただきたいと思います。請願の趣旨には心から賛同いたします。定数改善は学校現場の切実な課題です。だからこそ、願意を正確に表現した納得のいく意見書にすべきだと考えています。

以上が、反対の理由です。

○議長（大賀慶一君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

東奈津子さん。

[登壇]

○6番（東 奈津子さん） 請願第1号について、採択に賛成の立場から討論を行います。

ご承知のように、昨年末、国において、小学校を段階的に5年かけて35人学級にすることが決まり、40年ぶりに1学級当たりの上限人数の引下げが実現しました。しかし、子どもたちの安全安心な学校生活、また、学びの保障を考えるならば、ここで止まってはいけません。規模もスピードも不十分であります。引き続き、30人学級、20人規模の学級を求めて、声を上げていくことが大切であると考えます。

先日、3月17日の衆議院文部科学委員会では、萩生田文科相も、中学校も含めて30人以下が理想だ、このように答弁し、中学校での全学年の35人以下の検討についてもしっかりと進めていきたい、こう述べています。

このように、国も少人数学級については、必要性、効果は認めています。全国でも600を超える地方議会で、今、意見書が採択をされています。さらなる少人数学級実現のためにも、菊池市議会としても、さらなるきめ細やかな教育を目指すと

いう請願の趣旨に鑑み、速やかにこの定例会で採択すべきであることを述べ、賛成討論とします。

○議長（大賀慶一君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） これで討論を終わります。

これより採決します。採決は起立によって行います。

請願第1号、国の責任で「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、可を諮る原則により、原案について採決します。

お諮りします。請願第1号について、原案のとおり採択することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（大賀慶一君） 起立少数です。よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

日程第2 議会改革検討特別委員会の中間報告・質疑

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第2、議会改革検討特別委員会の中間報告を議題とします。

議会改革検討特別委員会から付託中の案件について、中間報告の申出がっております。

お諮りします。本件については、申出のとおり中間報告を受けることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、議会改革検討特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

議会改革検討特別委員会委員長、水上彰澄君。

〔登壇〕

○議会改革検討特別委員長（水上彰澄君） こんにちは。議会改革検討特別委員会の中間報告を行います。

議会の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定に基づき、議会改革検討特別委員会の中間報告をいたします。

当委員会では、先般の令和2年12月定例会において、2回目の中間報告を行ったところです。

その中において、結論を見ていない議員定数についての現在の審査状況を申し上げます。

令和2年12月定例会で行った中間報告においては、今後のコロナ禍の状況にもよりますが、令和3年4月に市民の意見を聞く場をコロナ感染の防止策を十分に行った上で開催し、令和3年6月をめどに結論を出す方向で検討を進め、引き続き審査を行うこととしておりますとしておりました。

その後、議論を進める中で、現在のコロナ禍の状況では、4月に市民の意見を聞く場としてシンポジウムを開催するというのは厳しいのではないかとといった意見や、まだ4月にシンポジウムを開催できる可能性はあると思う。新型コロナワクチン接種の状況次第ではあるが、高齢者への接種が落ち着けばできるのではないかと。4月にシンポジウムを開催すると決めた時点では、新型コロナワクチン接種の見込みが立っていなかった。4月開催というのは延期して、新たな日程を設定してシンポジウムを開催して、市民の意見を聞くべきだと思ふなどの意見が出されました。

そのような議論を踏まえて、令和3年4月に市民の意見を聞く場を開催するとしておりましたが、これについては、令和3年4月には開催しないとの結論を見ました。

また、当委員会として最終的な結論を出す時期については、もう十分この委員会での議論は尽くされており、現時点でも判断はできると考えている。意見交換会はその後に行えばいいのではないかと。最終報告を令和3年6月に行い、新型コロナワクチン接種が終わって落ち着いてからシンポジウムを実施して、市民の意見を聞くほうが良いと思うといった意見や、市民とのシンポジウムを開くわけだが、委員会として議員定数の判断が決まった後に開くということになれば、シンポジウムが形骸化するのではないかと。シンポジウムをしないならば、しないだけの理由が必要。一度するという判断は中間報告でも行っている。それを覆すだけの理由がないといけな。新型コロナワクチン接種が全部終わらなければならないとかではなく、もともと困難な状況でやろうと言っていたわけだから、それをどう変えるかというのは一度整理する必要がある。最後は議員それぞれの判断だが、委員会で一度決定した以上は、それに向けて努力をするというのが当初の委員会の判断と思ふなどの意見が出されました。

そのような議論を踏まえて、委員会の意見としては、シンポジウム開催の有無にかかわらず、令和3年6月に最終報告を行うという意見と、できるだけシンポジウムの開催を追求しながら、最終報告を遅くとも令和3年12月には行う意見とで採決を採り、令和3年6月に最終報告を行うが5人、遅くとも令和3年12月に最終報告を行うが4人となり、令和3年6月に最終報告を行うという意見で結論を見ております。

今後の本委員会では、議員定数について引き続き審査を行うこととしております。

以上、議員各位のご理解とご協力を引き続きお願い申し上げまして、議会改革検討特別委員会としての中間報告といたします。

○議長（大賀慶一君） 以上で、議会改革検討特別委員会の中間報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑は3回までとなっています。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○

日程第3 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

○議長（大賀慶一君） 次に、日程第3、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

閉会中の継続審査・調査

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

総務文教常任委員会

- 1 一般行財政、企画開発、地域振興、情報処理、防災、教育等に関する諸問題の調査について

福祉厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、市税、健康管理、地籍調査等に関する諸問題の調査について

経済建設常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光振興等に関する諸問題の調査について

- 2 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

予算決算常任委員会

- 1 予算及び決算に関すること

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

熊本地震からの復旧・復興特別委員会

- 1 熊本地震からの復旧・復興に関すること

議会改革検討特別委員会

- 1 議会改革に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席に配付の閉会中の継続審査並びに調査申出一覧表のとおり申出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの調査申

出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査とすることに決定いたしました。

○

追加日程第1 議員提出議案第1号 上程・説明・質疑・討論・採決

- 議長（大賀慶一君） 次に、追加議事日程第1、議員提出議案第1号を議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。
水上隆光君。

[登壇]

- 8番（水上隆光君） おはようございます。それでは、議員提出議案第1号、菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について申し述べます。

議員提出議案第1号を別紙のとおり、菊池市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由としましては、女性をはじめとする多様な人材の本市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、市民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席理由として、出産について産前、産後期間にも配慮した規定の整備を図るほか、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、本市議会における請願に係る署名押印の見直しを行うため、規則の一部を改正するものである。

これが、本案を提出する理由です。

条例案については、お手元に配付のとおりです。

議員各位におかれましては、本条例案の趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

- 議長（大賀慶一君） 以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は3回までとなっています。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長（大賀慶一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議員提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略し、引き続き審査をします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（大賀慶一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。議員提出議案第1号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大賀慶一君） 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして、令和3年第1回菊池市議会定例会を閉会します。

全員、ご起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れさまでした。



閉会 午前11時34分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 大 賀 慶 一

菊池市議会議員 水 上 彰 澄

菊池市議会議員 二ノ文 伸 元

各常任委員長報告書

- ・ 総務文教常任委員長報告書
- ・ 福祉厚生常任委員長報告書
- ・ 経済建設常任委員長報告書
- ・ 予算決算常任委員長報告書

総務文教常任委員会 委員長報告

本定例会で総務文教常任委員会に付託されました案件は、条例案 3 件、議決案 2 件、請願 1 件の 6 案件です。

2 日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

まず、議案第 3 号については、執行部より「本案は、懇談会の目的である市民参画と共同のまちづくりについて、総合計画策定審議会に引き継ぐことに伴い、本条例を廃止するものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第 4 号については、執行部より「本案は、本庁舎支所庁舎等の整備に関する事業計画策定の完了に伴い、本条例を廃止するものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第 5 号については、執行部より「本案は、菊池市の未来を考える懇談会条例及び菊池市庁舎等整備市民検討委員会条例の廃止に伴い、条例の一部改正を行うものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第 33 号及び議案第 34 号については、執行部より「本案は、財産の譲渡に当たっては、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を経る必要があり、上程を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員からの「議案第 33 号と議案第 34 号の土地については、面積で約 4 倍の差があるが金額は約 2 倍の差である。これはどういう設定になっているのか。」との質疑に対し、執行部からは「土地が広いことにより、道路の延長が長くなることなどの開発費用が高額となり、その金額を差し引いた金額となるため、土地の面積の狭い方が単価は高くなっている。」との答弁がありました。

また、委員からの「戸建て住宅とのことだが、何棟くらいになるのか。」との質疑に対し、執行部からは「議案第 33 号が 49 区画、議案第 34 号が 7 区画を予定してであると業者から伺っている。」との答弁がありました。

次に、請願第 1 号について、紹介議員の説明を求め質疑を行いました。

紹介議員より「本請願は、国において 35 人学級が小学校において実現するとなり、このことは評価するとした上で、一刻も早く中学校を含めて 35 人学級とすること。さらに、20 人程度の少人数学級へと進んでいくことを大きな方向として要望するものであり、すぐに 20 人学級を求めているものではない。」との説明があり、質疑を行いました。

委員からの「20 人学級というのが、1 クラスの人数を 20 人程度にするという趣旨であれば、そのとおりであると思う。そういう趣旨であれば表現を変える方が誤解を招かないのではないか。望んでいるのが 1 クラス 20 人規模なのか。」との質疑に対し、紹介議員からは「請願の趣旨としては、まずは 35 人から 30 人を目指しながら、最終的には 20 人程度の規模を目指すものである。」との答弁がありました。

また、委員からは「この請願については、国に対しての意見書を含んでいるので、慎重に扱う必要がある。」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第33号及び議案第34号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました請願第1号については、委員より「新型コロナ感染から子どもたちを守るために、また誰もが安心して過ごせる学校にするためにも、学級規模の縮小は喫緊の課題である。早急に全小中学校の少人数学級を進めるべきという願意に対しては、全く同感で賛成したい気持ちは大いにある。しかしながら、20人学級を展望したということは、20人学級という行政用語と、紹介議員から伺った願意と大分ずれがあるように感じた。願意と意見書案が一致するような内容に修正していただき、次の議会で再提出をお願いしたいという気持ちで反対する。」といった反対討論がありました。

採決の結果、請願第1号については、反対多数により不採択すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和3年3月19日

総務文教常任委員会 委員長 平 直樹

福祉厚生常任委員会 委員長報告

本定例会で福祉厚生常任委員会に付託されました案件は、条例案 10 件です。
2 日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

まず、議案第 6 号については、執行部より「市の債権の管理に関する事務処理の適正化を図るにあたり、条例を改正するものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第 7 号及び議案第 8 号については、執行部より「令和 3 年度から、本市全域が、菊池環境保全組合に加入し、家庭ごみの処理が開始されることに伴い、それぞれ条例を改正及び廃止するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員からの「新環境工場への紙おむつ搬入についてはどうなるのか。」との質疑に対し、執行部からは「新しい施設の処理能力等を組合及び構成市町で協議し搬入することとなった。」との答弁がありました。

次に、議案第 9 号については、執行部より「厚生労働省令である『放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準』の一部改正に伴い、条例を改正するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員からの「自治体によって研修内容が異なるのか。」との質疑に対し、執行部より「国の実施要綱で研修内容が定められているので違いはない。」との答弁がありました。

次に、議案第 10 号については、執行部より「介護保険法施行令の一部改正に伴い、条例を改正するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員より「保険料が下がったのは、余剰金が多かったということか。」との質疑に対し、執行部より「今回保険料が下がったのは、基金の取り崩しと、認定者数、認定率が下がったこと、グループホームの整備が出来なかったこと、コロナによる介護サービスの利用控えなどにより給付費の減につながった。」との答弁がありました。

次に、議案第 11 号から議案第 14 号までについては、執行部より「厚生労働省令である『指定居宅サービス等の事業の人員、設備 及び 運営に関する基準等』の一部改正に伴い、それぞれの条例を改正するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員より「個別の改正は、人員の基準等で介護職員不足への対策となっているが、配置基準が緩和されれば、今いる職員の負担が増えるのではないか。」との質疑に対し、執行部より「人員基準については、『支障がなければ』という文言が入っている。」との答弁がありました。

さらに委員より「今後事業所からも問い合わせがあると思うが、共通認識のマニュアルはあるのか。」との質疑に対し、執行部より「事業所に迷惑が掛からないようにしたい。」と

の答弁がありました。

次に、議案第 35 号については、執行部より「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、条例を改正するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員より「これは変異株には対応しないのか。」との質疑に対し、執行部より「国からの通知で、『変異株によるものは従来より含まれる。』とあるので対応する。」との答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第 6 号から議案第 10 号と議案第 14 号及び議案第 35 号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案第 11 号及び議案第 12 号については、委員より「職員配置基準や運営基準の緩和により、介護現場での人手不足を一層深刻にするものであるため反対である。」といった反対討論がありました。また、委員より「コロナ禍で介護の利用控えも発生している中で大事な条例改正である。」といった賛成討論がありました。

採決の結果、議案 11 号及び議案第 12 号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 13 号については、委員より「軽度の高齢者に必要なサービスを受けられなくなり、重症化につながる恐れがあるため反対である。」との反対討論がありました。

採決の結果、議案第 13 号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、福祉厚生常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和 3 年 3 月 19 日

福祉厚生常任委員会 委員長 坂本 道博

経済建設常任委員会 委員長報告

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました案件は、条例案 5 件、議決案件 1 件の 6 案件です。

現地視察を踏まえ 3 日間にわたり慎重に審査しましたので、その経過と結果について報告します。

はじめに、議案第 15 号については、執行部より「本案は、菊池市新型コロナウイルス対策農業支援資金基金を設置するにあたり、地方自治法の規定により、条例を制定する必要がある。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第 16 号については、まず、執行部より「菊池市交流促進センター・通称 龍龍館の改修工事が完了した平成 27 年度末に、速やかに条例改正を行うべきであったが、長期間対応できていなかったことに関して、適切ではなく心から反省している。今後はこのようなことがないように、職員一同が身を引き締め、日頃から適切な対応を心がけながら取り組んでいく所存であり、大変申し訳なかった。」とお詫びがありました。続けて「本案は、平成 27 年度に実施した菊池市交流促進センターの改修工事に伴い、菊池市交流促進センター条例の一部を改正する必要がある、条例改正を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「議案では、シャワー室を 150 円としているが、今まで徴収していたのか。」との質疑に対し、執行部からは「これまで、利用料金は発生していない。」との答弁がありました。

さらに、委員から「無料で貸し出しをしていたということか。」との質疑に対し、執行部からは「料金設定をしていなかったため、そのまま貸し出ししていた。」との答弁がありました。

また、委員から「議案では、和室 1 室につき 1 時間 500 円の利用料金としているが、宿泊もできるのか。」との質疑に対し、執行部からは「今回の条例改正で開館時間を午後 6 時までとしているため、宿泊については考えていない。」との答弁がありました。

次に、議案第 17 号については、執行部より「本案は、菊池市新型コロナウイルス感染症関係融資利子補給基金を設置するにあたり、地方自治法の規定により、条例を制定する必要がある。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第 18 号については、執行部より「本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する必要がある、条例改正を行うものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第 19 号については、執行部より「本案は、浄化槽法の一部改正に伴い、菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する必要がある、条例改正を行うものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第 38 号については、執行部より「本案は、公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法の規定により、議会の承認を得る必要がある。」との説明があり、質疑を

行いました。

委員から「四季の里は、設立当初、旭志村の福利厚生施設の意味合いもあったと思うが、途中、いろいろあって温泉ではなくなった。今回、大浴場の運営はしないとのことだが、貸切風呂はどうするのか。」との質疑に対し、執行部からは「キャンプの方などへのシャワー室として利用していく。」との答弁がありました。

さらに、委員から「施設と貸切風呂は、シェルパさんが受けるとのことだが、大浴場は受ける者がいないことも事実であり、きちんと旭志地区の住民に対して説明を行っていく必要があるのではないか。」との質疑に対し、執行部からは「地域の方々には丁寧な説明を行っていきたい。」との答弁がありました。

議員間討議では、議案第 16 号について「郷土料理提供コーナーと特産品展示販売所については、本来、2年貰えるところが、条例改正が成されなかったがために滞っている。こうしたことが委員会でも説明も無いままに今に至っている。」との意見がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第 15 号、議案第 17 号から議案第 19 号、及び議案第 38 号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案第 16 号については、委員より「今、頑張っているモフさんがきちんと頑張っていけるよう、またこの条例に沿って安心して頑張っていけるようにしたい。」といった賛成討論がありました。

採決の結果、議案第 16 号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。経済建設常任委員長報告とします。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和 3 年 3 月 19 日

経済建設常任委員会 委員長 後藤 英夫

予算決算常任委員会 委員長報告

本定例会で予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第 20 号から議案第 32 号、議案第 36 号及び議案第 37 号の 15 議案です。

2 月 26 日、3 月 3 日及び 16 日に予算決算常任委員会を、3 月 5 日、8 日から 10 日に予算決算常任委員会分科会を開催し、各分科会において所管する分を慎重に審査し、各分科会長より経過報告がありましたので、その主なものについて報告します。

はじめに、議案第 20 号については、そのほとんどが事業実績又は見込み額の確定による減額補正であり、そのうち主なものを申し上げます。

まず、執行部より「学校管理費の小学校営繕工事 4,491 万 9,000 円の増額補正及び中学校営繕工事 6,725 万 9,000 円の増額補正については、国の令和 2 年度第 3 次補正予算の対象事業であり、コロナ禍における有事の際に使用する、避難所指定を受けている各小中学校体育館の和式トイレの洋式化及びドライ化を行うものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員からの「現在の小中学校体育館のトイレの状況と、今後の改修内容はどうなるのか。また個数は何個か。」との質疑に対し、執行部からは「今回の改修については、国から学校施設における防災機能強化への協力について通知があり、避難所指定を受けている体育館のトイレを洋式化やドライ化するものである。改修個数については、小中学校併せて小便器 26 基、大便器が 46 基である。」との答弁がありました。

また、委員からの「コロナ禍においては、蓋を閉めて流すことが重要であるが、蓋付きの便器の個数は何個か。また、除菌シートは設置してあるのか。」との質疑に対し、執行部からは「市内の小中学校の体育館の洋式トイレはすべて蓋付きである。ただし、多目的トイレについては、車いすの方が使用されるため蓋は付いていない。除菌シートについては、今後コロナウイルス感染症対策を含めて、設置の方向で検討したい。」との答弁がありました。

次に、「体育施設費の体育館管理費 2,809 万 1,000 円の増額補正については、総合体育館メインアリーナの空調設備が故障したため改修するもので、国の令和 2 年度第 3 次補正予算の対象に追加されたため、今回予算計上するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員からの「総合体育館の空調は整備して何年目か。どういう改修になるのか。」との質疑に対し、執行部からは「空調設備は平成 20 年に設置してある。機械器具の耐用年数は税法上 15 年となっているが、一般的な耐用年数は定められていない。空調設備が給水冷水温水機という大型の特殊なものであり、大本の機械を改修するものである。」との答弁がありました。

次に、委員からの「固定資産税の支払い猶予があったが、その影響額は。」との質疑に対し、執行部からは「現在支払い猶予申請があっているのは全体で2,700万円程度であり、そのうち固定資産税は2,000万円程度である。」との答弁がありました。

次に、委員からの「現在の地籍調査の進捗状況は。」との質疑に対し、執行部からは「現在66.9%であり、令和2年度末までに67.5%を予定している。」との答弁がありました。

次に、委員からの「障がい児通所給付費等支援事業は増額補正だが、その理由は。」との質疑に対し、執行部からは「利用人数は横ばいだが、身近な場所に事業所が増え、今まで利用したくても出来なかった状況から、一人当たりの利用日数が増えている状況に変わったためである。」との答弁がありました。

次に、委員からの「妊婦健診委託料が410万円減額となっているが、妊婦の数が減っているのか。妊婦健診を受けていない人が多いのか。」との質疑に対し、執行部からは「妊婦の数が減っているための減額となっている。」との答弁がありました。

次に、執行部より「農業振興費の担い手確保・経営強化支援事業787万5,000円、及び畜産業費の畜産競争力強化対策緊急整備事業4億7,111万2,000円については、国の令和2年度補正予算の成立に伴い、繰越明許費として補正予算を計上するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「繰越明許の理由は何か。」との質疑に対し、執行部からは「事業の採択を受けるためには、予算措置を行っておくことが必要である。」との答弁がありました。

次に、執行部より「農業振興費の担い手づくり支援交付金事業272万6,000円の減額については、旭志地区及び泗水地区の2法人分を申請していたが、旭志地区の1法人分が不採択になったためである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「1件が不採択となっているが基準は何か。」との質疑に対し、執行部からは「県への申請が多く、ポイント制による審査で、他の申請者よりポイントが不足していたためである。」との答弁がありました。

次に、執行部より「土木債の緊急浚渫推進事業債1,310万円の増額については、市管理河川の浚渫を行うため、2次申請により承認されたものである。」との説明があり、質疑を行いました。委員から「河川の浚渫とは、具体的にどういった事業を行うのか。」との質疑に対し、執行部からは「河川に溜まった土砂の撤去や倒木の除去等を行うものである。」との答弁がありました。

次に、議案第21号から議案第23号については、執行部より「ほとんどが事業実績又は見込み額の確定による減額補正である。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第 24 号については、執行部より「主に、つまごめ荘民営化前の介護サービスの収入の見込みが確定したものや県支出金返納金の確定によるものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第 25 号については、執行部より「長期前受金戻入 2,032 万 4,000 円の増額については、桜山地区の県道住吉熊本線改良既設配水管・吉富地区の石綿管撤去等に伴い、資産減耗に対して収益化を行うものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第 26 号については、執行部より「使用料の過年度欠損漏れが 490 万 4,852 円、受益者分担金の過年度欠損漏れが 13 万 7,500 円あり、こうした不納欠損漏れを今後、整理していく。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第 27 号中、その主なものを申し上げます。

はじめに、交通コミュニティ対策事業について、委員からの「コミュニティバスとあいのりタクシーの内訳は。」との質疑に対し、執行部からは「べんりカーが 1,119 万 3,000 円、あいのりタクシーが 1,336 万 6,000 円である。」との答弁がありました。

さらに、委員からの「あいのりタクシーの地域別の内訳は。」との質疑に対し、執行部からは「あいのりタクシーは 6 地域あり、水源地域 450 万 7,000 円、龍門地域 128 万 6,000 円、泗水西部地域 109 万 9,000 円、泗水東部地域 108 万 9,000 円、七城地域 187 万 2,000 円、旭志東部地域 102 万 3,000 円である。」との答弁がありました。

次に、菊池一族プロジェクト事業について、委員からの「継続でやってきていることは理解しているが、どれだけの効果があったのか検証はできているのか。」との質疑に対し、執行部からは「これまで交流事業を進めてきたが、継続的に繋がっていく仕組みがなかったことが課題であった。今回予算計上している菊池ファンクラブ事業で、継続的に繋がっていく仕組みづくりを進めていきたい。検証については、商工観光課と協議しながら進めていきたい。」との答弁がありました。

次に、人件費について、委員からの「当初予算では 13 人減で約 1 億 7,800 万円の減で、ある程度妥当な金額だと思うが、補正予算では 4 人減で約 1 億 5,000 万円の減だった。その内容はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部からは「人件費の当初予算の計上に当たっては、前年度の年末段階での職員数などを勘案しながら積算している。その際に育児休業や病気休暇の職員分も総額ベースで織り込んでいる。補正予算では、最終的な年度末の調整で休業により無給となる分についても調整を行っている。」との答弁がありました。

次に、合併特例事業債について、委員からの「合併特例事業債の額はどれくらい残っているのか。また、あと何年残っているのか。」との質疑に対し、執行部からは「令和 2 年 8 月

現在で、合併特例事業債の発行限度額が 213 億円、発行可能な残額が 12 億円である。事業実施は令和 6 年度までとなっている。」との答弁がありました。

さらに、委員からの「合併特例事業債は、残りの全額を使う計画になっているのか。」との質疑に対し、執行部からは「合併特例事業債については、新市建設計画に基づき行っており、庁舎整備事業をもって全事業が終了する計画で行ってきた。令和 2 年 8 月以降についても、発行可能残額 12 億円のうち 3 億円程度を七城支所の庁舎整備費用に充てることにしており、残りの 9 億円についても、新市建設計画に基づく道路整備事業などに有利な財源として振り替えて、限度額まで活用することになっている。」との答弁がありました。

次に、補助教員配置事業について、委員からの「今まで 55 人体制だったのが令和 3 年度から 42 人体制と聞いている。段階的ではなくて突然この人数になったのか。」との質疑に対し、執行部からは「今回の配置の大きな理由は、令和 3 年度から教育環境が大きく変わることと、学校長ヒアリングのなかで、免許職を中心とした補助教員と介助支援という支援員の仕事の内容の違いがなくなってきたということで、これまでの職種の体制で人数の見直しをするのか、それともそのまま行くのか、若しくは一つの職種に換えるのかということを経験した結果、最終的には学校支援員という形で一つの職種にすることとした。また、国からの ICT 機器を活用した特別支援教育や学校教育の在り方が変わることや、学習指導要領も変わるということも踏まえて、今までの教育環境と大きく変わることから、見直しする必要があるということで、こういう形になった。今後も学校現場を注視しながら必要に応じた適正配置に努めていきたい。」との答弁がありました。

次に、ICT 支援業務委託料について、委員からの「業務委託の内容はどのようなものか。」との質疑に対し、執行部からは「外部の事業者から 3 人の支援員を委託するものである。委託内容としては、先生方が授業で使う ICT 機器の活用についての支援や今年度導入した電子黒板やタブレットなどの保守、ソフトの活用方法の指導などが主な内容である。」との答弁がありました。

次に、図書館費について、委員からの「本が年々増えていって処分する本もあると思うが、処分に掛かる費用はどうなっているのか。」との質疑に対し、執行部からは「廃棄する本については、1 冊 10 円で販売をしている。その他の本については学校図書館に引き受けていただいている。それ以外の本についてはリサイクル業者に引き取っていただいております、経費は掛かっていない。」との答弁がありました。

次に、委員からの「菊池市も法人の倒産がでてきているのか。今後、税収に影響は出るか。」との質疑に対し、執行部からは「法人の倒産は聞いていない。法人税割については、法改正により 12.1% から 8.4% になり減少する。併せてコロナ禍により減額で計上している。」との答弁がありました。

次に、委員からの「エコヴィレッジ旭の跡地利用について、地元との協議はどうなっているか。」との質疑に対し、執行部からは「昨年12月に地元区長他住民の方をメンバーとした環境保全対策委員会を開催し、工場棟については解体することを了承された。管理棟については地元で利用することは難しいので、市に一任するとの結論となった。ただし、仮に民間に譲渡する場合は環境に影響のないような事業所にするようにとの要望があった。」との答弁がありました。

また、別の委員からの「菊池市内へ進出している企業に事業敷地としての跡地利用意向調査を検討してはどうか。」との質疑に対し、執行部からは「現在、庁内の各課へ跡地利用についての意向確認を行っており、意向を取りまとめるうえ地元との協議を進めていきたい。」との答弁がありました。

次に、生きがいづくり促進事業について、委員からの「金婚式の予算は昨年度分も計上されているのか。式典について、今年度実施できなかった方は令和3年度対象の方と一緒にを行うのか。」との質疑に対し、執行部からは「令和2年度対象の方にはお祝い品を贈ったので、令和3年度予算については令和3年度の対象者の分のみ計上している。昨年度対象者向けの式典については、コロナの状況を考えながら、検討していきたい。」との答弁がありました。

次に、「聖母幼稚園跡のつどいの広場は、当面は現在の場所で継続して行うとのことだが、その後はどのように運営していく予定か。」との質疑に対し、執行部からは「令和3年度に全体的に見直すこととしており、別の場所を探している。」との答弁がありました。

さらに、委員からの「つどいの広場の数を減らすのか。」との質疑に対し、執行部からは「子ども・子育て支援事業計画では減らすこととしているが、令和3年度に検討する。」との答弁がありました。

次に、菊之池保育園・花房保育園について、委員からの「職員人件費の件で、前回の補正予算の審査時に、嘱託保育士を公募しても応募がないということであったが、当初予算ではどうなったのか。」との質疑に対し、執行部からは「令和2年度に、任期付1人と再任用職員2人が退職し、当初予算では、4人の正規職員の採用がある予定で、1人増えることになる。」との答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業について、委員からの「コールセンター委託料が計上してあるが、委託先はどこか。地元から雇用するのか。」との質疑に対し、執行部からは「委託先は、福岡県のヒト・コミュニケーションズという会社であり、対応スタッフは地元から雇用されている。」との答弁がありました。

さらに、委員からの「いつまでの契約か。」との質疑に対し、執行部からは「予算は、1年分を計上している。」との答弁がありました。

次に、熊本連携中枢都市圏事業について、委員からの「健康ポイント事業が上がっている

がどのようなものか。」との質疑に対し、執行部からは「平成31年3月に熊本市と連携中枢都市圏連携を締結している。熊本市が開発したアプリを利用し、健康づくりに取り組んでもらうものである。負担金は、人口割となっており、特別交付税の対象となる。」との答弁がありました。

次に、執行部より「畜産業費の家畜導入事業1,200万円については、市単独の事業で、優良な肉用牛及び乳用牛の導入により、畜産経営基盤の安定を図るもので、家畜導入事業補助金として1頭当たり5万円を上限として市が補助するものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「家畜導入事業の予算は、この数年間変わっていないが、本市の基幹産業は農業であり、そのメインは畜産である。伸びている分野であるので、増額等は考えていないのか。」との質疑に対し、執行部からは「畜産は、菊池市の農業における重要な産業であるが、財政等の問題もあり御理解いただきたい。」との答弁がありました。

次に、執行部より「林業総務費の鳥獣捕獲事業559万7,000円については、捕獲報奨金400万円等のほか、従事者52人への事業委託料である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「年度途中で使い切った場合はどうするのか。」との質疑に対し、執行部からは「市の単独事業とは別に、協議会から申請する国の補助事業を利用し、報奨金を支出している。また、協議会にも努力していただくとともに、協議会と市が歩み寄りながら調整し進めていきたい。」との答弁がありました。

次に、執行部より「商工総務費の市まつり事業2,075万5,000円については、市まつり実行委員会等への委託料と補助金等であり、まつりの開催については新型コロナウイルスの状況により不確定な面もあるが、実施を前提とした予算を計上している。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「コロナ禍においては、感染拡大防止もしなければならない、一方で市を元気にしていかなければならないといった中で、どういった点に留意しながら、まつりができるよう進めているのか。」との質疑に対し、執行部からは「県のイベント開催基準等があるので、それを守った範囲で行うよう、各実行委員会と話を進めている。」との答弁がありました。

次に、執行部より「道路橋りょう維持費の道路橋りょう維持事業4億4,227万3,000円については、市道等の老朽化により、破損している道路等の維持補修を行い、機能の保全を図るものである。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「橋りょうのどういうところを点検し、維持していくのか。」との質疑に対し、執行部からは「道路法の施行規則では、5年に1度は橋りょうの点検を行うよう定められており、市内の564橋のうち、令和3年度では105橋を点検し、必要に応じて補修を行っていく。」との答弁がありました。

次に、執行部より「公園費の公園管理経費 6,061 万 8,000 円については、主なものとして、公園の樹木管理、除草作業等である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「公園管理は経費も掛かるので、業者委託ではなく地域に任せる等できないか。」との質疑に対し、執行部からは「将来的には地域で管理していただくことが理想と思うが、現状では受け手がなく難しい状況にある。パーク P F I という公園を企業や組合が管理するといった取り組みもあるため、民間活用も含めて検討を進めたい。」との答弁がありました。

次に、議案第 28 号については、執行部より「被保険者数の減少やコロナ禍で国民健康保険税収が減っている状況である。」などの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第 29 号については、執行部より「後期高齢者医療事業について、当初予算は前年度に比べて、対象者増加により、約 2,200 万円の増額である。」などの説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第 30 号については、執行部より「介護保険事業について、当初予算は前年度に比べて、給付費を多く見積もったため、約 9,000 万円以上の増額である。」などの説明があり、質疑を行いました。

委員からの「任意事業費のケアプランチェック員報酬について、どういう内容か。また人数を教えてください。」との質疑に対し、執行部からは「会計年度任用職員 1 人である。また、内容は介護給付の適正化で、ケアプランをチェックして、適正なプランかどうか、また、プランの間違いなどもチェックを行うものである。」との答弁がありました。

次に、議案第 31 号については、執行部より「水道事業収益は 6 億 6,179 万 4,000 円、水道事業費用は 6 億 800 万 4,000 円である。また、資本的収入は 2 億 7,379 万 4,000 円、資本的支出は 5 億 260 万 1,000 円である。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第 32 号については、執行部より「建設費の工事請負費 2 億 7,208 万円は、富の原地区管渠整備事業をはじめ、各地区の管渠延伸工事や公共柵設置工事のほか合併処理浄化槽市町村整備工事などである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第 36 号については、執行部より「四季の里旭志の指定管理委託にかかる債務負担の追加であり、期間は令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間、債務負担の限度額は 3,450 万円である。」との説明があり、質疑を行いました。

委員から「年間の指定管理料が下がっている理由は何か。」との質疑があり、執行部からは「大浴場の運営にかかる経費、及び旭志地区を巡回し利用者を輸送していたバスの費用を減額したものである。」との答弁がありました。

さらに、委員から「指定管理に動物広場の管理は含まれているのか。」との質疑があり、執行部からは「そのとおりである。」との答弁がありました。

また、委員から「プール機械管理委託料が積算されているがプールは使用されるのか。」との質疑があり、執行部からは「指定管理者に指定しようとする団体が夏場については活用したいとのことであった。」との答弁がありました。

次に、議案第 37 号については、「観光費の四季の里旭志指定管理委託料 1,150 万円の増額については、指定管理者の指定に伴い、委託料を増額するものである。」との説明があり、特に質疑はありませんでした。

議員間討議では、「令和 2 年度までは補助教員で、令和 3 年度が学校支援員ということだが、従来の補助教員の方々に理解を得られているのか。唐突に決められて 55 人が 42 人となり、13 人の方が職を失ったと感じている。理解を得られて納得されているのかどうか気がなる。」「補助教員配置事業は、菊池市は他の自治体に先駆けて実施されている。毎年多額の費用を費やしてきた事業である。学校の先生からは、とってありがたいという話を聞いている。特別な支援が必要な子どもたちが増えてきている現状では、減らしていいのだろうかというのは疑問である。今回人数が減らされたことは残念であるが、現場の要望があれば予算等を含めて見直していくという話があったので、この 1 年間現場がどう受け取っているのかしっかりと声を聴いていただきたい。」との意見がありました。

委員より「児童福祉費の予算が同じである。『今年はこれに力を入れる。』というように子育てについての予算を戦略的にまとめ、メリハリのある予算を組むべき。」という意見がありました。

また、委員より「ワクチン接種については、安全に実施してほしい。市は国に情報公開等をしっかりやってほしい。分科会として、意見を集約したほうがいいのではないか。」との提案がありました。

また、委員より「健康推進課のアプリや市民課のコンビニ交付の費用対効果をしっかり検証すべき。どのように人件費を削減する効果があったのか、市民の健康状態がどのように改善したかを引き続き検証してほしい。」との意見がありました。

また、委員より「環境課の地下水の調査について、簡易水道を求める区長の申し出を重くみてほしい。他の地域と同じ条件にしてほしい。」との意見に対し、別の委員から「加入希望者が少ない現状を引き続き委員会で調査すべき。」「特に数値が高い地域があるので、抜本的に水道行政を変えるべき。」との意見もありました。

また、新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種事業について、福祉厚生分科会より次の 3 点の提言がありました。

- ①執行部は、国からのワクチン接種の進捗状況を随時確認し、正確な情報を適宜市民へ提供すること。
- ②執行部は、ワクチン接種を円滑に進めるために、交通手段のない高齢者や障がいなどで接種会場へ訪れるのが困難な方へのきめ細やかな配慮と支援を行うこと。

③執行部は、関係機関と十分に協議のうえ接種体制を整えて、接種時の感染症対策をきちんと行い、ワクチン接種を安全に実施すること。

以上が、各分科会長からの経過報告となります。
なお、執行部に対する総括提言はありませんでした。

次に、各分科会長に対する質疑を行いました。

委員より「令和3年度の一般会計本予算が可決しないままに、補正案が出されているが、イレギュラーなやり方と思う。そのやり方についてどのような審査が分科会でなされたのか。

例えば本予算が否決になるならば、本予算を否決して補正だけを可決することはあり得ない。そのあたりの説明もあったと思うが。」との質疑があり、経済建設分科会長より「分科会の中では、そのような質疑はあっていない。」との答弁がありました。

また、委員より「公園管理経費について、花房公園の進捗状況や今後の管理について確認しているのか。将来的には地域で管理していただくことが理想であるとのことだが、そのように管理されている公園がどれだけあるか確認はされたのか。堂山展望所について、住民に対する安心安全の確認についての検討はされたのか。」との質疑があり、経済建設分科会長より「今現在ある公園の管理について、民間委託ができればそれに越したことはないが、今は、なかなか受け手がないという意見があった。堂山展望所の件については、分科会での質疑はあっていない。」との答弁がありました。

以上、慎重に審査しました結果、当委員会に付託されました議案第20号から議案第26号、議案第31号及び議案第32号、議案第36号及び議案第37号については、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、討論がありました議案第27号については、委員より「来年度の予算に求められるのは、コロナの感染防止による市民の命と暮らしを守ること、コロナ禍で影響を受けた様々な苦難の軽減に全力を尽くすことである。医療機関や高齢者施設へのPCR検査の実施、中小事業者への再度の直接的な支援など、市民の命と暮らしを守る予算編成が必要である。」

また、委員より「学校現場における補助教員の減員は、コロナ禍の状況で心身ともに不安定な状況の児童生徒の配慮に影響を及ぼすと考えられる。家庭においても児童生徒を取り巻く保護者の経済状態も厳しい状態にあり、児童生徒の見守りが学校全体で必要な時である。そのようなことから配置人員の減員及び予算の減額には反対する。」といった反対討論がありました。

次に、議案第28号については、委員より「ここ数年保険料が据え置かれていることは評価するが、市民の国保税の負担感は大変重い状況である。基金の活用や法定外の繰り入れも行って、コロナ禍の今こそ引き下げを行うべきである。」といった反対討論がありました。

次に、議案第 29 号については、委員より「本制度は高齢者を年齢で差別し、給付の抑制や本人負担を増やす問題の制度である。保険料が払えずに滞納となっている件数が 177 件にも上っており、その影響はさらに深刻にならざるを得ない。」といった反対討論がありました。

次に、議案第 30 号については、委員より「第 8 期において保険料が引き下げとなることは評価する。しかし、引き下げが行われたものの、まだまだ高すぎる。今回さらに増額になった基金も活用し、さらなる引き下げを求める。」といった反対討論がありました。

採決の結果、議案第 27 号から議案第 30 号については、賛成多数により可決すべきものと決定しました。

議員各位におかれましては、当委員会の決定のとおり、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。予算決算常任委員長の報告とします。

菊池市議会 議長 大賀 慶一 様

令和 3 年 3 月 19 日

予算決算常任委員会 委員長 松岡 讓

付 録

令和3年第1回定例会付議事件一覧及び審議結果表

(3月19日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第3号	菊池市の未来を考える懇談会条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第4号	菊池市庁舎等整備市民検討委員会条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第5号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第6号	菊池市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第7号	菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第8号	菊池市一般廃棄物固形燃料化処理施設条例を廃止する条例の制定について	原案可決
議案第9号	菊池市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第10号	菊池市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第11号	菊池市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第12号	菊池市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第13号	菊池市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第14号	菊池市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第15号	菊池市新型コロナウイルス対策農業支援資金基金条例の制定について	原案可決
議案第16号	菊池市交流促進センター条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第17号	菊池市新型コロナウイルス感染症関係融資利子補給基金条例の制定について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第18号	菊池市地域経済牽引事業奨励条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第19号	菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第20号	令和2年度菊池市一般会計補正予算（第15号）	原案可決
議案第21号	令和2年度菊池市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第22号	令和2年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第23号	令和2年度菊池市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第24号	令和2年度菊池市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第25号	令和2年度菊池市水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第26号	令和2年度菊池市下水道事業会計補正予算（第6号）	原案可決
議案第27号	令和3年度菊池市一般会計予算	原案可決
議案第28号	令和3年度菊池市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第29号	令和3年度菊池市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決
議案第30号	令和3年度菊池市介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第31号	令和3年度菊池市水道事業会計予算	原案可決
議案第32号	令和3年度菊池市下水道事業会計予算	原案可決
議案第33号	財産の譲渡について	原案可決
議案第34号	財産の譲渡について	原案可決
議案第35号	菊池市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第36号	令和2年度菊池市一般会計補正予算(第16号)	原案可決
議案第37号	令和3年度菊池市一般会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第38号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
議員提出議案		
議員提出 議案第1号	菊池市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	原案可決
請願		
請願第1号	国の責任で「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める請願	不採択
報告		
報告第1号	専決処分の報告について(奨学資金に関する訴えの提起)	原案報告
報告第2号	専決処分の報告について(奨学資金に関する訴えの提起)	原案報告
報告第3号	専決処分の報告について(市道管理瑕疵)	原案報告
報告第4号	専決処分の報告について(庁用車車両事故)	原案報告